

日本大学法学部
学部要覧

COLLEGE OF LAW
NIHON UNIVERSITY

令和7(2025)年度



学 部 要 覧

——学修と学生生活の手引き——

令和 7 (2025) 年度

入学の当初、学修や学生生活についての指導があるので、必ず出席してください。

この「学部要覧」は新入生にのみ配付されます。とくに学修上の諸規定は、途中で変更されることなく、卒業まで一貫して適用されますので、学年のはじめには読み返すようにした上で、卒業まで大切に保管してください。

日 本 大 学 法 学 部

はしがき

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

皆さんは、日本大学法学部の学生として、これから新たな一步を踏み出すにあたり、心躍らせているのではないかと思います。

この『学部要覧』は、皆さんが日本大学法学部に入学してから卒業するまでに必要な数々の情報を提供するために編集された「ガイドブック」です。

まずは、皆さんが大学で学ぶにあたり、不可欠な履修や学修の方法について知る必要があります。大学で学修し、卒業するために何が必要か、履修や単位の修得はどのように行うか、さらに教育職員免許状などの資格を取るにはどうしたら良いのかなど、大学生活を送る上で重要な基本情報が、ここでは細かく説明されています。また、この『学部要覧』には、図書館の利用案内や課外講座の案内、各種資格試験の指導部門の紹介、司法科研究室や行政科研究室などの学生研究室に関する記載、さらに就職などの進路に関する記述もあります。皆さんは、この要覧をよく読んで、卒業後の進路を見据えて4年間の学修計画を立て、有益な学生生活を送るよう心がけてください。

もちろん、入学したばかりの皆さんは、この『学部要覧』を眺めてみても、あまりの情報量の多さに戸惑いを感じる人もいるかもしれません。4月早々に始まる各種のガイダンスは、これから大学で学び、生活していくのに必要なことを説明するためにあります。その際には、必ずこの『学部要覧』を閲覧できる状態にして参加してください。『学部要覧』を熟読し、ガイダンスを受けても疑問点が氷解しない場合には、ガイダンスを補完する履修相談を有効に活用したり、授業の担当教員に相談したり、あるいは事務局の窓口を訪れてもらいたいと思います。

大学生の学生生活の特徴づけるのは、何よりも「自由」です。大学では、自分の時間割は、自分の責任で作成することが求められています。「何を学びたいのか」「何を学ぶべきか」、それを決めるのは皆さん自身です。そして、卒業後に「何を目指すのか」「そのためにはどのような学生生活を送らねばならないのか」、それを決めることができるのも皆さん自身なのです。もちろん、自由の背後には「自己責任の原則」があります。皆さんは、この「自己責任の原則」を十分に自覚して、『学部要覧』を十分に活用しながら実り豊かな学生生活を送ってほしいと思います。

日本大学は、近代国家の成立期にあって、法学普及の重要性を認識した学祖山田顕義伯爵によって、1889年に「日本法律学校」として創立されました。この日本法律学校から始まる日本大学の歴史は、そのまま法学部の歴史でもあります。法学部は、この長い歴史と輝かしい伝統を誇る日本大学の中にあって、その中核に位置付けられています。皆さんもまた、日本大学の筆頭学部の重要な一員です。その誇りと自覚をもって、これからの学生生活に臨んでほしいと願っています。

も く じ

日本大学法学部	
日本大学の目的および使命	4
日本大学教育憲章	5
法学部（学士（法学））の卒業の認定に関する方針	6
法学部（学士（法学））の教育課程の編成及び実施に関する方針	7
日本大学法学部の教育研究上の目的	16
法学部の沿革と現状	17
大学生生活にあたって	20
学修上の注意	23
卒業の単位と授業科目	23
授業科目の登録（履修登録の手続）	28
授業	29
試験	30
法学部追試験実施に伴う取扱い要項	33
学科目の履修と学修	35
全学共通教育科目・共通科目の学修	37
総合科目の学修	40
外国語科目の学修	45
必修外国語（英語）の学修の目的	48
英語科目の特色	48
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の学修の目的	50
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の特色	50
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の履修方法	52
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）の学修方法	53
外国人留学生の必修外国語「日本語」について	56
随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の特色	58
随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の履修方法	58
体育・健康科目の学修	62
専門科目の学修	65
法律学科専門科目の学修	66
政治経済学科専門科目の学修	84
新聞学科専門科目の学修	101
経営法学科専門科目の学修	108
公共政策学科専門科目の学修	126
ゼミナール	147
教職課程の履修について	148
学生生活	161
法学部情報ネットワーク（COLNet）について	172
奨学金制度	173
国際交流	177
図書館の利用と概要	181
就職（進路）について	182
大学院法学研究科の概要	186
大学院新聞学研究科の概要	187
大学院法務研究科の概要	189

日本大学の目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき
道統をたつとび 憲章にしたがい
自主創造の気風をやしない
文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

日本大学校歌

相馬 御風 作詞
山田 耕柞 作曲

一、日に日に新たに 文化の華の
栄ゆく世界の 曠野の上に
朝日と輝く 国の名負いて
巍然と立ちたる 大学日本
正義と自由の 旗標のもとに
集まる学徒の 使命は重し
いざ 讃えん 大学日本
いざ 歌わん われらが理想

二、四海に先んじ 日いつる国に
富嶽とゆるがぬ 建学の基礎
栄ある歴史の 道一すじに
向上息まざる 大学日本
治世の一念 炎と燃ゆる
われらが行く手の 光を見よや
いざ 讃えん 大学日本
いざ 歌わん われらが理想

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

・日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

・社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

<自ら学ぶ>

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

・世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

<自ら考える>

・論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

・問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

<自ら道をひらく>

・挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

・コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

・リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

・省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

法学部（学士（法学））の卒業の認定に関する方針〔DP〕

日本大学法学部は、「日本大学の目的及び使命」を理解し、日本大学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を修得し、「リーガルマインド」を身につけた者に、「学士（法学）」の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）
自ら学ぶ	豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。
	世界の現状を理解し、説明する力	日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。
自ら考える	論理的・批判的思考力	論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。
	問題発見・解決力	問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。
自ら道をひらく	挑戦力	挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。
	コミュニケーション力	コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。
	リーダーシップ・協働力	リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
	省察力	省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。

〔DP〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

法学部（学士（法学））の教育課程の編成及び実施に関する方針

【カリキュラムポリシー】

日本大学法学部（学士〔法学〕）では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って、共通科目領域、総合科目・体育実技科目領域、外国語領域及び各学科専門科目領域の領域ごとに教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）の養成を目的として、領域ごとの授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能及び態度を修得する授業科目について、学修到達目標をシラバスに明示し、授業形態や授業手法に即した多面的な評価方法により、その達成度を公正かつ厳正に評価する。自主創造における8つの能力（コンピテンシー）への達成度に関しては、領域ごとにおける授業科目の修得による到達度等に基づき、段階的かつ総合的に判定する。

共通科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 「知の技法」に習熟し、それらを駆使して、高度な教養・社会科学の学修を遂行し、法令遵守の精神や高い倫理観を涵養し、自分の使命・役割を探究することができる人材を育成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 日本大学の歴史を知り、本学が世界の中で有する使命・役割を理解した上で、日本および世界における法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みや諸問題を幅広く見渡し、説明することができる力を養成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 共通科目群を通じて、論理的・科学的・合理的・批判的考察の重要性や仕方を理解・習得し、社会科学の基礎的知識を基に、これらの思考力を活かし、文章作成や口頭発表によって新たな「知」の創造に挑むことができる人材を育成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的ににかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 社会貢献を通じて、問題解決型思考力の大切さやその思考力を社会で活かす技法を学び、今日の社会・共同体の諸問題への解決策を自ら考案しながら、社会人として社会活動に積極的に参加することができる人材を育成する。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 キャリア関連科目を通じて、理想的な社会へのビジョンを持つことの大切さや、自分の専門知識の活かし方、未知未踏のものに取り組む勇気などを学び、自分自身のキャリアを設計・計画していくことができる人材を育成する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 最新のコンピュータ・リテラシーを活用する技法を修得して積極的に国内外の人々とコミュニケーションを実践し、自分とは異なる気質や感性、価値観を有する他者の考えや立場を理解・尊重しつつ、自らの考えを伝えることができる力を養成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 キャリア関連科目を通じて、長期的なキャリア・プラン作成において自ら決定していく力を発揮し、そのプランや科目の履修等によって得たビジョンにそって、より良い社会・共同体の建設のために率先して行動することができる人材を育成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 共通科目群を通じて、リーガルマインドの研鑽に絶えず励むとともに、社会等が抱える諸問題の解決には、他者の提言や批判を謙虚に受け止める必要があることを理解し、より良い社会・共同体の創造のためにそれらの提言や批判を活かすことができる人材を育成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

総合科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 法学部専門教育科目に加え、総合科目の「哲学と思想」「社会と文化」「人間と環境」の各コース科目の系統的な学修を通じ、豊かな人間性と寛容な精神、強靱な思考力、広範な学識を身に付けることで、高い倫理観を涵養し、自らの持ち場で適切に判断し、行動する力を育成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 法学部専門教育科目の学びと連関させながら、「哲学と思想」「社会と文化」「人間と環境」の各コース科目を系統的に学ぶ中で、歴史と文化、自然条件等を踏まえながら、日本及び世界各地域の社会システムを理解し、直面する問題の構造を根源的に考察し、その理解を適切に整理・表現する力を育成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 「哲学と思想」「社会と文化」「人間と環境」の各コース科目の系統的な学修を通じ、さまざまなものの見方・考え方に触れる中で批判的な精神を涵養し、確かな根拠と合理的な考察とに基づいて、主体的な意見を形成する力を育成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的ににかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 「哲学と思想」「社会と文化」「人間と環境」の各コース科目の系統的な学修を通じて、現代社会についての問題意識や分析視角・研究手法を涵養して、直面する諸事象について主体的に考察し、その解決策を提案する力を育成する。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 「哲学と思想」「社会と文化」「人間と環境」の各コース科目の系統的な学修を通じて身につけた、教養と学識に対する自信と誇りの上に立ち、理念の創造や社会の改革に主体的に取り組む勇気と粘り強さを育成する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 総合科目の「探求科目群」「演習科目群」、その他の科目における協働作業を通じ、多様性を尊重する開かれた態度をもって、他者の意見に耳を傾け、自らの考えを効果的に伝達する力を育成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 総合科目の「探求科目群」「演習科目群」、その他の科目における協働作業を通じ、相互の成長や問題解決の経験、協働することの喜びを積み重ね、協働の技法や集団の力を引き出すリーダーの役割を理解し、積極的・主体的に協働に参画する意欲を育成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 総合科目のすべての科目における主体的な振り返り学修や成績評価を踏まえ、自己の達成と問題点を明らかにし、次なる課題や目標を定め、それを自己のさらなる成長に結びつける力を育成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

外国語科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、国際人として必須の多様な価値観を許容する倫理観を養い、国際交流に貢献する力を養成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、日本と世界の社会システムを国際的見地から多角的に捉える視点を養い、説明する力を養成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、国際社会について論理的・批判的に考える力を養成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、国際社会における事象を独創的な視点から観察して問題を発見し、解決策を提案する力を養成する。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、異文化に積極的かつ自主的に関わり、より良い相互理解の発展に果敢に挑戦する力を養成する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、自国の言語文化を相対化する視点を養い、国際的な環境で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを発信する力を養成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、他者と積極的に協働するなかで、お互いを尊重し、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援する力を養成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 外国語学修と言語文化の理解を通じ、他者との関わりを客観的に振り返り、自己がどのように変化したかを省察し、多様な価値観を許容する国際的な視野を確立する力を養成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

法律学科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 法律専門基幹科目から法律専門展開科目への系統的学修を軸として、共通・総合科目の並行的学修も合わせて推奨することで、社会科学の知識及び社会人として必要な教養を身に付け、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて判断し、自らの役割を果たす力を養う。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 法律専門基幹科目から法律専門展開科目への系統的学修を軸としつつ、共通・総合科目の学修を通じて、日本及び世界の法の仕組みと、それが直面している問題を分かりやすく説明し、社会における法的問題にどのように取り組むべきかを述べる力を養成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 法律学の知識及び理論を系統的に学修することを通じて、法律学の基礎的知識に基づいて、物事を論理的、合理的かつ批判的に考察し、新たな知見を生み出すことができる人材を育成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 法現象を理解するための法学の理論に関する学修と、解決策を発見・実現するために必要な情報の収集・分析を通じて、社会の諸問題に対する法学的視角を涵養し、具体的に課題を解決できる能力を養う。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 法律専門基幹科目から法律専門展開科目への系統的学修と、法律専門演習関連科目の学修を通じて、法律学の専門的知識を基に自らが取り組むべき課題を探索し、専門的知識・能力を社会の様々な領域に応用することにより、社会に貢献することができる人材を育成する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ゼミナールをはじめ、様々な形のグループ学修を通じて、他者の意見を聴き多様な価値観を理解・尊重し、自らの考えを的確かつわかりやすく他者に伝え、語学力を向上させることで世界に向けて積極的に発信する力を養成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ゼミナールをはじめ、様々な少人数のグループ学修を通じて、リーダーシップを発揮し、他者の尊重と信頼関係の構築により協働して問題解決に取り組むことができる人材を育成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 法律専門諸科目及び共通・総合科目の学修と自らを省みる主体的学修を通じて、他者の意見を謙虚に受け入れ、自己の達成度を客観的に分析した上で、さらなる目標を定めて、それを達成するために積極的に取り組むことができる力を養成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

政治経済学科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンシ)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 ・政治学・経済学専門科目の系統的学修を軸とし、社会における政治と経済の役割を理解し、説明する能力を養成する。 ・法律、社会道德及び日本大学の学則に従って学生生活を過ごすことができる人格を涵養する。 ・高い倫理観に基づいて、政治・経済分野での自らの使命・役割を果たす力を育成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 ・政治学・経済学専門科目の系統的学修を軸とし、日本と世界の政治や経済の仕組みや現状を分析し、説明する能力を養成する。 ・日本や世界が直面する政治的・経済的問題を的確に説明する能力を養成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 ・政治学・経済学専門科目の系統的学修を軸とし、政治・経済現象を客観的・批判的に観察し、その本質を把握する能力を養成する。 ・政治と経済に関する学問的知識を基として、社会現象を科学的に分析する能力や論理的・合理的に考察する能力を養成する。 ・政治と経済に関する新たな知見を生み出す力を育成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的ににかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 ・政治学・経済学専門科目の系統的学修を軸とし、政治や経済に関する社会的活動に積極的ににかかわる姿勢や態度を涵養する。 ・現代の政治や経済の実情を観察し、その本質を見抜く力を育成する。 ・政治的・経済的問題に対する適確な解決策を提示できる能力を養成する。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 ・政治学・経済学専門科目の系統的学修を軸とし、社会の抱える政治的・経済的課題に対して積極的に取り組む力を育成する。 ・より良い社会の創造に向けて、政治的・経済的問題の解決に果敢に挑戦する姿勢を涵養する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ・ゼミナールをはじめ、さまざまな少人数のグループ学修により、政治や経済に関する他者の意見を理解し、それらを尊重する姿勢と態度を涵養する。 ・政治や経済に関する学問的知識に基づき、論理的に表現する能力を養成する。 ・政治や経済に関する自らの考えを正確に伝える能力を養成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ・ゼミナールをはじめ、様々な少人数のグループ学修により、政治や経済に関する社会的活動に参加するにあたり、多様な考えをもつ人々と協働することができる力を育成する。 ・社会や共同体において、政治や経済に関する学問的知識を応用して、リーダーシップを発揮するとともに、協働者を支援することが可能な力を育成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができることを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 ・政治学・経済学専門科目およびゼミナールなどの少人数のグループ学修を通して、政治や経済に関する他者の意見を受け入れるとともに自己に対する評価を謙虚に受け止めることができる人間性を涵養する。 ・政治や経済に関する社会的活動に対する自らの参加や貢献について振り返り、それらを客観的に評価することができる人間性を涵養する。 ・生涯にわたり社会に貢献できるよう、日頃から政治や経済の新しい知識の獲得に努力する姿勢を育成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

新聞学科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 ・新聞学科専門科目の系統的な学修を軸として、「ジャーナリズム」「メディア」「コミュニケーション」をめぐる学問（以下、「新聞学」という）にかかわる専門的な知識を学び、それらの学知を説明することができる力を養成する。 ・規範と高い倫理観に基づいて情報を取り扱うことができる人材を育成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 ・新聞学科専門科目の系統的な学修を軸として、グローバル化する情報環境の実態を理解し、分析することができる力を養成する。 ・日本および世界における新聞学にかかわる諸問題について、専門的知見を踏まえて説明することができる人材を育成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 ・新聞学の知識および理論を系統的に学修することを通じて、ジャーナリズム・メディア・コミュニケーションにかかわる諸問題を客観的かつ批判的にとらえて考察することができる力を養成する。 ・ゼミナールなどの専門演習科目を通じて、社会科学の方法論に則って考察し、論理的に結論を導き出す力を養成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的ににかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 ・新聞学の理論や調査技法の学修を通して、現代社会の諸問題に対する分析視角を涵養する。 ・ジャーナリズム・メディア・コミュニケーションにかかわる事象を観察して問題を発見し、解決策を提案することができる力を養成する。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 ・新聞学を系統的に学修することによって得られる知見と、演習科目など実体験を踏まえた主体的学修を通じて、あきらめない気持ちをもって積極的に課題に取り組むことができる人材を育成する。 ・新聞学の専門展開科目を通じて得られる多様な知識を、経験的社会における実践に照らし、率先してより良い社会の構築に寄与しようとする人材を育成する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ・少人数による初年次教育科目や、原則としてすべての学生が履修するゼミナールなど、様々なグループワークの機会を通じて、他者を尊重することができる力を養成する。 ・ジャーナリズムやメディアにかかわる現場など、実社会において適切なコミュニケーションを実践することができる人材を育成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ・ゼミナールなどの専門演習科目やグループワークの実践を通じて、率先してリーダーシップを発揮して、より良い成果をあげるよう尽力することができる人材を育成する。 ・ジャーナリズムやメディアにかかわる現場などの実社会において、自らすすんで協働することができる力を養成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 ・新聞学科の初年次教育科目を通じて、自ら行動すべきことを計画的に実践することができる力を養成する。 ・新聞学を系統的に学修する過程を通して、自らの行動を振り返り、自己目標を実現しようと、たゆまずに努力することができる人材を育成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

経営法学科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 経営学科目及び法律科目の履修を通じて、次の人材を育成する。 ・社会における法と企業の役割を理解し説明することができる力を養成する。 ・日本大学の学則に従って学生生活を過ごすことができる人材を育成する。 ・適切な言葉遣い、態度、行動をとることができる人材を育成する。 ・他者の人格を尊重し、常に敬意を払って接することができる人材を育成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 経営学科目及び法律科目の知識を軸としつつ、総合科目の履修を通じて、次の力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動の現状を理解し、経営と法の視点からそれらの内容を分析し説明することができる力を養成する。 ・情報収集により得た新しい知見を基に、国内外の経営活動・企業活動をめぐる社会的問題について、説明することができる力を養成する。 ・国内外の裁判手続及び裁判外紛争解決手段に関する基本的知識を身につけ説明することができる力を養成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 経営学科目及び法律科目の履修を通じて、次の力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動に必要な基礎的知識を積極的に身につけ、論理的かつ批判的に評価することができる力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動に関する倫理的問題を把握し、倫理の原則に基づいてビジネスプランを立案することができる力を養成する。 ・常に学問に対して前向きな姿勢を忘れず、生涯にわたり向上を図ることができる人材を育成する。 ・国内外の経営活動・企業活動の基礎的知識を身につけ、新たな知見とイノベーションを生み出すことができる力を養成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的ににかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 経営学及び法規範の知識と理論を系統的に履修することを通じて、次の力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する体系的知識を修得し、実務的観点に立って問題を解決することができる力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する基礎的知識に基づいて、事業が直面しうる問題点を評価し、その改善計画を立案することができる力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する情報を収集・分析し、得られた情報をもとに問題点を抽出することができる力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動について、経営と法の視点からみた問題点に共通する事象を抽出・発見し、列挙することができる力を養成する。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 経営学及び法規範に関する専門科目の履修を通じて、基礎的な知識から高度な専門知識まで幅広く学修することで、最新の国内外の経営活動・企業活動における問題点に関する知識を修得し、未来を見据え自らが取り組むべき課題を探索することができる力を養成する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ゼミナールをはじめ演習科目の履修を通じて、次の力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動に参加した際に直面する課題について、どのように対応すべきかを具体的に述べ、実践することができる人材を育成する。 ・世界に発信できる語学力を身につけ、コミュニケーション能力を高めることができる力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動の発展に貢献することの必要性を理解し、自らの考えを述べる力を養成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ゼミナールをはじめ演習科目の履修を通じて、次の力を養成する。 ・国内外の経営活動・企業活動における協働プロジェクトを実践するために、外部の協働事業者との信頼関係を形成することができる力を養成する。 ・経営強化と予防法務に貢献する者として、幅広い教養と豊かな感性を身につけることができる人材を育成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することのできたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 専門科目及び総合科目の履修を通じて、他者や専門職からの助言を受け容れ、自己学習への意欲を高め、生涯にわたって向上を図ることの必要性和方法を説明することができる力を養成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

公共政策学科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 共通科目と総合科目の学修を基礎に、専門基幹科目と専門展開科目の系統的学修を通じて、教養と総合的な社会科学の知識と現代社会における公的セクター、私的セクターの役割を説明できる能力を持ち、公共空間で自らの役割を果たすことのできる人材（公務員、公益法人職員、公益関係民間企業職員等。以下同じ）を養成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 共通科目と総合科目の学修を基礎に、専門基幹科目と専門展開科目の系統的学修を通じて、日本及び世界の法、政治、経済、行政の仕組みとそれらが直面している問題の本質面を理解し、説明できる能力を育成する。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 専門基幹科目と専門展開科目において、公共政策に関する基礎的知識及び政策分析のスキルを習得することで、論理的、合理的かつ多面的な考察を通じて新たな知見を構築し、社会と人々のためにその知見を提供し、政策形成のプロセスや政策効果を評価できる人材を養成する。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 現代社会を帰納的に理解するための公共政策の理論および情報処理の手法に関する学修と、抽出した問題を構造化するのに必要な演繹的な主体的学修を通じて、公共政策の視点からみた現代社会の問題点に共通する事象を発見し、列挙できる能力を育成する。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 基礎から高度な内容に至るまでの公共政策に関する専門知識を系統的に学修することで、社会システムに関する専門的知識を基に、社会変動に応じたより良い公共の創造と社会システムの構築に挑戦できる力を育成する。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 必修外国語・選択必修外国語や専門演習関連科目の学修を通じて、他者や社会の多様な価値観とその変化を理解し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝える力とともに、国内外においてコミュニケーションがとれる語学力と交渉力を育成する。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ゼミナールなどの専門演習関連科目の学修を通じて、公共領域の課題の解決のために、様々なアクターと協働し、問題の解決に向けた行動計画を作成し、行動できる力と、公共領域における公私協働を実践するために、幅広い教養と豊かな感性を身につけ、協働する相手との信頼関係を構築できる人材を育成する。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 総合教育科目と専門基幹科目の学修及び自らを省みる主体的学修を通じて、自己の活動がより良い社会やコミュニティの創造に貢献できたのかを多面的な意見から振り返るとともに、生涯にわたって社会人として自己の能力の向上を図ることができる人材を養成する。

〔C P〕カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

日本大学法学部の教育研究上の目的

法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する。

【第一部】

法律学科

社会全般に対する広範な知識をもとに、自ら問題を摘示する能力、いわゆるリーガルマインドと称される論理的思考能力、問題解決能力を身につけ、グローバル化が進み、価値観が多様化する現代社会の中で生起する様々な問題に対して、一定のルールに従い解決する能力を発揮することができる人材を養成する。

政治経済学科

現代社会において必要不可欠な政治・経済・法律に関する幅広い知識と理論を基礎として、自分独自の視点で問題を見きわめる能力や論理的・批判的な思考能力、社会に存在する諸問題を解決していく能力、そして自己を省察する能力を身につけ、国や地方の公共団体、民間企業、NGO/NPO、マスメディア、そして国際的なフィールドなど、社会のあらゆる場面において実践的な能力を発揮することができる人材を養成する。

新聞学科

法律学、政治学などの知識を踏まえ、新聞学（ジャーナリズム・メディア・情報・コミュニケーションに関わる学際領域）の基礎理論を把握し、グローバル化、ネットワーク化する現代社会を理解するための思考法を身につけ、専門的学知を用いて真理を探究することのできる能力と、人間社会の相互理解や自由と平等に寄与する能力を涵養し、研究者やジャーナリスト、情報の誠実で責任ある担い手となる人材を養成する。

経営法学科

経営と法に関する確固たる知識と世界に発信できる語学力・コミュニケーション能力に基づいて、国内外の経営活動・企業活動の発展に貢献することの重要性と必要性を認識し、自らの考えを述べる力と意思決定の力を涵養することによって、企業が直面する様々な課題に対処することができる力を身につけ、国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する体系的知識を修得し、実務的観点に立って問題を解決することができる人材を養成する。

公共政策学科

公共政策、行政、法律、政治、経済の知識を基礎として、公共に関わる分野、国及び自治体の機能、政策の分析方法・技法に関する知識・理解の上に、公共政策の立案・実施や政策効果の分析に係る能力を身につけ、国及び地方の行政組織で活躍する公務員、公共・公益分野を中心とする民間企業や「新しい公共」の担い手となる諸団体（NPO法人、福祉団体、学校・教育機関など）でリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

【第二部】

法律学科

社会全般に対する広範な知識をもとに、自ら問題を摘示する能力、いわゆるリーガルマインドと称される論理的思考能力、問題解決能力を身につけ、グローバル化が進み、価値観が多様化する現代社会の中で生起する様々な問題に対して、一定のルールに従い解決する能力を発揮することができる人材を養成する。

法学部の沿革と現状

1. 日本法律学校の創設

日本大学の歴史は、そのまま法学部の歴史でもあります。

1889（明治22）年10月4日、「日本法律学校設立の趣意」に基づいた学校設立が認可され、日本大学の建学の歴史は開かれました。しかし、実質的な研究教育活動は、これに先立って、同年9月21日、麹町区飯田町五丁目8番地の皇典講究所講堂において、総理大臣山県有朋、司法大臣山田顕義、来賓代表ボアソナードほか、政府閣僚高官等数十名参列の下に日本法律学校の開校式が盛大に挙行された時、法学部は教学の府としての歴史を歩み始めたといえます。

日本大学法学部創設の歴史を語るに際し、時の司法大臣山田顕義の名を逸することはできません。山田顕義が「日本法学の振起」を強調し、その使命を日本法律学校の生誕に託したからです。その意味で、日本大学法学部「創立の父」としての栄誉は山田顕義に冠せられます。山田顕義が唱導する「日本法学の振起」の思想は、1889（明治22）年4月3日付「日本法律学校設立趣意書」に詳しく記されています。その趣意は、外来の先進ヨーロッパ諸国の法学思想と、わが国固有の思想との融合調和を目指し、日本独自の法律文化を確立するため、法学教育の機関を創設すべき必要があるとのことでありました。

2. 日本大学の発展

日本法律学校は、初代校長に金子堅太郎を迎え、設立評議員に当時、わが国法曹界の主流をなす、加藤弘之、箕作麟祥、児島惟謙、穂積八束、そして山田顕義を擁して着実な発展を遂げ、1893（明治26）年7月16日、第1回卒業生46名を世に送り出しました。

1897（明治30）年12月22日、日本法律学校は財団法人組織に改組しました。当時、私立の法律学校で財団法人としての組織的近代化をみたのは、本学が初めてありました。一方、同年1月には学術研究機関誌『日本法政新誌』第1号が刊行されました。同誌上に掲載された学術論文の数々が、わが国法学界の発展に寄与した功績は計り知れません。同誌の伝統は、現在、日本大学法学部法学会が定期的に刊行する『日本法学』と『政経研究』などに受け継がれています。

1903（明治36）年8月19日、日本法律学校は校則を改めて大学組織となり、「日本大学」と改称しました。学長には、創設時以来、評議員を務め、明治法曹界の重鎮のひとりである金子校長の後を継いだ第2代校長である松岡康毅が就任しました。松岡康毅は、後に農相も歴任しましたが、その学問的遺業の中には拷問制度の廃止と裁判所構成法を中心とする訴訟制度近代化の提唱などが特筆されています。

財団法人日本大学の発足に伴い、同日を記念して徽章と制服・制帽が制定され、翌1904（明治37）年3月には、従前の大学部法律学科と並んで政治科・商科が併設されました。政治科は1940（昭和15）年4月、当時の時代の要請に応じて政治経済学科に改組され、今日に至っています。ちなみに1904（明治37）年10月、日本大学部法律学科、政治科、商科に在籍する学生総数は1,800名、教員総数約80名でした。

日本大学が大学令による大学組織として発足したのは、1920（大正9）年4月16日のことです。その後、1922（大正11）年3月、学長松岡康毅が総長に昇任し、学長に平沼騏一郎、法文学部長に山岡萬之助がそれぞれ就任しました。平沼騏一郎は1923（大正12）年10月、松岡総長急逝の跡を受けて第2代総長に、そして山岡萬之助は1933（昭和8）年3月、平沼総長勇退の後任として第3代総長にそれぞれ就任しています。いずれも大正・昭和の刑事法学を代表する学界の権威で、彼らの刑法

及び刑事訴訟法関係の著作のひとつひとつが重厚な学風をもって後世に伝えられています。以後、総長は第4代呉文炳^{くれふみあき}、第5代は法学部の永田菊四郎^{ながた きくしろう}、第6代は歯学部^{すず きまさる}の鈴木勝^{たかなし まさゆき}、第7代は法学部の高梨公之^{きのしたしげのり}、第8代は理工学部^{せ ざいよし お}の木下茂徳^{せ ざいゆきやす}、第9代は文理学部の瀬在良男^{こじまかつ え}、第10代は医学部の瀬在幸安^{さかい たけ お}、第11代は理工学部^{さかい たけ お}の小嶋勝衛^{さかい たけ お}、第12代は生物資源科学部の酒井健夫が務めてきました。2012（平成24）年に総長制度が廃止され、教学の最高責任者は学長となり、第13代は歯学部^{おおつかきち べ え}の大塚吉兵衛、第14代に文理学部^{かとうなおと}の加藤直人、第15代は生物資源科学部^{さかい たけ お}の酒井健夫、第16代は理工学部^{おおぬきしんいちろう}の大貫進一郎が務めています。

3. 戦後の復興と拡充

1948（昭和23）年の学制改革を契機に、わが国教育制度の改革は本格的に進められましたが、日本大学も翌1949年度以降、新学制の下に再編され、1876（大正9）年以來の法文学部も法学部と文理学部に分離され、法学部は独自の研究教育体制と事務機構を確立しました。これに先立ち、1947（昭和22）年8月31日、新聞学科が増設されましたが、これは言論界に多大の反響を呼び、ジャーナリストを目指す学生は、こぞって新聞学科の扉をたたきました。ここを巣立って、現在ジャーナリズムの第一戦で活躍する人々も少なくありません。

1951（昭和26）年4月1日には、新制大学院制度の下で大学院法学研究科が設置されました。さらに1964（昭和39）年には、第一部に経営法学科、管理行政学科、第二部には新聞学科が新設されました。これらはいずれも近代合理主義時代といわれる当時の社会的要請を受けて、既成の学問体系が細分化され、専門領域重視へと進んでいる時、総合的な研究教育の実現を大学教育課程においても具現化が求められたのに対し、対応しようとした成果だといえます。

4. 法学部校舎の沿革

日本大学法学部は、前述のとおり、当初、日本法律学校として皇典講究所内の仮校舎に開校しましたが、1895（明治28）年3月、神田一ツ橋の帝国教育会館に一時移転し、翌1896年6月6日、三崎町校舎が竣工しました。それ以来、千代田区三崎町の地に校舎を構えて現在に至っています。この三崎町校舎は現法学部本館の位置にあり、1920（大正9）年、法文・商科の合同校舎新築に際して解体・再建されました。この合同校舎も同1923（大正12）年9月、関東大震災で焼失し、以後、応急の仮校舎を経て、1927（昭和2）年、三崎町に旧法文学部本館が竣工しました。これらの校舎は老朽化に伴い、1968（昭和43）年、現在の法学部本館に建て替えられました。

このほか2号館が1958（昭和33）年に、3号館が1963（昭和38）年に建築され、三崎町キャンパスの整備が進められました。また、1969（同44）年に埼玉県大宮市（現・さいたま市）に5万坪の敷地を擁する大宮校舎が開設され、1年生の授業がここで行なわれるようになりました。

しかし、その後の大学の都心回帰の流れを背景に、学生の利便性の向上を図るために、三崎町キャンパスの整備が進められることになり、2004（平成15）年に9号館と図書館が竣工しました。特に図書館は、以前より格段に蔵書を増やすとともに、最新の工法を採り入れた柱の少ない開放的な教育空間を確保した建物となっており、パソコンやA/V機器等マルチメディア設備をはじめ、最新の設備を備えたものとして法学部のランドマークとなっています。

その後、2009（平成21）年には、4号館と10号館が竣工し、2013（平成25）年には、学生のサークル活動の拠点として6号館が竣工されました。さらに2016（平成28）年には学生の資格取得を目指す学生研究室を備えた5号館が竣工しました。

5. 法学部の現状

法学部は現在、第一部に法律学科、政治経済学科、新聞学科、経営法学科、公共政策学科の5学科を擁し、第二部には法律学科の1学科を有しています。総合的・多角的な学問の研究教育体系を形成し、柔軟かつ高度な学科カリキュラムの下で多くの講義が開講されています。さらに専門的研究のための大学院（法学研究科、新聞学研究科、法務研究科（専門職））も設置されています。今日、これらに合計7,500人にのぼる学生が学んでいます。

法学部のキャンパスは、ヨーロッパの大学に多く見られるように、交通の便の良い、情報社会の最先端に位置する都心型キャンパスになっています。ここ神田三崎町は、東京の中心に位置し、国会、裁判所、官庁、新聞社、放送局、主要企業をはじめ、手が届くほど近くに「生きた」情報や教材があふれ、勉学環境にはこと欠きません。

2024（令和6）年、法学部は、創設135周年を迎えたことを契機として、さらなる教育の充実を目指し、快適な環境の中で、学修に、サークル活動に、より満足度の高い大学を目指して、キャンパスの整備も進めています。日本大学法学部は、次の時代に向けて、力強く歩んでいきます。

大学生活にあたって

自由と責任

「はしがき」でも述べられているとおり、大学の学生生活の特徴づけるのは何よりも「自由」です。大学には制服はありませんし、時間割もお仕着せではなく、自分で作ることができます。授業の取り方によっては、毎日、大学に来ないこともあり得ます。また、アルバイトも自由にすることができます。まさに「自由」を謳歌することができるのは、大学生の「特権」だとも言われます。

しかし、「自由」といっても、それは気ままな「自由」を意味するものではありません。「自由」という言葉の裏側には「責任」という言葉があることを忘れてはなりません。どのような授業を選択するか、授業にどのように出席するか、日常の学修をいかに行うか等々、多くの「自由」がありますが、そこで問われるのは「自己責任」です。授業や学修を怠けた結果、単位が取れず、卒業できないこともあります。また、授業の取り方を間違えて、社会に出てから後悔することもあります。これらの「責任」は、すべて皆さん自身が負わなければなりません。大学で何を学びたいのか、何を学ぶべきか、将来、何をを目指すのか、そのためにはどのような学生生活を送るべきか、それらを決めるのは、すべて皆さん自身です。

大学生活の4年間は、長いようで短い時間です。皆さんには、「自由」と「責任」を常に意識して、悔いのない大学生活を送ってもらいたいと願っています。

授業の選択と履修

大学の授業は、クラス指定の科目や必ず取らなければならない必修の科目を除くと、多くの科目が、選択になっています。選択科目は、自らの興味や関心あるいは将来の希望などを考え、皆さん自身が自由に選択できる科目です。日本大学法学部では、皆さんのニーズに応えるために、数多くの科目が開設されています。いつ、どの科目をどのように受講するか、十分に考えて、科目を選んで時間割を組むように心がけてください。

大学では、授業を受けるにあたり、受講する科目を「登録」しなければなりません。これを「履修登録」といいます。クラス指定であろうと、必修科目であろうと、また、選択科目であろうと、受講する科目について「履修登録」を行う必要があります。「履修登録」がされていないと、試験を受けられなかったり、成績が付かなかったりすることがあるので、注意してください。「履修登録」は前学期が4月、後学期は9月の年間2回あります。

なお、科目には「履修開始年次」が定められています。たとえば2年次開講科目は1年次では履修できないなどの制約がありますが、1年次開講科目については、いつでも履修が可能です。

ちなみに時間割の都合で、受講したい科目が重なってしまう場合がありますが、その時は「必修科目」を優先するようにしてください。重なってしまった科目は、その年次に履修できなくても、次年度以降、履修が可能です。また、2年次以降で、「必修科目」同士が重なっている場合には、教務課へ相談してください。

セメスター制

日本大学法学部では、「セメスター制」を導入しています。

これは1年を「前学期」と「後学期」に分け、それぞれで授業が完結するような授業形態です。「前学期」は4月から7月、「後学期」は9月から1月が授業期間になっており、それぞれの学期で、成績評価が行われます。

ただし、科目によっては前学期から後学期まで通年で受講し、学年末に成績評価

単 位 制

を行う場合もあります。

大学の科目履修は「単位制」によって行われます。科目を履修し、試験に合格すると、所定の単位が与えられます。

「単位」のあり方は、科目の性格によって異なります。一般的な「講義科目」は1学期で2単位が与えられます。ただし、科目によっては1学期のうちに週に2時間分行われるものや、通年で行われるものもあり、これらについては4単位が与えられます。これに対し、語学や体育など「演習」や「実習」科目については、1学期で1単位が与えられることになっています。もっとも、「演習」科目であっても、1学期で2単位が与えられる場合があります。さらに「ゼミナール」については、2年間継続して履修し、はじめて8単位が与えられます。

卒業に必要な最低単位数は124単位です。ただ、単位を積み重ねればよいというわけではなく、学部や学科が求める「必修」や「選択必修」科目修得の条件を満たす必要があります。

どのような科目を履修するかについては、皆さんに多くの「自由」が認められていますが、卒業するために、どのような単位が必要なのか、その条件を満たしているかどうか、常に皆さん自身で確認する必要があります。

なお、どの科目にどのような単位が与えられるのかは、科目群毎の履修表を参照してください。

履修上限単位数と履修下限単位数

本学部では、皆さんに無理のない履修を促すため、「履修上限単位数」を定めています。「履修上限単位数」は1学期あたり23単位となっています。これを超えて履修することはできません。従って、4年間で確実に卒業していくためには、「履修上限単位数」を考えて、計画的に履修することが求められます。

なお、4年次生については、「履修下限単位数」も定められており、卒業単位を満たしていたとしても、最低、前学期と後学期にそれぞれ4単位を履修しなければなりません。

シラバス

科目の履修にあたっては、その授業が、どのような内容で、いかに授業が展開されるのかを知っておくことが不可欠です。そのために役に立つのが「シラバス」です。

「シラバス」は、それぞれの科目について、授業の目的、授業の具体的な内容、評価の基準、教科書や参考書などが記載されており、科目履修のために最も重要な情報を提供してくれます。

シラバスはLive Campus Uまたは法学部ホームページから見るができます。履修前に、必ずシラバスにて授業内容を確認して履修計画を立てるようにしてください。

なお、Webシラバスは、下記のいずれかの方法で確認することができます。

- ① 下記アドレスをブラウザに直接入力し、「令和2年度以降入学者」を選択して検索画面を開き確認してください。

<https://nulawsyllabus.jp/law/>

- ② 「日本大学法学部ホームページ」(<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)のトップページより、「在学生の方へ」を開き、「総合ポータルシステム」をクリック、トップページ右上「関連リンク」から、「法学部シラバス」をクリックし、「令和2年度以降入学者」を選択してシラバスの検索画面を開き確認してください。または、「日本大学ホームページ」のトップページより、「教員紹介・シラバス」を

科目名称

開き、「シラバス・学部要覧」をクリックし、「令和2年度以降入学者」を選択してシラバスの検索画面から確認することができます。

- ③（学内PCのみ）「日本大学法学部 COLNet」(<https://www.law.nihon-u.ac.jp/COLNet/>)より、「シラバス」をクリックし、「令和2年度以降入学者」を選択してシラバスの検索画面を開き確認してください。

ゼミナール

日本大学法学部には、数多くの科目が展開されています。そして科目名称の後にⅠ、ⅡあるいはA、Bという符号が付されているものがあります。

Ⅰ、Ⅱについては、授業の内容が段階的になっており、Ⅰに次いでⅡを履修することが望ましい科目となっています。これに対し、A、Bについては、便宜的なもので、Bから先に履修することも可能です。

なお、それぞれの授業の内容については、「シラバス」を参照してください。

大学の授業は、比較的大人数で、かつ一方通行で行われるものが多いのが実態ですが、専門的な学修を少人数で行うのが「ゼミナール」です。「ゼミナール」は、最も大学らしい授業といわれ、ここでの仲間は、一生の友人となります。

日本大学法学部では、多くのゼミナールが開講されています。一般的に2年次生の秋に入室試験が行われ、3年次、4年次の2年間、ゼミナールで学修します。

法学部のゼミナールは学科に関係なく入室試験を受験することができます。すなわち、学科を越えた幅広い学修が可能になると同時に、幅広い友人関係を作ることができます。皆さんには、これらのゼミナールに積極的に参加し、専門的な研究を行ってほしいと願っています。

どのようなゼミナールが開講され、どのような学修を行っているかについては、教務課ゼミナール掲示板（本館1階学生ホール）などを確認してください。

学 則

学則全文については、法学部ホームページにて公開しています。以下のURLより確認することができます。

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/faculty/gakusoku/>

学修上の注意

卒業の単位と授業科目

法学部の授業科目には、全学共通教育科目、共通科目（Ⅰ群）、総合科目（Ⅱ群）、外国語科目（Ⅲ群）、体育・健康科目（Ⅳ群）、専門基幹科目（Ⅴ群）、専門展開科目（Ⅵ群）、専門演習関連科目（Ⅶ群）があります。それぞれの群について、卒業に必要な単位数が定められています。Ⅰ群からⅣ群の授業は、第一部及び第二部のそれぞれ各学科共通に開講されていますが、Ⅴ群からⅦ群の専門的な科目は学科ごとに設置されています。その他、教育職員免許の資格取得志望者のために教職課程に関する科目が設置されています。

卒業の要件

1. 単位制

所定の授業科目を履修し科目ごとに定められている単位を修得し、卒業に必要な単位数を修得する制度を単位制といいます。

① 単位数について

- (1) 外国語科目と体育・健康科目は、前学期または後学期の1学期、履修し、合格することで1単位が与えられます。

なお、大宮キャンパスで行われる体育・健康科目は、1学期に2時限連続で履修し、合格することで、2単位が与えられます。

- (2) 全学共通教育科目、共通科目、総合科目、専門基幹科目、専門展開科目、専門演習関連科目は、前学期または後学期の1学期履修し合格することで、2単位が与えられます（一部例外の科目あり）。

なお、週に2時限分開講される科目及び通年で開講される科目については、1学期若しくは通年で4単位が与えられます。

② 単位の認定

履修する授業科目の単位は、各学期の初めに「履修登録」を行い、定められた時間出席し、試験などに合格した場合に認定されます。合格点は60点以上です。また、科目によっては、受講態度などを含めて、成績を判定する平常評価もあります。

③ 学業成績の判定

学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、Sは100～90点、Aは89～80点、Bは79～70点、Cは69～60点、Dは59点以下、Eは欠席多数、試験未受験等とし、S、A、B、Cが合格、D、Eが不合格となっています。

2. 卒業単位修得のための履修計画

卒業単位の履修については、「履修登録の手引き及び時間割表」や「シラバス」を活用し、授業の計画を立てることが大切です。

卒業単位とは、卒業するために必要な最低の単位のことですが、実際には、これを上回る単位を修得することが望ましいとされています。

3. 卒業に必要な単位

法学部を卒業する〔学士（法学）の学位を得る〕ためには、4年以上（休学期間含まない）在学し、『卒業に必要な最低単位数』（各学科の学修にて確認してください）にしたがい、所定単位を修得しなければなりません（早期卒業制度を除く）。

各学科・コースにおける卒業に必要な最低単位数一覧

		法律		政治経済				新聞	経営法			公共政策		
		法曹 コース	総合法 コース	国際政治経済 コース	日本政治経済 コース	地方行政 コース	政治経済理論 コース		ビジネス法 コース	国際法務 コース	知的財産 コース	行政職課程	公安・自治体 コース	公共・公益 マネジメント コース
全学共通教育科目		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I 群	共通科目	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
II 群	総合科目	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
III 群	必修外国語(英語)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	選択必修外国語 (ドイツ語・フランス語・中国語のうち1か国語)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	随意外国語	※修得した場合、学科・コースにより「I 群からⅦ群までの中から選択する科目」要件の卒業単位数に参入される。 (「I 群からⅦ群までの中から選択する科目」要件の卒業単位数が設定されていない場合は算入されない。)												
※外国人留学生のⅦ群外国語科目については、必修外国語として日本語8単位、選択必修外国語として、英語・ドイツ語・フランス語・中国語のうち、いずれか1か国語(母語は除く)6単位、計14単位を修得しなければならない。														
IV 群	体育・健康科目	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
V 群	専門基幹科目	66	38	30	30	30	30	32	34	36	34	26	26	26
VI 群	専門展開科目	4	12	38	38	38	38	32	36	36	38	44	40	40
Ⅶ群	専門演習関連科目	14	14	8	8	8	8	8	8	8	8	10	8	8
全学共通教育科目又は V 群・Ⅶ群の中から選択する科目		4	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全学共通教育科目又は I 群からⅦ群までの中から選択する科目		-	-	10	10	10	10	14	8	6	6	6	12	12
卒業に必要な最低単位数(合計)		124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124
留意事項		「教育の基礎的理解に関する科目等」の一部については、「I 群からⅦ群までの中から選択する科目」に算入できる科目(単位数)がある。												

4. 各学科の課程・コースの選択について

法律学科、政治経済学科、経営法学科、公共政策学科には、それぞれ「課程」または「コース」が設置されています。課程・コースの選択により、卒業に必要な単位数や科目が異なりますので、選択にあたっては、「専門科目の履修」のページを参考にしてください。課程・コース選択開始年次は次のとおりです。

学科名	課程・コース名	選択年次
法律学科	法曹コース	—
	総合法コース	
政治経済学科	国際政治経済コース	2年次
	日本政治経済コース	
	地方行財政コース	
	政治経済理論コース	
新聞学科	—	—
経営法学科	ビジネス法コース	2年次
	国際法務コース	
	知的財産コース	
公共政策学科	行政職課程	1年次
	公安・自治体コース	
	公共・公益マネジメントコース	

※ 法律学科法曹コース及び公共政策学科行政職課程は、在学中の成績等に応じて、その他の課程・コースとの入替を行う場合があります。

		1年次 前学期終了後/ 後学期終了後	2年次 前学期終了後	2年次 後学期終了後	3年次 前学期終了後/ 後学期終了後	4年次 前学期終了後/ 後学期終了後
法律学科	法曹コース⇒ 総合法コース	○	○	○	○	○
	総合法コース⇒ 法曹コース	○	○	×	×	×

		1年次⇒2年次	2年次⇒3年次	3年次⇒4年次
公共政策学科	行政職課程⇒ 他のコース	○	○	×
	他のコース⇒ 行政職課程	○	○	×

※ ただし、以下の場合は移籍試験を受験し、合格しなければなりません。

- ・法律学科の総合法コース⇒法曹コースへの変更
- ・公共政策学科の行政職課程以外のコース⇒行政職課程への変更

5. 日本大学相互履修科目及び第一部・第二部間の履修について

- ① 日本大学では、学生の自主的学修意欲とその多様化に応えるべく、本学の多分野・学際領域にわたる教育・研究上の総合力を発揮して、学生の履修の幅の拡大及び専攻を異にする学生の共同学修による履修の深度の増大と活性化を図るため、全学的に相互履修制度を実施しています。詳細については、年度当初に掲示等により周知しますので、それに従って履修手続きをしてください。
- ② 法学部には、第一部・第二部間での履修を認める制度があります。特に第二部学生の一・二部間履修については、各科目群において卒業するために必要な単位数に算入することができる単位数を定めています。詳細は、Live Campus Uにて別途お知らせします。

第一部学生の第二部授業科目履修については、原則として第一部に開講していない授業科目のみ可能です。ただし、教職課程の履修に関する科目は、この限りではありません。

対象となる授業科目については、年度当初にLive Campus U等で周知しますので、履修登録を行う際に留意して手続きをしてください。

なお、各学年において、その年次に履修登録することができる単位数の上限を超えて履修することはできませんので注意してください。

また、①と②で履修できる単位数は、高大連携教育による入学前修得単位・交換留学等で認定された単位と合わせて60単位までです。

6. 早期卒業について

法学部には、3年次の3月に卒業を認める早期卒業の制度があります。

① 対象学生について

早期卒業は、法学部に3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者で、日本大学大学院法学研究科、同新聞学研究科、同法務研究科への進学を志望する者を対象とします。

ただし、編入学、再入学及び転部・転科・転籍等により学籍を異動した者は、早期卒業の対象としませんので注意してください。また、休学をした者も対象としません。

② 早期卒業希望者の認定について

早期卒業を希望する者は、1年次後学期から3年次前学期までの間、各学期の始めに、法学部所定の「早期卒業希望届」を教務課を通じ学部長宛てに提出しなければなりません。また、早期卒業の対象となるためには、次に定める要件を満たさなければなりません。

(1) 直前の学期終了時の学業成績において、別に定める修得単位数及びGPAの要件（※1参照）を満たし、教授会の審査を経て学部長が認めた者であること。

(2) 上記(1)における修得単位数は、GPAの算定対象となる授業科目の単位とする。

※1 上記「別に定める要件」とは以下のとおりです。

・ 1年次前学期終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が21単位以上で、GPAが3.5以上であること。

・ 1年次後学期終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が42単位以上で、GPAが3.5以上であること。

・ 2年次前学期終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が63単位以上で、GPAが3.5以上であること。

・ 2年次後学期終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が84単位以上で、GPAが3.5以上であること。

・ 3年次後学期終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が卒業に必要な単位数を満たし、GPAが3.5以上であること。

③ 授業科目の履修について

(1) 早期卒業適格の認定を受けた者は、各学期4単位まで、法学部が定めた各学期の履修登録上限単位数を超えて履修することができます。

(2) 履修に当たっては、別に定める上級年次配当授業科目（※2参照）を履修することができます。

※2 上記「別に定める上級年次配当授業科目」については以下のとおりです。

・ 2年次における3年次配当科目

早期卒業適格の認定を受けた者が在籍する学科・課程・コースにおいて、3年次生が履修できる全ての科目を履修できる。なお、ゼミナールについては、3年次向けの講義を履修すること。

・3年次における4年次配当科目

早期卒業適格の認定を受けた者が在籍する学科・課程・コースにおいて履修できる全ての科目を履修できる。なお、ゼミナールについては、4年次向けの講義を履修すること。

④ 早期卒業希望の取下げについて

(1) 「早期卒業希望届」を提出した者が、早期卒業の希望を取り下げるときは、速やかに、法学部所定の「早期卒業希望辞退届」を教務課を通じ学部長宛てに提出しなければなりません。

ただし、3年次における取下げは、原則として12月末日までとします。

(2) 早期卒業希望を取り下げた者は、再び早期卒業の対象となることはできませんので、注意してください。

⑤ 早期卒業の要件について

早期卒業をするためには、3年次終了時において、別に定める要件（※1参照）を含めて124単位以上を優秀な成績をもって修得しなければなりません。

7. 長期履修学生制度について

法学部第二部法律学科には、職業を有している等の事情により勤務の関係で学修時間が制約され、修業年限（4年間）での卒業が困難な学生を対象とした長期履修学生制度があります。

長期履修学生の手続及び審査は、1年次で入学した4月上旬にのみ実施されます。

① 長期履修学生の資格

法学部第二部法律学科に入学した学生で、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者としてします。

② 履修期間

履修期間については5年とします。（在学年数の上限は8年）

③ 履修上限単位数

長期履修学生の各学年における履修上限単位数は以下のとおりです。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
32単位 (各学期16単位)	32単位 (各学期16単位)	32単位 (各学期16単位)	32単位 (各学期16単位)	46単位 (各学期23単位)	174単位

④ 授業料等

長期履修学生と認められた場合の授業料等については、通常の法学部第二部法律学科学生の4年間分の授業料等を、履修年数の5年間で均分した額を年間の納入額とします。

なお、1年次前学期分の授業料等については、長期履修学生として許可された場合、長期履修学生授業料との差額分を後学期授業料等に充当します。

⑤ 長期履修学生の取消し

長期履修学生として許可された者から、相当の理由を記載した願い出が、指定の期限までにあった場合には、長期履修学生の許可を取り消すことができ、通常の第二部法律学科学生（最低修業年限4年）となります。その場合、長期履修学生として減額されていた授業料等の差額分を納入しなければなりませんので注意してください。

手続等の詳細については、Live Campus U等により周知しますので、それに従い手続をしてください。

授業科目の登録（履修登録の手続）

1. 履修登録

履修登録とは、各学期の初めにその学期に履修する開講授業科目をLive Campus U（教務）上で、登録手続することを言います。

- ① この手続を行わなかった場合、または科目登録に誤りがあった場合は、授業を受講できず単位となりません。
- ② この履修登録はLive Campus U（教務）上で行うので、「履修登録の手引き及び時間割表」を熟読の上、十分に確認をして、絶対に誤りのないようにしてください。
- ③ 第一部においては、他学科にのみ開設されている授業科目も履修することができます。ただし、学科により一部、受講が制限される授業科目もあるので注意してください。

2. 履修登録の制限

各学年において、その学期に履修登録をすることができる単位数（履修上限単位数）及び履修登録をしなければならない単位数（履修下限単位数）が、それぞれ下表のとおり設定されていますので、それに従い履修登録をしなければなりません。ただし、ゼミナール及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目（概論系科目及び各教科の指導法）」については、各学年の履修登録の上限単位数・下限単位数に算入しないので注意してください。

【第一部・第二部共通】

履修上限単位数			履修下限単位数		
学年	前学期	後学期	学年	前学期	後学期
1年	23単位	23単位	1年	設定しない	
2年	23単位	23単位	2年		
3年	23単位	23単位	3年		
4年	23単位	23単位	4年	4単位※	4単位※

※ 本学学則第20条により、修業年限を最低4年（休学期間を除く）と定めていることにより、3年次終了時において卒業に必要な単位を修得した場合でも、4年次において履修登録の手続をする必要があります。

3. 履修登録上の注意

- ① 「履修登録」は、必ず所定の期日までに行ってください。期日後の登録または内容の変更・訂正・追加等は認められません。
- ② 履修登録のできる科目は、自己の年次配当科目及び低年次配当の科目です。ただし、学生番号などで受講対象を特に定めてある科目については、それに従ってください。
- ③ 各学年及び学期における履修登録の上限単位数及び4年次における履修登録の下限単位数がそれぞれ設定されているので、それに従い履修登録してください。
- ④ 「履修登録」は、あくまでも事務上の手続であり、実際の授業は登録期間以前から進行していくので、早めに履修計画を立て、授業にのぞむ必要があります。科目の特性により、履修が制限される科目（外国語科目や体育・健康科目等）があるので留意してください。
- ⑤ 未修得の必修科目と当該年次で履修すべき科目とが授業時間割上、同一時限に重複している場合は、未修得の必修科目を優先して履修することをおすすめします。

授 業

1. 授業時間

授業時間は、以下の表のとおりです。

部別 時限	第一部 (月曜日～金曜日)	第二部 (月曜日～金曜日)	第一部・第二部 (土曜日)
1 時 限	9 : 00～10 : 30	16 : 20～17 : 50	9 : 00～10 : 30
2 時 限	10 : 40～12 : 10	18 : 00～19 : 30	10 : 40～12 : 10
3 時 限	13 : 00～14 : 30	19 : 40～21 : 10	13 : 00～14 : 30
4 時 限	14 : 40～16 : 10		14 : 40～16 : 10
5 時 限	16 : 20～17 : 50		

2. 授業アンケートについて

前学期・後学期の各学期末に、授業の質をより向上させることを目的として、全授業を対象に（ゼミナールを除く）授業アンケートを実施しています。履修者の皆さんには、その目的を理解し、積極的な回答をお願いします。

3. オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員がある曜日・時限を決めて研究室等において、授業の内容や学修上の問題について相談・質問等に応じるため、指定した時間に待機する制度です。この時間帯は、急を要する業務・会議・出張等を除き、学生への対応を優先するため、遠慮なく研究室等指定された場所を訪問し「授業内容」や「学修方法」などについて相談してください。

なお、オフィスアワーは、この時間帯以外の訪問を制限する趣旨で設定しているものではありません。オフィスアワー以外の時間帯でも研究室等を訪ねることは差し支えありませんが、不在等などの理由で対応できない場合があるので、事前にアポイントメントをとることをおすすめします。

オフィスアワー実施教員は、シラバスにおいてお知らせしていますので確認してください。

4. 交通機関運休の場合の取扱い

台風や大雪などにより、次のいずれかの交通機関が運休した場合は、以下のとおり授業を休講することがあります。

J R総武線（千葉－三鷹間）、中央線（東京－高尾間）、山手線

- ① 当日午前6時の時点で運休の場合は、第一部1・2時限目の授業を休講とする。
- ② 当日午前10時の時点で運休の場合は、第一部3～5時限目、第二部1時限目の授業を休講とする。
- ③ 当日午後3時の時点で運休の場合は、第二部2・3時限目の授業を休講とする。

原則として上記の措置を目安としますが、状況判断により適切な措置を講じ法学部ホームページやLive Campus U等にてお知らせしますので、各自必ず確認してください。

試 験

1. 試験の種類

実施される試験は、次のとおりです。

なお、実施期間及び試験時間割については、別途掲示・Live Campus Uにて周知します。

試験の区分		実施期間	摘 要（対象者）
定期試験	前学期末試験	前学期末	前学期をもって終了する科目。 1 年次生～4 年次生 対象
	後学期末試験	後学期末	後学期をもって終了する科目。 1 年次生～4 年次生 対象
追 試 験	前学期末試験の追試験（※1）	8 月下旬	『法学部追試験実施に伴う取扱い要領』により、受験が許可された科目。 1 年次生～4 年次生 対象
	後学期末試験の追試験（※1）	2 月下旬	
再 試 験	前学期末試験の再試験（※1）	8 月下旬	当該学期において、成績が「D」評価となった科目。 4 年次生 対象（各学期 4 科目まで）
	後学期末試験の再試験（※1）	2 月下旬	

※1 受験に必要な手続や条件、期間等詳細については、別途掲示・Live Campus Uにて周知します。

※2 本学部では、再修者を対象に、9 月での卒業を認める制度があります。そのため、前学期末試験により卒業単位が充足した場合、9 月の卒業が可能となります。

※3 学事日程の都合上、定期試験等を実施しない年度もあります。

2. 受験上の注意事項

① 受験できる科目

- (1) 定期試験：当該学期の履修登録のある科目。
- (2) 追 試 験：受験を願い出て、許可された科目（法学部追試験実施に伴う取扱い要項のページで確認してください）。

② 受験する上での注意事項

- (1) 学 生 証：試験場では学生証を机上に呈示してください。学生証を忘れた者は、教務課で受験票（学生証不携帯者用）の発行を受けてください（発行料300円）。
- (2) 時 間 割：試験時間割と授業時間割は、曜日・時限・講堂等が異なる場合があります。
- (3) 試 験 場：同一科目でも試験場が複数の講堂に分かれる場合があります。該当する試験場を掲示で確認し受験してください。
- (4) 使用禁止：試験場では、携帯電話及び電子機器等の使用は禁止しています。また、携帯電話・腕時計型端末などを時計として使用することは認めていません。

③ 試験中の注意事項

- (1) 実 施：試験中はすべて試験監督者の指示に従ってください。
- (2) 試 験 場：入場後、試験場の間違いに気がいたら、試験監督者に申し出てください。
- (3) 遅 刻：その科目の試験開始後20分までは受験を許可します。
- (4) 氏名等の記入：試験開始の合図後、答案用紙に学科、学年、学生番号及び氏名を明記してください。この場合、必ずペン書きで記入してください。
- (5) 棄 権：問題解答に着手後、その受験科目を棄権する場合は、答案用紙に大きく斜線を引き、大きく『棄権』と明記し提出してください。

棄権した科目は不合格となります。また、GPAの算出にも含まれますので、注意してください。

- (6) 参 照：『六法』及び『辞書』の持ち込みが許可された場合、原則として判例・解説つきのもの及び書き込みのあるものは使用できません。また、『教科書』及び『参考書』の持ち込みが許可された場合についても同様に、書き込みのあるものは原則使用できません。ただし、例外としてこれらに書き込み等が認められる場合は、掲示でお知らせしますので、よく確認してください。
- なお、許可される『六法』の種類が本学部においては定められていますので、掲示で確認してください。
- また、同一参照物を他者と共同使用してはなりません。
- (7) 答案提出：試験開始後20分を経過しなければ、答案の提出及び退場はできません。

④ 不正行為

試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は、その懲戒の種類にかかわらず、原則として当該学期に履修している全ての科目の成績が無効となります。

- (1) カンニング行為。
- (2) 書き込みのある「六法」や「辞書」を使用（持ち込みを含む）した場合。
- (3) 偽った学科・学年・学生番号・氏名を記入した場合。
- (4) その他、試験施行の妨げになるような行為。

⑤ 受験科目が無効になるとき

- (1) 履修登録・受験届のない科目を受験したとき。
- (2) 試験科目（担当教員・曜日・時限を含む）を間違えたとき。
- (3) 無記名の答案を提出したとき。
- (4) 不正行為が行われたとき。

3. 成 績

① 学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づく成績分布基準

本学部では、教育の質的転換に向けた取り組みの一環として、学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）を定め、これに基づいて、学生の学修成果を厳正に評価することを目的として、以下の成績分布基準を設けています。

合否	評価	係数	点 数	意 義	成績分布の基準
合格	S	4	100～90点	到達目標を超えて高度な能力を身につけている	上位15%以内
	A	3	89～80点	十分な能力を修得して到達目標に達している	上位40%以内
	B	2	79～70点	平均的な能力を修得して到達目標に達している	他の評価が占める割合により、割合が可変
	C	1	69～60点	最低限の能力を修得して到達目標に達している	
不合格	D	0	59点以下	到達目標に達していない	20%以内
	E	0		欠席多数、試験未受験等により評価できない	
—	P	—	—	履修登録後、所定の中止手続を取ったもの	—
—	N	—	—	修得単位として認定になったもの	—

※ なお、履修者数が20名に満たない科目、「自主創造の基礎」、Ⅶ群専門演習関連科目（ゼミナールを含む）及び本学部が適当と認めた科目は、成績分布基準の適用対象外となります。

② G P A制度

本学では、厳格な成績評価、厳密な履修指導による卒業生の質の保証等を目的として、国際的な成績評価基準であるG P A（Grade Point Average）制度を全学的に導入しています。

なお、科目等履修生はこの制度の対象外となります。

科目ごとの成績は、試験結果のみならず、平常評価などを含めた総合的なもので行われます。科目ごとの成績評価のあり方については、シラバスなどを参照してください。

③ G P Aの算出

G P A制度の下では、科目ごとの成績評価に該当する係数に各科目の単位を掛けたものが、科目ごとのポイントとなります。そして、次項の計算式に従って、ポイント数の総計を総履修単位で除したものがG P Aの値となります。

なお、G P A算出対象科目は、卒業単位として取り扱う、すべての履修科目となります（認定科目は除く）。

G P Aの値は半期ごとに集計しますが、その場合、D（不合格）や試験を受けずに放棄したものも計算式の分母に算入されます。すなわち、むやみに多くの科目を履修し、最終的に試験を受けない、または不合格になった場合、G P Aの値は低くなります。従って、科目の履修にあたっては、確実に合格できるか否かを熟慮してください。

④ G P Aの計算方法

G P Aの計算式は以下の通りです。

$$\frac{(S \text{の修得単位数} \times 4) + (A \text{の修得単位数} \times 3) + (B \text{の修得単位数} \times 2) + (C \text{の修得単位数} \times 1)}{\text{総履修単位数 (D, Eの単位数も含む)}}$$

G P A表記にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とします。

⑤ その他

- ・履修登録後に履修を取消す場合は、所定の期間に履修登録中止の手続きを行ってください。この期間外での履修登録中止は認められません。
- ・評価がDもしくはEとなり、翌年度以降に同一科目を再履修し合格した場合は、以前の不合格科目の単位数は、G P A算出に際し、総履修単位数の分母に算入しません。

ただし、再履修しない場合、不合格科目の単位数は総履修単位数の分母にそのまま残るので、注意してください。

- ・G P Aは半期ごとあるいは学年ごとに算出し、成績通知書及び成績証明書に表記すると共に学修指導の参考に使われます。
- ・卒業時には入学時からの累積のG P Aも算出し、最終的なG P Aが成績証明書に表記されます。

4. 成績発表

履修登録した科目の成績評価は、1年次生から3年次生については前学期分を9月上旬、後学期分を3月上旬、4年次生については前学期分を8月上旬、後学期分を2月上旬にLive Campus U（教務）上で発表します。

5. 成績評価への質問

各学期末に発表される成績の評価基準や内容等について質問のある場合は、所定の期間内に教務課にて手続きをしてください。手続き期間等詳細については、別途掲示等にて周知します。再試験の結果に関しては、手続きの対象外です。

なお、質問内容が明確でないもの、不適切な内容のもの（救済を願い出るもの等）は受け付けできません。

また、手続き期間内外を問わず、授業担当教員に直接問い合わせすることはできません。

法学部追試験実施に伴う取扱い要項

1. 受験要件

追試験は、以下のいずれかの事由により定期試験を受験できなかった場合に限り、願い出て、許可の上受験することができます。ただし、定期試験の試験開始後の棄権は、事由のいかんにかかわらず、追試験の受験を認められません。

- ① 傷病
- ② 交通機関の事故
- ③ 忌引
- ④ 日本大学競技部選手の大会出場
- ⑤ その他、上記の事由と同等と判断される事由

2. 受験許可について

受験の許可については、教務課より通知します。

3. 受験できる科目

定期試験にて実施した科目。

4. 受験料

追試験の受験料は徴収しません。

5. 手続

追試験に必要な手続は、以下のとおりです。

- ① 追試験の受験を希望する者は、事由の発生した日より定期試験期間終了後の指定された期間内（指示による）に、所定の欠席届と事由を証明する次の書類を本人が教務課に提出し、願い出なければなりません。指定された期間後の願い出は、事由のいかんにかかわらず、受理されません。

なお、提出された書類は返却しません。

- 1 傷病：診断書（病状、期日の明記されたもの）または、本学部指定の学校感染症治癒証明書。
- 2 交通機関の事故：交通機関の発行する証明書等。
- 3 忌引：案内状等。
- 4 大会出場：案内状等（期日及び本人の出場が確認できるもの）。
- 5 その他、上記の事由と同等と判断される事由を証明するもの。

※ 上記1～5に記載の書類によって、欠席の事由を客観的かつ明確に証明できない場合は、事実関係を補足説明する為の書類について、追加提出が必要になる場合があります。

- ② 受験が許可された場合は、許可通知を大切に保管し、追試験期間中に持参してください。

6. 試験実施時期

追試験を実施する時期は、以下のとおりです。

- ① 前学期末試験の追試験：8月下旬
- ② 後学期末試験の追試験：2月下旬

学科目の履修と学修

全学共通教育科目

I群 共通科目

II群 総合科目

III群 外国語科目

IV群 体育・健康科目

V群 専門基幹科目

VI群 専門展開科目

VII群 専門演習関連科目

全学共通教育科目・共通科目の学修

1. 全学共通教育科目・共通科目の目的

法学部は法律学科、政治経済学科、新聞学科、経営法学科、公共政策学科の5つの学科から構成されています。学生の皆さんは、それぞれの学科に所属して、専門的な学修を行っていきます。同時に、総合科目や外国語科目、体育・健康科目のように、専門的な学修とは別に、知識の幅を広げ、教養を深めるための学修も行っていきます。

その一方で、法学部では、専門的あるいは教養的な学修とは別に、豊かで実りある大学生活を送ってもらうための「知の技法」を学んだり、実社会を知り、あるいは体験することを通じて、悔いのない進路を考えることを支援するために全学共通教育科目・共通科目を設置しています。

全学共通教育科目・共通科目では、学科における専門的学修や総合科目などの教養的学修と異なり、大学生として学修することの意味や、その後の進路を考えるための指針を学ぶことを目的としています。

2. 全学共通教育科目・共通科目の特色

全学共通教育科目・共通科目での学修は、法学部におけるその他の学科目の学修とは、趣を異にしています。そこで学ぶことは、「知識」というよりは「知恵」だということです。また、大学生活を豊かにするための「方法」だということもできるでしょう。

特に1年次で履修が推奨されている「自主創造の基礎」では、大学とは何か、そこで学ぶことにはどのような意味があるのか、また、いかに学んでいくのかといった「知の技法」を少人数のクラスで、学部共通のシラバスの下で、学修する、まさに「大学入門」というべき科目となっています。

また、共通科目である「キャリア・デザイン」や「インターンシップ」などのキャリア関連の科目は、学生の皆さん個々の将来の進路を考えるための羅針盤の役割を果たすことが期待されています。

これらの科目は、大学生としての自覚を高め、また、将来の進路を真摯に考える機会を得ることにより、豊かで悔いのない大学生活を送るための大きな助けになるでしょう。

3. 全学共通教育科目の学修

全学共通教育科目である「自主創造の基礎」では、大学で学修していくための具体的な方法などを学びます。しかし、重要なことは、ここで学んだことを、大学での学修の中で、どのように活かしていくかです。その内容を専門的な学修に生かすことができれば、皆さんの大学生活は、より有意義なものになることは間違いありません。その意味では、授業に真面目に出席することは当然として、議論に参加し、教員に疑問をぶつけるなど、積極的な姿勢が大切になります。

4. 共通科目の学修

共通科目の学修は、専門科目や総合科目のように、特定の分野の学問を探究するというものではありません。むしろそのための指針を示し、学修の一般的な方法を学び、将来の進路を見定めるなどがその目標となります。そこでは、漫然と教えられることを覚えるというのではなく、より積極的に学んだことを活用することが重要です。

全学共通教育科目（◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目）

授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
		1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
自主創造の基礎	2	●								
日本を考える	2		●							

I 群 共通科目履修表（◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目）

授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
		1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
キャリア入門	2	●								2 単位以上を修得しなければならない。
キャリア・デザイン	2			●						
キャリア・デベロップメント	2			●						
インターンシップ	2			●						
コンピュータ・リテラシー	2	●								
データサイエンスの世界	2	●								
日本大学の歴史	2	●								
共通科目特論	2	●								
社会貢献	1	●								
日本国憲法	2	●								

法学部 全学科共通教育科目 履修系統図

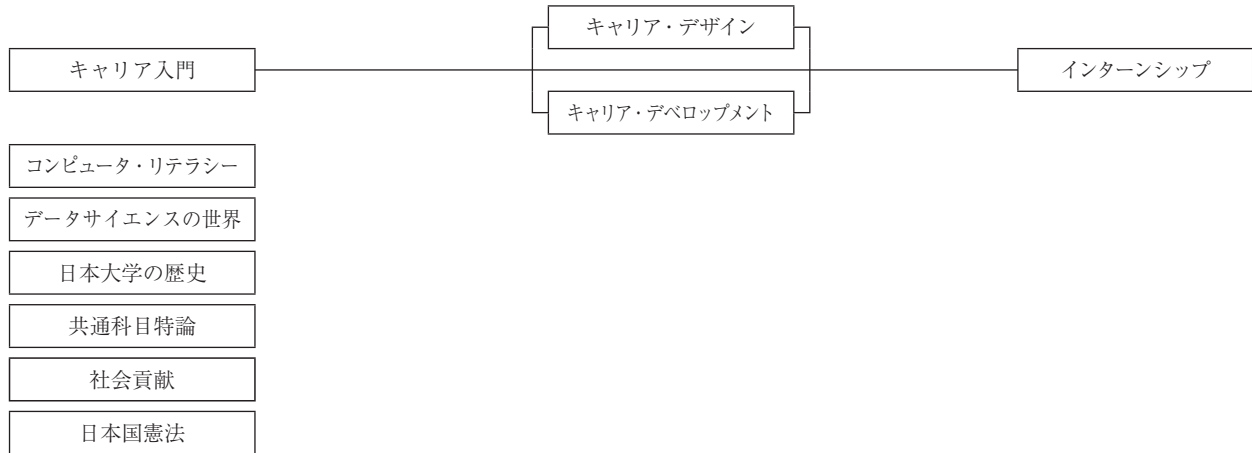
科目群の学修・教育目標

◆全学共通教育科目



◆共通科目（2単位）

〔1年次から4年次までに履修〕



学修・教育目標

1. 「知の技法」に習熟し、それらを駆使して、高度な教養・社会科学の学修を遂行し、法令遵守の精神や高い倫理観を涵養し、自分の使命・役割を探究することができる。
2. 日本大学の歴史を知り、本学が世界の中で有する使命・役割を理解した上で、日本および世界における法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みや諸問題を幅広く見渡し、説明することができる。
3. 論理的・科学的・合理的・批判的考察の重要さや仕方を理解・習得し、社会科学の基礎的知識を基に、これらの思考力を活かし、文章作成や口頭発表によって新たな「知」の創造に挑むことができる。
4. 問題解決型思考力の大切さやその思考力を社会で活かす技法を学び、今日の社会・共同体の諸問題への解決策を自ら考案しながら、社会人として社会活動に積極的に参加することができる。
5. 理想的な社会へのビジョンを持つことの大切さや、自分の専門知識の活かし方、未知未踏のものに取り組む勇気などを学び、自分自身のキャリアを設計・計画していくことができる。
6. 最新のコンピュータ・リテラシーを活用する技法を修得して積極的に国内外の人々とコミュニケーションを実践し、自分とは異なる気質や感性、価値観を有する他者の考えや立場を理解・尊重しつつ、自らの考えを伝えることができる。
7. 長期的なキャリア・プラン作成において自ら決定していく力を発揮し、そのプランや科目の履修等によって得たビジョンにそって、より良い社会・共同体の建設のために率先して行動することができる。
8. リーガルマインドの研鑽に絶えず励むとともに、社会等が抱える諸問題の解決には、他者の提言や批判を謙虚に受け止める必要があることを理解し、より良い社会・共同体の創造のためにそれらの提言や批判を活かすことができる。

総合科目の学修

1. 総合科目の目的

「神秘的なのは、世界がいかにあるかではなく、世界があるということである。」
(ウイトゲンシュタイン『論理哲学論考』)

20世紀の哲学者ウイトゲンシュタインのこの言葉にもあるように、世界があるということ、この当たり前に思われる事実こそ、本当の謎があり、なぜこの世界があるのか、その答えのなさ、不思議さ、まさにこの神秘を前にしては、人は、絶句し、驚きを覚えるほかはないのでしょうか。

自然や社会、文化を含め、人が生きるこの世界、そしてこの世界で生きるための人の生き方については、様々な世界観や価値観がなりたっています。「この世界がいかにあるか」という世界観や価値観、そうした既成の知識や価値を基準にして、人は、それぞれの社会生活を営み、それぞれの人生設計を思い描くことができているわけです。

だとしても……、それだけでは決して安心していられるものとはいえません。

「なぜ」、その世界観や価値観がなりたつのか、「ということ」、この「問い」が、いつまでも、どこまでも残されてくるのではないのでしょうか。そもそも、人がこの世で生きるという営みがそれぞれの社会や文化で通用している世界観や価値観のための機能や手段に終わってしまっていないはずはなく、各自が人間らしく生きること、それ自体が人の生きる目的であるはずだからです。

総合科目は、自然や社会、文化を含めた、この世界の多角的、多面的なありようと、そこに生きる人間の、このような答えのないあり方、これを根本から問いかけなおす講座とともに、ますます複雑化し不透明化する社会に対応するために、専門科目とも相互に関連する高度で学際的な講座を多数設置しています。

人文科学・社会科学・自然科学の各分野にわたる講座のなかで、人間、思想、社会、文化、環境をめぐる様々な知や問いのあり方を相対化する視点を身につけることで、自ら主体的に考えることのできる能力を学習してゆきます。これらの講座を通して、幅広い視野と、柔軟かつ主体的な思考力、総合的な判断力や高い倫理観、豊かな感性や、未来を創造しようとする気概、そうした強靱な知性や豊かな人間性が養われることでありましょう。

「いかに」を鵜呑みにするのではなく、「ということ」のなぜを問いなおすことのできる能力、このような総合的な知性や人間性を高めていくことこそが、教養です。

総合科目は、この教養を糧に、生涯にわたって、自らの持ち場で適切に判断し、行動する力を身につけ、現代社会の様々な問題に立ち向かうことのできる市民の育成を目的としています。

2. 総合科目の特色

< 4年間を通じた教養形成 >

以上述べたような目的に沿って、総合科目の各科目では、人の生き方や社会の理想をどのように考えるか、文化や社会の多様性と普遍性を認識し、他者との共生をどのように実現するのか、人間と自然との調和をどのように図るのか、といった人間や社会、自然に関する根本的な「問い」について考えていきます。

このような「問い」に導かれた総合科目での学習経験は、専門科目の学修に奥行

きと深さを与えていくでしょう。また、こうした「問い」の重要性は、専門科目の学修のなかであらためて意識されるのであり、それは総合科目をさらに深く学んで行く動機となります。専門科目とのそうした往復や関連を見据えながら、総合科目のカリキュラムは、それぞれの学科における学修によって専門性を高めていくプロセスと並行して、前述したような意味での教養が身につけられるように設計されています。

＜系統的・段階的学修のための履修モデル＞

総合科目で開講される多様な科目をどのように履修し、学修を進めていけばよいか迷う学生もいます。学修を系統的・段階的に進めていけるよう、「総合科目履修モデル」を用意しています（表1）。

3つのコースを設けており、それぞれの関心や専門科目との関連、将来の志望等に応じてコースを選択し、後述する履修方法にしたがって履修することが推奨されています。

コースA「哲学と思想」は、学問の基礎となるような哲学的・論理的思考を鍛えるとともに、人間と社会の理念・理想を問う哲学や思想を学ぶコースです。

コースB「社会と文化」は、自・他の社会への理解を深めるために、文化の視点からアプローチする方法を学ぶコースです。

コースC「人間と環境」は、人間科学と環境科学の学修を通じ、自身の人間的成長と持続可能な地球社会を構想する力を身につけるコースです。

各コースには、総合科目の学修体系の基盤となる**教養基幹科目**と、教養の充実・発展を図る**教養形成科目**、そして少人数による対話的・主体的な学修により教養の進化を図る**教養演習科目**が配置されており、それらの履修を積み上げていくことで、各コースの学修を深化させることができます。

＜総合講座と留学生科目＞

総合講座は、特定のテーマについて、分野の異なる複数の教員に加え、学外の専門家や現場で実務に携わる方などゲストスピーカーを招き、それぞれの視点から論じていくオムニバス形式の講義です。

外国人留学生のための講義科目も用意されています。少人数の教室で、留学生の日本語能力に対応しながら、日本の文化、社会、自然に関する基本的な知識を習得できます。

＜参考：社会文化学系ゼミナール＞

3・4年次に履修するⅦ群（専門演習関連科目）のゼミナール（147頁参照）として、総合科目領域の教員が、以下のような専攻科目のゼミナール（社会文化学系）を開講しています。

近現代日本文学・文化論 地域文化論 日本社会論 東洋社会文化論
西洋社会文化論 社会学 文化人類学 教育社会学 環境論

ゼミナールにおいて、これらの分野を専攻したい学生は、各担当教員が開講する総合科目を履修しておくことが推奨されます。

表1 総合科目履修モデル

コース／科目群・履修推奨年次		教養基幹科目		教養形成科目		教養演習科目	
		1年次前期の履修を推奨		1年次後期～3年次の履修を推奨		2～4年次の履修を推奨	
A 哲学と思想	知の基礎となる哲学的・論理的思考を鍛えるとともに、人間と社会の理念・理想を問う哲学・思想を学ぶ	哲学Ⅰ	倫理学Ⅰ	哲学Ⅱ	倫理学Ⅱ	教養演習A	教養演習B
		論理学Ⅰ	宗教学Ⅰ	論理学Ⅱ	宗教学Ⅱ	文章表現演習Ⅰ	文章表現演習Ⅱ
		数学Ⅰ		数学Ⅱ			
				科学の歴史Ⅰ	科学の歴史Ⅱ		
				社会思想の歴史Ⅰ	社会思想の歴史Ⅱ		
				思想文化論A	思想文化論B		
				総合講座A			
B 社会と文化	社会システムに影響を与える文化構造にアプローチする方法を学び、自他の社会と文化への理解を深める	社会学Ⅰ	日本の近現代Ⅰ	社会学Ⅱ	日本の近現代Ⅱ	教養演習A	教養演習B
		日本の前近代Ⅰ	アジアの歴史Ⅰ	日本の前近代Ⅱ	アジアの歴史Ⅱ	文章表現演習Ⅰ	文章表現演習Ⅱ
		西洋の歴史Ⅰ	文化人類学Ⅰ	西洋の歴史Ⅱ	文化人類学Ⅱ		
		日本文学Ⅰ	世界の文学Ⅰ	日本文学Ⅱ	世界の文学Ⅱ		
		地理学Ⅰ	統計学Ⅰ	地理学Ⅱ	統計学Ⅱ		
				芸術論Ⅰ	芸術論Ⅱ		
				社会文化論A	社会文化論B		
				総合講座B			
C 人間と環境	人間と環境に関する科学の学修を通じ、自身の成長と持続可能な地球社会を構想する力を身につける	※日本の社会A	※日本の文化A	※日本の社会B	※日本の文化B		
		心理学Ⅰ	教育学Ⅰ	心理学Ⅱ	教育学Ⅱ	教養演習A	教養演習B
		環境論Ⅰ	地理学Ⅰ	環境論Ⅱ	地理学Ⅱ	文章表現演習Ⅰ	文章表現演習Ⅱ
		健康科学Ⅰ	体育スポーツ科学Ⅰ	健康科学Ⅱ	体育スポーツ科学Ⅱ		
		地球科学Ⅰ	生命の科学Ⅰ	生命の科学Ⅱ	地球科学Ⅱ		
		統計学Ⅰ		精神分析学	自然人類学		
				統計学Ⅱ	総合講座B		
		※日本の自然A		※日本の自然B			

注) 日本の文化A・日本の文化B、日本の社会A・日本の社会B、日本の自然A・日本の自然Bは、外国人留学生のみを対象とした科目です。また、太字の科目は複数のコースに配置されています。

3. 総合科目の学修

<総合科目は選択必修>

卒業のためには、総合科目を20単位取得することが必要です。「Ⅱ群 総合科目履修表」(表2)の中から科目を自由に選択することができます。なお、科目の選択に際しては、必ずシラバスを参照して、その年度における具体的な講義内容を調べるのが必須です。

<推奨される履修方法>

科目を自由に選択できるといわれても、どのように選択してよいか迷う学生もいることでしょう。また前述のように、総合科目を系統的・段階的に履修することも重要です。そのため、以下のような履修方法を推奨しますので、参考にしてください。

- ① 教養基幹科目の履修:「総合科目履修モデル」におけるA・B・C各コースの教養基幹科目から最低1科目ずつ(計6単位取得)履修して、幅広い教養を身につける。1年前期の履修が望ましい。
- ② コースの選択と履修:「総合科目履修モデル」におけるA・B・Cのコースの中から、各自の関心や希望する専攻、将来の志望などを勘案して一つのコースを選択し、表の推奨履修年次にしたがって、各コース科目を計画的に履修する。

<任意科目としての履修>

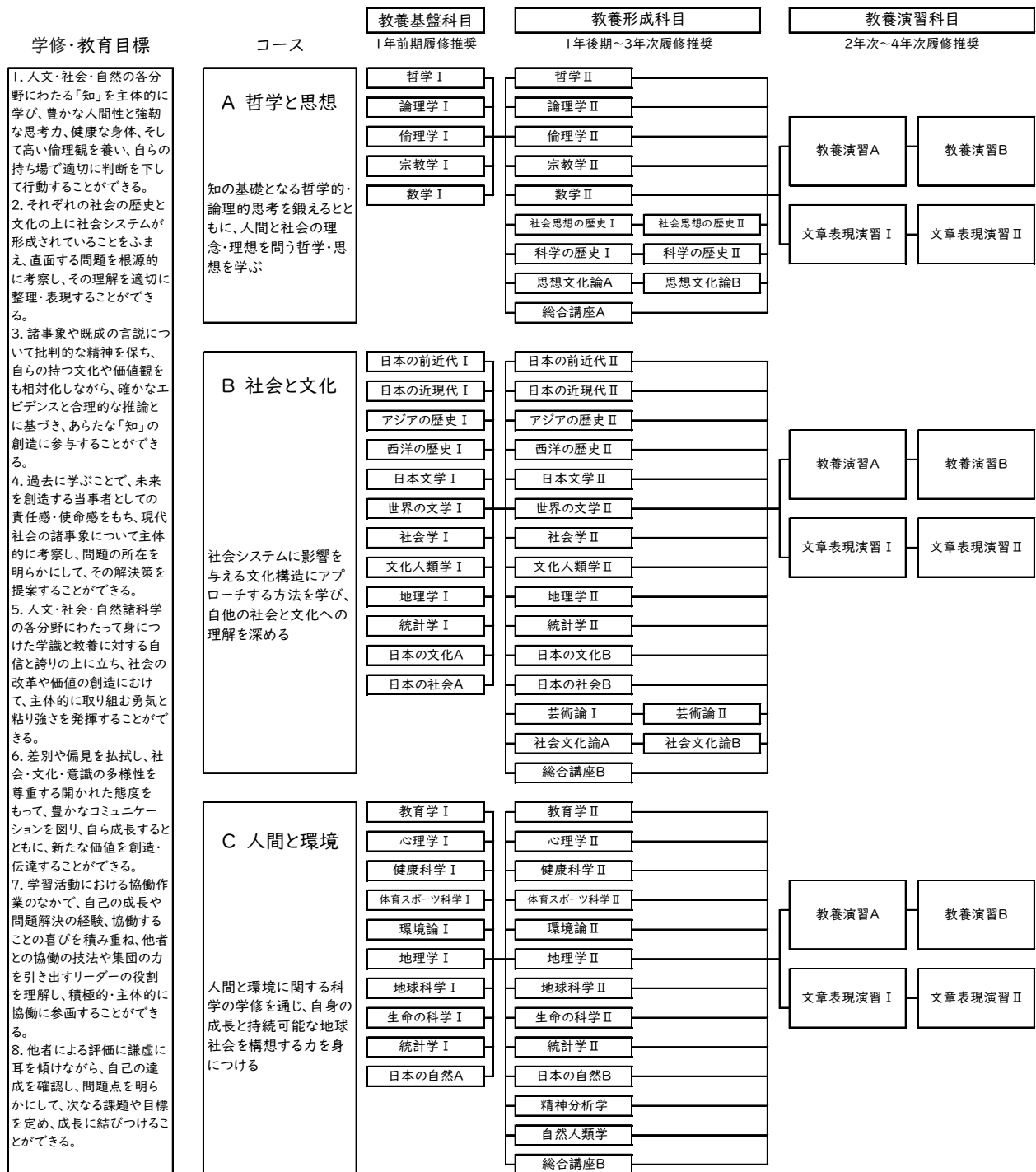
前述のように、総合科目を20単位修得することが必要ですが、これは卒業のための最低条件であって、各学科の任意科目として総合科目の単位を取得すれば、学科ごとの上限まで卒業必要単位に算入することができます。総合科目を4年間にわたって積極的に履修し、充実した人生を送るために必要な教養を完成させてください。

表2 II群 総合科目履修表（各学科共通）（◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目）

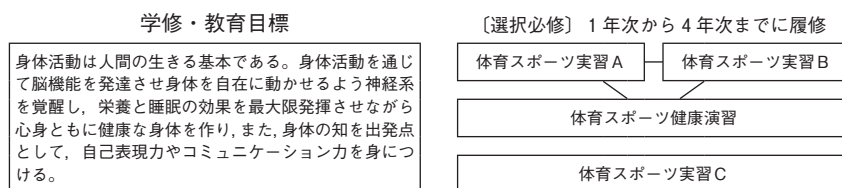
授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
		1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
哲学Ⅰ	2	●								20単位以上を修得しなければならない。 ただし、日本の文化A・B、日本の社会A・B、日本の自然A・Bは外国人留学生のみ履修できる。
哲学Ⅱ	2		●							
論理学Ⅰ	2	●								
論理学Ⅱ	2		●							
倫理学Ⅰ	2	●								
倫理学Ⅱ	2		●							
宗教学Ⅰ	2	●								
宗教学Ⅱ	2		●							
日本文学Ⅰ	2	●								
日本文学Ⅱ	2		●							
世界の文学Ⅰ	2	●								
世界の文学Ⅱ	2		●							
芸術論Ⅰ	2	●								
芸術論Ⅱ	2		●							
日本の前近代Ⅰ	2	●								
日本の前近代Ⅱ	2		●							
日本の近現代Ⅰ	2	●								
日本の近現代Ⅱ	2		●							
アジアの歴史Ⅰ	2	●								
アジアの歴史Ⅱ	2		●							
西洋の歴史Ⅰ	2	●								
西洋の歴史Ⅱ	2		●							
社会思想の歴史Ⅰ	2	●								
社会思想の歴史Ⅱ	2		●							
科学の歴史Ⅰ	2	●								
科学の歴史Ⅱ	2		●							
社会学Ⅰ	2	●								
社会学Ⅱ	2		●							
文化人類学Ⅰ	2	●								
文化人類学Ⅱ	2		●							
地理学Ⅰ	2	●								
地理学Ⅱ	2		●							
環境論Ⅰ	2	●								
環境論Ⅱ	2		●							
教育学Ⅰ	2	●								
教育学Ⅱ	2		●							
心理学Ⅰ	2	●								
心理学Ⅱ	2		●							
精神分析学	2	●								
自然人類学	2	●								
健康科学Ⅰ	2	●								
健康科学Ⅱ	2		●							
体育スポーツ科学Ⅰ	2	●								
体育スポーツ科学Ⅱ	2		●							
数学Ⅰ	2	●								
数学Ⅱ	2		●							
統計学Ⅰ	2	●								
統計学Ⅱ	2		●							
地球科学Ⅰ	2	●								
地球科学Ⅱ	2		●							
生命の科学Ⅰ	2	●								
生命の科学Ⅱ	2		●							
日本の文化A	2	●								
日本の文化B	2		●							
日本の社会A	2	●								
日本の社会B	2		●							
日本の自然A	2	●								
日本の自然B	2		●							
総合講座A	2	●								
総合講座B	2		●							
社会文化論A	2	●								
社会文化論B	2		●							
思想文化論A	2	●								
思想文化論B	2		●							
文章表現演習Ⅰ	2	●								
文章表現演習Ⅱ	2		●							
教養演習A	2	●								
教養演習B	2		●							

表3 総合科目 履修系統図

◆総合科目（教養基盤科目・教養形成科目・教養演習科目から計20単位以上）



◆体育・健康科目（計2単位必修）



外国語科目の学修

外国語学修の意義

21世紀はグローバル化が拡大し、地球上の時間と空間が縮小化されていく時代であり、そこでは異なる言語文化を有する者同士でコミュニケーションを図ることがますます重要になってきています。このようなボーダーレス化した社会を生き抜くためには、外国語（世界共通語としての英語だけでなく、国際言語であるドイツ語・フランス語・中国語など）の修得が必須条件となるでしょう。研究活動であれ、ビジネスや社会活動であれ、同様なことが要求されます。

外国語の修得は、いわゆる外国語学部や国際学部などの学部だけでなく、法学部の学生である皆さんにとっても有意義であることを認識してほしいと思います。なぜなら、法学部で専門の知識を身に付け、それを基盤として世界に羽ばたく真の「国際人」を目指すことが外国語を修得することによって可能になるからです。

法学部では、こうした志を実現するために必要なカリキュラムとスタッフを十分に備えています。大学での外国語学修では、「言語を学ぶ」ことから「言語で学ぶ」ことへの転換を目指します。言語を学んだ先には、専門的な知識を吸収したり情報を発信したりするために、その言語を道具として応用することを考えます。言語を学ぶことは、ただその言語の仕組みを知ることにとどまらず、その言語の向こう側にある文化を学ぶことにもなるのです。

必修外国語（英語）も選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）も皆さん一人一人の進路や目標に合わせて様々な科目が設置されており、自ら計画を立てて履修できるようになっています。さらに随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）も履修でき、多言語・多文化の学修が可能なシステムとなっています。

法学部での外国語学修は、これから学ぶ皆さんが真の「国際人」として社会に飛び出すために必要な土台となります。大学4年間でしっかりとした土台を築き、世界に羽ばたいていくことを願っています。

Ⅲ群 外国語科目履修表（各学科共通）

区分	言語	授 業 科 目	単位数	履修開始年次	履 修 方 法
必修	英語	英語A～H	各1	1	必修外国語として英語8単位以上、選択必修外国語としてドイツ語・フランス語・中国語の中から1か国語6単位以上、計14単位以上修得しなければならない。
		人文系英語演習A・B	各1	1	
		社会系英語演習A・B	各1	1	
		英検／IELTS I A～Ⅳ B	各1	1	
		TOEFL I A～Ⅳ B	各1	1	
		TOEIC I A～Ⅳ B	各1	1	
		Communication I A～Ⅳ B	各1	1	
		Reading I A～Ⅲ B	各1	1	
		Writing I A～Ⅲ B	各1	1	
		国際研修（英）I A・I B	各1	1	
		国際研修（英）Ⅱ～Ⅴ	各2	1	
選択必修	ドイツ語	ドイツ語基礎表現A・B	各1	1	
		ドイツ語基礎文法A・B	各1	1	
		人文系ドイツ語演習A・B	各1	1	
		社会系ドイツ語演習A・B	各1	1	
		ドイツ語資格試験対策I A～Ⅲ B	各1	1	
		国際研修（独）I A・I B	各1	1	
		国際研修（独）Ⅱ・Ⅲ	各2	1	
		コミュニケーション（独）I A～Ⅲ B	各1	1	
		ライティング（独）I A～Ⅱ B	各1	1	
	フランス語	フランス語基礎表現A・B	各1	1	
		フランス語基礎文法A・B	各1	1	
		人文系フランス語演習A・B	各1	1	
		社会系フランス語演習A・B	各1	1	
		フランス語資格試験対策I A～Ⅲ B	各1	1	
		国際研修（仏）I A・I B	各1	1	
		国際研修（仏）Ⅱ・Ⅲ	各2	1	
		コミュニケーション（仏）I A～Ⅲ B	各1	1	
		ライティング（仏）I A～Ⅱ B	各1	1	
	中国語	中国語基礎表現A・B	各1	1	
		中国語基礎文法A・B	各1	1	
		人文系中国語演習A・B	各1	1	
		社会系中国語演習A・B	各1	1	
		中国語資格試験対策I A～Ⅲ B	各1	1	
		国際研修（中）I A・I B	各1	1	
		国際研修（中）Ⅱ・Ⅲ	各2	1	
		コミュニケーション（中）I A～Ⅲ B	各1	1	
		ライティング（中）I A～Ⅱ B	各1	1	
随意	スペイン語	スペイン語I A～Ⅱ B	各1	1	スペイン語・韓国語・ロシア語（外国人留学生は母語を除く）は、外国語科目としては認定しないが、学科によっては卒業単位数に算入することができる。
	韓国語	韓国語I A～Ⅱ B	各1	1	
		国際研修（韓）	2	1	
	ロシア語	ロシア語I A～Ⅱ B	各1	1	

Ⅲ群 外国語科目履修表（各学科共通）

【留学生】

区分	言語	授 業 科 目	単位数	履修 開始 年次	履 修 方 法
必修	日本語	日本語ⅠＡ～ⅡＢ	各１	１	必修外国語として日本語８単位、選択必修外国語として英語・ドイツ語・フランス語・中国語の中から１か国語（母語を除く）６単位以上、計１４単位以上修得しなければならない。
		日本語ⅢＡ～ⅣＢ	各１	２	
選択必修	英語	英語Ａ～Ｈ	各１	１	
		人文系英語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		社会系英語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		英検／IELTSⅠＡ～ⅣＢ	各１	１	
		TOEFLⅠＡ～ⅣＢ	各１	１	
		TOEICⅠＡ～ⅣＢ	各１	１	
		CommunicationⅠＡ～ⅣＢ	各１	１	
		ReadingⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		WritingⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		国際研修（英）ⅠＡ・ⅠＢ	各１	１	
		国際研修（英）Ⅱ～Ⅴ	各２	１	
	ドイツ語	ドイツ語基礎表現Ａ・Ｂ	各１	１	
		ドイツ語基礎文法Ａ・Ｂ	各１	１	
		人文系ドイツ語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		社会系ドイツ語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		ドイツ語資格試験対策ⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		国際研修（独）ⅠＡ・ⅠＢ	各１	１	
		国際研修（独）Ⅱ・Ⅲ	各２	１	
		コミュニケーション（独）ⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		ライティング（独）ⅠＡ～ⅡＢ	各１	１	
	フランス語	フランス語基礎表現Ａ・Ｂ	各１	１	
		フランス語基礎文法Ａ・Ｂ	各１	１	
		人文系フランス語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		社会系フランス語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		フランス語資格試験対策ⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		国際研修（仏）ⅠＡ・ⅠＢ	各１	１	
		国際研修（仏）Ⅱ・Ⅲ	各２	１	
		コミュニケーション（仏）ⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		ライティング（仏）ⅠＡ～ⅡＢ	各１	１	
	中国語	中国語基礎表現Ａ・Ｂ	各１	１	
		中国語基礎文法Ａ・Ｂ	各１	１	
		人文系中国語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		社会系中国語演習Ａ・Ｂ	各１	１	
		中国語資格試験対策ⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		国際研修（中）ⅠＡ・ⅠＢ	各１	１	
		国際研修（中）Ⅱ・Ⅲ	各２	１	
		コミュニケーション（中）ⅠＡ～ⅢＢ	各１	１	
		ライティング（中）ⅠＡ～ⅡＢ	各１	１	
随意	スペイン語	スペイン語ⅠＡ～ⅡＢ	各１	１	スペイン語・韓国語・ロシア語（母語を除く）は、外国語科目としては認定しないが、学科によっては卒業単位数に算入することができる。
	韓国語	韓国語ⅠＡ～ⅡＢ	各１	１	
		国際研修（韓）	２	１	
	ロシア語	ロシア語ⅠＡ～ⅡＢ	各１	１	

必修外国語（英語）の学修の目的

「英語を学ぶ」から「英語で学ぶ」へ！

英語は多くの国や地域で公用語として使われる世界共通語となっています。就職や大学院進学の際に、英語の資格試験の結果やスコアが求められるなど、ますます英語力が求められるようになっていることは皆さんもお気づきでしょう。公務員試験でも英語資格試験の結果が点数に加算されることが多くなっています。また就職した後も英語が社内で公用語化されたり、昇進の条件として資格試験のスコアが義務付けられるなど、英語力を必要とされる機会が増えているのです。

こうした社会のニーズを考えると、これからは単に資格試験の結果で英語力を示すばかりでなく、身につけた英語で発信する力も問われてくるでしょう。つまり、英語をコミュニケーションのツールとして、ディスカッション、ディベートやプレゼンテーションを行ったり、論文やリサーチ・プロジェクトを英語で書いたりすることが要求されていくと考えられます。またゼミナールなどでは、専門領域を学ぶ上でも必要な英語の基礎力を身につけていかなければなりません。

皆さんは、1年次のうちから就職活動や進学までにどの程度の英語力が必要とされるのかを見極め、4年間の計画を立てた上で英語の学修に励んでください。

英語科目の特色

I. ベーシック・イングリッシュ

Basic English Skills

（A～Hはそれぞれ1単位）

英語A・B、英語C・D（1年次共通英語）

英語の4スキルの基礎固めを目的とするクラスです。1年次は、原則としてクラス指定の英語A（前学期）・英語B（後学期）〈リーディング・文法など〉と、英語C（前学期）・英語D（後学期）〈リスニング・スピーキングなど〉を受講します。クラスは入学前にオンラインで受験するプレイスメント・テストで決められます。

英語E～H 特別選抜 Sコース

Sコース（第一部のみ）は英語を集中的に学修したいと考える学生向けの特別選抜による精鋭コースです。プレイスメント・テストの成績上位者で本コースを希望する学生は、通常の1年次共通英語クラスに加えて、Sコース専用の英語E・Fを履修することができます。2年次にはG・Hを継続して履修することができます。

II. アカデミック・イングリッシュ

English for Academic Purposes

（A・Bはそれぞれ1単位）

人文系英語演習A・B、社会系英語演習A・B

英語演習は国際的な教養人を育成するための科目です。人文系英語演習では人文（言語、哲学、文学、思想、芸術、文化など）に関連する文献、また社会系英語演習では歴史や社会に関する文献がテキストとして取り上げられます。

授業ではテキストを読むだけでなく、発表や意見交換を行うことで幅広い視野と教養を身につけ、コミュニケーション力・判断力・思考力を養います。前期のAに続き、Bはさらに発展的な内容になっていますので、通年で履修することが望ましいでしょう。

Ⅲ. キャリア・イングリッシュ
English for Careers
(A・Bはそれぞれ1単位)

英検／IELTS I A・B～Ⅳ A・B
TOEFL I A・B～Ⅳ A・B
TOEIC I A・B～Ⅳ A・B

英語資格試験対策のクラスです。就職にはTOEICや英検を、そして留学にはTOEFLやIELTSを受講するとよいでしょう。それぞれの資格試験クラスは初級Ⅰから上級Ⅳの4レベルに分かれています。前学期はA、そして後学期はBですが、原則として通年で受講してください。

Ⅳ. スキルアップ・イングリッシュ
English Skills
(A・Bはそれぞれ1単位)

Communication I A・B～Ⅳ A・B
Reading I A・B～Ⅲ A・B
Writing I A・B～Ⅲ A・B

「話す」・「聞く」・「書く」・「読む」の英語4技能をさらに磨くためにそれぞれレベル別に設定されています。Communicationのクラスの多くはネイティブの教員が担当し、インタラクティブな授業のなかで発信力を磨きます。Communicationの上級レベルに該当する授業は英語のみで授業が行われます。Readingクラスには精読力・速読力を養うクラスやメディア関連の英語の読解力を養うクラスなどがあります。Writingクラスは簡単な英文や仕事に役立つEメールの書き方を学ぶクラス、そしてTOEFLやTOEIC Speaking & Writingなどの資格試験に対応するための英文エッセイを書く力を養成するクラスなどが含まれます。

Ⅴ. スタディー・アブロード
Study Abroad Programs

国際研修Ⅰ A・Ⅰ B (通常授業、それぞれ1単位)
国際研修Ⅱ～Ⅴ (それぞれ2単位)

法学部では、英語の実践的能力を向上させることを目的とし、短期語学研修の単位認定をしています。短期語学研修には法学部が実施するものと、日本大学本部が実施するものがあります。法学部では、ダブリンシティ大学夏期語学研修(アイルランド)、春休みの短期集中英語研修(国内)を実施しています。また日本大学本部では、ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ(英国)とニューカッスル大学PALS学習支援センター(オーストラリア)での1か月間の研修を実施しています。研修ではそれぞれ2単位が認定されます。さらに、これらの研修や留学を目指す学生を対象とした授業科目(国際研修Ⅰ A・Ⅰ B)も設置されています。

【履修の方法と注意】

1. 英語は卒業までに8単位の修得が必修となっています。
2. 英語A～Dは、1年次の学科指定クラスで、入学前のプレイスメント・テストによりクラスが決定されます。1年次は原則としてこれらのクラスを履修してください。法曹コースの学生は、さらに指定のReadingⅡ A・Bも履修してください。Sコース(特別選抜クラス)を希望する学生も英語A・Bと英語C・Dを併せて履修してください。
3. 科目名の後ろのA・Bは前学期・後学期を表します。原則として、どの科目もA・Bを通して通年で履修をしてください。
4. キャリア・イングリッシュ、及びスキルアップ・イングリッシュの授業科目に付されたⅠ～Ⅳはレベルを表し、Ⅳを最高として、数字が上がるごとにレベルが高くなります。
5. 日本大学の交換留学を目指す場合は、TOEFL-iBT 61点以上、TOEFL-ITP 500点以上またはIELTS 5.5以上のスコアが必要です。1年次から計画的に準備を始めてください。

なお、詳細は下記の日本大学ホームページをご覧ください。

日本大学 留学・国際交流 www.nihon-u.ac.jp/international/

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の学修の目的

どうして英語以外の外国語を学ぶのでしょうか。その問いに対する答えは、「皆さんは大学生だから」です。グローバル化の現代にあって、母語以外にたった一つの言語にしか触れたことのない人々が中核をなす国は、世界とのコンタクトにおいてハンディを負うことになるでしょう。なぜなら言語はコミュニケーションの手段であるとともに、異文化を深く理解し受容するために不可欠のものであるからです。それに異文化を知ることなくしては、自国の文化を真に理解することも難しいでしょう。EUを例にとってみましょう。EUの言語政策の目的は、「複数言語能力の育成」と「多文化理解」にあります。それによって政治的・経済的成功がもたらされ、異文化圏に属する人々の間につながりが生まれ、偏見やレイシズム（人種差別）を根絶し、よりよい社会を創ることができる、との確信がその背景にあります。この言語観は、人権や民主主義の考え方と通底しているといえましょう。

我が国においては、英語の必要性がさかんに喧伝^{けんでん}されていますが、やがて社会人として指導的役割を担って活躍する皆さんには、英語だけでは不十分です。+αの知識が要求されるでしょう。グローバル化の潮流の中で、日本国内でもさまざまな国籍の外国人と接する機会が多くあり、駐在員として諸外国で生活する人も増えています。つまり、多くの外国語を知る人はそれだけ活躍の場を広げることができます。さらに研究者を目指す人には、2つ以上の外国語の知識が必要なのはいうまでもありません。もちろん、言語学習にはこのような有用性ととともに、人間の多様性を受け入れ他者を理解できる柔軟な精神を獲得し、世界の平和と協調に貢献できる人材になるという目的もあります。

皆さんの大部分にとって、ドイツ語・フランス語・中国語は初めて学ぶ言語のはずです。誰もがゼロからの出発ですから、新たな気持ちで取り組んでください。興味をもって学修することが成果につながります。本学部においては、高度なレベルの言語能力が身につくよう、以下に見るとおり多彩な科目が設置されています。

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の特色

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）のカリキュラムは、以下の5つのジャンルで構成されています。

- <1> ドイツ語・フランス語・中国語 基礎文法A／B
ドイツ語・フランス語・中国語 基礎表現A／B
- <2> ドイツ語・フランス語・中国語 人文系演習A／B、社会系演習A／B
- <3> ドイツ語・フランス語・中国語 コミュニケーションⅠA／B～ⅢA／B
ドイツ語・フランス語・中国語 ライティングⅠA／B、ⅡA／B
- <4> ドイツ語・フランス語・中国語 資格試験対策ⅠA／B～ⅢA／B
- <5> ドイツ語・フランス語・中国語 国際研修ⅠA／B、Ⅱ、Ⅲ

（注1） Aは前学期に、Bは後学期に開講。原則として同一教員・同一曜日・同一時間帯でA、Bを履修すること。

（注2） 国際研修Ⅱ、Ⅲは短期語学研修参加者のための単位です。

上記の各ジャンル設置科目の目的・特徴は以下の通り。

- <1> 基礎文法A／B・基礎表現A／B（A、Bはそれぞれ1単位）
「基礎文法」では、「聞く・話す・読む・書く」能力の基礎となる文法を学びます。「基礎表現」では「聞く・話す・読む・書く」能力を養成するための初歩的演習を行います。
- <2> 人文系演習A／B、社会系演習A／B（A、Bはそれぞれ1単位）
「基礎文法」「基礎表現」で得た知識をもとに各外国語の読解能力の涵養ばかりでなく、各国の過去・現在の諸相について総合的な知識の獲得を目指します。
A（前学期開講）からB（後学期開講）へより発展的な内容となるので、同一教員、同一曜日・同一時間帯

でAとBを受講してください。

< 3 > コミュニケーションⅠA／B～ⅢA／B, ライティングⅠA／B・ⅡA／B (A, Bはそれぞれ1単位)

コミュニケーションは、いわゆる「会話」の科目です。ⅠからⅢまで難易度別に、Ⅰ：基礎、Ⅱ：初級、Ⅲ：中級。このジャンルの担当者は原則としてネイティブ・スピーカー。基本的に「聞く・話す」能力の涵養を目指します。Ⅲまで履修して、日常会話で意思疎通がスムーズにできるレベルに到達しましょう。

「聞く・話す」という口頭の訓練だけでは、広範なコミュニケーション能力は身につけません。よりレベルの高いコミュニケーション実践のためにライティング科目があり、「読む・書く」能力の涵養を目指します。

< 4 > 資格試験対策ⅠA／B～ⅢA／B (A, Bはそれぞれ1単位)

ドイツ語・フランス語・中国語それぞれに語学検定試験があり、このジャンルは、それらの試験に合格するための準備科目です。さまざまな資格を有することで多彩な能力の証明ができ、就職に有利に働きます。語学検定試験の重要度はますます増大しています。

< 5 > 国際研修ⅠA／B・Ⅱ・Ⅲ (A, Bはそれぞれ1単位) * Ⅱ・Ⅲはそれぞれ2単位

ドイツ語ではウィーン大学、フランス語ではアヴィニョン大学、中国語では中国科技大学で短期語学研修を実施しています。それらの研修に参加するための準備およびアフターケア、さらには長期の留学の準備をするための科目が、国際研修ⅠA／Bです。また上記の語学研修で修得した単位(2単位)は国際研修Ⅱ・Ⅲで認定されます。

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の履修方法

上に掲げた＜1＞～＜5＞の科目はすべて受講可能であり、また、修得した単位はすべて認定されます。ただし卒業単位（卒業に必要な単位）としては、選択必修外国語の必修単位である6単位のほかⅠ群からⅦ群までの中から選択する科目の単位数（学科によって異なる）の範囲内での認定となります。これは第一部、第二部、各学科共通です。

どの科目も制度的には1年次から履修できますが、ドイツ語・フランス語・中国語のうち1カ国語を選び6単位修得することが卒業要件となります。それぞれの言語において履修に関する留意点が異なるので、以下を参照してください。

原則として、Aは前学期に、Bは後学期に開講されます。

ドイツ語：学修1年目では、原則ドイツ語基礎文法A／Bとドイツ語基礎表現A／Bを履修します。なお、1年目にドイツ語基礎文法A／B、ドイツ語基礎表現A／Bを修得できなかった場合には、翌年度に履修してください。

フランス語：学修1年目では、フランス語基礎文法A／Bとフランス語基礎表現A／Bとの組み合わせを履修します。なお、1年目に以上の科目を修得できなかった場合には翌年度に履修してください。

中国語：学修1年目では、中国語基礎文法A／B、中国語基礎表現A／Bを履修します。特に資格試験方面を希望する人は、中国語基礎表現A／Bの代わりに中国語資格試験対策ⅠA／Bを履修するケースもあります。なお、1年目に中国語基礎文法A／B、中国語基礎表現A／B、中国語資格試験対策ⅠA／Bを全く修得できなかった場合は、翌年度に履修して下さい。

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）の学修方法

ドイツ語の学修方法

皆さんの中には、ヨーロッパの歴史や文化に関心がある、クラシック音楽が好き、サッカーのブンデスリーガに興味がある、ドイツ車に乗ってみたい、あるいは、経済力の強いドイツに行って、将来ビジネスで活躍したい、という人もいるかもしれませんね。

大学生になったのを機にドイツ語を習得し、ドイツ語を通して魅力あるドイツ語圏の世界へ足を踏み入れてみませんか。

ドイツ語と英語とは言語学的にきょうだいの関係ですから、英語の知識を生かして、もう一か国語を習うのなら、ドイツ語が一番取り組みやすい言葉だと思います。

では、実際に、ドイツ語をどのようにして勉強すればよいとお話ししましょう。

1年目：最初に、発音を覚え、語彙を少しずつ増やし、ドイツ語の仕組みを理解することから始めていきます。発音は難しくありません。名詞は大文字で書き始めますし、文中における動詞の位置も決まっています。

確かに、ドイツ語は語形変化が複雑だということを耳にします。しかし、英語にはそれがないから難しく、ドイツ語はそれがあるからこそ明晰で、理解しやすいとも言えるのです。授業を受けていくうちに、その意味がわかるはずですよ。

2年目以降：1年生の基礎をふまえて、さらなるドイツ語力を着実につけていきます。2年目に入ると、辞書で単語を調べても、何を言っているかわからない、どうも意味が取れない、ということにぶつかります。勉強のためのポイントは「文法をゆるがせにしないこと」です。ドイツ語は英語よりも文法が論理的でがっちりしていますから、知れば知るほど後が楽になります。

あと、ドイツ語の勉強の仕方には、そのような「文法型」以外に、「実践型」があります。

本学部では、夏休みにオーストリアのウィーン大学で1ヵ月間、ドイツ語研修を実施しています。世界中の人達とともに集中的にドイツ語で授業を受けます。課外では世界遺産の宮殿や博物館巡り、音楽の都らしくベートーベンやモーツァルトゆかりの場所への訪問、スイーツの食べ歩きなどを楽しみながら、実用的なドイツ語を身につけていきます。研修後には、きっとドイツ語の知識だけではなく、物の見方がぐんと広がっていると思います。

ドイツ語は勉強すればするほど、魅力を感じる言葉です。ぜひドイツ語の世界に飛び込んでいきましょう。皆さんに教室で会うことを心より楽しみにしています。

以上がドイツ語の学修方法の秘訣です。ぜひ実践してみてください。

1) 英語の知識を活用しよう

restaurant, menu, table, salon, machine, police, culture, civilisation, action, union, second, minute, secret, date...

これらはみな、フランス語からの借用語です。英語の語彙の40%近くがラテン語・フランス語起源であると言われています。また文の構造上もフランス語と英語は似かよっています。ですからフランス語学習には英語の知識が役立ちます。一方、多くの仏和学習辞典には対応する英単語が載っていますから、フランス語を学修しつつ英語の知識を確実にしていくことができます。

2) 論理的に考える習慣をつけよう

「明快でないものは、フランス語でない」と言われるように、フランス語は17世紀以来、客観的規範性を保とうとする努力によって、絶えず整備が行われてきました。

つまりある意味「人工的な言語」なのです。ですから、まる覚えではなく常に「どうしてこうなるのか?」と問う習慣をつけましょう。そして必ず質問すること。皆さんの質問は、教員にとっても大変参考になります。

3) 綴り字の読み方は「習うより慣れろ」

仏単語の読み方は規則的で、初級教科書冒頭の2, 3ページ分の規則をマスターすれば容易に読むことができます。「習うより慣れろ」で、単語を見たら「どう読むのだろう」と興味をもって自問自答することが大切です。教科書の単語を音読してみて、付属のCDで確認することを勧めます。

4) 発音は少しずつ正確に

フランス語は日本語より母音数が多いものの、日本人はそれと知らずにそれらほとんどの母音を発しています。とはいえ、最初からネイティブのように発音できないのは当たり前。教科書付属のCDなど、オーディオ教材を最大限に利用して、正確な発音を少しずつ身につけていきましょう。授業外でも、「耳に心地よい言葉」と定評のあるフランス語の音に親しむ時間をもってください。

5) 仏検で学修の成果をはかる

キャリアデザインへの意識が高まり、資格を持つことが就職に有利に働く状況の中、ぜひフランス語実用技能検定試験（仏検）に挑戦してみましょう。4, 5級から始めて着実に学修していけば、フランス語を「聞く・話す・読む・書く」ための総合的な力を身につけることができます。

- 1 ここで言う中国語とは北京標準語（普通話）のことです。中国語学習初歩段階における最重要事が発音の修得です。中国語には「拼音字母（ピンインツームー）」と呼ばれるローマ字式発音記号が存在しますが、読み方が英語や日本語ローマ字のそれと少々異なるため、繰り返し発音練習を行い、しっかりと拼音字母を修得することが肝要です。さらに中国語は「声調」というアクセントを持つ言語で、4種類の声調が存在します（第1声・第2声・第3声・第4声）。拼音字母で表される個々の発音に声調をつけて発声しても、乱れずにしっかりと発音できるように繰り返し発音練習を行ってください。
- 2 初歩段階における発音練習では声を出し継続して練習することが大切です。拼音字母の字面を目で追うだけでなく、音としてしっかりと把握してください。学修1年目の諸君はそのために設置した「中国語基礎8科目（基礎文法A／B、基礎表現A／B、コミュニケーションⅠA／B、資格試験対策ⅠA／B）」を履修して教員の指示に従って発音練習を進めましょう。
- 3 初歩段階を終えたら、徐々に単語を覚え始めてください。語彙数が不足すると、何もできません。日中・中日辞典の購入については各教員の指示を参考にし、自分に合ったものを選んで購入してください。
- 4 中国語文法についてですが、日本語に似ている面も英語に似ている面も見受けられます。しかし中国語は基本的に日本語とも英語とも別系統の言語ですので、類似点の存在は認められても、全く同様であると誤解してはいけません。中国語は中国語として把握すべきです。文法を修得・把握する上で重要なことが例文や表現を覚えることです。このような知識的貯蓄がないと、文法を修得・把握できません。材料が無いと、料理が作れないのと同じ道理です。
- 5 また中国語学習の進展具合を確認する指標として「中国語検定試験」の受験を勧めています。その資格を持っていると就職活動時に有用なこともありますので、奮って受験してください。「中国語資格試験対策Ⅰ～ⅢA／B」はその対策のために設置された科目ですので、受験希望者は履修することを勧めます。
- 6 中国大陆で使用される漢字の字体は「簡体字」と呼ばれ、日本の現字体や旧字体とも異なる簡略化された独特の字体です。例えば「橋－桥」「飯－饭」「葉－叶」……という具合です。
- 7 日中関係のいかんにかかわらず、中国語は非常に有用な言語です。多くの諸君にその学修を勧めます。

外国人留学生の必修外国語「日本語」について

「日本語」の履修方法（重要）

「日本語」は、ⅠＡ・ⅠＢ・ⅡＡ・ⅡＢ・ⅢＡ・ⅢＢ・ⅣＡ・ⅣＢの８科目を開講しています。Ⅳに近づくほど、求められる日本語能力のレベルが高くなります。

１科目１単位で、卒業に必要な単位数は８単位です。開講している全ての「日本語」を単位取得しなければ卒業できません。１年次はⅠＡ・ⅠＢ・ⅡＡ・ⅡＢをなるべく全て履修してください。２年次以降は、ⅢＡ・ⅢＢ・ⅣＡ・ⅣＢを段階的に履修してください。

〈履修例〉

１年次…（前期）ⅠＡ・ⅡＡ （後期）ⅠＢ・ⅡＢ

２年次…（前期）ⅢＡ （後期）ⅢＢ

３年次…（前期）ⅣＡ （後期）ⅣＢ

※ 上記の必修外国語「日本語」以外に、選択必修外国語として英語・ドイツ語・フランス語・中国語の中から１か国語（母国語を除く）６単位以上修得しなければなりません。

日本語の学修方法

日本語をもう少し意識してみよう！

例えば「さすが」という日本語は、「さすがに……だ」と使われます。一般的に評価の高い事物に対してそれを裏づけるような何かがあったとき、今更のように感心したことを表す場合に用いられます。また、そうは言うもののやはり……、予想していたとおりやはり……、などの意味もあります。さらに、「さすがの横綱も怪我には勝てない」のように、実力のあるものが評価通りに力を発揮できなかった時にも用いられるように、多様な用法をもつ言葉と言えます。

「さすが」については、こんなエピソードがあります。中国の南北朝時代、晋の孫楚^{そんそ}という男が隠居する時、知人に「石に漱^{くす}ぎ流れに枕して生活をする」（「漱石枕流」）と話したのです。その時、知人は、「石に枕して流れに漱ぐ」（「枕石漱流」）の間違いではないかと問うと、孫楚は「石に漱いで歯を洗い、流れに枕して耳を洗うためだ」と、とっさに答えたので、知人は「さすがに孫楚だ」と言ったといわれます。それで、矛盾をとりつくろうさまを「流石^{さすが}」と言うようになったとされています。現在の日本語で、「さすが」が「流石」という借字で表記されることがあるのも、こうした中国の故事が元になっているからです。

しかし、今はこのように「とりつくろう」場合には用いません。先に述べたように「さすがに孫楚だ」と、相手の実力や価値を再認識するときに用いられることが多いのです。このように日本語の中には、中国の故事に由来する表現があります。しかも、語源とは違う意味で用いられていることもあります。ちなみに、夏目漱石の「漱石」も、この故事に基づいています。

一方、韓国語と同じように使用される日本語も存在します。例えば、八世紀の歌集である『万葉集』などに見られる「オモ」がそうです。母父の意味で、「おもしろ」という形で使われたりします。この「オモ」は韓国語の「オモニ」と同源であるとする説があります。また、海の神の意である「海神^{わたつみ}」の「ワタ」も韓国語「バダ」からきているとする説があります。八世紀に成立した歴史書である『日本書紀』には、唐や新羅、百済に関する記事が多く見られ、当時国際交流が盛んであったことがわかります。古代から、日本と中国、韓国は人の交流と共に言葉の交流がありました。言い換えれば、日本と中国、韓国は一つの文化圏であると言ってもいい

将来を見据えて

いでしょう。日本語の中に中国語や韓国語と関係の深い言葉があるのも当然のことです。だからこそ、異質さに目を向けるばかりでなく、同質性にも目を向ける必要があるのです。

以上のように日本語を学修する際は、その言葉の元々の意味を知ること大切です。それを知っていると、誤用についても、それが誤用である理由を明確に認識できます。また、日本語への興味もさらに増すことでしょう。これからは、日本語の語彙を増やすだけでなく、なぜそのような言い方、使い方をするのだろうか、ちょっと意識してみてほしいと思います。そうすれば、あなたの日本語能力はさらに向上するに違いありません。

大学入学は新たなスタートです。ゴールではありません。

年々、日本の企業に就職したい、大学院に進学したいという外国人留学生が増えています。

その際求められるのは、日本語能力です。あなたの日本語能力がどれほどのものか、客観的に示せるものを取得しておくことが重要な要素となります。

日本語を母語としない人を対象にした「日本語能力試験 (JLPT)」のN1は当然合格しておかなければなりません。他に、「BJTビジネス日本語能力テスト (BJT)」や、日本人も受験している「日本語検定」などをお勧めします。

随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の特色

国際交流の進展にかんがみ、スペイン語・韓国語・ロシア語を随意選択外国語として設置しています。この随意選択外国語は、それぞれ最多で4科目（ⅠA／B、ⅡA／Bで、Aが前学期、Bが後学期、各1単位）4単位（1×4）まで履修できます。

随意選択外国語で修得した単位はⅠ群からⅦ群までの中から選択する科目の単位数（学科によって異なる）の範囲内で卒業単位に算入できますが、必修外国語や選択必修外国語の単位としては認定されないの、要注意です。随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目には以下のような科目が設置されています。

〈1〉スペイン語・韓国語・ロシア語ⅠA／B

ⅠA／Bは初級クラスで、それぞれの外国語の基礎的構造を文法学習や教本講読を通じて学修し、さらに初歩的な会話練習も行います。

〈2〉スペイン語・韓国語・ロシア語ⅡA／B

ⅡA／Bは中級クラスであり、それぞれの外国語のⅠA・Bで得た知識を基礎としてさらに高度な語学力を身につけるものです。

〈3〉国際研修（韓）

毎年8月に韓国の大学で実施される短期語学研修（韓国語）に参加した人のための単位です。

随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の履修方法

何年次で履修するかは諸君の裁量に任せられていますが、外国語を学ぶのは早い方が良い訳で、1年次より挑戦することが望ましいと言えます。ただしⅠA／B、ⅡA／Bはレベル別になっていますので、ⅠA／Bより順に受講することが必要です。多くの諸君が意欲的に履修するよう期待しています。

随意選択外国語はそれぞれ最多で4科目（ⅠA／B、ⅡA／Bで、Aが前学期、Bが後学期、各1単位）4単位（1×4）まで履修できますが、その修得単位はⅠ群からⅦ群までの中から選択する科目の単位数（学科によって異なる）の範囲内で卒業単位に算入できるものの、必修外国語や選択必修外国語の単位としては認定されないの、要注意です。

スペイン語の学修方法

英語はビジネスのための言葉、フランス語は愛を語る言葉、そしてスペイン語は神様と話す言葉であると何度か聞いたことがあります。英語はてきぱきした響きがあり、フランス語はロマンチックな響き、スペイン語は荘厳な感じがするのかもしれませんが。初めてスペイン語を聞いたなら、なんてほのぼのとした愛嬌のある暖かい感じの言葉だと思うでしょう。トルティーヤ、エル・ニーニョ、タント……日本でよく見かけるスペイン語ですが、親近感が沸く響きでしょう。しかもスペイン語の発音は、英語よりもずっと簡単です。いくつかのスペイン語独特なものを除いてローマ字読みとほぼ同じです。だから、g, j, ll, n, rなどスペイン語独特の発音さえマスターしてしまえば、せっかく覚えたフレーズを旅先で言ったのに、通じないということはないでしょう。学修した表現をどんどん声に出してみましょう。

文法は初め覚えることが多く、躊躇するかもしれません。名詞には男性形と女性形があります。形容詞は名詞にあわせて語尾が変化します。そしてスペイン語の最難関は動詞の活用です。これは繰り返し練習するしかないでしょう。「学問に王道なしNo hay atajo sin trabajo」です。とはいえ、これもスペイン語の動詞には基本

韓国語の学修方法

的に語尾が-ar, -er, irの3つのグループがあることを踏まえ、体系的に覚えれば恐れるほどのものではありません。

また、どんな外国語の勉強にもあてはまることですが、必ず辞書を用意すること。そして辞書を引く労を惜しまないようにすることが大切です。スペイン語圏はスペイン本国だけではなく、中南米、アフリカの赤道ギニアなど広範であり、スペイン語人口は4億人とも5億人とも言われています。したがって国連の公用語のひとつにもなっており、実用的であり、その文化も多種多様です。フラメンコ、サルサ、サッカー、ピカソ、ガウディ、パエリヤ、タコス、遺跡などなど興味深いことがたくさんあります。それらの情報はインターネットを通じて簡単に手に入れることができます。最近ではスペイン語圏の映画もよく上映されるようになってきました。是非、言葉だけではなく、その後ろにあるものにも触れてみましょう。そして楽しく勉強していきましょう。

日本語話者にとって、韓国語は当然ながら外国語にほかなりません。韓国語の音や文字を耳にしたことのある人は、激しい音や抑揚、四角（□）と丸（○）に縦横の線と点の組み合わせで形成されている文字（ハングル）に戸惑いをおぼえるかもしれません。

その一方で、韓国語の音声と文字について、自発的に興味を持ち、一度でもその仕組みについて学んだことのある人ならば、これだけ日本語に類似し、学びやすい言語も多くないと実感したはずです。同じ言語系統に属し、漢語を媒介として語彙の八割以上を共有しているからこそでしょう。つまり欧米語学習のように、語順の複雑な置き換えが不要なのはいうまでもなく、全く異なった概念に対処しなければならないということもなく、頭脳の煩雑な作業が省かれて済むのです。これを欧米語間の関係にたとえると、英語とドイツ語との比に近いものでしょう。

しかしながら、韓国語は総じて学修しやすいかもしれませんが、やさしい言語では決してありません。というのも、日本語に比べ、かなり複雑な音韻体系を有しているからだけでなく、実は奇しくも日本語と大変似通っている言語だけに難解さが存在するのです。つまり言語に必然的に溶け込んでいる人々の感情や、言葉の何気ない意味作用、ひいてはそれを基に絶え間なく行われる（日常・非日常を問わず）コミュニケーションのあり方において、韓国語と日本語の間には少なからざるギャップが散見されるので、時にはそのことが意思疎通の大きな妨げにもなりかねないのです。少し複雑だと思われるかもしれませんが、ここにこそ日本語話者の韓国語学習に対する醍醐味が存在する訳です。そのことは、韓国語話者の日本語学習のケースでも同じであることはいうまでもありません。また、さらには今日の日本と韓国との間に横たわる諸問題を考える上でも、これは有効かつ重要な要素を含んでいると思われるのです。

ズドラーストヴァイチェ！皆さんこんにちは！ロシア語が世界で重要な言語の1つであることは皆さんもよくご存知でしょう。世界で約2億5千万人の人々に話されており、これは日本語の約2倍にあたります。なるほど、ロシア語は今日本ではかつてほど人気がないかもしれませんが、ヨーロッパを中心に学習人口が大変に多く、ロシア語が話せると多くの国と人とコミュニケーションを取ることができる重要な言語です。

ロシア語は「インド・ヨーロッパ語族」に属しており、これはインドからヨーロッパにかけて広く分布しています。ヨーロッパでのこの語族の1つは英語・ドイツ語などの「ゲルマン語」、もう1つはフランス語・スペイン語などの「イタリック・ケルト語」、そして更に「スラブ語」です。このスラブ語にはロシア語・ウクライナ語・ベラルーシ語、ポーランド語、チェコ語、スロバキア語、ブルガリア語、セルボ・クロアチア語などがあります。ロシア語はこのスラブ語の中の代表的な存在です。

ロシア語は入口がとても難解です。強調しても強調しすぎることはないのですが、最初はとても難しく感じるでしょう。しかし、それを乗り越えれば後は楽です。まず、発音をきちんと覚えることです。正しい発音ができれば、リスニングはそう難しくはないはずです。英語やフランス語の聞き取りづらさに比べるとはるかに易しいと言えるでしょう。これはロシア語の最大の利点です。

ロシア語の文字は「キリル文字」といって、ギリシア語に由来しています。私たちは英語に慣れ親しんでいるので、最初は違和感を覚えるでしょう。しかし、これは慣れの問題です。小学校でひらがな・カタカナを覚えたとき払った努力を思い出せば、キリル文字を覚えるのはそれほど難しくはないと思います。

外国語はどれでも最初は違和感があります。それを克服したとき、外国語を学ぶ喜びを知ることができます。学べば学ぶほど、新鮮な驚きと喜びを感じると同時に視野が広がります。新しい外国語を学ぶたびに、地平線が広がっていくのを感じるでしょう。そのような広い視野を持った人間が21世紀をリードして行くのです。どうぞ果敢に挑戦してみて欲しいと思います。

外国語科目 履修系統図

科目群の学修・教育目標

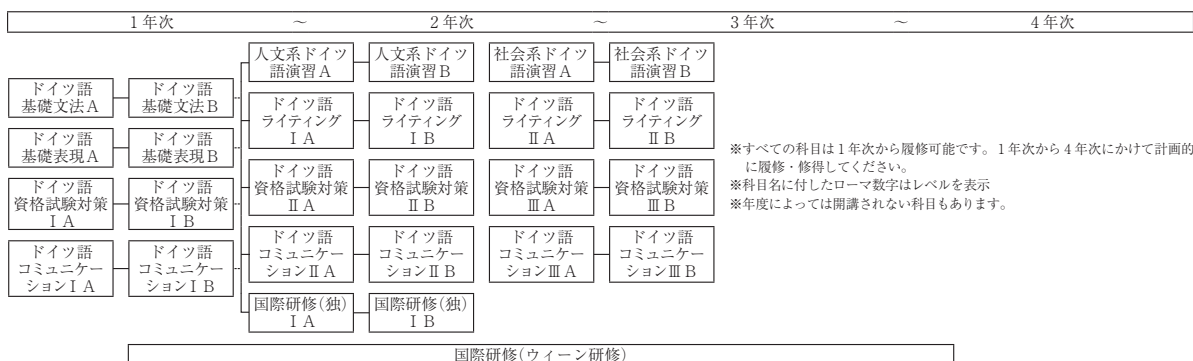
・英語

1年生指定クラスでは、資格試験や専門分野の学習に必要なリーディング・文法（英語A/B）、スピーキング・リスニング（英語C/D）等の基礎を固める。
2年次以降では、その応用として、個別の技能（Reading, Writing, Listening & Speaking）や資格試験（英検/IELTS, TOEFL, TOEIC）に特化したコース、および人文科学と社会科学を演習形態で学ぶコース（英語演習）を任意に選び、国際的教養人に相応しい能力と素養を身につける。



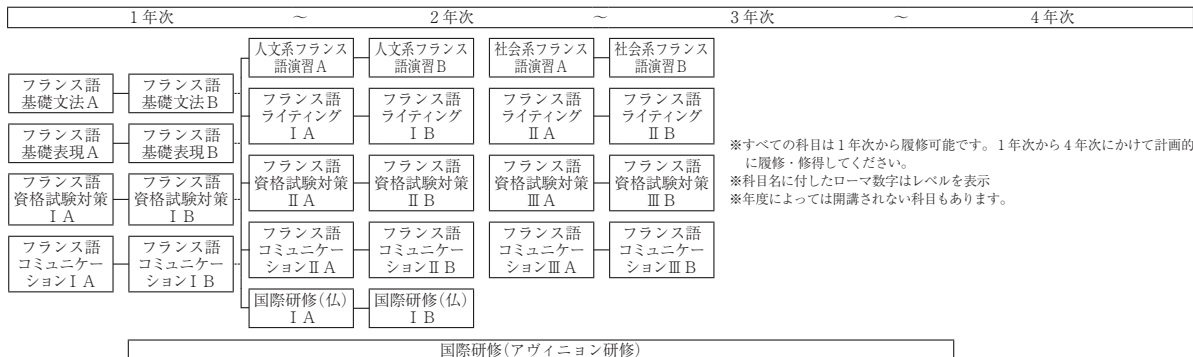
・ドイツ語

・言語習得を通して英語圏以外の文化に対する理解を深める。
・専門文献を読むための読解力を身につける。
・就職のために英語以外の語学能力を証明する資格を取得する。
・グローバル化に対応した高度なコミュニケーション能力を身につける。



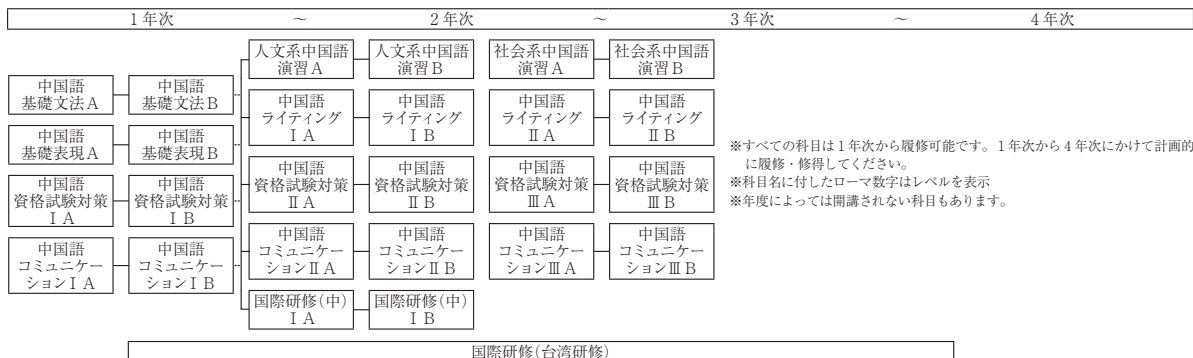
・フランス語

・言語習得を通して英語圏以外の文化に対する理解を深める。
・専門文献を読むための読解力を身につける。
・就職のために英語以外の語学能力を証明する資格を取得する。
・グローバル化に対応した高度なコミュニケーション能力を身につける。



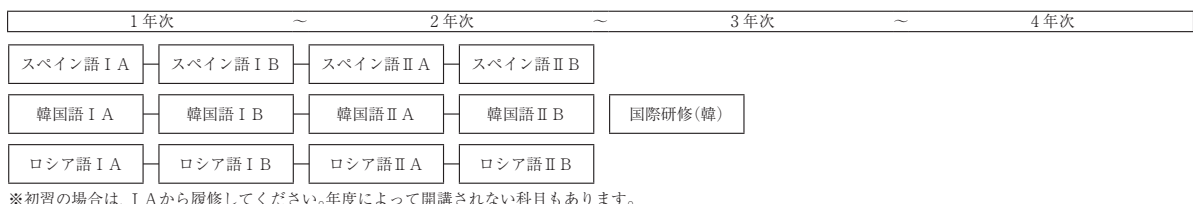
・中国語

・言語習得を通して英語圏以外の文化に対する理解を深める。
・専門文献を読むための読解力を身につける。
・就職のために英語以外の語学能力を証明する資格を取得する。
・グローバル化に対応した高度なコミュニケーション能力を身につける。



・随意外国語

第三の外国語を習得することで、より幅広いコミュニケーション能力を獲得する。多くの言語を学ぶことにより、多文化理解の素地を養い、国際人として活躍できる基盤とする。



体育・健康科目の学修

1. 体育・健康科目の目的

人間を取り巻く社会、科学技術は凄まじい勢いで発展しています。一方、人間はどれほどの進化をしてきたのでしょうか。現代人の脳と身体の構造は二百年前の人間とは異なるのでしょうか。また、五千年前の人間からどれ程の進化を遂げたのでしょうか。結論としては構造の進化は無く、時代が大きく変わっても人間の身体的基本は変わっていません。むしろ、科学技術の発展により我々の身体機能は衰えているようにもみえます。また、取り巻く環境の変化に伴い世界中で様々な災害が発生するなど、生命への危機すら感じます。

どのような社会状況においても、生活を楽しみ、長命を保ち、幸福な人生を願わない者はいないでしょう。皆さんにとって充実した人生を過ごすための資本となる身体の健康に不安があってはなりません。人間が生存するための基本は身体であり、そのためには生活の中に運動・栄養・休養をバランスよく取り入れることが重要です。運動すなわち身体活動は、我々人間にとって生き延びる為だけではなく芸術を高め文化を発展させ、美しさへの憧れを持ち、優しさに満ちた人間へと脳を覚醒してきました。人間はこれらの営みを長い年月をかけて教育として発展させてきました。教育の三大要素は知育・徳育・体育といわれ、そこには身体と精神がバランスよく発達することの必要性が示されています。

従来から体育は「よく利く身体を育む営み」とされてきました。それは長らく、「体力」を高めること、あるいはスポーツ選手を育てる場として存在したかの如く理解されてきた感も否めません。本来は、生涯付き合っていく自己の身体を管理できるようになる学びの場、身体運動・スポーツ等の身体活動を通じて他者との関わりの中で社会的スキル等を高める場としてあります。

適切な身体活動は、心身の健康や活力の源など我々に多くの恩恵をもたらします。しかしながら、その恩恵を十分に享受するためには、我々自身が身体活動の価値を理解し、実践していかなければなりません。そのことから、この科目は様々な身体活動の実践や関連する知識の学修を通じて、心理的・身体的・社会的恩恵を享受する態度を涵養することを目的としています。

心身ともに充実した学生生活や豊かな人生を送れるかは皆さん次第です。ですから、大学で「体育」を学ぶ意義は、自己の身体と向き合う中で皆さんそれぞれが見つけてほしいと思います。体育・健康科目における学びは、人間存在の基本である身体に運動が不可欠であることを知り、そしてその身体を通じて得た恩恵は心身ともに健康的な人生を十分に享受できるようにすることへ繋がります。

2. 体育・健康科目の特色

法学部の体育・健康科目は、1年次開講の選択必修科目として、「体育スポーツ実習A」・「体育スポーツ実習B」・「体育スポーツ実習C」・「体育スポーツ健康演習」を開講しています。

授業内容は多種にわたる運動内容を配列し、科目の教育目的が十分に達成されるよう配慮しています。また、この科目は学科ごとの指定がありませんので、他学科の学生との交流を持つことができます。

実習については、「健康運動・スポーツ系」「スポーツ系」「生涯スポーツ系」の3つに分類し、各人が自己の体力水準や興味・経験などを考慮して選択できるようにしています。更にスポーツ系では経験・未経験者を対象とした講座、健康運動・スポーツ系では運動が苦手な学生の為の講座等も開講しています。

「体育スポーツ実習A」・「体育スポーツ実習B」・「体育スポーツ健康演習」は神田三崎町キャンパスで開講され、健康の維持・増進を目的とした「健康運動・スポーツ系」の実習及び演習を行います。「体育スポーツ実習A」では基本的な身体運動を行い、「体育スポーツ実習B」では限られたスペースで行う球技やその他スポーツ等、様々な運動・スポーツを行います。「体育スポーツ健康演習」では、運動・スポーツ・健康に関連する事象をテーマにグループワークや発表、実践を通じて、運動・スポーツを様々な視点から学びます。

「体育スポーツ実習C」は大宮キャンパスで開講され、広大な敷地にある専用の体育スポーツ施設を使って「スポーツ系」と「生涯スポーツ系」の実習を行います。

ご自身の経験したスポーツをさらに深める、あるいは大学生になり新しいスポーツにチャレンジする、多くの仲間と出会うといった、様々な機会を持つことができます。

3. 体育・健康科目の学修

① 授業時間

<授業時間>

授業時間は、以下の表の通りです。

キャンパス・部別 時限	神田三崎町キャンパス		大宮キャンパス
	第一部	第二部	第一部・第二部
1時限	9:00~10:30	16:20~17:50	9:30~12:35
2時限	10:40~12:10	18:00~19:30	(時限間で5分の休憩)
3時限	13:00~14:30	19:40~21:10	13:40~16:45
4時限	14:40~16:10		(時限間で5分の休憩)
5時限	16:20~17:50		

神田三崎町キャンパスは、90分の授業です。大宮キャンパスは、2時限連続180分（時限間で5分の休憩）の授業です。大宮キャンパスの授業開始時間は受講生の移動時間を考慮して、1時限目は午前9時30分から開始し2時限目の終了は午後12時35分とし、3時限目は午後1時40分から開始し4時限目の終了を午後4時45分としています。

② 履修、評価等

<履修>

卒業要件として「体育スポーツ実習A」・「体育スポーツ実習B」・「体育スポーツ実習C」・「体育スポーツ健康演習」の中から計2単位を修得しなければなりません。「体育スポーツ実習A」・「体育スポーツ実習B」・「体育スポーツ健康演習」は、半期履修し、合格すると1単位修得となる実習及び演習です。「体育スポーツ実習C」は、半期履修し、合格すると2単位修得となる実習です。皆さんは原則、以下の1)・2)いずれかの履修方法から選択してください。(但し、第一部の学生は、第二部開講の授業は受講できません。)

- 1) 神田三崎町キャンパスで、前学期に開講される「体育スポーツ実習A (1単位)」または「体育スポーツ健康演習 (1単位)」と後学期に開講される「体育スポーツ実習B (1単位)」を半期それぞれ1科目履修し計2単位修得する。
- 2) 大宮キャンパスで、前学期及び後学期に開講される「体育スポーツ実習C (2単位)」を、前学期あるいは後学期のいずれか半期1科目を履修し2単位修得する。

皆さんは1年次に上記のいずれかの履修方法で単位を修得することが望ましいでしょう。

神田三崎町キャンパスと大宮キャンパスで開講されている講座の授業内容は『シラバス』を熟読し履修選択の参考にしてください。

信頼できる友人や楽しい仲間作りの場としても活用できるので自分に合った履修方法やスポーツ種目、曜日・時限を選択してください。

<評価等>

この科目では授業への参画度が評価の重要な要素となります。「体育スポーツ実習A」・「体育スポーツ実習B」・「体育スポーツ健康演習」は授業出席10回(20時間)、「体育スポーツ実習C」は授業出席10回(40時間)が評価の最低条件です。欠席しないことはもちろんのこと、積極的に参加する意欲が必要です。

Ⅳ群 体育・健康科目履修表(各学科共通)(◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

授 業 科 目	単位数	履修開始年次								履 修 方 法
		1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	
体育スポーツ実習A	1	○								体育スポーツ実習A 体育スポーツ実習B 体育スポーツ実習C 体育スポーツ健康演習 のうちから2単位以上を修得 しなければならない。 ただし、法律学科法曹コース を除く。
体育スポーツ実習B	1		○							
体育スポーツ実習C	2	○	○							
体育スポーツ健康演習	1	○								

専門科目の学修

法学部の学生の皆さんは、法律学科、政治経済学科、新聞学科、経営法学科、公共政策学科の5学科に所属しています。そしてそれぞれの学科ごとに専門的な知識を身につけるために、専門科目の学修を行っていきます。法学部では、1年次から総合科目や外国語科目などと並んで、専門科目が展開されており、学年が進むごとに専門科目が占めるウェイトが高まっていくカリキュラムになっています。

専門科目は、学科ごとに、特徴ある科目が開講されていますが、Ⅴ群の専門基幹科目、Ⅵ群の専門展開科目、Ⅶ群の専門演習関連科目に大別されます。

[専門基幹科目]

専門基幹科目とは、各学科における学修のうち、基幹となるべき重要な科目を意味します。学科やコースごとに設置状況は異なっていますが、そのほとんどが「必修」または「選択必修」となっています。まさに専門基幹科目は、各学科の学修の基礎をなすと同時に、その中核的な科目だといえることができます。

なお、専門基幹科目は、それぞれの学科固有の科目が多いですが、他学科の学生が履修し、卒業単位に含むことができる科目もあります。

[専門展開科目]

専門基幹科目を学んだ上で、各学科におけるそれぞれの専門的な知識に対するニーズに応えるために、学科ごとに広く開講されている科目が専門展開科目です。その多くは「選択」科目となっており、学生の皆さんの関心に応じて、自由に組み合わせ履修することができます。

専門展開科目は、学科ごとに設置されていますが、他学科の科目が当該学科の専門展開科目として位置づけられている場合もあり、本学のカリキュラムの特徴である「相互乗り入れ」の良さが発揮されているのもこの科目群です。この専門展開科目を履修することを通じて、学生の皆さんの知識が、深く、広く、まさに展開することが期待されます。

[専門演習関連科目]

専門展開科目に類似した科目ですが、専門演習関連科目は、「演習」という言葉が示す通り、少人数で、専門的な理解をより深めることを目的に設置されている科目です。科目の内容的には、専門性が極めて高いことが特徴ですが、科目によっては、授業の内容を固定せず、毎年、授業内容が変わるものもあります。

また、この科目には、「ゼミナール」も含まれています。ゼミナールは原則として、どの学科の系統のものも応募することができます。それぞれゼミナール入室試験を受験し、合格すれば、学科の系統が異なるゼミナールで学ぶことが許されています。

以下では、学科ごとの学修について説明していきます。

法律学科専門科目の学修

1. 法律学科の卒業に必要な最低単位数

【法曹コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	一単位
V 群 専門基幹科目	66単位
VI 群 専門展開科目	4 単位
VII 群 専門演習関連科目	14単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又はV群・VI群の中から選択する科目（他学科のV群・VI群を含む）	4 単位

【総合法コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	38単位
VI 群 専門展開科目	12単位
VII 群 専門演習関連科目	14単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又はV群・VI群の中から選択する科目（他学科のV群・VI群を含む）	22単位

2. 法律学科の目的

法律学科は、これまで多くの法曹・準法曹を輩出してきたのみならず、リーガルマインドを有する良質な人材を社会に送り出してきた「司法の日大」の伝統を受け継ぐ法学部の中心学科です。一定のルールに従い紛争を解決する能力は、法律家に限らず、社会生活を営む上で不可欠な能力であり、社会に網の目のように張り巡らされている法は、社会のルールの代表的なものです。法を用いて紛争や問題を解決する能力を「リーガルマインド」と呼ぶとすれば、法律学科の目的はリーガルマインドの涵養にあるといつてよいでしょう。

法科大学院（ロースクール）の発足・裁判員制度の創設など、司法制度は大きな変革を受けました。学生のニーズが多様化しているだけでなく、司法制度が大きく変化した中、法律学科としては、これらに臨機応変に対応し、法曹等法律専門家養成に力を入れるだけでなく、リーガルマインドを有する良質な人材を社会に送り出していかなければなりません。

このような状況に対応するため、法律学科では、法曹コースを設置し、法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の養成に対応するとともに、総合法コースにおいて法的資質を有する社会人の育成に力を入れることにしています。

3. 法律学科の特色

① 法曹コース（第一部のみ設置）

法律学科の学生は、入学試験の時の希望に従って、法曹コース・総合法コースのいずれかに所属することになっています。

法曹コースは、司法試験にチャレンジして、法曹（裁判官、検察官、弁護士）を目指そうとする学生を対象として設置されたものです。現在、法曹資格を取得するためには、原則として、学部から法科大学院を経由して司法試験を受験することになっているので、法科大学院（法学既習者コース）進学を目指す学生が対象に据えられています。もっとも、例外的に法科大学院を経由しないで司法試験の受験資格を与える「予備試験」制度も設けられています。そこで、法曹コースでは予備試験受験を目指す学生の皆さんもその対象としています。

法曹コースの特徴は、端的にいうと、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法（会社法）、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について、集中的に法解釈学の技法をしっかりと学ぶところにあります。これらの科目は、司法試験の合格に必要なだけでなく、法曹として実務に携わる上で「コア」となる知識だからです。

そのため法曹コースでは、①法律基本科目を必修科目とした上で、法曹コースの学生専用の講義が開講され、②各種の演習において、判例・設問など具体的事例を素材に解釈学のドリルを行うといった、かなりかっちりしたカリキュラムを用意しています。

したがって、法曹コースに在籍する学生の皆さんには、予備試験の合格、あるいは法科大学院入試へ向けて日々研鑽を積むだけの強い決意と意志が求められます。これは、学生の皆さんにとってはかなり厳しい要求ですが、これを乗り越えてこそ、法律のプロとしての道が開けると確信しています。

② 総合法コース（第一部・第二部併置）

総合法コースは、一部・二部に開設し、法学教育の基本コースとして、幅広い法分野科目の知識・技能を修得し、リーガルマインドを有し、社会の様々な職域に対応できる柔軟性に富んだ職業人を養成することを目標としています。また、法曹コースとは異なり、法学部のカリキュラム特徴である「相互乗り入れ」として他学科関連科目をも設置しています。所属の学生は、各自の職業意識に基づき独自のカリキュラムを設定し、各種資格取得を含め、法学部に進学した目標を達成することが可能です。総合法コースでは、科目履修において必修科目単位数が法曹コースの半分程度となっていることから、その自由度が高くなっていますので、志望職業等に向けていくつかのモデルカリキュラムを示し、所属学生の皆さんが各学年において段階的に職業意識に応じた履修ができるように配慮されています。当然ですが、総合法コースでも法曹・準法曹を目指す科目履修が可能です。

総合法コースのカリキュラムの科目には、他学科所属の学生と共に講義を受けることもあります。つまり、学科横断的履修が実行され、学生は、学科の枠を越えた一体となった法学部生活を実体験できます。そこで知り合った友とのコミュニケーションにより、リーガルマインドをもった更に高度な職業意識を身に付けることができるでしょう。

4. 法律学科の学修

法律学科においては、法曹コース、綜合法コースのいずれを選択するかによって、卒業に必要な専門科目の単位数中の内訳が変わってくるので、履修にあたっては、よく注意する必要があります。法律学科卒業に必要な専門科目単位数、必修単位数、選択必修単位数、選択単位数は、下図のとおりです。

	卒業に必要な 専門科目単位数	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
法曹コース	88単位	72単位	8単位	8単位
綜合法コース	86単位	30単位	8単位	48単位

以下、法律学科専門科目の学修のポイントにつき述べていきます。

1. 法曹コース

法曹コースにおいては、専門的な科目88単位中、必修科目は72単位で、法学Ⅰ、憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（統治機構）、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅰ（民法総則）、民法Ⅱ（物権法）、民法Ⅲ（担保物権法）、民法Ⅳ（債権法総論）、民法Ⅴ（債権法各論）、家族法、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、商法Ⅰ（会社法Ⅰ）、商法Ⅱ（会社法Ⅱ）、民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱ、憲法基礎演習、民法基礎演習、刑法基礎演習を履修し、さらに法律基幹科目の基本知識の履修で得られた知識を、より確かにするために、ゼミナールまたは公法・民事法・刑事法の各演習科目から2科目以上を選んで履修しなければなりません。そして残りの8単位が選択科目としての専門展開科目となっています。

このように法曹コースにおいては、綜合法コースよりも専門科目の必修単位数が多く、しかも、その科目の大部分が六法+行政法といった法律基本科目とされているのが特徴となっています。これは、法曹コースが司法試験への挑戦を志す皆さんを対象としているためです。逆にいえば、法曹コースで用意されている科目をしっかりと学ぶことで、法科大学院に進学できるようにカリキュラムが組まれています。

2. 綜合法コース

綜合法コースにおいては、専門科目86単位中、まず必修科目（30単位）として、法学Ⅰ、憲法Ⅰ（人権）、行政法Ⅰ、民法Ⅰ（民法総則）、刑法Ⅰ、商法Ⅰ（会社法Ⅰ）、民事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅰを履修しなければなりません。綜合法コースは、履修に関する自由度がもっとも高いコースですが、これらの科目は、他の科目の前提となる基本的な科目であり、しっかりと理解しておかないと、ほかの法律専門科目を学修する上で重大な支障を生ずるため、あえて必修科目とされています。後の学年に積み残さず、配当されている年次に単位取得できるように心がけるようにしてください。

次に、選択必修科目（8単位）として、専門演習関連科目（Ⅶ群）から、ゼミナールまたは公法・民事法・刑事法の各演習科目のうち2科目以上を選ぶ必要があります。これは法律一般を広く履修するという観点から、法律の各分野についてまんべんなく学ぶことが要求されているのです。

さらに、選択科目として、48単位分について、自由に選び、履修できるようになっています。綜合法コースにおいては、選択科目の単位数が多く、どのような科目を選ぶかは、学生皆さんの自由な判断に委ねられています。学部としては、学生皆さんの進路に応じた履修ができるように、目的とする資格ごとにきめ細や

かなモデルカリキュラムを用意しています。履修に当たっては、これらを参考にしてください。

5. 法曹コースと総合法コース との間の移動

法曹コースでの学修を希望する、勉強意欲ある学生の皆さんは、全員法曹コースに受け入れたいところですが、このコース専用の講義を設けているため、残念ながら、人数制限を設けざるを得ません。そのため、入学試験の時に選抜が行われています。

しかし、入学試験時点で法曹コースに入れなかった皆さんでも、入学後の成績や筆記試験・面接によって、法曹コースへ移籍する道を設けています。成績次第では、法曹コースから総合法コースへ移ることもありますし、進路変更のため、自らの意志で総合法コースへ移ることも可能となっています。総合法コースから法曹コースへの移籍は2年次前学期末、法曹コースから総合法コースへの移籍は2年次後学期末まで可能となっています。それ以降のコース変更はできません。

V・Ⅵ・Ⅶ群 法律学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【法曹コース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
				1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	—	法学Ⅰ	2	◎								V群より、必修科目を含み、66単位以上を修得しなければならない。
		法学Ⅱ	2		●							
		憲法Ⅰ（人権）	4		◎							
		憲法Ⅱ（統治機構）	4			◎						
		行政法Ⅰ	4				◎					
		行政法Ⅱ	4					◎				
		民法Ⅰ（民法総則）	4		◎							
		民法Ⅱ（物権法）	2			◎						
		民法Ⅲ（担保物権法）	2				◎					
		民法Ⅳ（債権法総論）	4			◎						
		民法Ⅴ（債権法各論）	4			◎						
		家族法	2					◎				
		商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4				◎					
		商法Ⅱ（会社法Ⅱ）	4					◎				
		商法Ⅲ（商取引法）	2					●				
		商法Ⅳ（支払システム法）	2					●				
		商法Ⅴ（保険法）	2						●			
		民事訴訟法Ⅰ	4				◎					
		民事訴訟法Ⅱ	2					◎				
		民事執行・保全法	4						●			
		刑法Ⅰ	4		◎							
		刑法Ⅱ	4			◎						
		刑事訴訟法Ⅰ	4				◎					
		刑事訴訟法Ⅱ	4					◎				
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	法哲学Ⅰ	2					●				Ⅵ群より、4単位以上を修得しなければならない。
		法哲学Ⅱ	2						●			
		ローマ法Ⅰ	2					●				
		ローマ法Ⅱ	2						●			
		日本法制史Ⅰ	2			●						
		日本法制史Ⅱ	2				●					
		東洋法制史Ⅰ	2					●				
		東洋法制史Ⅱ	2						●			
		西洋法制史Ⅰ	2			●						
		西洋法制史Ⅱ	2				●					
		法思想史Ⅰ	2					●				
		法思想史Ⅱ	2						●			
	Ⅱ 類	外国法A（英米）Ⅰ	2			●						
		外国法A（英米）Ⅱ	2				●					
		外国法A（独仏・EU）Ⅰ	2			●						
		外国法A（独仏・EU）Ⅱ	2				●					
		外国法A（アジア）	2			●						
		外国法B（英米）Ⅰ	2			●						
		外国法B（英米）Ⅱ	2				●					
		外国法B（独仏・EU）Ⅰ	2			●						
		外国法B（独仏・EU）Ⅱ	2				●					
		外国法B（アジア）	2			●						

区分		授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
VI 群 (専門展開科目)	III 類	税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●						
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●					
		税法Ⅱ A（所得税法）	2					●				
		税法Ⅱ B（法人税法）	2						●			
		税法Ⅲ A（資産税法）	2					●				
		税法Ⅲ B（消費・諸税法）	2						●			
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			●						
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				●					
		国際関係法〔公法系〕BⅠ	2					●				
		国際関係法〔公法系〕BⅡ	2						●			
		国際関係法〔私法系〕AⅠ	2			●						
		国際関係法〔私法系〕AⅡ	2				●					
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					●				
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						●			
		倒産法Ⅰ	2					●				
		倒産法Ⅱ	2						●			
		労働法Ⅰ	2			●						
		労働法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2			●						
		知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2				●					
		知的財産法B（意匠）	2			●						
		知的財産法C（商標・不正競争）	2				●					
		知的財産法D（著作権）Ⅰ	2			●						
		知的財産法D（著作権）Ⅱ	2				●					
		知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			●						
		知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				●					
		環境法	2					●				
	IV 類	地方自治法Ⅰ	2					●				
		地方自治法Ⅱ	2						●			
		比較憲法Ⅰ	2					●				
		比較憲法Ⅱ	2						●			
		経済刑法Ⅰ	2					●				
		経済刑法Ⅱ	2						●			
		少年法Ⅰ	2					●				
		少年法Ⅱ	2						●			
		刑事政策Ⅰ	2					●				
		刑事政策Ⅱ	2						●			
		法医学Ⅰ	2					●				
		法医学Ⅱ	2						●			
		経済行政法Ⅰ	2			●						
		経済行政法Ⅱ	2				●					
		社会保障法Ⅰ	2					●				
		社会保障法Ⅱ	2						●			
		金融商品取引法Ⅰ	2					●				
		金融商品取引法Ⅱ	2						●			
		金融法Ⅰ	2					●				

区分		授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 （専門展開科目）	Ⅳ 類	金融法Ⅱ	2						●			
		法律外国語 AⅠ	1	●								
		法律外国語 AⅡ	1		●							
		法律外国語 BⅠ	1			●						
		法律外国語 BⅡ	1				●					
		ジェンダーと法Ⅰ	2			●						
		ジェンダーと法Ⅱ	2				●					
		消費者法	2			●						
		不動産法	2			●						
		政治学原論	2			●						
		現代政治理論	2				●					
		ミクロ経済学Ⅰ	2			●						
		マクロ経済学Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
Ⅶ 群 （専門演習関連科目）	Ⅰ	憲法基礎演習	2	◎								Ⅶ群より、必修科目 6 単位、選択必修科目か ら 8 単位以上を修得し なければならない。
		民法基礎演習	2	◎								
		刑法基礎演習	2	◎								
		法学演習 AⅠ	2	●								
		法学演習 AⅡ	2		●							
		法学演習 BⅠ	2			●						
		法学演習 BⅡ	2				●					
		公法演習（憲法）Ⅰ	4			○						
		公法演習（行政法）Ⅱ	4			○						
		民事法演習（要件事実）Ⅰ	4			○						
		民事法演習（判例演習）Ⅱ	4					○				
		民事法演習（会社法）Ⅲ	4			○						
		民事法演習（商法）Ⅳ	4					○				
		民事法演習（不動産・商業登記法）Ⅴ	4			○						
		民事法演習（民事手続法）Ⅵ	4			○						
		刑事法演習Ⅰ	4			○						
		刑事法演習Ⅱ	4			○						
		刑事法演習Ⅲ	4			○						
		刑事法演習Ⅳ	4			○						
ゼミナール	8					○						
備考		1 年次後学期以降、法曹コースに在籍することを条件に、履修上限単位数を25単位まで緩和する。 上記の履修方法により修得しなければならない単位（84単位）の他、全学共通教育科目又は上記Ⅴ群・Ⅵ群、もしくは他学科のⅤ群・Ⅵ群より 4 単位以上を修得しなければならない。										

V・Ⅵ・Ⅶ群 法律学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【総合法コース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
				1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	—	法学Ⅰ	2	◎								V 群より、必修科目30単位を含み、計38単位以上を修得しなければならない。
		法学Ⅱ	2		●							
		憲法Ⅰ（人権）	4		◎							
		憲法Ⅱ（統治機構）	4			●						
		行政法Ⅰ	4				◎					
		行政法Ⅱ	4					●				
		民法Ⅰ（民法総則）	4		◎							
		民法Ⅱ（物権法）	2			●						
		民法Ⅲ（担保物権法）	2				●					
		民法Ⅳ（債権法総論）	4			●						
		民法Ⅴ（債権法各論）	4			●						
		民法Ⅵ（親族法）	2					●				
		民法Ⅶ（相続法）	2						●			
		商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4				◎					
		商法Ⅱ（会社法Ⅱ）	4					●				
		商法Ⅲ（商取引法）	2					●				
		商法Ⅳ（支払システム法）	2					●				
		商法Ⅴ（保険法）	2						●			
		民事訴訟法Ⅰ	4				◎					
		民事訴訟法Ⅱ	2					●				
		民事執行・保全法	4						●			
		刑法Ⅰ	4		◎							
		刑法Ⅱ	4			●						
		刑事訴訟法Ⅰ	4				◎					
		刑事訴訟法Ⅱ	4					●				
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	法哲学Ⅰ	2					●				Ⅰ 類より、4 単位以上を修得しなければならない。
		法哲学Ⅱ	2						●			
		ローマ法Ⅰ	2					●				
		ローマ法Ⅱ	2						●			
		日本法制史Ⅰ	2			●						
		日本法制史Ⅱ	2				●					
		東洋法制史Ⅰ	2					●				
		東洋法制史Ⅱ	2						●			
		西洋法制史Ⅰ	2			●						
		西洋法制史Ⅱ	2				●					
		法思想史Ⅰ	2					●				
		法思想史Ⅱ	2						●			
	Ⅱ 類	外国法 A（英米）Ⅰ	2			●						Ⅱ 類より、4 単位以上を修得しなければならない。
		外国法 A（英米）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（独仏・EU）Ⅰ	2			●						
		外国法 A（独仏・EU）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（アジア）	2			●						
		外国法 B（英米）Ⅰ	2			●						
		外国法 B（英米）Ⅱ	2				●					
		外国法 B（独仏・EU）Ⅰ	2			●						
		外国法 B（独仏・EU）Ⅱ	2				●					
		外国法 B（アジア）	2			●						

区分		授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
VI 群 (専門展開科目)	Ⅲ 類	税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●						Ⅲ類より、4単位以上 を修得しなければならない。
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●					
		税法Ⅱ A（所得税法）	2					●				
		税法Ⅱ B（法人税法）	2						●			
		税法Ⅲ B（消費・諸税法）	2						●			
		税法Ⅲ A（資産税法）	2					●				
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			●						
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				●					
		国際関係法〔公法系〕BⅠ	2					●				
		国際関係法〔公法系〕BⅡ	2						●			
		国際関係法〔私法系〕AⅠ	2			●						
		国際関係法〔私法系〕AⅡ	2				●					
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					●				
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						●			
		倒産法Ⅰ	2					●				
		倒産法Ⅱ	2						●			
		労働法Ⅰ	2			●						
		労働法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2			●						
		知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2				●					
		知的財産法B（意匠）	2			●						
		知的財産法C（商標・不正競争）	2				●					
		知的財産法D（著作権）Ⅰ	2			●						
		知的財産法D（著作権）Ⅱ	2				●					
		知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			●						
		知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				●					
		環境法	2					●				
	Ⅳ 類	地方自治法Ⅰ	2					●				
		地方自治法Ⅱ	2						●			
		比較憲法Ⅰ	2					●				
		比較憲法Ⅱ	2						●			
		経済刑法Ⅰ	2					●				
		経済刑法Ⅱ	2						●			
		少年法Ⅰ	2					●				
		少年法Ⅱ	2						●			
		刑事政策Ⅰ	2					●				
		刑事政策Ⅱ	2						●			
		法医学Ⅰ	2					●				
		法医学Ⅱ	2						●			
		経済行政法Ⅰ	2			●						
		経済行政法Ⅱ	2				●					
		社会保障法Ⅰ	2					●				
		社会保障法Ⅱ	2						●			
		金融商品取引法Ⅰ	2					●				
		金融商品取引法Ⅱ	2						●			
		金融法Ⅰ	2					●				

区分		授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅳ 類	金融法Ⅱ	2						●			Ⅶ群より、選択必修科目から8単位以上、計14単位以上を修得しなければならない。
		法律外国語 AⅠ	1	●								
		法律外国語 AⅡ	1		●							
		法律外国語 BⅠ	1			●						
		法律外国語 BⅡ	1				●					
		ジェンダーと法Ⅰ	2			●						
		ジェンダーと法Ⅱ	2				●					
		消費者法	2			●						
		不動産法	2			●						
		政治学原論	2			●						
		現代政治理論	2				●					
		ミクロ経済学Ⅰ	2			●						
		マクロ経済学Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
Ⅶ 群 (専門演習関連科目)	—	憲法基礎演習	2	●								Ⅶ群より、選択必修科目から8単位以上、計14単位以上を修得しなければならない。
		民法基礎演習	2	●								
		刑法基礎演習	2	●								
		法学演習 AⅠ	2	●								
		法学演習 AⅡ	2		●							
		法学演習 BⅠ	2			●						
		法学演習 BⅡ	2				●					
		公法演習（憲法）Ⅰ	4			○						
		公法演習（行政法）Ⅱ	4			○						
		民事法演習（要件事実）Ⅰ	4			○						
		民事法演習（判例演習）Ⅱ	4					○				
		民事法演習（会社法）Ⅲ	4			○						
		民事法演習（商法）Ⅳ	4					○				
		民事法演習（不動産・商業登記法）Ⅴ	4			○						
		民事法演習（民事手続法）Ⅵ	4			○						
		刑事法演習Ⅰ	4			○						
		刑事法演習Ⅱ	4			○						
		刑事法演習Ⅲ	4			○						
刑事法演習Ⅳ	4			○								
ゼミナール	8					○						
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（64単位）の他、全学共通教育科目又は上記Ⅴ群・Ⅵ群、もしくは他学科のⅤ群・Ⅵ群より22単位以上を修得しなければならない。										

法曹コース標準モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法基礎演習 ・民法基礎演習 ・刑法基礎演習	・憲法Ⅰ（人権） ・民法Ⅰ（民法総則） ・刑法Ⅰ	・憲法Ⅱ（統治機構） ・民法Ⅱ（物権法） ・民法Ⅳ（債権法総論） ・民法Ⅴ（債権法各論） ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ（担保物権法） ・商法Ⅰ（会社法Ⅰ） ・民事訴訟法Ⅰ ・刑事訴訟法Ⅰ	・行政法Ⅱ ・家族法 ・商法Ⅱ（会社法Ⅱ） ・民事訴訟法Ⅱ ・刑事訴訟法Ⅱ		・他の専門展開科目（Ⅵ群）等から関心のあるものを履修	
					・専門展開科目（Ⅵ群Ⅲ類）から1科目（Ⅰ＋Ⅱ）		
					・ゼミナール（早期卒業の要件を満たす場合には2年次から履修）		

ゼミナールを履修しない場合は、Ⅶ群（専門演習関連科目）の選択必修科目（公法演習、民事法演習、刑事法演習）から2科目以上を履修しなければならない。

総合法コース標準モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・法学演習 AⅠ	・憲法Ⅰ（人権） ・民法Ⅰ（民法総則） ・刑法Ⅰ	・憲法Ⅱ（統治機構） ・民法Ⅱ（物権法） ・民法Ⅳ（債権法総論） ・民法Ⅴ（債権法各論） ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・商法Ⅰ（会社法Ⅰ） ・民事訴訟法Ⅰ ・刑事訴訟法Ⅰ	・専門基幹科目（Ⅴ群）から4単位1科目か2単位2科目		・他の専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅴ類から2科目（Ⅰ＋Ⅱ）	
				・専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅲ類のうち2年次に履修していない類から各1科目（Ⅰ＋Ⅱ） ・他の専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅴ類から1科目（Ⅰ＋Ⅱ）			
		・専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅲ類から1科目（Ⅰ＋Ⅱ）		・ゼミナール			

ゼミナールを履修しない場合は、Ⅶ群（専門演習関連科目）の選択必修科目（公法演習、民事法演習、刑事法演習）から2科目以上を履修しなければならない。

司法書士試験受験モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・法学演習 AⅠ	・憲法Ⅰ（人権） ・民法Ⅰ（民法総則） ・刑法Ⅰ	・憲法Ⅱ（統治機構） ・民法Ⅱ（物権法） ・民法Ⅳ（債権法総論） ・民法Ⅴ（債権法各論） ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・商法Ⅰ（会社法Ⅰ） ・民事訴訟法Ⅰ ・刑事訴訟法Ⅰ	・民法Ⅳ（債権法総論） ・民法Ⅵ（親族法）	・民法Ⅶ（相続法）	・民事訴訟法Ⅱ	・民法Ⅲ（担保物権法）
				・専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅲ類のうち2年次に履修していない類から各1科目（Ⅰ＋Ⅱ）		・他の専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅴ類から1科目（Ⅰ＋Ⅱ）	
		・専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅲ類から1科目（Ⅰ＋Ⅱ）		・ゼミナール			

ゼミナールを履修しない場合は、Ⅶ群（専門演習関連科目）の選択必修科目（公法演習、民事法演習、刑事法演習）から2科目以上を履修しなければならない。

弁理士試験受験モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・ 法学Ⅰ ・ 法学演習 AⅠ	・ 憲法Ⅰ（人権） ・ 民法Ⅰ （民法総則） ・ 刑法Ⅰ	・ 民法Ⅱ （物権法） ・ 民法Ⅳ （債権法総論） ・ 民法Ⅴ （債権法各論） ・ 刑法Ⅱ ・ 知的財産法 A （特許・実用新案）Ⅰ	・ 行政法Ⅰ ・ 商法Ⅰ （会社法Ⅰ） ・ 民事訴訟法Ⅰ ・ 刑事訴訟法Ⅰ ・ 知的財産法 A （特許・実用新案）Ⅱ	・ 行政法Ⅱ ・ 知的財産法 B （意匠）	・ 知的財産法 C （商標・不正競争）	・ 知的財産法 D （著作権）Ⅰ ・ 知的財産法 E （関連条約）Ⅰ	・ 知的財産法 D （著作権）Ⅱ ・ 知的財産法 E （関連条約）Ⅱ
				・ 専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ・Ⅱ類 から各1科目（Ⅰ＋Ⅱ）			
				・ ゼミナール（知的財産法）			

ゼミナールを履修しない場合は、公法演習・民事法演習・刑事法演習の中から 2 科目を履修しなければならない。

税理士試験受験モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・ 法学Ⅰ ・ 法学演習 AⅠ	・ 憲法Ⅰ（人権） ・ 民法Ⅰ （民法総則） ・ 刑法Ⅰ	・ 民法Ⅱ （物権法） ・ 民法Ⅳ （債権法総論） ・ 民法Ⅴ （債権法各論） ・ 刑法Ⅱ ・ 税法Ⅰ （基礎理論Ⅰ）	・ 行政法Ⅰ ・ 商法Ⅰ （会社法Ⅰ） ・ 民事訴訟法Ⅰ ・ 刑事訴訟法Ⅰ ・ 税法Ⅱ （基礎理論Ⅱ）	・ 行政法Ⅱ ・ 税法Ⅱ A （所得税法）	・ 税法Ⅱ B （法人税法）	・ 民法Ⅵ （親族法） ・ 税法Ⅲ A （資産税法）	・ 民法Ⅶ （相続法） ・ 税法Ⅲ B （消費・諸税法）
				・ 専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ・Ⅱ類 から各1科目（Ⅰ＋Ⅱ）			
				・ ゼミナール（税法）			

ゼミナールを履修しない場合は、公法演習・民事法演習・刑事法演習の中から 2 科目を履修しなければならない。

公認会計士試験受験モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・ 法学Ⅰ ・ 法学演習 AⅠ	・ 憲法Ⅰ（人権） ・ 民法Ⅰ （民法総則） ・ 刑法Ⅰ	・ 民法Ⅱ （物権法） ・ 民法Ⅳ （債権法総論） ・ 民法Ⅴ （債権法各論） ・ 簿記論Ⅰ 〔他学科履修〕 ・ 会計学Ⅰ 〔他学科履修〕 ・ 税法Ⅰ （基礎理論Ⅰ）	・ 行政法Ⅰ ・ 商法Ⅰ （会社法Ⅰ） ・ 民事訴訟法Ⅰ ・ 刑事訴訟法Ⅰ ・ 税法Ⅱ （基礎理論Ⅱ）	・ 商法Ⅱ （会社法Ⅱ） ・ 税法Ⅱ A （所得税法）	・ 税法Ⅱ B （法人税法）	・ 税法Ⅲ A （資産税法） ・ 金融商品取引法Ⅰ	・ 税法Ⅲ B （消費・諸税法） ・ 金融商品取引法Ⅱ
				・ 専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ・Ⅱ類 から各1科目（Ⅰ＋Ⅱ）			
				・ ゼミナール			

ゼミナールを履修しない場合は、公法演習・民事法演習・刑事法演習の中から 2 科目を履修しなければならない。

国家公務員総合職試験受験モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・ 法学Ⅰ ・ 法学演習 AⅠ	・ 憲法Ⅰ（人権） ・ 民法Ⅰ （民法総則） ・ 刑法Ⅰ	・ 憲法Ⅱ （統治機構） ・ 民法Ⅱ （物権法） ・ 民法Ⅳ （債権法総論） ・ 民法Ⅴ （債権法各論）	・ 行政法Ⅰ ・ 商法Ⅰ （会社法Ⅰ） ・ 民事訴訟法Ⅰ ・ 刑事訴訟法Ⅰ	・ 行政法Ⅱ ・ 労働法Ⅰ	・ 労働法Ⅱ	・ 国際関係法 〔公法系〕AⅠ	・ 国際関係法 〔公法系〕AⅡ
				・ 専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ・Ⅱ類の うち 2 年次に履修していない類か ら各 1 科目（Ⅰ＋Ⅱ）		・ 他の専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅴ 類から 1 科目（Ⅰ＋Ⅱ）	
				・ 専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ・Ⅱ類 から 1 科目（Ⅰ＋Ⅱ）		・ ゼミナール	

ゼミナールを履修しない場合は、公法演習・民事法演習・刑事法演習の中から2科目を履修しなければならない。

総合職試験の試験区分は「政治・国際」「法律」「経済」などに区分されています。上記モデルは「法律」区分を受験することを想定し例示しています。法律区分の専門試験の試験科目は、多岐選択式の必須問題（計31題）として憲法・行政法・民法、選択問題（全18題から9題選択）として商法・刑法・労働法・国際法・経済学・財政学があり、記述式は、憲法・行政法・民法・国際法・公共政策の5科目から3科目選択となっています。専門試験に加えて基礎能力試験・政策論文試験・人物試験が実施されるので、それに備えることを忘れないようにしてください。

国家公務員一般職試験受験モデル

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・ 法学Ⅰ ・ 法学演習 AⅠ	・ 憲法Ⅰ（人権） ・ 民法Ⅰ （民法総則） ・ 刑法Ⅰ	・ 憲法Ⅱ （統治機構） ・ 民法Ⅱ （物権法） ・ 民法Ⅳ （債権法総論） ・ 民法Ⅴ （債権法各論）	・ 行政法Ⅰ ・ 商法Ⅰ （会社法Ⅰ） ・ 民事訴訟法Ⅰ ・ 刑事訴訟法Ⅰ	・ 行政法Ⅱ	・ 専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ・Ⅱ類のうち2年次に履修していない類から各1科目（Ⅰ＋Ⅱ） ・ 他の専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅴ類から1科目（Ⅰ＋Ⅱ）	・ 他の専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ～Ⅴ類から2科目（Ⅰ＋Ⅱ）	
		・ 専門展開科目（Ⅵ群）Ⅰ・Ⅱ類から1科目（Ⅰ＋Ⅱ）		・ ゼミナール			

ゼミナールを履修しない場合は、公法演習・民事法演習・刑事法演習の中から2科目を履修しなければならない。

一般職試験の試験区分は「行政」ほかに区分されています。上記モデルは「行政」区分を受験することを想定しています。その専門試験の試験科目は多岐選択式によって行われ、政治学、行政学、憲法、行政法、民法（総則及び物権）、民法（債権、親族及び相続）、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学・経済事情、経営学、国際関係、社会学、心理学、教育学、英語（基礎）、英語（一般）のうちから8科目を選択する方法によって行われます。それゆえ、全科目について受験準備をするのではなく、ある程度範囲を絞って学修することが考えられます。受験準備という側面から例示された科目から目的に応じて任意取捨選択をし、あわせて受験科目以外の学問分野に関心をむけて学ぶことも充分可能です。当然、国家公務員総合職試験と併願することもできます。専門試験に加えて基礎能力試験・一般論文試験・人物試験が実施されるので、それに備えることを忘れていけません。

[illegible]

法律学科【法曹コース】 履修系統図

図の見方：一集線接続または直接に接続している科目は関係性が強く、学生の段階的履修を勧めている科目はグループ化される科目は、系統的履修を勧める科目です。

		1年		2年		3年		4年	
		(前)	(後)	(前)	(後)	(前)	(後)	(前)	(後)
V群（専門基礎科目）	⑤法学Ⅰ②								
	●法学Ⅱ②								
	⑥憲法Ⅰ（人権）④					⑥行政法Ⅱ④			
	⑥民法Ⅰ（民法総論）④					⑥民法Ⅱ（担保物権法）④			
						⑥民法Ⅲ（債権法総論）④			
						⑥民法Ⅳ（債権法各論）④			
						⑥民法Ⅴ（債権法各論）④			
						⑥民事訴訟法Ⅰ④			
						⑥民事訴訟法Ⅱ②			
						⑥民法Ⅰ（会社法Ⅰ）④			
						⑥商法Ⅱ（会社法Ⅱ）④			
						●商法Ⅲ（商取引法）②			
						●商法Ⅳ（支払システム法）②			
						⑥民法Ⅱ（会社法Ⅱ）④			
						●民法Ⅲ（債権法Ⅱ）②			
						●民法Ⅳ（支払システム法）②			
						⑥刑法Ⅰ④			
						⑥刑法Ⅱ④			
						⑥刑事訴訟法Ⅰ④			
						⑥刑事訴訟法Ⅱ②			
VI群（専門展開科目）	I 群（基礎法）								
	V群（専門基礎科目）								
	基礎法に属する科目を配 目を各1単以上で専門 履修しています。								
	これらの科目は定法（法定 的ニーズ）に対応する 法の理解を深めるための 上に幅広い法分野 の基礎を築くための 科目を配置し、主 要な法分野の基礎 的特徴である「相互 関係性」を身に付けよう。								
	II 群（外国法）								
	外国法を配置しています。 外国法の配列については 日本の法制度は、欧米諸 国法の継承の歴史を伴っ ています。また、現代のグロー バル化に伴い、多くの外国 法の知識も必要とされてい ます。国際的教養として、 国際的法学専門家として の基礎を修得して下さい。								
	III 群（主な展開諸法）								
	基礎科目以外の法律科目 のうち、多岐にわたる公 法・私法分野にわたる 展開科目を配置してい ます。公法・私法・法 理士、社会保険労務士等 の資格取得を目指す学生は、 それに対応する科目の履修 をして下さい。								

Ⅳ類（諸法、関連科目） Ⅲ類主たる関連諸法のほか、現代社会のニーズに応じた諸法や法学分科と関連する科目を幅広く選択し、必要なら法律外国語の科目も配置しています。	<table><tr><td>●経済行政法Ⅰ②</td><td>●経済行政法Ⅱ②</td><td>●地方自治法Ⅰ②</td><td>●地方自治法Ⅱ②</td><td>●比較憲法Ⅰ②</td><td>●比較憲法Ⅱ②</td><td rowspan="2">(公法系)</td></tr><tr><td>●消費者法②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>●不動産法②</td><td></td><td></td><td></td><td>●金融商品取引法Ⅰ②</td><td>●金融商品取引法Ⅱ②</td><td rowspan="2">(商事法系)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●金融法Ⅰ②</td><td>●金融法Ⅱ②</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●経済刑法Ⅰ②</td><td>●経済刑法Ⅱ②</td><td rowspan="3">(刑事法系)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●少年法Ⅰ②</td><td>●少年法Ⅱ②</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●刑事政策Ⅰ②</td><td>●刑事政策Ⅱ②</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●社会保険法Ⅰ②</td><td>●社会保険法Ⅱ②</td><td rowspan="2">(社会法・諸法)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>●ジェンダーと法Ⅰ②</td><td>●ジェンダーと法Ⅱ②</td><td>●医学Ⅰ②</td><td>●医学Ⅱ②</td></tr><tr><td></td><td>●法律外国語AⅠ①</td><td>●法律外国語AⅡ①</td><td>●法律外国語BⅠ①</td><td>●法律外国語BⅡ①</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>●ミクロ経済学Ⅰ②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>●マクロ経済学Ⅰ②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>●国際経済論Ⅰ②</td><td>●国際経済論Ⅱ②</td><td></td><td></td></tr></table>	●経済行政法Ⅰ②	●経済行政法Ⅱ②	●地方自治法Ⅰ②	●地方自治法Ⅱ②	●比較憲法Ⅰ②	●比較憲法Ⅱ②	(公法系)	●消費者法②						●不動産法②				●金融商品取引法Ⅰ②	●金融商品取引法Ⅱ②	(商事法系)					●金融法Ⅰ②	●金融法Ⅱ②					●経済刑法Ⅰ②	●経済刑法Ⅱ②	(刑事法系)					●少年法Ⅰ②	●少年法Ⅱ②					●刑事政策Ⅰ②	●刑事政策Ⅱ②					●社会保険法Ⅰ②	●社会保険法Ⅱ②	(社会法・諸法)			●ジェンダーと法Ⅰ②	●ジェンダーと法Ⅱ②	●医学Ⅰ②	●医学Ⅱ②		●法律外国語AⅠ①	●法律外国語AⅡ①	●法律外国語BⅠ①	●法律外国語BⅡ①						●ミクロ経済学Ⅰ②							●マクロ経済学Ⅰ②							●国際経済論Ⅰ②	●国際経済論Ⅱ②			
●経済行政法Ⅰ②	●経済行政法Ⅱ②	●地方自治法Ⅰ②	●地方自治法Ⅱ②	●比較憲法Ⅰ②	●比較憲法Ⅱ②	(公法系)																																																																																		
●消費者法②																																																																																								
●不動産法②				●金融商品取引法Ⅰ②	●金融商品取引法Ⅱ②	(商事法系)																																																																																		
				●金融法Ⅰ②	●金融法Ⅱ②																																																																																			
				●経済刑法Ⅰ②	●経済刑法Ⅱ②	(刑事法系)																																																																																		
				●少年法Ⅰ②	●少年法Ⅱ②																																																																																			
				●刑事政策Ⅰ②	●刑事政策Ⅱ②																																																																																			
				●社会保険法Ⅰ②	●社会保険法Ⅱ②	(社会法・諸法)																																																																																		
		●ジェンダーと法Ⅰ②	●ジェンダーと法Ⅱ②	●医学Ⅰ②	●医学Ⅱ②																																																																																			
	●法律外国語AⅠ①	●法律外国語AⅡ①	●法律外国語BⅠ①	●法律外国語BⅡ①																																																																																				
			●ミクロ経済学Ⅰ②																																																																																					
			●マクロ経済学Ⅰ②																																																																																					
			●国際経済論Ⅰ②	●国際経済論Ⅱ②																																																																																				
Ⅴ類（専門演習関連科目） Ⅴ類（専門演習関連科目）では、Ⅳ類（専門基礎科目）の科目からⅤ類（専門演習関連科目）の科目を選択して修得した法学知識や法学技法等を踏まえて、演習として、少人数で、専門的知識を深めることを目的とする科目です。法学は、科学ですが、実学でもあります。法律の知識を基盤として、清水渾身の気力と情熱を注ぎ、自己の個性と能力を最大限に発揮し、リーガルマインドを身に付け、高度な職業意識と専門的能力を果敢的に研鑽して下さることを期待しています。 必修6単位、選択必修8単位、計14単位以上の修得が必要です。 メモリアルは学部構造的科目です。	<table><tr><td>●法学演習AⅠ②</td><td>●法学演習AⅡ②</td><td>●法学演習BⅠ②</td><td>●法学演習BⅡ②</td></tr><tr><td>◎憲法基礎演習②</td><td></td><td>○公法演習（憲法）Ⅰ④</td><td>○公法演習（行政法）Ⅱ④</td><td rowspan="2">(公法系)</td></tr><tr><td>◎民法基礎演習②</td><td></td><td>○民事法演習（要件事実）Ⅰ④</td><td>○民事法演習（判例演習）Ⅱ④</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○民事法演習（不動産・商業登記法）Ⅳ④</td><td></td><td rowspan="2">(民事法系)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○民事法演習（民事手続法）Ⅳ④</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○民事法演習（会社法）Ⅲ④</td><td>○民事法演習（商法）Ⅳ④</td><td rowspan="2">(商事法系)</td></tr><tr><td>◎刑法基礎演習②</td><td></td><td>○刑事法演習Ⅰ④</td><td>○刑事法演習Ⅱ④</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○刑事法演習Ⅲ④</td><td>○刑事法演習Ⅳ④</td><td rowspan="2">(刑事法系)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○刑事法演習Ⅳ④</td><td></td></tr></table>	●法学演習AⅠ②	●法学演習AⅡ②	●法学演習BⅠ②	●法学演習BⅡ②	◎憲法基礎演習②		○公法演習（憲法）Ⅰ④	○公法演習（行政法）Ⅱ④	(公法系)	◎民法基礎演習②		○民事法演習（要件事実）Ⅰ④	○民事法演習（判例演習）Ⅱ④			○民事法演習（不動産・商業登記法）Ⅳ④		(民事法系)			○民事法演習（民事手続法）Ⅳ④				○民事法演習（会社法）Ⅲ④	○民事法演習（商法）Ⅳ④	(商事法系)	◎刑法基礎演習②		○刑事法演習Ⅰ④	○刑事法演習Ⅱ④			○刑事法演習Ⅲ④	○刑事法演習Ⅳ④	(刑事法系)			○刑事法演習Ⅳ④																																																
●法学演習AⅠ②	●法学演習AⅡ②	●法学演習BⅠ②	●法学演習BⅡ②																																																																																					
◎憲法基礎演習②		○公法演習（憲法）Ⅰ④	○公法演習（行政法）Ⅱ④	(公法系)																																																																																				
◎民法基礎演習②		○民事法演習（要件事実）Ⅰ④	○民事法演習（判例演習）Ⅱ④																																																																																					
		○民事法演習（不動産・商業登記法）Ⅳ④		(民事法系)																																																																																				
		○民事法演習（民事手続法）Ⅳ④																																																																																						
		○民事法演習（会社法）Ⅲ④	○民事法演習（商法）Ⅳ④	(商事法系)																																																																																				
◎刑法基礎演習②		○刑事法演習Ⅰ④	○刑事法演習Ⅱ④																																																																																					
		○刑事法演習Ⅲ④	○刑事法演習Ⅳ④	(刑事法系)																																																																																				
		○刑事法演習Ⅳ④																																																																																						

○ゼミナール⑧

注意

- 卒業に必要な専門科目単位数は38単位、そのうち必修単位数は28単位、選択必修単位数は8単位、選択必修単位数は16単位、選択必修単位数は8単位となっています。
- 科目にⅠ、Ⅱと付されているものは、基本的には、授業内容が段階的になっています。Ⅰからの履修が望ましいです。A、Bについては、優先などはありません。科目の順◎は必修、○は選択必修、●は選択の科目を表示しています。科目の後ろの①等の数字は単位数を表しています。
- 『学部要覧』に各自の進路や目的とする資格ごとに履修モデルが掲載されています。履修にあり参考にしてください。
- 選択科目は、各年度の履修状況等により、開講しない場合があります。

法律学科【総合法コース】 履修系統図

図の見方：一実務経験または直接に接続している科目は関係性が強く、学生の段階的履修を勧めている科目は、系統的履修を勧める科目です。

1年				2年				3年				4年			
(後)	(前)	(後)	(期)	(後)	(前)	(後)	(期)	(後)	(前)	(後)	(期)	(後)	(前)	(後)	(期)
V 群（専門基礎科目）															
V 群（専門基礎科目）には法科学科の専門科目の基礎となる基本的な科目を、必修科目・選択科目・自由科目の3つに分類し、必要科目・選択科目・自由															

注

1. 卒業に必要な専門科目単位数は88単位、そのうち必修単位数は80単位、選択必修単位数は8単位、選択単位数は8単位となっています。

2. 科目にⅠ、Ⅱと付されているものは、基本的に、授業内容が段階的になっています。Ⅰからの履修が望ましいです。A、Bについては、優先度はありません。科目の前回は必修、○は選択必修、●は選択の科目を表示しています。科目の後ろの数字は単位数を表しています。

3. 『学部要覧』に各自の進路や目的とする資格ごとに関連モデルが掲載されています。履修において参考にしてください。

4. 選択科目は、各年度の履修状況等により、開講しない場合があります。

政治経済学科専門科目の学修

1. 政治経済学科の卒業に必要な最低単位数

【全コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	30単位
VI 群 専門展開科目	38単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）	10単位

2. 政治経済学科の目的

日本大学に政治科が設置されたのは、日本法律学校が日本大学に改組された翌年、1904（明治37）年のことでした。政治科は、その後、政治学科に改組され、さらに1940（昭和15）年に政治経済学科へと名称を変更しました。政治経済学科には前身である政治科まで視野に入れると、120年を超える伝統があります。このような歴史と伝統を踏まえつつ、政治経済学科は新たな時代に対応すべく、常に改革に取り組んできました。2020（令和2）年に導入された新カリキュラムも、そうした努力の一つです。

政治は集団における意思決定プロセスでみられ、社会にとって不可欠な機能を果たしています。政治経済学科では政治現象を体系的に教授することにより、多様な意思決定プロセスにおいて活躍できる人材を育成しています。政治現象と不可分の関係にあるのが経済現象です。

政治経済学科は、複雑に絡み合って展開される政治現象と経済現象を、独自の視点で読み解く能力を養うことを目的の一つとしています。政治経済学科でこのような知的訓練を受けた学生は、いかなる職業においても求められる人材となるでしょう。

3. 政治経済学科の特色

政治経済学科における教育の特色は、学生一人ひとりの顔が識別できるきめ細かな個人指導と、学生の体系的な学修を助けるコース制です。

きめ細かな個人指導については、3, 4 年次の「ゼミナール」「政治経済演習」などを中心に展開されています。政治経済学科は、学生一人ひとりのキャリア・デザインに応じて、専任教員がきめ細かい指導を行う体制を整えています。

また、体系的な学修を促すために2年次に「政治経済研究入門」を必修科目として配置してあります。この科目を履修することにより、政治経済学科で学ぶ専門科目のつながりを理解し、ゼミナール選びへと結びつけることができます。

政治・経済現象が展開される「場」として、Global・National・Localなレベルが想定されています。政治経済学科ではこれらの「場」に応じて3つのコースを、これらのいずれの「場」においても共通してみられる、普遍的な政治・経済現象を理論的に研究するコースを設けています。

① 国際政治経済コース

国際政治経済コースは、Globalな政治経済現象を研究対象としています。このコースは、国際社会で活躍できる人材の育成を目的としています。ここでは国際政治経済の理論をはじめ、国際関係の歴史、国際関係の法的規制、国際機関の仕組み、アジア・アメリカ・ヨーロッパなどの地域研究などが主たる内容となっています。

② 日本政治経済コース

日本政治経済コースは、わが国のNationalなレベルの政治現象を研究対象としますが、政治現象の理解に必須の経済学の学修が要請されています。このコースは、国家機関はもとより、全国的規模で展開する民間企業において活躍する人材の育成を目的としています。ここでは日本政治や経済の理論をはじめ、歴史、法律的・制度的枠組み、諸外国との比較分析などが主たる内容となりますが、これらは現実政治にかかわる職業を将来の進路として考えている場合にも重要です。

③ 地方行財政コース

地方行財政コースは、Localなレベルの現象を研究対象としています。このコースは、地方自治体はもとより、地域に密着した民間企業で活躍し、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目的としています。ここでは地方政治・地方行政・地方財政の理論、地方行財政をめぐる法的問題、地域経済研究などが主たる内容となりますが、これらは将来、地方政治の場で活躍することを目指す学生には必須です。

④ 政治経済理論コース

政治経済理論コースは、政治学・経済学の歴史・思想・制度・理論など、学問研究の基盤となる諸分野を幅広く学修することにより、政治・経済現象の体系的な理解を目指す学生のために設けられています。また、このコースで学ぶ学生は幅広く、Global, National, Localなレベルのことを学ぶことができます。

政治経済学科の学生は、2年次の履修登録の際に、以上の4コースの中から1つを選択して登録しなければなりません。ただし、3年次の履修登録の際には、登録したコースを変更することも可能です。

4. 政治経済学科の学修

政治経済学科の卒業に必要な単位数は124単位であり、その概要は前出の「卒業に必要な最低単位数」に示されています。ただし各年次における履修単位数の上限は1学期あたり23単位、年間46単位です。

(1) 第1年次における履修

第1年次における履修に際しては、まず第1に次年度のコース選択を、さらには卒業後の進路を視野に入れて慎重に検討する必要があります。以下に示すのはあくまでも標準的な指標です。

全学共通教育科目である「自主創造の基礎」の履修を推奨します。また、Ⅰ群の共通科目からは、少なくとも2単位以上を履修しなければなりません。Ⅱ群の総合科目では、20単位以上が必要です。

Ⅲ群の外国語科目からは、必修外国語8単位以上、選択必修外国語6単位以上を履修しなければなりません。外国語科目の履修に際しては「外国語科目の学修」の項を

熟読してください。いずれのコースに進むにせよ、大学卒業までに英語検定試験の準1級以上の合格を目標にすることを勧めます。

選択必修外国語でもそれぞれ検定試験に向けた指導が行われているので、各自の関心、希望進路に応じて第1年次には4級合格を目標にしてほしいと思います。

Ⅳ群の体育・健康科目では、2単位が必修であり、必ず第1年次で履修しておいてください。

Ⅴ群の専門基幹科目は、すべて必修です。1年次では「政治学Ⅰ・Ⅱ」「経済学Ⅰ・Ⅱ」「国際政治学Ⅰ・Ⅱ」「日本政治論Ⅰ・Ⅱ」「行政学Ⅰ・Ⅱ」のいずれかを履修しなければなりません。Ⅵ群の専門展開科目では、とりわけⅤ類の「法学Ⅰ」「憲法A（人権）」「憲法B（統治機構）」が必修となっています。

専門展開科目からは、38単位以上を履修しなければなりません。その際、各コースに必修科目が設定されています。後述の各コース標準履修モデルを参考にするとよいでしょう。

(2) 第2年次における履修

[各コース共通]

第2年次の履修登録に際しては、前述したようにコース登録をしなければなりません。各自の希望進路・関心領域などを考慮しつつ、慎重に履修計画を立ててください。

Ⅰ群、Ⅱ群、Ⅲ群からは、各自の選択するコースとの関連も考慮して選択するとよいでしょう。ただし、Ⅲ群の外国語科目については、卒業に必要な最低単位数を充足するように履修しなければなりません。

第2年次以降の履修の中心は専門的な科目となりますが、以下の事項に留意してください。

Ⅴ群で、政治経済学科の専門基幹科目を学び、Ⅵ群では、それぞれを応用、展開する専門展開科目が用意されています。まず、Ⅴ群の必修科目「政治経済研究入門」「政治学原論」「現代政治理論」「ミクロ経済学Ⅰ」「マクロ経済学Ⅰ」を2年次に履修しなければなりません。

Ⅵ群はそれぞれのコースの専門展開科目ですが、各コース共、卒業に必要な最低単位数（16単位）を充足していれば、他のコースの科目を履修してもさしつかえありません。後述するように、各自のコースと密接に関連した科目が他に配置されていることもあるので、積極的に履修してほしいと思います。

Ⅴ類の法律科目は、選択コースにかかわらず、少なくとも六法科目を履修することを勧めます。

公務員試験を受験する皆さんは、憲法、行政法、民法などをまんべんなく学ぶことが求められます。

また、2年次の秋には、Ⅶ群の「ゼミナール」の募集が実施されるので、教務課の掲示等には十分留意してください。ゼミナールは原則必修の科目ですから、各自のコース・希望進路などを考慮に入れつつ、積極的に参加してください。

[国際政治経済コースの履修]

Ⅵ群の専門展開科目のⅠ類には国際政治経済コースの専門科目が配置されています。コース必修科目「国際関係論Ⅰ」「国際関係史Ⅰ」「西洋政治史Ⅰ・Ⅱ」の8単位、選択必修科目8単位を含めて、16単位以上を履修しなければなりません。履修開始年次を考慮して、少なくとも8単位以上履修するようにしてください。

また、Ⅳ類の「比較政治学」、Ⅴ類の「国際関係法〔公法系〕AⅠ・AⅡ」なども選択コースの専門科目と密接に関連しています。

[日本政治経済コースの履修]

まず、Ⅵ群の専門展開科目のⅡ類は日本政治経済コースの必修科目です。ここでは「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」「日本政治思想史Ⅰ」「経済史」の8単位、選択必修科目8単位を含めて16単位以上を履修しなければなりません。

Ⅲ類の「地方財政論Ⅰ・Ⅱ」、Ⅳ類の「政治制度論」「比較政党論」「政治過程論」、Ⅴ類の「行政法Ⅰ」などは選択コースの専門科目と密接に関連しています。

[地方行財政コースの履修]

Ⅵ群の専門展開科目のⅢ類には地方行財政コースの専門科目が配置されています。この中からコース必修科目の「地方自治論Ⅰ」「公共経済学Ⅰ」「地方財政論Ⅰ・Ⅱ」の8単位、選択必修科目8単位を含めて16単位以上を履修しなければなりません。そしてⅠ、Ⅱ、Ⅳ類から少なくとも8単位以上履修してください。

またⅡ類の「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」「日本経済論Ⅰ・Ⅱ」「経済史」、Ⅳ類の「政治過程論」「財政学Ⅰ・Ⅱ」、Ⅴ類の「行政法Ⅰ」などは選択コースの専門科目と密接に関連しています。

[政治経済理論コース]

Ⅵ群の専門展開科目のⅣ類には、政治経済理論コースの専門科目が配置されています。コース必修科目の「西洋政治思想史Ⅰ・Ⅱ」「比較政治学」「財政学Ⅰ」の8単位、選択必修科目8単位を含めて、16単位以上を履修しなければなりません。そしてⅠ、Ⅱ、Ⅲ類から少なくとも8単位以上、履修する必要があります。また、Ⅱ類の「日本政治思想史Ⅰ・Ⅱ」、Ⅳ類の「比較政党論」「政治社会学」「計量政治学」、Ⅲ類の「公共選択論」なども履修するとよいでしょう。

(3) 第3年次における履修

[各コース共通]

第3年次の履修登録に際しては、第2年次で登録したコースを変更することができます。コース変更は第4年次では認められないので、各人の希望進路・関心領域などを考慮して、慎重に検討してください。各コース別の留意事項は前項（第2年次における履修）を参照してください。

第3年次の履修登録で留意すべき点は、履修開始年次が4年次となっている科目を除いて、卒業に必要な最低条件を充足させることです。

第3年次からは「ゼミナール」での専門的な研究も始まります。各コースとも、Ⅶ群から8単位以上を履修しなければなりません。なお、ゼミナールを履修しなかった学生は3年次において「政治経済演習Ⅰ」を履修しなければなりません。

(4) 第4年次における履修

政治経済学科の学生は、第3年次までに卒業に必要なほとんどの単位を取得することが可能ですが、これまでの単位取得状況を再確認して、卒業に必要な科目はもちろん、卒業後の希望進路に見合った科目を積極的に履修しなければなりません。4年次における履修単位の下限は8単位なので、それを上回る履修が要求されます。ただし「ゼミナール」は履修登録の上限単位数にも下限単位数にも算入されないため、留意してください。

「ゼミナール」に参加している学生は大学生生活の総決算ともいうべきゼミナール論文の完成にむけて努力することになりますが、「ゼミナール」を履修していない学生は「政治経済演習Ⅱ」を履修しなければなりません。

(5) 他学科の専門科目の履修について

政治経済学科の専門科目の多くは学際的性格を有しています。そのため、政治経済学科の専門科目をより深く研究していくため、また、専門的知識を幅広く身に付けるためにも、積極的に他学科の科目を履修し、知識を広げる努力をしてほしいと思います。なお、他学科の専門科目の取得単位は、10単位を限度として卒業単位に含めることができます。

(6) 他学部との相互履修制度について

日本大学には学部間の相互履修制度があります。経済学部のような隣接分野の学部はもとより、まったく専門が異なる学部の専門科目に触れることによって、より幅広い視野に立って社会を見ることができるようになります。

V・Ⅵ・Ⅶ群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【国際政治経済コース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
				1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	Ⅰ 類	政治学Ⅰ	2	◎								V群より、必修科目30 単位を修得しなければ ならない。
		政治学Ⅱ	2		◎							
		経済学Ⅰ	2	◎								
		経済学Ⅱ	2		◎							
		政治経済研究入門	2			◎						
	Ⅱ 類	国際政治学Ⅰ	2	◎								
		国際政治学Ⅱ	2		◎							
	Ⅲ 類	日本政治論Ⅰ	2	◎								
		日本政治論Ⅱ	2		◎							
	Ⅳ 類	行政学Ⅰ	2	◎								
		行政学Ⅱ	2		◎							
	Ⅴ 類	政治学原論	2			◎						
		現代政治理論	2				◎					
		ミクロ経済学Ⅰ	2			◎						
		マクロ経済学Ⅰ	2			◎						
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	国際関係論Ⅰ	2			◎						Ⅰ 類より、必修科目 8 単位を含め、計16単位 以上を修得しなければ ならない。
		国際関係論Ⅱ	2				●					
		平和学	2				●					
		国際関係史Ⅰ	2					◎				
		国際関係史Ⅱ	2						●			
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
		国際金融論Ⅰ	2					●				
		国際金融論Ⅱ	2						●			
		西洋政治史Ⅰ	2	◎								
		西洋政治史Ⅱ	2		◎							
		アメリカ政治論	2				●					
		アメリカ経済論	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2				●					
		ヨーロッパ経済論	2			●						
		アジア政治論	2			●						
		地域研究	2				●					
		アジア経済論	2				●					
	Ⅱ 類	日本政治史Ⅰ	2	●								Ⅱ～Ⅳ類より、8 単位 以上修得しなければ ならない。
		日本政治史Ⅱ	2		●							
		日本政治思想史Ⅰ	2			●						
		日本政治思想史Ⅱ	2				●					
		日本政治過程論	2				●					
		国会論	2				●					
		日本経済論Ⅰ	2			●						
		日本経済論Ⅱ	2				●					
		経済史	2				●					
	Ⅲ 類	地方自治論Ⅰ	2	●								Ⅱ～Ⅳ類より、8 単位 以上を修得しなければ ならない。
		地方自治論Ⅱ	2		●							
		公共選択論	2				●					
		公共経済学Ⅰ	2					●				

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 （専門展開科目）	Ⅲ 類	公共経済学Ⅱ	2						●			Ⅱ～Ⅳ類より， 8 単位 以上を修得しなければ ならない。
		地方財政論Ⅰ	2					●				
		地方財政論Ⅱ	2						●			
		経済政策論	2					●				
		地域開発論	2			●						
		産業立地論	2				●					
	Ⅳ 類	西洋政治思想史Ⅰ	2			●						
		西洋政治思想史Ⅱ	2				●					
		比較政治学	2			●						
		比較政党論	2				●					
		政治制度論	2			●						
		政治社会学	2				●					
		選挙制度論	2					●				
		政治過程論	2			●						
		立法過程論	2			●						
		政治哲学Ⅰ	2					●				
		政治哲学Ⅱ	2						●			
		計量政治学	2			●						
		ミクロ経済学Ⅱ	2				●					
		マクロ経済学Ⅱ	2				●					
		財政学Ⅰ	2			●						
		財政学Ⅱ	2				●					
		経済思想史Ⅰ	2			●						
	経済思想史Ⅱ	2				●						
	計量経済学	2			●							
	Ⅴ 類	法学Ⅰ	2	◎								Ⅴ類より， 必修科目 6 単位を含め， 計14単位 以上を修得しなければ ならない。
		憲法 A（人権）	2	◎								
		憲法 B（統治機構）	2		◎							
		行政法Ⅰ	4				●					
		行政法Ⅱ	4					●				
		刑事法Ⅰ	2			●						
		刑事法Ⅱ	2				●					
		民法総則	2			●						
物権・担保物権法		2				●						
債権法総論		2						●				
債権法各論		2					●					
民法Ⅵ（親族法）		2					●					
民法Ⅶ（相続法）		2					●					
商法Ⅰ（会社法Ⅰ）		4				●						
国際関係法〔公法系〕AⅠ		2			●							
国際関係法〔公法系〕AⅡ		2				●						
地方自治法Ⅰ		2					●					
地方自治法Ⅱ		2						●				
Ⅶ 群 （専門展開科目）		—	政治経済演習Ⅰ	4					○			
	政治経済演習Ⅱ		4					○				
	ゼミナール		8					○				
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（76単位）の他， 全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より10単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

V・Ⅵ・Ⅶ群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【日本政治経済コース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
				1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	Ⅰ 類	政治学Ⅰ	2	◎								V群より、必修科目30 単位を修得しなければ ならない。
		政治学Ⅱ	2		◎							
		経済学Ⅰ	2	◎								
		経済学Ⅱ	2		◎							
		政治経済研究入門	2			◎						
	Ⅱ 類	国際政治学Ⅰ	2	◎								
		国際政治学Ⅱ	2		◎							
	Ⅲ 類	日本政治論Ⅰ	2	◎								
		日本政治論Ⅱ	2		◎							
	Ⅳ 類	行政学Ⅰ	2	◎								
		行政学Ⅱ	2		◎							
	Ⅴ 類	政治学原論	2			◎						
		現代政治理論	2				◎					
		ミクロ経済学Ⅰ	2			◎						
		マクロ経済学Ⅰ	2			◎						
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	国際関係論Ⅰ	2			●						Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ類より、8 単位以上を修得しなけ ればならない。
		国際関係論Ⅱ	2				●					
		平和学	2				●					
		国際関係史Ⅰ	2					●				
		国際関係史Ⅱ	2						●			
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
		国際金融論Ⅰ	2					●				
		国際金融論Ⅱ	2						●			
		西洋政治史Ⅰ	2	●								
		西洋政治史Ⅱ	2		●							
		アメリカ政治論	2				●					
		アメリカ経済論	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2				●					
		ヨーロッパ経済論	2			●						
		アジア政治論	2			●						
		地域研究	2				●					
		アジア経済論	2				●					
	Ⅱ 類	日本政治史Ⅰ	2	◎								Ⅱ類より、必修科目8 単位を含め、計16単位 以上を修得しなければ ならない。
		日本政治史Ⅱ	2		◎							
		日本政治思想史Ⅰ	2			◎						
		日本政治思想史Ⅱ	2				●					
		日本政治過程論	2				●					
		国会論	2				●					
		日本経済論Ⅰ	2			●						
		日本経済論Ⅱ	2				●					
		経済史	2				◎					
	Ⅲ 類	地方自治論Ⅰ	2	●								Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ類より、8 単位以上を修得しなけ ればならない。
		地方自治論Ⅱ	2		●							
		公共選択論	2				●					
		公共経済学Ⅰ	2					●				

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 （専門展開科目）	Ⅲ 類	公共経済学Ⅱ	2						●			Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ類より、8 単位以上を修得しな ければならない。
		地方財政論Ⅰ	2					●				
		地方財政論Ⅱ	2						●			
		経済政策論	2					●				
		地域開発論	2			●						
		産業立地論	2				●					
	Ⅳ 類	西洋政治思想史Ⅰ	2			●						
		西洋政治思想史Ⅱ	2				●					
		比較政治学	2			●						
		比較政党論	2				●					
		政治制度論	2			●						
		政治社会学	2				●					
		選挙制度論	2					●				
		政治過程論	2			●						
		立法過程論	2			●						
		政治哲学Ⅰ	2					●				
		政治哲学Ⅱ	2						●			
		計量政治学	2			●						
		ミクロ経済学Ⅱ	2				●					
		マクロ経済学Ⅱ	2				●					
		財政学Ⅰ	2			●						
		財政学Ⅱ	2				●					
		経済思想史Ⅰ	2			●						
	経済思想史Ⅱ	2				●						
	計量経済学	2			●							
	Ⅴ 類	法学Ⅰ	2	◎								Ⅴ類より、必修科目6 単位を含め、計14単位 以上を修得しなければ ならない。
		憲法A（人権）	2	◎								
		憲法B（統治機構）	2		◎							
		行政法Ⅰ	4				●					
		行政法Ⅱ	4					●				
		刑事法Ⅰ	2			●						
		刑事法Ⅱ	2				●					
		民法総則	2			●						
物権・担保物権法		2				●						
債権法総論		2						●				
債権法各論		2					●					
民法Ⅵ（親族法）		2					●					
民法Ⅶ（相続法）		2					●					
商法Ⅰ（会社法Ⅰ）		4				●						
国際関係法〔公法系〕AⅠ		2			●							
国際関係法〔公法系〕AⅡ		2				●						
地方自治法Ⅰ		2					●					
地方自治法Ⅱ		2						●				
Ⅶ 群 （専門展開科目）		—	政治経済演習Ⅰ	4					○			
	政治経済演習Ⅱ	4					○					
	ゼミナール	8					○					
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（76単位）の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より10単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

V・Ⅵ・Ⅶ群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【地方行財政コース】

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	Ⅰ 類	政治学Ⅰ	2	◎								V群より、必修科目30 単位を修得しなければ ならない。
		政治学Ⅱ	2		◎							
		経済学Ⅰ	2	◎								
		経済学Ⅱ	2		◎							
		政治経済研究入門	2			◎						
	Ⅱ 類	国際政治学Ⅰ	2	◎								
		国際政治学Ⅱ	2		◎							
	Ⅲ 類	日本政治論Ⅰ	2	◎								
		日本政治論Ⅱ	2		◎							
	Ⅳ 類	行政学Ⅰ	2	◎								
		行政学Ⅱ	2		◎							
	Ⅴ 類	政治学原論	2			◎						
		現代政治理論	2				◎					
		ミクロ経済学Ⅰ	2			◎						
		マクロ経済学Ⅰ	2			◎						
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	国際関係論Ⅰ	2			●						Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ類より、8 単位以上を修得しなけ ればならない。
		国際関係論Ⅱ	2				●					
		平和学	2				●					
		国際関係史Ⅰ	2					●				
		国際関係史Ⅱ	2						●			
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
		国際金融論Ⅰ	2					●				
		国際金融論Ⅱ	2						●			
		西洋政治史Ⅰ	2	●								
		西洋政治史Ⅱ	2		●							
		アメリカ政治論	2				●					
		アメリカ経済論	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2				●					
		ヨーロッパ経済論	2			●						
		アジア政治論	2			●						
		地域研究	2				●					
		アジア経済論	2				●					
	Ⅱ 類	日本政治史Ⅰ	2	●								Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ類より、8 単位以上を修得しなけ ればならない。
		日本政治史Ⅱ	2		●							
		日本政治思想史Ⅰ	2			●						
		日本政治思想史Ⅱ	2				●					
		日本政治過程論	2				●					
		国会論	2			●						
		日本経済論Ⅰ	2			●						
		日本経済論Ⅱ	2				●					
		経済史	2				●					
	Ⅲ 類	地方自治論Ⅰ	2	◎								Ⅲ類より、必修科目8 単位を含め、計16単位 を修得しなければなら ない。
		地方自治論Ⅱ	2		●							
		公共選択論	2				●					
		公共経済学Ⅰ	2					◎				

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 （専門展開科目）	Ⅲ 類	公共経済学Ⅱ	2						●			Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ類より、8 単位以上を修得しなければ ならない。
		地方財政論Ⅰ	2					◎				
		地方財政論Ⅱ	2						◎			
		経済政策論	2					●				
		地域開発論	2			●						
		産業立地論	2				●					
	Ⅳ 類	西洋政治思想史Ⅰ	2			●						
		西洋政治思想史Ⅱ	2				●					
		比較政治学	2			●						
		比較政党論	2				●					
		政治制度論	2			●						
		政治社会学	2				●					
		選挙制度論	2					●				
		政治過程論	2			●						
		立法過程論	2			●						
		政治哲学Ⅰ	2					●				
		政治哲学Ⅱ	2						●			
		計量政治学	2			●						
		ミクロ経済学Ⅱ	2				●					
		マクロ経済学Ⅱ	2				●					
		財政学Ⅰ	2			●						
		財政学Ⅱ	2				●					
		経済思想史Ⅰ	2			●						
	経済思想史Ⅱ	2				●						
	計量経済学	2			●							
	Ⅴ 類	法学Ⅰ	2	◎								Ⅴ類より、必修科目6 単位を含め、計14単位 以上を修得しなければ ならない。
		憲法A（人権）	2	◎								
		憲法B（統治機構）	2		◎							
		行政法Ⅰ	4				●					
		行政法Ⅱ	4					●				
		刑事法Ⅰ	2			●						
		刑事法Ⅱ	2				●					
		民法総則	2			●						
物権・担保物権法		2				●						
債権法総論		2						●				
債権法各論		2					●					
民法Ⅵ（親族法）		2					●					
民法Ⅶ（相続法）		2					●					
商法Ⅰ（会社法Ⅰ）		4				●						
国際関係法〔公法系〕AⅠ		2			●							
国際関係法〔公法系〕AⅡ		2				●						
地方自治法Ⅰ		2					●					
地方自治法Ⅱ		2						●				
Ⅶ 群 （専門展開科目）		—	政治経済演習Ⅰ	4					○			
	政治経済演習Ⅱ		4					○				
	ゼミナール		8					○				
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（76単位）の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より10単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

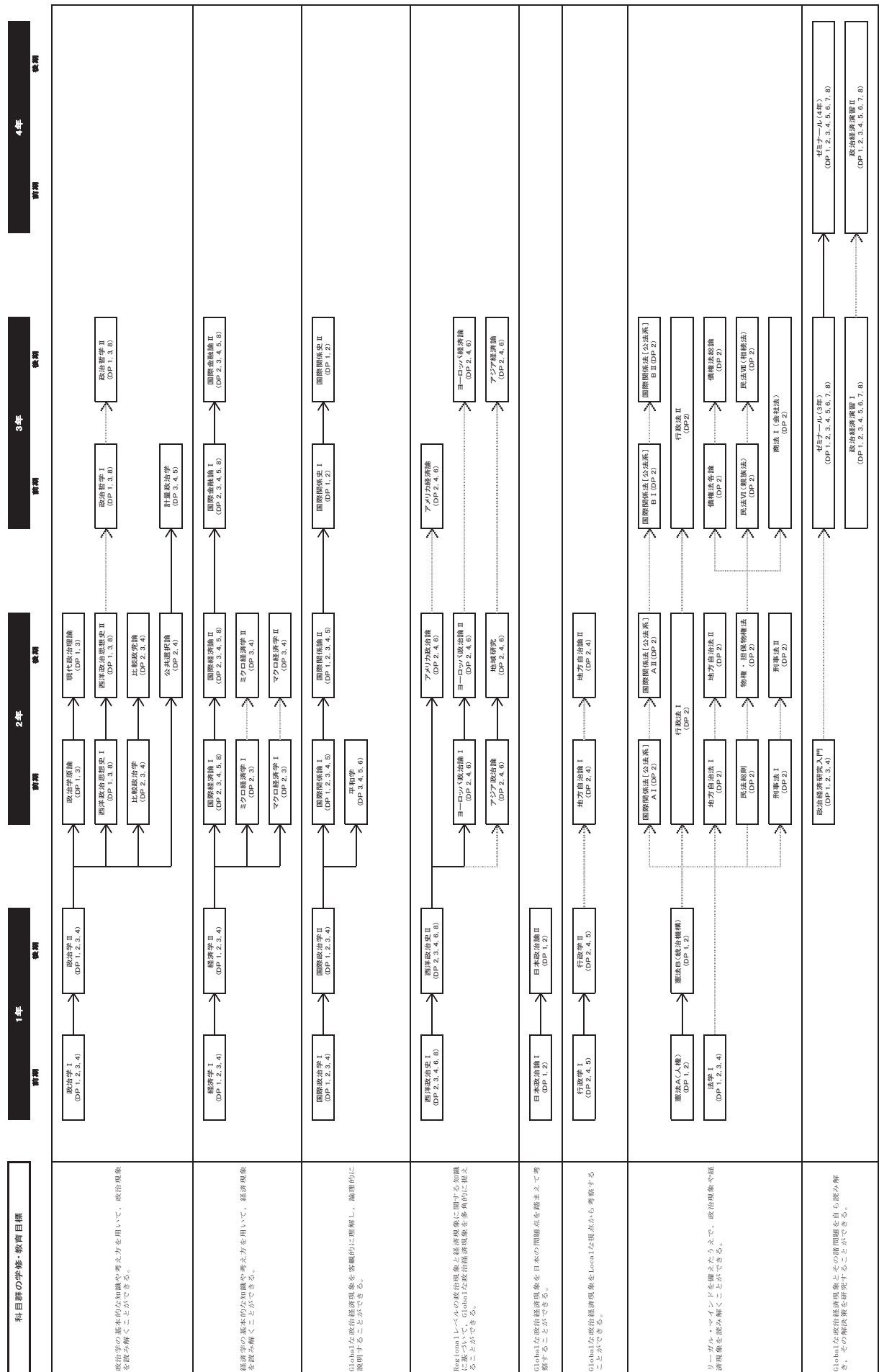
V・Ⅵ・Ⅶ群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【政治経済理論コース】

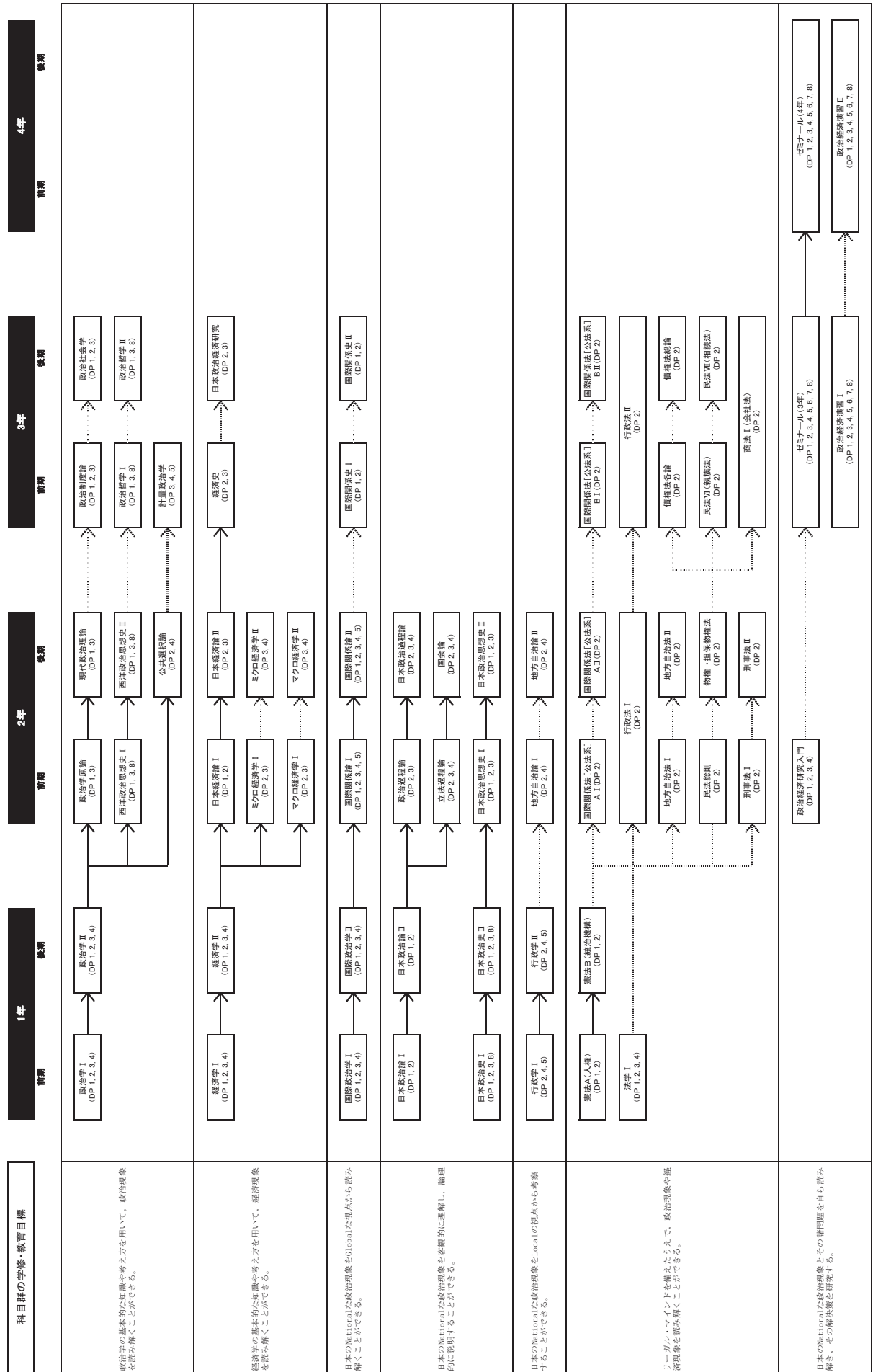
区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	Ⅰ 類	政治学Ⅰ	2	◎								V群より、必修科目30 単位を修得しなければ ならない。
		政治学Ⅱ	2		◎							
		経済学Ⅰ	2	◎								
		経済学Ⅱ	2		◎							
		政治経済研究入門	2			◎						
	Ⅱ 類	国際政治学Ⅰ	2	◎								
		国際政治学Ⅱ	2		◎							
	Ⅲ 類	日本政治論Ⅰ	2	◎								
		日本政治論Ⅱ	2		◎							
	Ⅳ 類	行政学Ⅰ	2	◎								
		行政学Ⅱ	2		◎							
	Ⅴ 類	政治学原論	2			◎						
		現代政治理論	2				◎					
		ミクロ経済学Ⅰ	2			◎						
		マクロ経済学Ⅰ	2			◎						
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	国際関係論Ⅰ	2			●						Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類より、8 単位以上を修得しなけ ればならない。
		国際関係論Ⅱ	2				●					
		平和学	2				●					
		国際関係史Ⅰ	2					●				
		国際関係史Ⅱ	2						●			
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
		国際金融論Ⅰ	2					●				
		国際金融論Ⅱ	2						●			
		西洋政治史Ⅰ	2	●								
		西洋政治史Ⅱ	2		●							
		アメリカ政治論	2				●					
		アメリカ経済論	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2			●						
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2				●					
		ヨーロッパ経済論	2			●						
		アジア政治論	2			●						
		地域研究	2				●					
		アジア経済論	2				●					
	Ⅱ 類	日本政治史Ⅰ	2	●								Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類より、8 単位以上を修得しなけ ればならない。
		日本政治史Ⅱ	2		●							
		日本政治思想史Ⅰ	2			●						
		日本政治思想史Ⅱ	2				●					
		日本政治過程論	2				●					
		国会論	2				●					
		日本経済論Ⅰ	2			●						
		日本経済論Ⅱ	2				●					
		経済史	2				●					
	Ⅲ 類	地方自治論Ⅰ	2	●								Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類より、8 単位以上を修得しなけ ればならない。
		地方自治論Ⅱ	2		●							
		公共選択論	2				●					
		公共経済学Ⅰ	2					●				

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 （専門展開科目）	Ⅲ 類	公共経済学Ⅱ	2						●			Ⅳ類より、必修科目 8 単位を含め、計16単位以上を修得しなければならない。
		地方財政論Ⅰ	2					●				
		地方財政論Ⅱ	2						●			
		経済政策論	2					●				
		地域開発論	2			●						
		産業立地論	2				●					
	Ⅳ 類	西洋政治思想史Ⅰ	2			◎						
		西洋政治思想史Ⅱ	2				◎					
		比較政治学	2			◎						
		比較政党論	2				●					
		政治制度論	2			●						
		政治社会学	2				●					
		選挙制度論	2					●				
		政治過程論	2			●						
		立法過程論	2			●						
		政治哲学Ⅰ	2					●				
		政治哲学Ⅱ	2						●			
		計量政治学	2			●						
		ミクロ経済学Ⅱ	2				●					
		マクロ経済学Ⅱ	2				●					
		財政学Ⅰ	2			◎						
		財政学Ⅱ	2				●					
		経済思想史Ⅰ	2			●						
	経済思想史Ⅱ	2				●						
	計量経済学	2			●							
	Ⅴ 類	法学Ⅰ	2	◎								Ⅴ類より、必修科目 6 単位を含め、計14単位以上を修得しなければならない。
		憲法 A（人権）	2	◎								
		憲法 B（統治機構）	2		◎							
		行政法Ⅰ	4				●					
		行政法Ⅱ	4					●				
		刑事法Ⅰ	2			●						
		刑事法Ⅱ	2				●					
		民法総則	2			●						
物権・担保物権法		2				●						
債権法総論		2						●				
債権法各論		2					●					
民法Ⅵ（親族法）		2					●					
民法Ⅶ（相続法）		2					●					
商法Ⅰ（会社法Ⅰ）		4				●						
国際関係法〔公法系〕AⅠ		2			●							
国際関係法〔公法系〕AⅡ		2				●						
地方自治法Ⅰ		2					●					
地方自治法Ⅱ		2						●				
Ⅶ 群 （専門展開科目）		—	政治経済演習Ⅰ	4					○			
	政治経済演習Ⅱ		4					○				
	ゼミナール		8					○				
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（76単位）の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より10単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

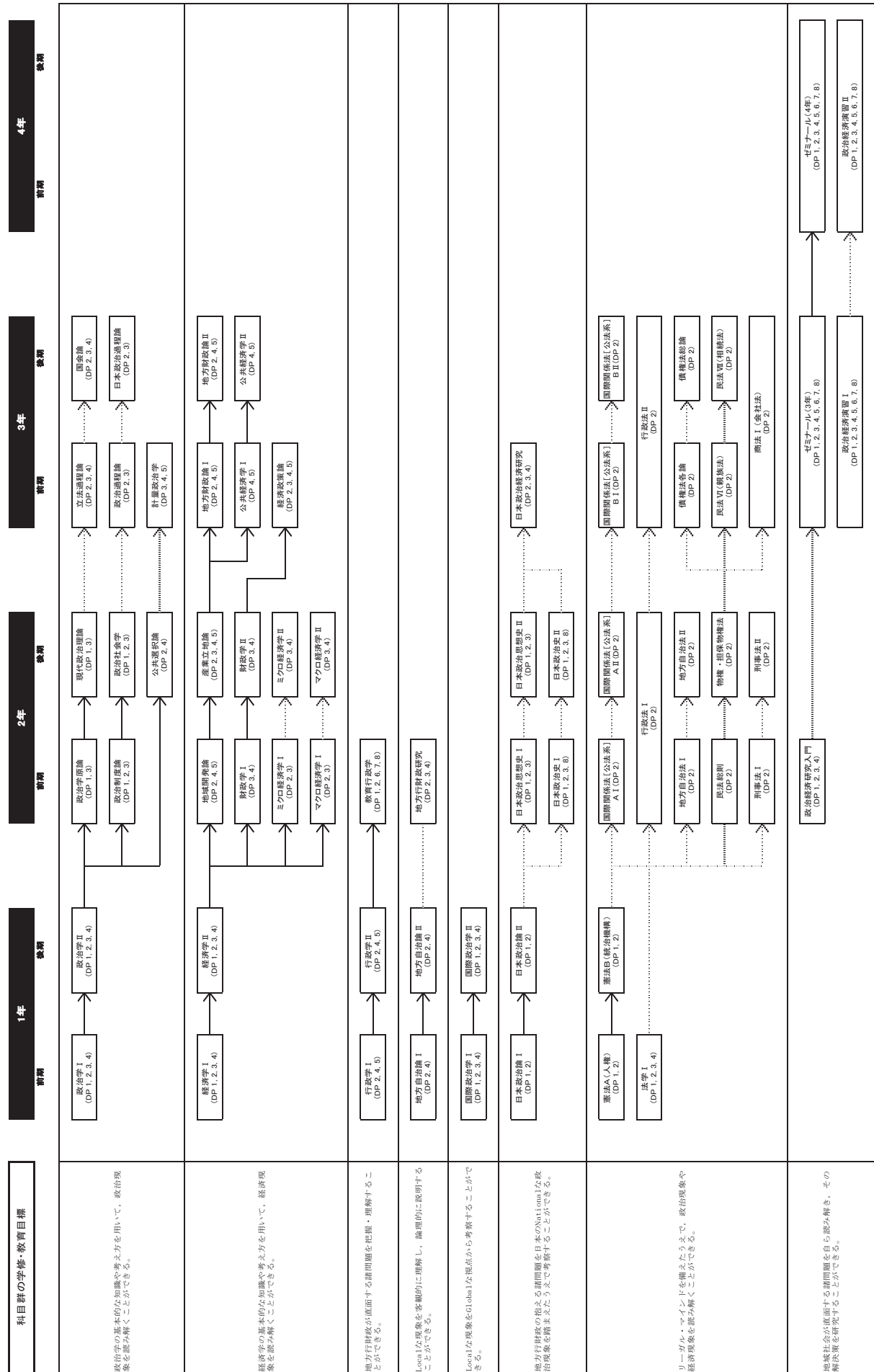
A 国際政治経済コース 履修系統図



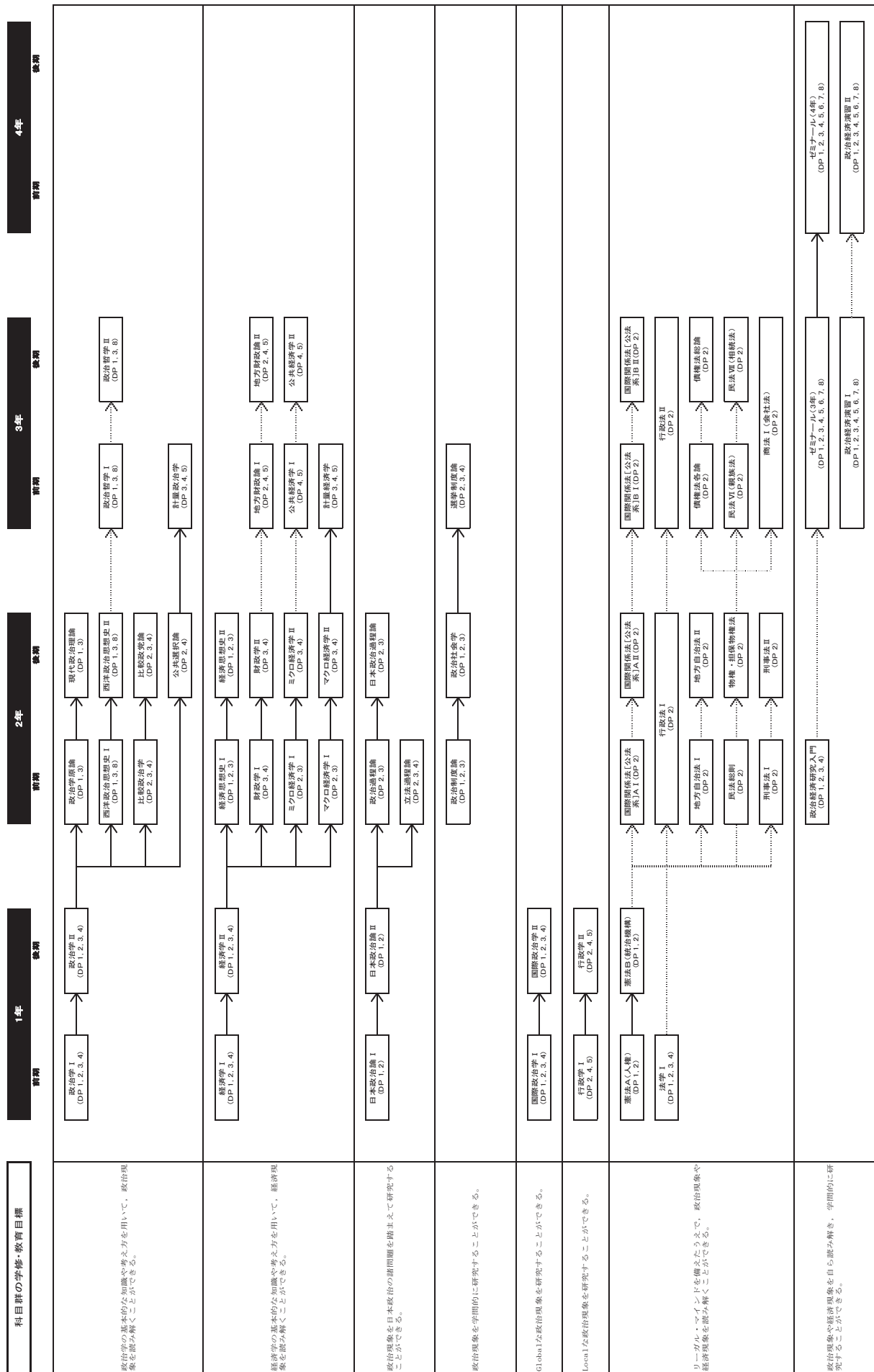
日本政治経済コース 履修系統図



C 地方行政財政コース 履修系統図



D 政治経済理論コース 履修系統図



新聞学科専門科目の学修（基本となる履修モデル）

1. 新聞学科の卒業に必要な最低単位数

卒業に必要な最低単位数	124単位	
I 群 共通科目	2 単位	
II 群 総合科目	20単位	
Ⅲ群	必修外国語	8 単位
	選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位	
V 群 専門基幹科目	32単位	
VI 群	専門展開科目 I 類	20単位
	II 類	12単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位	
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）		14単位

2. 新聞学科の目的

新聞学科は、「平和国家として又、文化国家として更正する日本の現状及将来にとって、新聞の担う使命の重大さに鑑み、新聞に関する科学研究と新聞人として活躍せんとする人材の育成を主眼とする」という社会的使命に基づいて、1947（昭和22）年に設置されました。時代の変遷に伴い、研究・教育の対象とするメディアは当初想定されていた新聞のみならず出版物やテレビなどマス・メディア全体、広義のメディアに大きく拡張しています。しかしながら、その社会的使命はいささかも揺らぐことなく追求され、むしろ拡大・深化しています。70年余の年月を経て、新聞学科は伝統的なマス・メディアの世界で活躍するジャーナリスト、メディア人養成は言うに及ばず、広く社会とメディアについての総合的理解を踏まえたコミュニケーションの養成をも視野に入れています。したがって、設置している科目はジャーナリストやメディア人養成のための理論、演習的な科目だけではありません。メディア間の境界を越えて融合現象を示し始めた伝統的メディア（マス・メディア）やデジタル化によって急速に発展し続けている双方向性を持った情報メディア（マルチ・メディアなど）、さらにそれらをつなぐ役割を持つ広報や広告の機能や役割をアップ・トゥー・デートに理解できる科目が設置されています。

3. 新聞学科の特色

新聞学科のカリキュラムでは、1 年次には必修科目の中でも、「新聞学入門」「新聞学基礎」「メディアの世界」「コミュニケーション論」など、導入的・概論的な科目から履修することになります。そして2 年次以降では、より専門性の高い科目を個々の学生の目標に合わせて履修できるように、選択必修科目を組み合わせで学修する構成となっています。近年のメディア環境・情報環境は、たとえば「通信と放送の融合」というように、メディアやコンテンツなどが複雑に絡み合い、融合し、連携、連関しています。そのため、ジャーナリズムやメディアを多角的に学ぶ必要があり、学修すべき科目の組み合わせは、個々の学生の将来の目標によって異なります。したがって、2 年次から始まるようなコース等の設定はありません。ただし、「目標」といっても具体的なイメージが持ちにくいかもしれませんので、第3 学期（2 年生前学期）の全体ガイダンスの際に、想定される進路に関連づけた履修計画案を複数提示しています。これらは目安で、拘束するものではありません。これらの履修計画案を参考にしながら、一人一人の目標に応じて、将来的に有益になるであろう科目を選択することで、自分にとって最適なカリキュラムを作ることになり

ます。履修計画に悩んだ場合には、メディア・テキストの基礎の担当教員やゼミナールの担当教員に相談することを勧めます。

4. 新聞学科の学修

1つの学期において履修できる単位数の上限は23単位です。

(1) 第1学期（1年生前学期）

全学共通教育科目である「自主創造の基礎」の履修を推奨します。これは法学部だけではなく、日本大学の全学部の初年次教育科目として位置づけられている科目で、大学で必要となる学修スキルの修得を目的とする科目です。

Ⅱ群は、2科目4単位を履修します。Ⅱ群では皆さんの将来の目標や関心にあった科目を選んでください。例えば、マスコミ関連企業への就職を志望する学生は、「文章表現演習Ⅰ」を選択します。

Ⅲ群は、必修外国語（英語）から2科目2単位、選択必修外国語（独・仏・中）の中から1カ国語を選んで2科目2単位を履修します。

Ⅳ群は、体育・健康科目1科目1単位が必修です。

Ⅴ群は、「新聞学入門」「メディアの世界」「コミュニケーション論」「メディアと歴史」が必修です。

Ⅵ群では、Ⅱ類の「憲法A」が必修です。また、選択必修として「法学Ⅰ」「政治学Ⅰ」「行政学Ⅰ」「経済学Ⅰ」「経営学Ⅰ」の中から1つを選んで履修します。

Ⅶ群には第1学期の配当科目はありません。

(2) 第2学期（1年生後学期）

Ⅱ群は、2科目4単位を履修します。Ⅱ群では皆さんの将来の目標や関心にあった科目を選んでください。例えば、マスコミ関連企業への就職を志望する学生は、「文章表現演習Ⅱ」を選択します。

Ⅲ群は、必修外国語（英語）から2科目2単位、選択必修外国語（独・仏・中）の中から1カ国語を選んで2科目2単位を履修します。

Ⅳ群は、体育・健康科目1科目1単位が必修です。

Ⅴ群は、「新聞学基礎」「メディア・テキストの基礎」「コミュニケーションとインターネット」「日本ジャーナリズム史Ⅰ」が必修です。

Ⅵ群は、Ⅰ類の「社会調査」を履修することが可能です（選択必修の「社会調査」を履修しない場合は、履修上限23単位まで2単位分の空きがでますので、Ⅱ群などから任意の科目を履修することが可能です。）Ⅱ類は「憲法B」が必修です。また、選択必修として「法学Ⅱ」「政治学Ⅱ」「行政学Ⅱ」「経済学Ⅱ」「経営学Ⅱ」の中から、前学期に履修した科目と対応するものを履修します。

Ⅶ群には第2学期の配当科目はありません。

なお、専門科目の履修について相談したいことがある場合は、「メディア・テキストの基礎」のクラスを担当する教員に相談してください。

(3) 第3学期（2年生前学期）

Ⅱ群は、2科目4単位を履修します。皆さんの将来の目標や関心にあった科目を選択します。

Ⅲ群は、必修外国語（英語）から2科目2単位、選択必修外国語（独・仏・中）の中から1カ国語を選んで1科目1単位を履修します。

Ⅴ群は、「ニュース英語Ⅰ」「ジャーナリズム論A」「マス・コミュニケーション

ン論」が必修です。また、「映像ジャーナリズム論」「メディアと法Ⅰ」も必修で、第3学期から履修することができます。

Ⅵ群では、まずⅠ類①～⑥の区分から1科目ずつ選択していきます。第3学期では、3つの区分から3科目6単位を履修します。Ⅱ類では、第1学期と第2学期で選択した科目に対応する「①法学系」「②政治学・行政学系」「③経済学・経営学系」の中から、1科目2単位を履修します。

Ⅶ群には第3学期の配当科目はありません。

なお、第2学期までの必修科目のうち単位を修得できなかったものがあれば、なるべく早く再履修を済ませてください。

(4) 第4学期（2年生後学期）

Ⅱ群は、2科目4単位を履修します。皆さんの将来の目標や関心にあった科目を選択します。

Ⅲ群は、必修外国語（英語）から2科目2単位、選択必修外国語（独・仏・中）の中から1カ国語を選んで1科目1単位を履修します。

Ⅴ群は、「ニュース英語Ⅱ」「ジャーナリズム論B」「メディア・コミュニケーション論」が必修です。

Ⅵ群は、Ⅰ類①～⑥の区分のうち、第3学期で選択しなかった残りの3区分から3科目6単位を履修します。Ⅱ類では、第1学期から第3学期で選択した科目に対応する「①法学系」「②政治学・行政学系」「③経済学・経営学系」の中から、1科目2単位を履修します。

Ⅶ群には第3学期の配当科目はありません。

なお、第3学期までの必修科目のうち単位を修得できなかったものがあれば、なるべく早く再履修を済ませてください。

また、第4学期中（11月頃）に、ゼミナールの入室試験が行われます。自分の関心のある領域を担当している教員のゼミナールの入室試験を受けてください。ゼミナールに入室した人は、以後の履修相談はゼミの指導教員に行ってください。

(5) 第5学期（3年生前学期）

Ⅰ群は「キャリア・ディベロップメント」や「インターンシップ」など、皆さんの将来の目標や関心にあった科目の履修を推奨します。

Ⅱ群は、1科目2単位を履修します。

Ⅴ群は、第3学期で履修できなかった科目（「映像ジャーナリズム論」もしくは「メディアと法Ⅰ」）を履修します。

Ⅵ群は、Ⅰ類の中から2科目4単位を履修します。

Ⅶ群は、ゼミナールに入室していない学生は、「新聞学演習Ⅰ」を履修します。

なお、第4学期までの必修科目のうち単位を修得できなかったものがあれば、なるべく早く再履修を済ませてください。

(6) 第6学期（3年生後学期）

Ⅱ群は、1科目2単位を履修します。

Ⅵ群は、Ⅰ類の中から2科目4単位を履修します。

Ⅶ群は、ゼミナールに入室していない学生は、前学期に履修登録した「新聞学演習Ⅰ」を引き続き履修します。

I～Ⅵ群の中で卒業に必要な単位を修得できなかったものがないか確認し、再履修が必要なものは早めに履修してください。なお、就職活動などに使用する「卒業見込証明書」を取得するためには、第6学期が終了した時点で88単位を修得している必要があります。

(7) 第7学期（4年生前学期）および第8学期（4年生後学期）

Ⅶ群において、ゼミナールに所属している学生はゼミナール論文の提出にむけて各自の研究を行います。ゼミナールに所属していない学生は、「新聞学演習Ⅱ」を履修します。

4年生は「履修下限単位数」が定められており、卒業に必要な単位を満たしている場合でも、前学期と後学期それぞれ4単位以上を履修しなければいけません（ゼミナールの単位は「履修下限単位数」には含まれない）。

I～Ⅵ群の中で卒業に必要な単位を修得できなかったものがないか確認し、再履修が必要なものは必ず履修してください。

<参考> 上記の履修モデルによる学年別の修得単位数

科目群	1年生		2年生		3年生		4年生		卒業単位
	前	後	前	後	前	後	前	後	
I群 共通科目					2				2単位
Ⅱ群 総合科目	4	4	4	4	2	2			20単位
Ⅲ群 必修外国語 選択必修外国語	2	2	2	2					8単位
	2	2	1	1					6単位
Ⅳ群 体育・健康科目	1	1							2単位
Ⅴ群 専門基幹科目	8	8	8	6	2				32単位
Ⅵ群 専門展開科目 I類 II類			6	6	4	4			20単位
	4	4	2	2					12単位
Ⅶ群 専門演習関連科目					2	2	2	2	8単位
全学共通教育科目又は I～Ⅶ群の中から選択する科目	(2)				(4)	(4)	(2)	(2)	14単位
	23	21	23	21	16	12	4	4	124単位

※ このモデルは、あくまで卒業に必要な最低単位数であり、3年生および4年生においては、各自のゼミナール論文のテーマや進路に合わせて専門科目や総合科目等を補っていくことが望ましい。

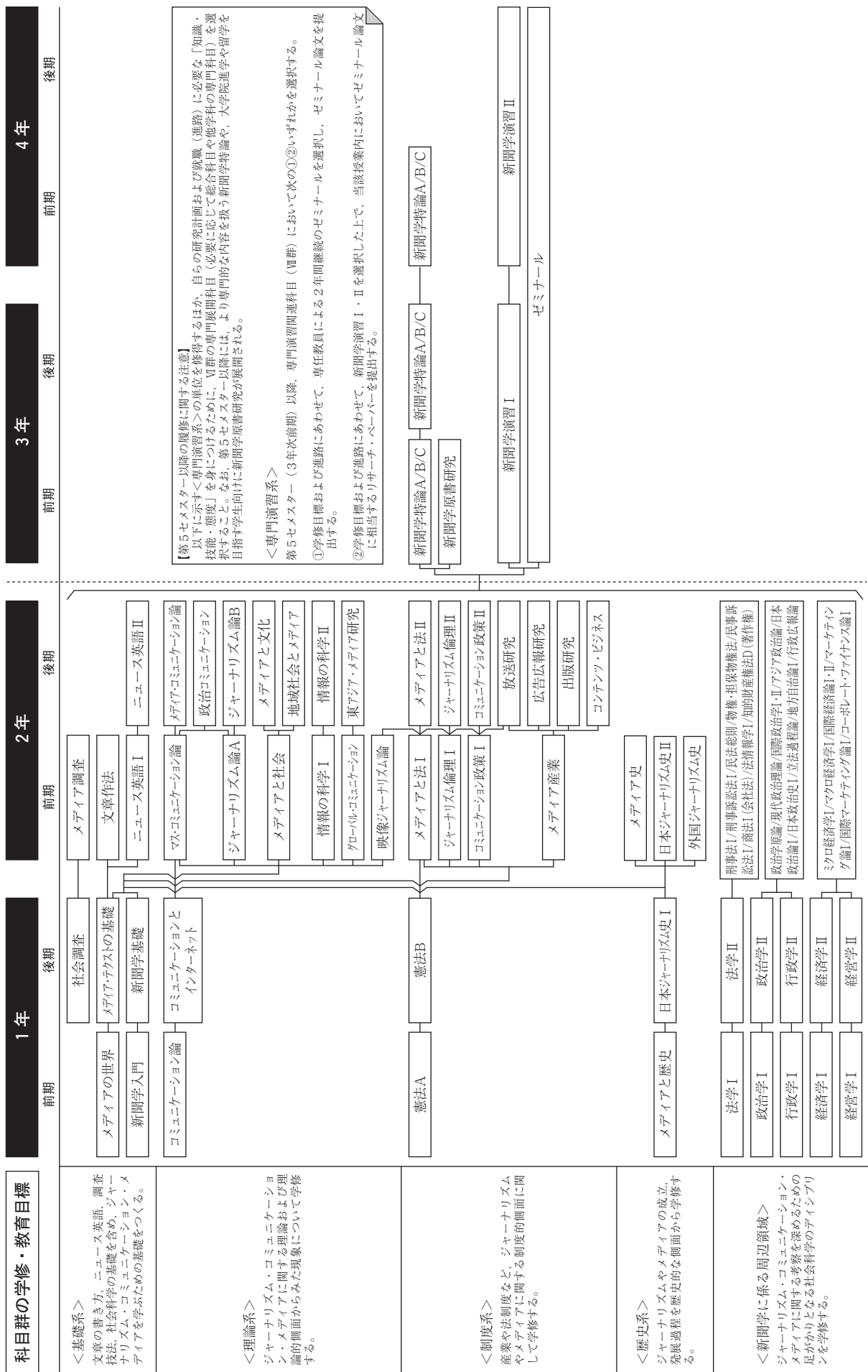
※ Ⅴ群 専門科目について、第3学期（2年生前学期）に「映像ジャーナリズム論」「メディアと法Ⅰ」どちらかを履修し、第3学期に履修できなかった科目は、第5学期（3年生前学期）に履修することが望ましい。

V・Ⅵ・Ⅶ群 新聞学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

区分	群	類	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
					1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	I 類		新聞学入門	2	◎								V 群より、必修科目32単位を修得しなければならない。
			新聞学基礎	2	◎								
	II 類		メディアの世界	2	◎								
			メディア・テキストの基礎	2		◎							
			ニュース英語 I	2			◎						
			ニュース英語 II	2				◎					
	III 類		コミュニケーション論	2	◎								
			コミュニケーションとインターネット	2		◎							
			メディアと歴史	2	◎								
			日本ジャーナリズム史 I	2		◎							
			ジャーナリズム論 A	2			◎						
			ジャーナリズム論 B	2				◎					
			マス・コミュニケーション論	2			◎						
			メディア・コミュニケーション論	2				◎					
			映像ジャーナリズム論	2			◎						
			メディアと法 I	2			◎						
VI 群 (専門展開科目)	I 類	①	文章作法	2			○						I 類より、①～⑥の区分から選択必修科目各2単位以上、計20単位以上を修得しなければならない。
			社会調査	2		○							
			メディア調査	2			○						
		②	メディアと社会	2			○						
			メディアと文化	2			○						
			情報の科学 I	2			○						
			政治コミュニケーション	2			○						
		③	東アジア・メディア研究	2			○						
			グローバル・コミュニケーション	2			○						
			地域社会とメディア	2			○						
		④	外国ジャーナリズム史	2			○						
			メディア史	2			○						
			日本ジャーナリズム史 II	2			○						
		⑤	ジャーナリズム倫理 I	2			○						
			メディアと法 II	2			○						
			コミュニケーション政策 I	2			○						
		⑥	メディア産業	2			○						
			出版研究	2			○						
			広告広報研究	2			○						
			放送研究	2			○						
			コンテンツ・ビジネス	2			○						
			情報の科学 II	2				●					
			ジャーナリズム倫理 II	2				●					
			コミュニケーション政策 II	2				●					
			新聞学特論 A	2					●				
			新聞学特論 B	2					●				
			新聞学特論 C	2					●				
			新聞学原書研究	2					●				

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅱ 類	憲法 A (人権)	2	◎								Ⅵ群Ⅱ類より、必修科目 4 単位、①法学系、②政治学系、③経済学系のいずれか一つの区分において、選択必修科目から 4 単位以上、計12単位以上を履修しなければならない。
		憲法 B (統治機構)	2		◎							
		① 法学系	法学Ⅰ	2	○							
			法学Ⅱ	2		○						
			刑事法Ⅰ	2			●					
			刑事訴訟法Ⅰ	4			●					
			民法総則	2			●					
			物権・担保物権法	2			●					
			民事訴訟法Ⅰ	4			●					
			商法Ⅰ (会社法Ⅰ)	4				●				
			法情報学Ⅰ	2			●					
			知的財産法 D (著作権)Ⅰ	2			●					
		② 政治学系	政治学Ⅰ	2	○							
			政治学Ⅱ	2		○						
			行政学Ⅰ	2	○							
			行政学Ⅱ	2		○						
			政治学原論	2			●					
			現代政治理論	2			●					
			国際政治学Ⅰ	2			●					
			国際政治学Ⅱ	2			●					
			アジア政治論	2			●					
			日本政治論Ⅰ	2			●					
			日本政治史Ⅰ	2			●					
			立法過程論	2			●					
			地方自治論Ⅰ	2			●					
			行政広報論	2			●					
		③ 経済学系	経済学Ⅰ	2	○							
			経済学Ⅱ	2		○						
			経営学Ⅰ	2	○							
			経営学Ⅱ	2		○						
			ミクロ経済学Ⅰ	2			●					
			マクロ経済学Ⅰ	2			●					
			国際経済論Ⅰ	2			●					
			国際経済論Ⅱ	2			●					
			マーケティング論Ⅰ	2			●					
			国際マーケティング論Ⅰ	2			●					
			コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2			●					
Ⅶ 群 (専門展開科目)	—		新聞学演習Ⅰ	4					○			Ⅶ群より、選択必修科目 8 単位以上を修得しなければならない。
	新聞学演習Ⅱ		4					○				
	ゼミナール	8					○					
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位 (72単位) の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より14単位以上を修得しなければならない。(他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む)										

新聞学科 履修系統図



経営法学科専門科目の学修

1. 経営法学科の卒業に必要な最低単位数

【ビジネス法コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	34単位
VI 群 専門展開科目	36単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）	8 単位

【国際法務コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	36単位
VI 群 専門展開科目	36単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）	6 単位

【知的財産コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	34単位
VI 群 専門展開科目	38単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）	6 単位

2. 経営法学科の目的

世界的な国際取引の進展と情報化技術の著しい発展によって、経済のグローバル化が急速に進んでいます。経済のグローバル化がビジネス活動に大きな変革をもたらしていることから、我が国の企業には、M&A（企業の合併・買収）、コンプライアンス（企業活動における法令遵守）・コーポレートガバナンス（企業統治）、知的財産の保護、海外販売・製造拠点の設置等の様々な問題への的確かつ迅速な対応が求められています。

このような社会情勢の変化の実態を受け、大学の法学教育の場においても、時代の要請に応えることができる人材の育成が求められています。そこで、経営法学科では、高度な職業意識や専門的な能力と同時に、高い倫理観と優れた人格を兼ね備えた人材の育成に必要な教育システムを提供することによって、時代の変化を読み

取り、企業が直面する様々な問題に適切に対応できるグローバルな企業人の養成が重要であると考え、それに対応した専門科目のカリキュラムが構成されています。

3. 経営法学科の特色と学修

1. 経営法学科の特色

1) 特色

経営法学科では、学生の皆さんがキャリア・デザイン（将来設計）に合わせて体系的な学修ができるように3コース制が導入されています。経営法学科の学生の皆さんは、1年次の間に自分の未来像を具体的に描き、その未来像に到達するために、2年次より、所定の手続に従って「ビジネス法コース」「国際法務コース」「知的財産コース」の中からいずれかのコースを選択しなければなりません。各コースには、希望する将来の進路に合わせて適切な種々の科目が配置されています。選択したコースは3年次に変更することもできますが、1年次の間に自己の将来を考えしっかりとキャリア・デザインを描いた上で、慎重にコースを選択してもらいたいと思います。

経営法学科の各コースは、時代の要請に対応できる人材を養成するために、以下の観点からカリキュラムが編成されています。

- ① 国内外の企業や組織間の取引および人的交流に関わるシステムの理解と法知識の修得
- ② 企業が果たすべき社会的責任の拡大化および国際化における経営・金融に関するシステムの理解と法知識の修得
- ③ 近年の知的財産の重要性に対応した知的財産の創造・保護・活用システムの理解と法知識の修得
- ④ 国際的企業取引における紛争の処理および事前的紛争予防の法的手法並びにM&A（企業買収）等に関する事象、アメリカ企業改革法やコーポレート・ガバナンスなどについての理解と法知識の修得
- ⑤ 専門科目の英語での講義の理解、英語での質疑など国際的感覚の向上

なお、大学において学問をなしうる期間は、実質的にはわずか3年余であることを忘れてはいけません。3年次の後半より、否応なく激的な就職戦線に押し出され、また国家試験などの準備も終盤に至るのが現実です。それゆえ、短期間で体系的かつ効率的に科目を修め、本学科で学ぶ目的を実現するためにも、自らが強い決意で達成度の高い学修を心がける必要があります。

2) 3コース制

経営法学科に設置されている3コースには、以下のように、それぞれ独自の「コース目標」と「主な進路目標」が示されています。それらを参考にして、自己の進路に最も適したコースを選択してもらいたいと思います。

(1) ビジネス法コース

コース目標：経営・金融のシステムの理解と法知識の修得を目指す。

主な進路目標：企業における法務部門を中心とした様々なセクションのスタッフ、中小企業の経営者、経営コンサルタント、経営・証券アナリスト、さらに、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士などの資格取得、国税専門官その他の公務員など。

ビジネス法コースは、様々な企業で必要とされる法律や企業リスクに関する専門知識のみならず、企業会計やマーケティング、ファイナンス等を学ぶことによって、企業経営にかかわる法知識のプロを目指す皆さんのコースです。したがって、将来の進路として、法務部門を中心とした企業のスタッフや中小企業の経営者だけでなく、公認会計士、税理士や中小企業診断士などの資格が必

要とされる職業や国税専門官などの公務員を目指す皆さんに適しています。

このコースには、学生皆さんの将来のビジネス・キャリアの形成に役立つように配慮し、ビジネスの現場で必要とされる法的知識を得ることができる「民法Ⅰ（民法総則）」や「商法Ⅰ（会社法Ⅰ）」などの法律学系統の科目、および、経営・金融のシステムの知識の修得を目指して、「簿記論Ⅰ・Ⅱ」「マーケティング論Ⅰ・Ⅱ」「会計学Ⅰ・Ⅱ」「コーポレート・ガバナンス論Ⅰ・Ⅱ」「コーポレート・ファイナンス論Ⅰ・Ⅱ」といった経営学系統の科目など、多様な科目が配置されています。

(2) 国際法務コース

コース目標：国際的な企業で活躍するために必要な法的知識の修得を目指す。

主な進路目標：外資系企業、商社、国際物流、航空、海外赴任を含む日本企業の国際事業セクションにおける国際法務や外国取引の担当者、国際弁護士、海外大学院進学、通関士及び国際的団体職員など。

国際法務コースは、国際取引、国際契約、国際民事紛争処理などについての深い法知識を修得することで、国際的な企業の法務担当者として活躍できる力を身につけ、日本を越えてグローバルなビジネスの場で働くことを目指す皆さんのために設置されたコースです。したがって、将来、外資系企業、商社、国際物流会社、航空を目指す皆さん、国際的に取引を行う日本企業において海外赴任者、国際法務担当者や外国取引担当者として活躍する希望を持っている皆さん、通関士、海外のビジネス・スクールやロー・スクールへの留学を経て国際企業人や国際弁護士となることを目指す皆さん、さらに国際連合や赤十字及び国際的NGOなどの国際的団体および政府系の国際協力団体において活躍することを目標とした皆さんなどに適したコースです。

このコースには、「民法Ⅰ（民法総則）」や「商法Ⅰ（会社法Ⅰ）」「民事訴訟法Ⅰ」などの我が国における基礎的な法律系統の科目だけでなく、国際的に活躍できるビジネス・キャリアを形成するために必要な基礎的科目として、「法律外国語AⅠ・Ⅱ」「国際取引法AⅠ・Ⅱ」「国際関係法〔私法系〕AⅠ・Ⅱ」、および「外国法A（英米）Ⅰ・Ⅱ」や「外国法A（独仏・EU）Ⅰ・Ⅱ」などの外国法科目、さらに、国際取引や国際的紛争の処理に関するより深い知識を得るための科目として、「国際契約法Ⅰ・Ⅱ」「国際民事紛争処理法」「国際仲裁」などが配置されています。なお、これらの専門科目の一部については、英語による講義の受講および質疑応答を行うことも予定しています。

(3) 知的財産コース

コース目標：特許や著作権などの知的財産制度の理解と法知識の修得を目指す。

主な進路目標：企業の知的財産部や法務部内スタッフまたは知的財産業務担当者、弁理士、公務員など。

知的財産コースは、社会においてその重要性が強く認識されている特許や著作権などの知的財産の創造・保護・活用システムの理解と知識を修得したスペシャリストを育成することを目的とするコースです。したがって、企業の知的財産部や法務部内のスタッフとして、または知的財産業務担当者として活躍することを目指す皆さん、および、特許や商標などに関する登録出願の代理または鑑定などを業とする国家資格である弁理士を目指す皆さんに適したコースです。さらに、知的財産に関わる専門知識と実務スキルを修得し、即戦力となる知的財産専門家を目指す皆さんには、日本大学大学院法学研究科私法学専攻知

的財産コースへの進学の道もあります。

このコースには、「民法Ⅰ（民法総則）」「商法Ⅰ（会社法Ⅰ）」「民事訴訟法Ⅰ」などの法律系統科目の他に、知的財産の基礎科目として、「知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ・Ⅱ」「知的財産法B（意匠）」「知的財産法C（商標・不正競争）」「知的財産法D（著作権）Ⅰ・Ⅱ」など、また、その展開科目である「知的財産英語」「知的財産政策」「イノベーションと知的財産」など、さらには、先端技術やコンテンツと知的財産の関係についてわかりやすく学ぶことができる「産業技術と知財A（ICT・コンテンツ）Ⅰ・Ⅱ」「産業技術と知財D（エレクトロニクス）」などの科目が配置されています。また、資格試験に対応した科目として、「知的財産管理技能検定」「ビジネス著作権検定」も配置されています。

2. 経営法学科の学修

1) 卒業に必要な単位数と学年履修単位数

卒業に必要な単位数と学年履修上限・下限単位数は、12頁と15頁に掲載されている表の通りです。これは、3コースに共通しています。また、総合科目や外国語科目等が配置されているⅠ群～Ⅳ群までの卒業に必要な最低単位数についても、「ビジネス法」「国際法務」「知的財産」の3コースに共通しています。しかし、経営法学科の専門科目が配置されているⅤ群～Ⅶ群については、所属するコースによって条件が異なりますので（経営法学科専門科目履修表を参照）、留意して履修計画を立てる必要があります。そのためには、1年次にしっかりとしたキャリア・デザインを描き、2年次以降において、そのデザインを実現するために必要な科目をより効果的に学修することができるように考えながら適切に選択履修することが肝要になります。

なお、取得単位の合計が卒業に必要な124単位以上であっても、Ⅰ群～Ⅶ群中に定められている必要最低単位数を取得していなければ卒業は認められませんので、注意する必要があります。

※ゼミナール（8単位）は、学年の履修登録の上限単位数・下限単位数に算入されません。

2) 各学年における履修方法

以下に述べる学修の指針は、各年次に履修すべき科目の目安です。これを参考にして、自らが描いたキャリア・デザインの実現に最も適した科目を選択して欲しいと思います。

(1) 1年次における履修

1年次における履修単位数の上限（前学期・後学期各23単位）に留意しつつ、2年次以降に希望する進路コースやキャリア・デザインをも考慮して履修計画を立ててください。コース選択は2年次に行われますが、入学当初より既に選択するコースを決めている学生の皆さんに配慮して、各コースともにⅤ群・Ⅶ群の専門科目中の幾つかの科目について1年次から選択できるように配置されています。そのような皆さんは、専門科目を1年次から積極的に履修することを勧めます。ただし、選択するコースが決まっていなかった場合であっても、そのような専門科目を2年次以降に履修しても、余裕を持って4年間で卒業単位を取得できるように科目は配置されているので、安心してください。

外国語の中でも特に英語は、「ビジネス社会における世界共通語」とされ、国際化が一層進展しつつある現代においてはその能力が必要不可欠となりつつあります。単位取得のためという消極的な態度ではなく、それを駆使して実社会で役立てられるよう真剣に学修する必要があります。さらに、英語のTOEICやTOEFLなどの高いスコアを武器にして就職活動を行い、希望の会社に入社を果たした先輩方は少なくありません。描いたキャリア・デザインを実現する

ためにも、大学4年間を通じてできるだけ多くの同一外国語科目を計画的・継続的に履修することが求められます。特に国際法務コースに進むことを希望する皆さんは「TOEIC」「Communication」を中心に、海外のビジネス・スクールやロー・スクールへの留学を目指す皆さんはTOEFL等のスコアが重要となりますので、「TOEFL」「英検／IELTS」を中心に履修して欲しいと思います。

経営法学科の専門科目は、V群～Ⅶ群の中に展開されています。その中でもV群には、2年次以降の専門科目を学修する為の基礎となる科目が配置され、その多くは必修科目となっていますので、できるだけ低学年次に履修することを勧めます。「基礎経営法学」は、4年間で学修することができる様々な専門科目について、その内容を体系的に概説するもので、経営法学科の全教員がオムニバスで担当します。1年次の前期と後期に設置されますので、各自の割当てに応じて履修し、2年次進級の際に行われるコース選択の参考にしてください。また、Ⅵ群のⅢ・Ⅴ類にも1年次から学修できる科目がいくつか配置されていますので、それらの科目を履修することも可能です。

専門科目について1年次にどの科目を履修するのが望ましいかは、2年次以降にどのコースに進むのかによって異なります。どのコースに進路をとるかまだ決めていない場合には、「基礎経営法学」の他にどのコースにおいても必修科目として共通に配置されている法律学系の基礎科目である「法学Ⅰ・Ⅱ」「憲法A（人権）・B（統治機構）」「民法Ⅰ（民法総則）」、経営学系の基礎科目である「経営学Ⅰ・Ⅱ」の科目の中から履修することを強く薦めます。既に1年次の履修登録の時点でどのコースに進むかを決めている皆さんは、V群の中の1年次から選択できる各コース別の科目を積極的に履修するとよいと思います。特に、ビジネス法コースでは「マーケティング論Ⅰ・Ⅱ」が、国際法務コースでは「国際取引法AⅠ・Ⅱ」「法律外国語AⅠ・Ⅱ」が、知的財産コースでは「知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ・Ⅱ」が必修科目となっていますので、1年次においては、これらの科目を中心に、8～10科目（16単位～20単位）程度を履修することを勧めます。また、Ⅵ群Ⅰ類～Ⅵ類の中の1年次から選択できる科目の中で興味のあるものを履修するのも良いと思います。

(2) 2年次における履修

2年次の前学期の履修登録に際して、「ビジネス法」「国際法務」「知的財産」のいずれかにコース登録をしなければなりません。V群～Ⅵ群の専門科目の本格的な履修は、この2年次からとなりますので、履修上限単位数（各学期23単位）を考慮に入れながら、以下の説明を参考にして科目を慎重に選択履修してください。また、1年次に取得できなかった単位がある場合には、再度履修しなければならないことにも留意しなければいけません。

なお、3年次から開始されるゼミナールの選択が2年次の11月下旬に行われるので、その前に教務課から出される案内に注目してください。ゼミナールは、少人数のクラス編成で特定の専門分野について深く掘り下げて研究を行うもので、大学における学修の中心をなすものといえます。就職活動や将来のキャリア・パス（職業経路）の形成に影響を与えることも少なくありません。しっかりとしたキャリア・デザインを描いたうえで、ゼミナールを選択すると良いでしょう。また、多くのゼミナールが入室試験の際に2年次前学期までの成績を参考に行っているといわれていますので、単位を取りこぼすことがないように注意してください。なお、早期卒業が認められる場合は、ゼミナールを2年次から履修することが認められています。

I 群～IV 群の必要最低単位は、2 年次においてその取得を済ませてください。また、外国語能力を高め就職を有利にしようとする皆さん、国際法務コースの皆さん及び海外留学を希望する皆さんは、外国語の修得には「継続すること」が非常に大切であることを肝に銘じ、必要単位数にこだわらないで2 年次生以降も特に必修外国語（英語）を積極的に履修して欲しいと思います。

次に、V 群～VI 群の専門科目についてです。V 群の学科専門基幹科目については、できるだけ2 年次のうちに履修条件を満たすようにしてください。VI 群（専門展開科目）は、I 類～VI 類に区分されています。その中の I・V 類には各コース共通に重要となる専門展開科目が配置され、II 類はビジネス法コース、III 類は国際法務コース、IV 類は知的財産コースの学生を対象にした専門科目が配置されています。これらの類においては、所属するコースにより修得に必要な単位数が異なり、各コースが定める履修条件を充足していないと、卒業に必要な単位数124を取得していても卒業できませんので、注意してください。VI 類の科目については、2 年次においては、余裕があれば履修すると良いでしょう。以下の各コースの説明を参考にして、V 群（専門基幹科目）とVI 群（専門展開科目）からは、2 年次のうちに8 科目16 単位以上を履修すると良いでしょう。

なお、V 群～VII 群専門科目の中には、必修科目、選択必修科目、選択科目の3 種があり、必修科目は必ず修得しなければならず、選択必修科目は一定の科目の中から指定された単位以上を修得しなければならないことに留意する必要があります。

〔ビジネス法コース〕

V 群とVI 群の I 類、II 類、V 類を中心に、各類の必要単位数を勘案しながら、基礎的な科目から履修することが望ましいといえます。加えて、特にV 群とVI 群の I 類、II 類及びV 類の中には、企業で活躍するために必要となる法的専門知識や企業経営に関する専門知識を得ることができるよう様々な科目が配置されていますので、既にキャリア・デザインを描いている皆さんは、それに基づいて科目を選択し履修することが求められます。例えば、企業の法務セクションを希望する皆さんは、「民法Ⅳ（債権法総論）」「民法Ⅴ（債権法各論）」「民事訴訟法Ⅰ」「企業法務Ⅰ・Ⅱ」「コーポレート・ガバナンス論Ⅰ・Ⅱ」などの中から、公認会計士を目指す皆さんは、「会計学Ⅰ・Ⅱ」「簿記論Ⅰ・Ⅱ」「財務会計論Ⅰ・Ⅱ」「監査論Ⅰ・Ⅱ」などから履修するという具合です。もちろん、V 群とVI 群のIII 類やIV 類中の科目も選択することが可能なので、積極的に履修して欲しいと思います。たとえば、現在の様に国際化が進展し、知的財産権の重要性が認識される状況においては、V 群の「国際取引法AⅠ・Ⅱ」、VI 群III 類の「国際取引法BⅠ・Ⅱ」、またV 群の「知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ・Ⅱ」「知的財産法B（意匠）」「知的財産法C（商標・不正競争）」「知的財産法D（著作権）Ⅰ・Ⅱ」などで取り扱う知識は、企業だけでなく個人にとっても不可欠なものとなっているからです。

〔国際法務コース〕

V 群とVI 群の I 類、III 類、V 類を中心に、各類の必要単位数を勘案しながら、基礎的な科目から履修することが求められます。特にVI 群III 類の中には、国際取引や国際契約等についての法知識を修得し、国際的な企業の法務担当者として活躍できる力を身につけることができるように配慮された科目が設置されています。V 群の「商法Ⅰ（会社法Ⅰ）」「民事訴訟法Ⅰ」「国際関係法〔私法系〕AⅠ・Ⅱ」が2 年次から履修できる必修科目となります。1 年次から履

修できる必修科目の「国際取引法AⅠ・Ⅱ」などとともに、できるだけ必修科目は2年次のうちに履修するようにしてください。また、Ⅵ群のⅢ類の中では、「国際契約法Ⅰ」「国際取引法BⅠ・Ⅱ」の他に「国際経済法Ⅰ・Ⅱ」や「外国法A（英米）Ⅰ・Ⅱ」「外国法A（独仏・EU）Ⅰ・Ⅱ」「外国法A（アジア）・B（アジア）」が基礎科目といえます。Ⅴ類の「国際マーケティング論Ⅰ・Ⅱ」はグローバル企業経営とも重なる科目です。さらに、外国語の継続的学修と法律英語に慣れるという観点から、「法律外国語BⅠ・Ⅱ」も積極的に履修してください。もちろん、Ⅱ類・Ⅳ類・Ⅴ類の科目も選択履修することが可能です。たとえば、Ⅱ類の「企業法務Ⅰ・Ⅱ」「経済行政法Ⅰ・Ⅱ」「経済法Ⅰ・Ⅱ」などや、Ⅳ類の「知的財産法E（関連条約）Ⅰ・Ⅱ」は、国際取引を学修する上でも必要となる基礎的な知識を提供してくれます。

〔知的財産コース〕

Ⅴ群とⅥ群のⅠ類、Ⅳ類、Ⅴ類を中心に、各類の必要単位数を勘案しながら、基礎的な科目から履修することが求められます。特にⅤ群とⅥ群のⅣ類の中には、特許や著作権などの知的財産のスペシャリストとして活躍するための準備に必要な科目が多く配置されています。Ⅴ群の中には、必修科目として「知的財産法B（意匠）」「知的財産法C（商標・不正競争）」「知的財産法D（著作権）Ⅰ・Ⅱ」などが配置されていますので、2年次のうちに履修すべきです。また、Ⅵ群のⅤ類の中には選択必修科目が少なくないので、これらのうち2～4科目（4～8単位）を2年次のうちに選択履修することを勧めます。もちろん、Ⅴ群やⅥ群のⅡ類やⅢ類中の科目も選択履修することが可能です。たとえば、近年の知的財産に関するグローバルな問題に対応できる知識を深めるために、Ⅴ群の「国際取引法AⅠ・Ⅱ」「国際関係法〔私法系〕AⅠ・Ⅱ」、Ⅵ群のⅡ類の「経済行政法Ⅰ・Ⅱ」「経済法Ⅰ・Ⅱ」やⅢ類の「国際取引法BⅠ・Ⅱ」などを学ぶことは、知的財産法を学修する上で大いに参考になる科目です。

(3) 3年次における履修

3年次においては、2年次までに履修しなかった専門的な科目を中心に、履修上限単位数（各学期23単位）内で履修することになりますが、1年次と2年次において単位を修得することができなかったⅠ群～Ⅳ群の科目は、できるだけ3年次のうちに単位の修得を済ませてください。また、外国語は、その修得には「継続性」が重要であること、TOEICやTOEFLなどの高いスコアが就職に非常に有利に働くことを考慮すると、3年次においてもⅢ群から外国語4単位程度を履修することが望ましいと考えます。特に国際法務コースの学生は「TOEIC」「Communication」を中心に、また、留学を希望している学生は「TOEFL」「英検／IELTS」その他の留学先国の外国語の科目を、必要単位数にこだわらないで積極的に履修すべきです。

Ⅴ群とⅥ群からは、コースにより異なりますが、70～72単位の修得が求められています。3年次においては、所属するコースと描いているキャリア・デザインを考慮しつつ、その中の少なくとも16科目32単位以上を履修することが必要になります。属するコースによって必修科目や選択必修科目が異なり、Ⅴ群とⅥ群の各類における必要単位数と履修方法にも違いがあることに留意して慎重に履修計画を立ててください。

3年次から専門的研究を行うゼミナール（8単位）が開始します。ゼミナールは原則として必修ですが、所定の手続を経たうえで、ゼミナール代替科目として設置される「経営法学演習Ⅰ」を履修することも可能です。なお、ゼミナールは、2年間継続して履修し、4年次の終了時に論文を提出し、審査に合

格することによってその単位が認定されることに留意する必要があります。

(4) 4年次における履修

経営法学科では、3年次までで卒業要件を満たすに必要な単位を修得することが可能です。しかし、4年次には下限単位数（8単位）が設けられているので、少なくともそれ以上の単位数を履修しなければなりません。所定の手続を経てゼミナールを履修しなかった場合、卒業には、ゼミナール代替科目である「経営法学演習Ⅰ」（4単位）と「経営法学演習Ⅱ」（4単位）の双方を修得する必要があります。なお、ゼミナールは、履修登録の上限単位数・下限単位数に算入されないため、その履修の有無にかかわらず、少なくとも8単位以上履修しなければならないことに留意する必要があります。

4年次では、これまでに学んだコースについて再検討し、自らが描いたキャリア・デザインに基づき、より一層専門性を高めるための系統だった学問をさらに深めることが必要です。

(5) Ⅶ群（専門演習関連科目）の履修について

Ⅶ群には、専門演習関連科目が設置されています。ゼミナールは3・4年次の2年間連続して特定の専門分野について学修するものです。将来のキャリア・パスにも大きな影響を与える可能性がありますので、是非、何らかのゼミナールに入室してください。なお、学科以外に設置されている専門科目のゼミナールへの参加も認められています。ゼミナールを履修しない場合は、所定の手続を経たうえで、代替科目として設置される「経営法学演習Ⅰ」と「経営法学演習Ⅱ」を履修しなければなりません。シラバス上で確認の上、慎重に選択した上で履修してください。

3. 専門科目履修系統図

124頁にある履修系統図は、経営法学科の履修に必要な専門科目を、科目群の特徴ごとに示したものです。所属コースの選択や、所属コース決定後のコース内の履修すべき専門科目の選択の際のみならず、キャリアをデザインするときにも役立つようになっています。

4. 他学科の専門科目の履修について

経営法学科の皆さんは、他の学科に配置されている専門科目も履修することができます。専門知識を身につけ、学際的考察を可能にするためにも、積極的にこうした制度を利用すべきです。他学科の専門科目の取得単位は、ビジネス法コースは8単位、国際法務コースは6単位、知的財産コースは6単位を限度として卒業単位に含めることができます。

なお、他学科設置科目の中には、経営法学科学生にとって履修が望ましい専門科目（「民事執行・保全法」「経済刑法Ⅰ・Ⅱ」「国際関係論Ⅰ・Ⅱ」等）があります。

5. 他学部相互履修制度について

日本大学には学部間の相互履修制度があります。経営法学科の学生で経済学・会計学関連の科目をより幅広く学修することを希望する場合には、この制度を活用して欲しいと思います。

【ビジネス法コース】

– 116 –

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅱ 類	経済行政法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		金融商品取引法Ⅰ	2					●				
		金融商品取引法Ⅱ	2						●			
		金融法Ⅰ	2					●				
		金融法Ⅱ	2						●			
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●						
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●					
		税法Ⅱ A（所得税法）	2					●				
		税法Ⅱ B（法人税法）	2						●			
		税法Ⅲ A（資産税法）	2					●				
		税法Ⅲ B（消費・諸税法）	2						●			
		倒産法Ⅰ	2					●				
		倒産法Ⅱ	2						●			
		消費者法	2					●				
	Ⅲ 類	外国法 A（英米）Ⅰ	2			●						
		外国法 A（英米）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（独仏・EU）Ⅰ	2			●						
		外国法 A（独仏・EU）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（アジア）	2			●						
		外国法 B（英米）Ⅰ	2					●				
		外国法 B（英米）Ⅱ	2						●			
		外国法 B（独仏・EU）Ⅰ	2					●				
		外国法 B（独仏・EU）Ⅱ	2						●			
		外国法 B（アジア）	2					●				
		国際契約法Ⅰ	2			●						
		国際契約法Ⅱ	2				●					
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					●				
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						●			
		国際経済法Ⅰ	2	●								
		国際経済法Ⅱ	2		●							
		国際取引法BⅠ	2			●						
		国際取引法BⅡ	2				●					
		国際税法Ⅰ	2					●				
		国際税法Ⅱ	2						●			
		国際民事紛争処理法	2			●						
		国際仲裁	2				●					
		法律外国語BⅠ	1			●						
		法律外国語BⅡ	1				●					
	Ⅳ 類	知的財産管理技能検定	2			●						
		ビジネス著作権検定	2			●						
		知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			●						
		知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				●					
		知的財産政策	2			●						
		産学連携と知的財産	2					●				
		イノベーションと知的財産	2						●			
		産業技術と知財A（ICT・コンテンツ）Ⅰ	2			●						
		産業技術と知財A（ICT・コンテンツ）Ⅱ	2				●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法	
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期		
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅳ 類	産業技術と知財B (機械・エネルギー)	2			●						Ⅴ 類より、20単位以上を修得しなければならない。	
		産業技術と知財C (バイオ・環境化学)	2			●							
		産業技術と知財D (エレクトロニクス)	2			●							
		知的財産英語	2			●							
	Ⅴ 類	国際マーケティング論Ⅰ	2			●							
		国際マーケティング論Ⅱ	2				●						
		組織論Ⅰ	2			●							
		組織論Ⅱ	2				●						
		コーポレート・ガバナンス論Ⅰ	2	●									
		コーポレート・ガバナンス論Ⅱ	2		●								
		ファイナンス論Ⅰ	2	●									
		ファイナンス論Ⅱ	2		●								
		コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2			●							
		コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2				●						
		流通システム論Ⅰ	2			●							
		流通システム論Ⅱ	2				●						
		経営戦略論Ⅰ	2	●									
		経営戦略論Ⅱ	2		●								
		多国籍企業論Ⅰ	2					●					
		多国籍企業論Ⅱ	2						●				
		イノベーション・マネジメントⅠ	2					●					
		イノベーション・マネジメントⅡ	2						●				
		財務会計論Ⅰ	2			●							
		財務会計論Ⅱ	2				●						
		監査論Ⅰ	2			●							
		監査論Ⅱ	2				●						
		管理会計論Ⅰ	2			●							
		管理会計論Ⅱ	2				●						
		原価計算論Ⅰ	2			●							
		原価計算論Ⅱ	2				●						
	Ⅵ 類	ミクロ経済学Ⅰ	2			●							
		マクロ経済学Ⅰ	2			●							
		国際経済論Ⅰ	2			●							
		国際経済論Ⅱ	2				●						
		国際金融論Ⅰ	2			●							
国際金融論Ⅱ		2				●							
コミュニケーション政策Ⅰ		2			●								
コミュニケーション政策Ⅱ		2				●							
人的資源管理論Ⅰ		2			●								
人的資源管理論Ⅱ		2				●							
労働事情		2			●								
経営情報システム論Ⅰ		2			●								
経営情報システム論Ⅱ		2				●							
Ⅶ 群 (専門展開科目)	—	経営法学演習Ⅰ	4					○			Ⅶ群より、選択必修科目8単位以上を修得しなければならない。		
		経営法学演習Ⅱ	4					○					
		ゼミナール	8					○					
備考			上記の履修方法により修得しなければならない単位 (78単位) の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より8単位以上を修得しなければならない。(他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む)										

V・Ⅵ・Ⅶ群 経営法学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【国際法務コース】

区分	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	法学Ⅰ	2	◎								必修科目を含め、計36 単位以上を修得しなければ ならない。
	法学Ⅱ	2		◎							
	基礎経営法学	2	◎								
	憲法A (人権)	2	◎								
	憲法B (統治機構)	2		◎							
	民法Ⅰ (民法総則)	4	◎								
	商法Ⅰ (会社法Ⅰ)	4				◎					
	民事訴訟法Ⅰ	4			◎						
	国際関係法〔私法系〕AⅠ	2			◎						
	国際関係法〔私法系〕AⅡ	2				◎					
	国際取引法AⅠ	2	◎								
	国際取引法AⅡ	2		◎							
	法律外国語AⅠ	1	◎								
	法律外国語AⅡ	1		◎							
	知的財産法A (特許・実用新案)Ⅰ	2	●								
	知的財産法A (特許・実用新案)Ⅱ	2		●							
	知的財産法B (意匠)	2			●						
	知的財産法C (商標・不正競争)	2				●					
	知的財産法D (著作権)Ⅰ	2			●						
	知的財産法D (著作権)Ⅱ	2				●					
	経営学Ⅰ	2	◎								
	経営学Ⅱ	2		◎							
	マーケティング論Ⅰ	2	●								
	マーケティング論Ⅱ	2		●							
	簿記論Ⅰ	2	●								
	簿記論Ⅱ	2		●							
	会計学Ⅰ	2			●						
	会計学Ⅱ	2				●					
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	民法Ⅱ (物権法)	2			●					Ⅰ 類より、10単位以上 を修得しなければならない。
		民法Ⅲ (担保物権法)	2				●				
		民法Ⅳ (債権法総論)	4			●					
		民法Ⅴ (債権法各論)	4					●			
		民法Ⅵ (親族法)	2					●			
		民法Ⅶ (相続法)	2						●		
		商法Ⅲ (商取引法)	2					●			
		商法Ⅳ (支払システム法)	2					●			
		商法Ⅴ (保険法)	2					●			
		民事執行・保全法	4					●			
		刑事法Ⅰ	2			●					
		刑事法Ⅱ	2				●				
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2					●			
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2						●		
	Ⅱ 類	労働法Ⅰ	2			●					
		労働法Ⅱ	2				●				
		企業法務Ⅰ	2			●					
		企業法務Ⅱ	2				●				
		経済行政法Ⅰ	2			●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅱ 類	経済行政法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		金融商品取引法Ⅰ	2					●				
		金融商品取引法Ⅱ	2						●			
		金融法Ⅰ	2					●				
		金融法Ⅱ	2						●			
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●						
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●					
		税法Ⅱ A（所得税法）	2					●				
		税法Ⅱ B（法人税法）	2						●			
		税法Ⅲ A（資産税法）	2					●				
		税法Ⅲ B（消費・諸税法）	2						●			
		倒産法Ⅰ	2					●				
		倒産法Ⅱ	2						●			
		消費者法	2					●				
	Ⅲ 類	外国法 A（英米）Ⅰ	2			●						Ⅲ 類より、16単位以上 を修得しなければならない。
		外国法 A（英米）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（独仏・EU）Ⅰ	2			●						
		外国法 A（独仏・EU）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（アジア）	2			●						
		外国法 B（英米）Ⅰ	2					●				
		外国法 B（英米）Ⅱ	2						●			
		外国法 B（独仏・EU）Ⅰ	2					●				
		外国法 B（独仏・EU）Ⅱ	2						●			
		外国法 B（アジア）	2					●				
		国際契約法Ⅰ	2			●						
		国際契約法Ⅱ	2				●					
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					●				
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						●			
		国際経済法Ⅰ	2	●								
		国際経済法Ⅱ	2		●							
		国際取引法 BⅠ	2			●						
		国際取引法 BⅡ	2				●					
		国際税法Ⅰ	2					●				
		国際税法Ⅱ	2						●			
		国際民事紛争処理法	2			●						
		国際仲裁	2				●					
		法律外国語 BⅠ	1			●						
		法律外国語 BⅡ	1				●					
	Ⅳ 類	知的財産管理技能検定	2			●						
		ビジネス著作権検定	2			●						
		知的財産法 E（関連条約）Ⅰ	2			●						
		知的財産法 E（関連条約）Ⅱ	2				●					
		知的財産政策	2			●						
		産学連携と知的財産	2					●				
		イノベーションと知的財産	2						●			
		産業技術と知財 A（ICT・コンテンツ）Ⅰ	2			●						
		産業技術と知財 A（ICT・コンテンツ）Ⅱ	2				●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅳ 類	産業技術と知財B (機械・エネルギー)	2			●						Ⅴ 類より、10単位以上を修得しなければならない。
		産業技術と知財C (バイオ・環境化学)	2			●						
		産業技術と知財D (エレクトロニクス)	2			●						
		知的財産英語	2			●						
	Ⅴ 類	国際マーケティング論Ⅰ	2			●						
		国際マーケティング論Ⅱ	2				●					
		組織論Ⅰ	2			●						
		組織論Ⅱ	2				●					
		コーポレート・ガバナンス論Ⅰ	2	●								
		コーポレート・ガバナンス論Ⅱ	2		●							
		ファイナンス論Ⅰ	2	●								
		ファイナンス論Ⅱ	2		●							
		コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2			●						
		コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2				●					
		流通システム論Ⅰ	2			●						
		流通システム論Ⅱ	2				●					
		経営戦略論Ⅰ	2	●								
		経営戦略論Ⅱ	2		●							
		多国籍企業論Ⅰ	2					●				
		多国籍企業論Ⅱ	2						●			
		イノベーション・マネジメントⅠ	2					●				
		イノベーション・マネジメントⅡ	2						●			
		財務会計論Ⅰ	2			●						
		財務会計論Ⅱ	2				●					
		監査論Ⅰ	2			●						
		監査論Ⅱ	2				●					
		管理会計論Ⅰ	2			●						
		管理会計論Ⅱ	2				●					
		原価計算論Ⅰ	2			●						
		原価計算論Ⅱ	2				●					
	Ⅵ 類	ミクロ経済学Ⅰ	2			●						
		マクロ経済学Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅰ	2			●						
国際経済論Ⅱ		2				●						
国際金融論Ⅰ		2			●							
国際金融論Ⅱ		2				●						
コミュニケーション政策Ⅰ		2			●							
コミュニケーション政策Ⅱ		2				●						
人的資源管理論Ⅰ		2			●							
人的資源管理論Ⅱ		2				●						
労働事情		2			●							
経営情報システム論Ⅰ		2			●							
経営情報システム論Ⅱ		2				●						
Ⅶ 群 (専門展開科目)	—	経営法学演習Ⅰ	4					○			Ⅶ 群より、選択必修科目 8 単位以上を修得しなければならない。	
		経営法学演習Ⅱ	4					○				
		ゼミナール	8					○				
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位 (80単位) の他、全学共通教育科目又はⅠ 群からⅦ 群より 6 単位以上を修得しなければならない。(他学科のⅤ 群・Ⅵ 群・Ⅶ 群を含む)										

V・Ⅵ・Ⅶ群 経営法学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【知的財産コース】

区分	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	法学Ⅰ	2	◎								必修科目を含め、計34 単位以上を修得しなければ ならない。
	法学Ⅱ	2		◎							
	基礎経営法学	2	◎								
	憲法A (人権)	2	◎								
	憲法B (統治機構)	2		◎							
	民法Ⅰ (民法総則)	4	◎								
	商法Ⅰ (会社法Ⅰ)	4				●					
	民事訴訟法Ⅰ	4			◎						
	国際関係法〔私法系〕AⅠ	2			●						
	国際関係法〔私法系〕AⅡ	2				●					
	国際取引法AⅠ	2	●								
	国際取引法AⅡ	2		●							
	法律外国語AⅠ	1	●								
	法律外国語AⅡ	1		●							
	知的財産法A (特許・実用新案)Ⅰ	2	◎								
	知的財産法A (特許・実用新案)Ⅱ	2		◎							
	知的財産法B (意匠)	2			◎						
	知的財産法C (商標・不正競争)	2				◎					
	知的財産法D (著作権)Ⅰ	2			◎						
	知的財産法D (著作権)Ⅱ	2				◎					
	経営学Ⅰ	2	◎								
	経営学Ⅱ	2		◎							
	マーケティング論Ⅰ	2	●								
	マーケティング論Ⅱ	2		●							
	簿記論Ⅰ	2	●								
	簿記論Ⅱ	2		●							
	会計学Ⅰ	2			●						
	会計学Ⅱ	2				●					
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	民法Ⅱ (物権法)	2			●					Ⅰ 類より、8 単位以上 を修得しなければならない。
		民法Ⅲ (担保物権法)	2				●				
		民法Ⅳ (債権法総論)	4			●					
		民法Ⅴ (債権法各論)	4					●			
		民法Ⅵ (親族法)	2					●			
		民法Ⅶ (相続法)	2						●		
		商法Ⅲ (商取引法)	2					●			
		商法Ⅳ (支払システム法)	2					●			
		商法Ⅴ (保険法)	2					●			
		民事執行・保全法	4					●			
		刑事法Ⅰ	2			●					
		刑事法Ⅱ	2				●				
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2					●			
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2						●		
	Ⅱ 類	労働法Ⅰ	2			●					
		労働法Ⅱ	2				●				
		企業法務Ⅰ	2			●					
		企業法務Ⅱ	2				●				
		経済行政法Ⅰ	2			●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
VI 群 (専門展開科目)	II 類	経済行政法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		金融商品取引法Ⅰ	2					●				
		金融商品取引法Ⅱ	2						●			
		金融法Ⅰ	2					●				
		金融法Ⅱ	2						●			
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●						
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●					
		税法Ⅱ A（所得税法）	2					●				
		税法Ⅱ B（法人税法）	2						●			
		税法Ⅲ A（資産税法）	2					●				
		税法Ⅲ B（消費・諸税法）	2						●			
		倒産法Ⅰ	2					●				
		倒産法Ⅱ	2						●			
		消費者法	2					●				
	III 類	外国法 A（英米）Ⅰ	2			●						
		外国法 A（英米）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（独仏・EU）Ⅰ	2			●						
		外国法 A（独仏・EU）Ⅱ	2				●					
		外国法 A（アジア）	2			●						
		外国法 B（英米）Ⅰ	2					●				
		外国法 B（英米）Ⅱ	2						●			
		外国法 B（独仏・EU）Ⅰ	2					●				
		外国法 B（独仏・EU）Ⅱ	2						●			
		外国法 B（アジア）	2					●				
		国際契約法Ⅰ	2			●						
		国際契約法Ⅱ	2				●					
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					●				
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						●			
		国際経済法Ⅰ	2	●								
		国際経済法Ⅱ	2		●							
		国際取引法BⅠ	2			●						
		国際取引法BⅡ	2				●					
		国際税法Ⅰ	2					●				
		国際税法Ⅱ	2						●			
		国際民事紛争処理法	2			●						
		国際仲裁	2				●					
		法律外国語BⅠ	1			●						
		法律外国語BⅡ	1				●					
	IV 類	知的財産管理技能検定	2			●						IV類より、16単位以上 を履修しなければならない。
		ビジネス著作権検定	2			●						
		知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			●						
		知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				●					
		知的財産政策	2			●						
		産学連携と知的財産	2					●				
		イノベーションと知的財産	2						●			
		産業技術と知財A（ICT・コンテンツ）Ⅰ	2			●						
		産業技術と知財A（ICT・コンテンツ）Ⅱ	2				●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 （専門展開科目）	Ⅳ 類	産業技術と知財 B（機械・エネルギー）	2			●						Ⅴ 類より、14単位以上を修得しなければならない。
		産業技術と知財 C（バイオ・環境化学）	2			●						
		産業技術と知財 D（エレクトロニクス）	2			●						
		知的財産英語	2			●						
	Ⅴ 類	国際マーケティング論Ⅰ	2			●						
		国際マーケティング論Ⅱ	2				●					
		組織論Ⅰ	2			●						
		組織論Ⅱ	2				●					
		コーポレート・ガバナンス論Ⅰ	2	●								
		コーポレート・ガバナンス論Ⅱ	2		●							
		ファイナンス論Ⅰ	2	●								
		ファイナンス論Ⅱ	2		●							
		コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2			●						
		コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2				●					
		流通システム論Ⅰ	2			●						
		流通システム論Ⅱ	2				●					
		経営戦略論Ⅰ	2	●								
		経営戦略論Ⅱ	2		●							
		多国籍企業論Ⅰ	2					●				
		多国籍企業論Ⅱ	2						●			
		イノベーション・マネジメントⅠ	2					●				
		イノベーション・マネジメントⅡ	2						●			
		財務会計論Ⅰ	2			●						
		財務会計論Ⅱ	2				●					
		監査論Ⅰ	2			●						
		監査論Ⅱ	2				●					
		管理会計論Ⅰ	2			●						
		管理会計論Ⅱ	2				●					
		原価計算論Ⅰ	2			●						
		原価計算論Ⅱ	2				●					
	Ⅵ 類	ミクロ経済学Ⅰ	2			●						
		マクロ経済学Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅰ	2			●						
国際経済論Ⅱ		2				●						
国際金融論Ⅰ		2			●							
国際金融論Ⅱ		2				●						
コミュニケーション政策Ⅰ		2			●							
コミュニケーション政策Ⅱ		2				●						
人的資源管理論Ⅰ		2			●							
人的資源管理論Ⅱ		2				●						
労働事情		2			●							
経営情報システム論Ⅰ		2			●							
経営情報システム論Ⅱ		2				●						
Ⅶ 群 （専門展開科目）	—	経営法学演習Ⅰ	4					○			Ⅶ 群より、選択必修科目 8 単位以上を修得しなければならない。	
		経営法学演習Ⅱ	4					○				
		ゼミナール	8					○				
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（80単位）の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より 6 単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

経営法学科 履修系統図

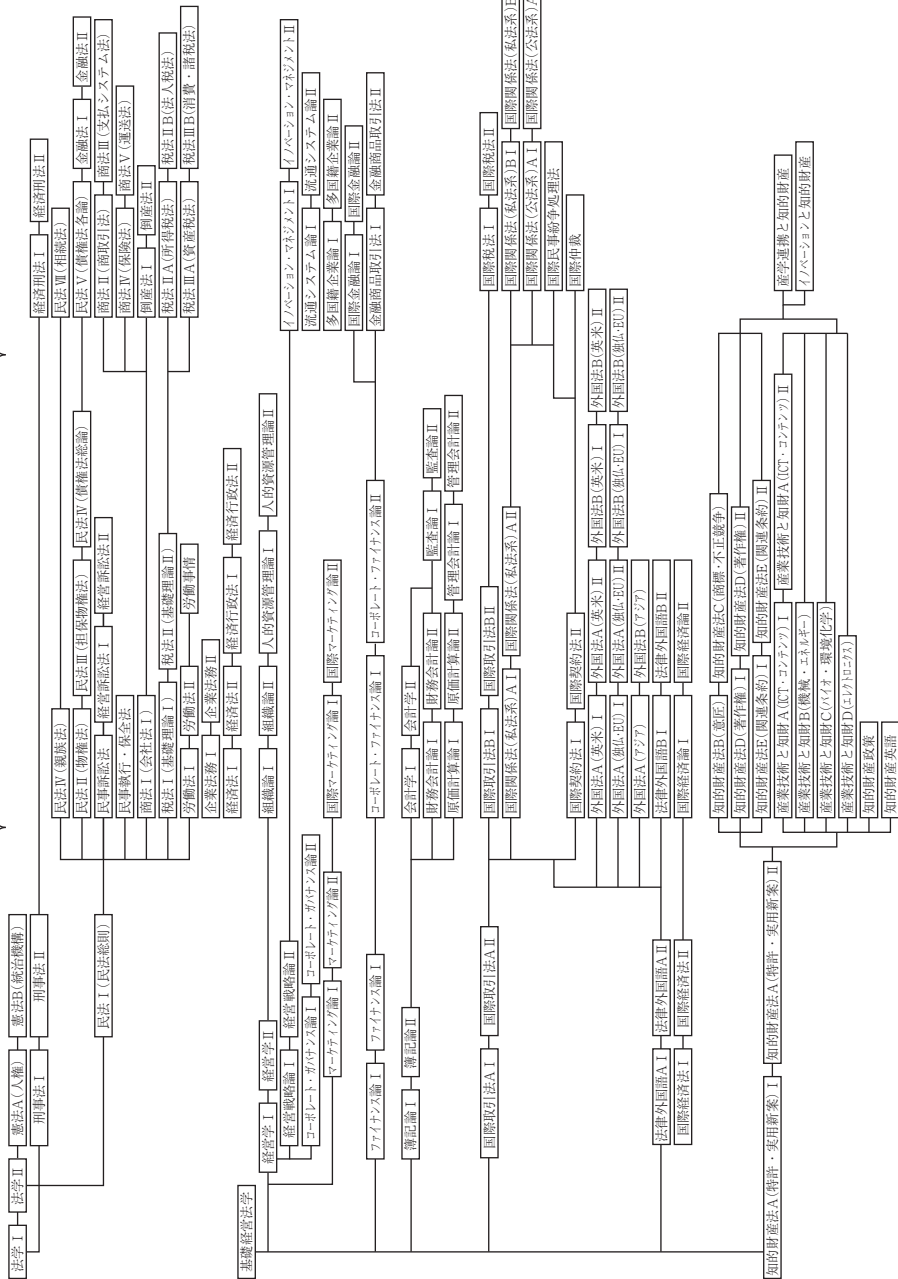
1 年次

2 年次

3 年次

4 年次

科目群の特徴と教育目標



ゼミナール

ゼミナール(ゼミナール論文執筆)

経営法学科演習Ⅰ



六法およびその他の法律を学ぶ領域。経営法学科における学習の基本となる知識を身につけることができる科目群である。
日本の主要な法の体系を学ぶことで、日本社会における企業経営のあり方を理解し、また背後に潜む問題を発見するための基礎力を養うことができる。

経営学を中心にビジネスに関連する専門科目を学ぶ領域。ビジネス法コースの学生にとっては履修の軸となる科目群である。
国内外の企業経営に関する専門的知識の基礎から応用的・発展的な内容まで包括的に学ぶことで、ビジネスの現場における問題を発見し、その解決策を探る能力を養うことができる。

国際取引法を中心に国際法務に関連する専門科目を学ぶ領域。国際法務コースにおいて履修の軸となる科目群である。
様々な国・地域の法を中心に国際取引について幅広い知識を身につけ、国境を越えた法律問題を理解・解決するための紛争解決手段、さらにはグローバルなビジネスの現場における問題の発見・解決のための専門知識を身に付けることができる。

知的財産法を中心とする専門科目を学ぶ領域。知的財産コースにおいて履修の軸となる科目群である。
今日の企業経営において重要視される知的財産に関する法律や実務を重点的に学習することで、ビジネスにおける知的財産戦略の問題を発見し、解決するための力を養うことができる。

演習科目領域。ビジネスにおけるあらゆる問題を議論し、解決策を提案する力を養う科目群である。
コミュニケーション力の向上やリサーチ力を発揮することの重要性を学ぶことができる。

社会政策論や、IT、金融、国内外の経済、メディアなどについて学ぶ領域。いずれも現代の企業経営に深く影響する科目群である。ビジネスの現場で必要となる情報システムに関する知識、リサーチスキル、コミュニケーション力を身につけることができる。

公共政策学科専門科目の学修

1. 公共政策学科の卒業に必要な最低単位数

【行政職課程】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	26単位
VI 群 専門展開科目	44単位
VII 群 専門演習関連科目	10単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）	6 単位

【公安・自治体コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	26単位
VI 群 専門展開科目	40単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）	12単位

【公共・公益マネジメントコース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	2 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育・健康科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	26単位
VI 群 専門展開科目	40単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位
上記の単位の他、全学共通教育科目又は I 群～VII 群の中から選択する科目（他学科の V 群～VII 群を含む）	12単位

2. 公共政策学科の目的

現代社会においては、時代が直面している課題を適切に把握・認識し、その対応策を構築、評価できる高度な能力が、公務員および民間企業で働く者に広く求められています。公共政策学科で取り扱う公共の概念は、いわゆる「新しい公共」の概念です。今日、「公共」概念の拡大、官民の役割分担・領域の変化、NPOをはじめとする公共部門で活躍する新しいアクターの登場や民間セクターの台頭、諸種のアクター間での新たなネットワークの構築などといった社会システムの変容が見られます。

そこで、公共政策学科では、公共政策学に加え行政学、法律学、政治学、経済学の知識を基礎として、公共に関わる分野、国および地方自治体の機能、政策の分析

方法・技法に関する知識・理解の上に、公共政策の立案や政策の効果を分析する能力を養成します。すでに公務員をはじめとして、さまざまな分野における公共政策に係る優秀な人材を多数輩出しています。これらの高い実績を踏まえ、公共政策学科は将来、国および地方の行政組織で活躍する公務員、民間企業や「新しい公共」の担い手となる諸団体（NPO法人、福祉団体、学校・教育機関などの非営利団体や民間企業）でリーダーシップを発揮できる人材を引き続き養成、輩出していきます。

3. 公共政策学科の学修

公共政策学科では、政治・外交といった「国家レベル」から福祉といった「生活レベル」まで、幅広い視野で社会を分析し、行政学、法律学、政治学、経済学の視点から問題を提起し、解決しうる能力を涵養します。

国家公務員については、法律の知識を基礎に政策形成能力を身に付けながら、各省庁の幹部職員、地方出先機関の幹部職員として活躍できる人材を育成していきます。

地方公務員については、地方分権が進展するなかで、これまでも増して地域における課題を的確にとらえ、これを政策に高め、主体的に実践することが求められます。このような状況の下で法律学の知識を基礎に政策形成能力・政策遂行能力を有して、地方自治体の幹部職員として活躍することのできる人材を育成しています。

民間企業や諸団体に関しては、各分野の公共政策の意義を的確にとらえるとともに、当該政策を最も効率的に実践することのできる人材を育成しています。

上に掲げたような人材の育成のために、公共政策学科では、行政学、法律学、政治学、経済学関連の専門講義科目のほか、演習科目、行政実務演習科目等を開講し、きめこまかな教育を基本に、実務に直結する政策形成能力を有した学士（法学）を養成する科目群を配当しています。

配当科目は以下のような考え方で構成されています。

V群Ⅰ・Ⅱ類では、公務員、公共に関わる民間企業および非営利団体等の職員として、必須となる基幹的知識を修得するため、各コースに必修科目・選択必修科目を設置し体系的な知識の修得に配慮しています。具体的には、基幹の必修科目と選択必修科目、さらにその他の選択科目でカリキュラムを構成しています。

「公安・自治体コース」や「公共・公益マネジメントコース」では、公共政策に関する総合的視点や、関心に応じて幅広く学修する機会を提供することを重視し、「行政職課程」に比べて、必修科目数をやや少なくしています。一方、「行政職課程」においては、より専門性に特化するという観点から、行政関連の諸科目を必修あるいは選択必修として、体系的なカリキュラムを構成しています。

Ⅵ群Ⅰ・Ⅱ類では、政策に関する知識の修得と応用能力を修得するために、さまざまな分野の政策に関する科目を配当しています。いずれも選択必修科目あるいは選択科目として、学生の関心に応じた履修を可能にしています。

Ⅵ群Ⅲ類では、政治学および経済学に関する科目を配当しています。

Ⅵ群Ⅳ類では、法律学に関する科目を配当していますが、公安関係や厚生労働行政に職を求める学生のニーズに応じて、その関連科目を配当しています。

Ⅶ群では、より高い専門能力や応用能力を修得するために演習科目、行政実務演習、ゼミナールを配当しています。

V・Ⅵ・Ⅶ群 公共政策学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【行政職課程】

区分	群 類	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
				1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	I 類	行政学Ⅰ	2	◎								I 類より、必修科目 4 単位を含め、計 8 単位以上を修得しなければならない。
		行政学Ⅱ	2		◎							
		経営学Ⅰ	2	●								
		経営学Ⅱ	2		●							
		政治学Ⅰ	2	●								
		政治学Ⅱ	2		●							
		経済学Ⅰ	2	●								
		経済学Ⅱ	2		●							
		法学Ⅰ	2	●								
	II 類	公共政策論	2	◎								II 類より、必修科目 4 単位、選択必修科目から 8 単位を含め、計 18 単位以上を修得しなければならない。
		公共政策基礎演習	2		◎							
		地方自治論Ⅰ	2	○								
		地方自治論Ⅱ	2		○							
		社会保障論Ⅰ	2			●						
		社会保障論Ⅱ	2				●					
		社会政策論Ⅰ	2			●						
		社会政策論Ⅱ	2				●					
		現代行政論Ⅰ	2	●								
		現代行政論Ⅱ	2		●							
		会計学Ⅰ	2			●						
		会計学Ⅱ	2				●					
		人的資源管理論Ⅰ	2			●						
		人的資源管理論Ⅱ	2				●					
		経営情報システム論Ⅰ	2			●						
		経営情報システム論Ⅱ	2				●					
		行政管理論	2			○						
		行政組織論	2			○						
		行政広報論	2			○						
		政策過程論	2			○						
		政策評価論	2			○						
		政策法務論	2			○						
		比較行政論	2				○					
		公務員制度論	2			○						
		ソーシャル・キャピタル論	2			○						
		福祉契約論	2			○						
		公共経営論	2			○						
		経営管理論	2			●						
		経営組織論	2			●						
		社会情報システム論	2			○						
		労働事情	2			●						
		コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2			●						
VI 群 (専門展開科目)	I 類	福祉政策	2			●						I 類より、10 単位以上を修得しなければならない。
		教育政策	2			●						
		都市政策	2			●						
		地域政策	2			●						
		環境政策	2			●						

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
VI 群 (専門展開科目)	I 類	農業政策	2			●						
		警察政策	2			●						
		情報通信政策	2			●						
		運輸政策	2			●						
		観光政策	2			●						
		防衛政策	2			●						
		消防政策	2			●						
	II 類	行政管理研究	2				○					II 類より、選択必修科目から2単位以上を含め、計8単位以上を修得しなければならない。
		行政組織研究	2				○					
		行政広報研究	2				○					
		社会情報システム研究	2				○					
		経営分析論	2				●					
		コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2				●					
		犯罪心理学	2			●						
		政策研究	2			●						
		西洋社会福祉事業史	2			●						
		日本社会福祉事業史	2			●						
	III 類	政治学原論	2			●						III 類より、14単位以上を修得しなければならない。
		現代政治理論	2			●						
		政治哲学Ⅰ	2					●				
		日本政治思想史Ⅰ	2			●						
		日本政治思想史Ⅱ	2				●					
		西洋政治思想史Ⅰ	2			●						
		西洋政治思想史Ⅱ	2				●					
		日本政治史Ⅰ	2			●						
		日本政治史Ⅱ	2				●					
		西洋政治史Ⅰ	2			●						
		西洋政治史Ⅱ	2				●					
		政治制度論	2			●						
		政治過程論	2			●						
		日本政治過程論	2					●				
		国際政治学Ⅰ	2			●						
		国際政治学Ⅱ	2				●					
		国際関係論Ⅰ	2			●						
		国際関係論Ⅱ	2				●					
		国際関係史Ⅰ	2					●				
		国際関係史Ⅱ	2						●			
		ミクロ経済学Ⅰ	2			●						
		マクロ経済学Ⅰ	2			●						
		経済思想史Ⅰ	2			●						
		経済思想史Ⅱ	2				●					
		経済史	2			●						
		財政学Ⅰ	2			●						
		財政学Ⅱ	2				●					
		公共経済学Ⅰ	2					●				
		公共経済学Ⅱ	2						●			
		地方財政論Ⅰ	2					●				

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
VI 群 (専門展開科目)	III 類	地方財政論Ⅱ	2						●			IV類より、必修科目4単位を含め、計12単位以上を修得しなければならない。
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
		国際金融論Ⅰ	2					●				
		国際金融論Ⅱ	2						●			
		経済政策論	2			●						
	IV 類	憲法A（人権）	2	◎								
		憲法B（統治機構）	2	◎								
		行政法Ⅰ	4				●					
		行政法Ⅱ	4					●				
		地方自治法Ⅰ	2			●						
		地方自治法Ⅱ	2				●					
		刑法Ⅰ	4			●						
		刑法Ⅱ	4				●					
		刑事政策Ⅰ	2			●						
		刑事政策Ⅱ	2				●					
		少年法Ⅰ	2			●						
		少年法Ⅱ	2				●					
		民法Ⅰ（民法総則）	4	●								
		民法Ⅱ（物権法）	2			●						
		民法Ⅲ（担保物権法）	2					●				
		民法Ⅳ（債権法総論）	4			●						
		民法Ⅴ（債権法各論）	4			●						
		民法Ⅵ（親族法）	2			●						
		民法Ⅶ（相続法）	2					●				
		商法Ⅰ（会社法Ⅰ）	4				●					
		商法Ⅲ（商取引法）	2					●				
		商法Ⅳ（支払システム法）	2					●				
		商法Ⅴ（保険法）	2						●			
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			●						
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				●					
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●						
		税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●					
		経済行政法Ⅰ	2			●						
		経済行政法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2			●						
		知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2				●					
		知的財産法B（意匠）	2			●						
		知的財産法C（商標・不正競争）	2			●						
		社会保障法Ⅰ	2					●				
		社会保障法Ⅱ	2						●			
		法医学Ⅰ	2			●						
		法医学Ⅱ	2				●					
		労働法Ⅰ	2			●						
		労働法Ⅱ	2				●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅶ群 (専門演習関連科目)	—	行政実務演習	2					◎				Ⅶ群より、必修科目 2 単位を含め、計10単位 以上を修得しなければ ならない。
		公共政策実践演習Ⅰ	2			○						
		公共政策実践演習Ⅱ	2				○					
		公共政策応用演習Ⅰ	2					○				
		公共政策応用演習Ⅱ	2						○			
		ゼミナール	8						○			
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（80単位）の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より 6 単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

(1) 行政職課程の選択指針

行政職課程は、より難関な公務員試験に合格し、将来幹部職員として職に就こうとする学生の皆さんを対象とする特別な課程です。

行政職課程は、国家公務員総合職試験、地方公務員上級試験等の合格を目標とする学生に対し、試験合格のみならず、採用後も有益となり得る知識の修得を目的としています。すなわち、法律学の基礎知識とともに、政策形成能力を持ち、公共の課題を解決する手法・手続をめぐる法務に精通し、制度設計に関する能力をも備えた人材を養成することを目的としています。

一口に公務員といってもその種類は多く、また試験内容も異なるので、自らが志望する公務員の仕事の内容、給与（俸給）、勤務地、勤務条件等の諸条件を詳細に調べ、職種を決定し、自分が志望する試験の準備のため、1年次より計画的に勉強をすすめていくことが必要となります。参考までに、行政職課程の学生に係る主な公務員試験は次のとおりです。

国家公務員総合職（政治・国際、法律、経済、教養）	各都道府県上級（Ⅰ類）
国家公務員一般職（行政）	政令指定都市大卒程度
衆議院事務局Ⅰ種・Ⅱ種	参議院事務局Ⅰ種・Ⅱ種
国立国会図書館職員Ⅰ種・Ⅱ種	裁判所事務官Ⅰ種・Ⅱ種

なるべく早い段階で試験内容（基礎能力試験、専門試験多肢選択式・記述式、試験科目等）や合格水準を熟知し、試験対策をおこなうことが合格への近道です。そのためには、1年次に、総合科目や外国語、専門基幹科目である公共政策論、行政学、それに憲法A・Bなどいくつかの専門科目を履修し、教養科目および専門科目の基礎学力を身につけることが必要です。2年次以降は、行政科目を中心に法律、政治、経済の各科目を履修し、試験に合格できる実力と、公務員としての資質や応用力を養うことも求められます。Ⅴ群Ⅰ類では、行政学を必ず履修するほか行政系科目等の理論を修得します。Ⅱ類では、公共政策論、公共政策基礎演習（コースごとに指定されている時限）を必ず履修し、関心のある選択必修科目を履修する必要があります。また、Ⅵ群Ⅰ類の各種政策系科目やⅡ類の各種研究科目などを履修し、Ⅶ群の演習科目で専門性を深めます。Ⅲ類およびⅣ類の政治・経済系の科目や法律系の科目についても、受験する公務員試験や、自らの学問関心に合わせて履修するとよいでしょう。3年次に、必修科目である行政実務演習で現場体験することは、職業意識や採用試験の合格へのモチベーションを高めるうえで有効です。そのほか、3年次には専門科目の応用力を身に付けるのに役に立つゼミナールがはじまります。ゼミナールの入室試験は、例年2年次の11月に実施されるので、それまでに自分の専攻したい分野を考えておくことも必要なことです。

また、政経研究所には行政科研究室が設置され、入室登録した学生に年間を通じて受験指導を実施しています。加えて、法学部や大学本部それぞれが公務員試験課外講座を開設しているので大いに利用すべきでしょう。

次に行政職課程の学生のための専門科目履修モデルを掲げておきますので、専門科目履修時に参考としてください。なお、各学年の履修登録においては、履修上限単位数（各学期23単位、各学年46単位）が定められているので、履修モデルに掲げた科目のなかから上限単位数の範囲内で適宜選択することになります。

〈参考〉

国家公務員総合職受験モデル（専門試験：政治・国際）

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 法学Ⅰ 政治学Ⅰ・Ⅱ 経済学Ⅰ・Ⅱ 現代行政論Ⅰ・Ⅱ 経営学Ⅰ・Ⅱ 公共政策基礎演習 行政学Ⅰ・Ⅱ 心理学Ⅰ・Ⅱ 教育学Ⅰ・Ⅱ 社会政策論Ⅰ・Ⅱ	地方自治論Ⅰ・Ⅱ 公務員制度論 社会情報システム論 政治学原論 マクロ経済学Ⅰ 行政法Ⅰ 民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅳ 民法Ⅴ 公共政策実践演習Ⅰ・Ⅱ	行政管理論 行政組織論 政策過程論 行政法Ⅱ 地方自治法Ⅰ・Ⅱ 行政実務演習	行政広報論 比較行政論 地域政策
		ゼミナール，公共政策応用演習Ⅰ・Ⅱ	
	公務員試験受験科目に応じて2，3年次で選択履修 社会保障論Ⅰ・Ⅱ，政治哲学，日本政治思想史Ⅰ・Ⅱ，西洋政治思想史Ⅰ・Ⅱ，国際文化論，国際政治学Ⅰ・Ⅱ，国際関係論Ⅰ・Ⅱ，経済思想史Ⅰ・Ⅱ，経済史，財政学Ⅰ・Ⅱ，公共経済学Ⅰ・Ⅱ，国際経済論Ⅰ・Ⅱ，国際金融論Ⅰ・Ⅱ，経済政策論，国際関係法〔公法系〕AⅠ，AⅡ		

第1次試験

・基礎能力試験（多肢選択式）

知能分野27題：文章理解⑪，判断・数的推理（資料解釈を含む。）⑫

知識分野13題：自然・人文・社会⑬（時事を含む。）

・専門試験（多肢選択式）

48題出題 40題解答

必須問題：政治学・国際関係⑩，憲法・行政法⑩，民法（担保物権，親族及び相続を除く。）③，経済学・財政学⑥，経済政策③の計32題

選択問題：次の選択A，B（各8題）から一つを選択。選択A 政治学・行政学⑧，選択B 国際関係・国際法⑧

第2次試験

専門試験（記述式）

選択問題 3題：次の6科目から3科目選択

政治学，行政学，憲法，国際関係，国際法，公共政策（2題）

（注）公共政策を含む選択をする場合にあっては，2科目又は3科目

政策論文試験

人物試験

* なお，試験科目は変更されることがあるので，人事院の発表に注意する必要がある。

地方公務員上級試験等受験モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 法学Ⅰ 政治学Ⅰ・Ⅱ 経済学Ⅰ・Ⅱ 現代行政論Ⅰ・Ⅱ 経営学Ⅰ・Ⅱ 公共政策基礎演習 行政学Ⅰ・Ⅱ 心理学Ⅰ・Ⅱ 教育学Ⅰ・Ⅱ	公務員制度論 政治学原論 日本政治史Ⅰ・Ⅱ 西洋政治史Ⅰ・Ⅱ 国際文化論 マクロ経済学Ⅰ 経済史 刑法Ⅰ 行政法Ⅰ 民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅳ 商法Ⅰ 税法Ⅰ 知的財産権法ＡⅠ 公共政策実践演習Ⅰ・Ⅱ	政策法務論 政策評価論 行政管理論 行政組織論 地方自治論Ⅰ・Ⅱ 社会政策論Ⅰ・Ⅱ 地域政策 公共経済学Ⅰ・Ⅱ 社会保障論Ⅰ・Ⅱ 社会情報システム論 国際政治学Ⅰ・Ⅱ 国際関係論Ⅰ・Ⅱ 財政学Ⅰ・Ⅱ 国際経済論Ⅰ・Ⅱ 行政法Ⅱ 地方自治法Ⅰ・Ⅱ 民法Ⅲ 国際関係法〔公法系〕ＡⅠ 行政実務演習 ゼミナール，公共政策応用演習Ⅰ・Ⅱ	行政広報論 比較行政論 労働事情 人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ 地方財政論Ⅰ・Ⅱ ソーシャル・キャピタル論

試験科目については受験する都道府県，政令指定都市の人事委員会の発表に注意する必要がある。

V・Ⅵ・Ⅶ群 公共政策学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【公安・自治体コース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
				1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	I 類	行政学Ⅰ	2	○								I 類より、選択必修科目 4 単位を含め、計 8 単位以上を修得しなければならない。
		行政学Ⅱ	2		○							
		経営学Ⅰ	2	○								
		経営学Ⅱ	2		○							
		政治学Ⅰ	2	●								
		政治学Ⅱ	2		●							
		経済学Ⅰ	2	●								
		経済学Ⅱ	2		●							
		法学Ⅰ	2	●								
	II 類	公共政策論	2	◎								II 類より、必修科目 4 単位、選択必修 8 単位を含め、計 18 単位以上を修得しなければならない。
		公共政策基礎演習	2		◎							
		地方自治論Ⅰ	2			○						
		地方自治論Ⅱ	2				○					
		社会保障論Ⅰ	2			○						
		社会保障論Ⅱ	2				○					
		社会政策論Ⅰ	2	○								
		社会政策論Ⅱ	2		○							
		現代行政論Ⅰ	2	○								
		現代行政論Ⅱ	2		○							
		会計学Ⅰ	2			○						
		会計学Ⅱ	2				○					
		人的資源管理論Ⅰ	2			○						
		人的資源管理論Ⅱ	2				○					
		経営情報システム論Ⅰ	2			○						
		経営情報システム論Ⅱ	2				○					
		行政管理論	2			●						
		行政組織論	2			●						
		行政広報論	2			●						
		政策過程論	2			●						
		政策評価論	2			●						
		政策法務論	2			●						
		比較行政論	2				●					
		公務員制度論	2			●						
		ソーシャル・キャピタル論	2			●						
		福祉契約論	2			●						
		公共経営論	2			○						
		経営管理論	2			○						
		経営組織論	2			○						
		社会情報システム論	2			○						
		労働事情	2			○						
		コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2			○						
VI 群 (専門展開科目)	I 類	福祉政策	2			●						I 類より、選択必修科目 4 単位を含め、計 10 単位以上を修得しなければならない。
		教育政策	2			●						
		都市政策	2			○						
		地域政策	2			○						

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	環境政策	2			●						
		農業政策	2			●						
		警察政策	2			○						
		情報通信政策	2			●						
		運輸政策	2			●						
		観光政策	2			●						
		防衛政策	2			●						
		消防政策	2			○						
	Ⅱ 類	行政管理研究	2			●						Ⅱ 類より、選択必修 2 単位を含め、計 8 単位以上を修得しなければならない。
		行政組織研究	2				●					
		行政広報研究	2			●						
		社会情報システム研究	2			○						
		経営分析論	2			○						
		コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2			○						
		犯罪心理学	2			●						
		政策研究	2			●						
		西洋社会福祉事業史	2			●						
		日本社会福祉事業史	2			●						
	Ⅲ 類	政治学原論	2			●						Ⅲ 類より、12 単位以上を修得しなければならない。
		現代政治理論	2			●						
		政治哲学Ⅰ	2					●				
		日本政治思想史Ⅰ	2			●						
		日本政治思想史Ⅱ	2				●					
		西洋政治思想史Ⅰ	2			●						
		西洋政治思想史Ⅱ	2				●					
		日本政治史Ⅰ	2			●						
		日本政治史Ⅱ	2				●					
		西洋政治史Ⅰ	2			●						
		西洋政治史Ⅱ	2				●					
		政治制度論	2			●						
		政治過程論	2			●						
		日本政治過程論	2					●				
		国際政治学Ⅰ	2			●						
		国際政治学Ⅱ	2				●					
		国際関係論Ⅰ	2			●						
		国際関係論Ⅱ	2				●					
		国際関係史Ⅰ	2			●						
		国際関係史Ⅱ	2				●					
		ミクロ経済学Ⅰ	2			●						
		マクロ経済学Ⅰ	2			●						
		経済思想史Ⅰ	2			●						
		経済思想史Ⅱ	2				●					
		経済史	2			●						
		財政学Ⅰ	2			●						
		財政学Ⅱ	2				●					
		公共経済学Ⅰ	2					●				
		公共経済学Ⅱ	2						●			

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅲ 類	地方財政論Ⅰ	2					●				
		地方財政論Ⅱ	2						●			
		国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
		国際金融論Ⅰ	2					●				
		国際金融論Ⅱ	2						●			
		経済政策論	2			●						
	Ⅳ 類	憲法 A (人権)	2	◎								Ⅳ類より、必修科目 4 単位を含め、計10単位 以上を修得しなければならない。
		憲法 B (統治機構)	2	◎								
		行政法Ⅰ	4				●					
		行政法Ⅱ	4					●				
		地方自治法Ⅰ	2			●						
		地方自治法Ⅱ	2				●					
		刑法Ⅰ	4			●						
		刑法Ⅱ	4				●					
		刑事政策Ⅰ	2			●						
		刑事政策Ⅱ	2				●					
		少年法Ⅰ	2			●						
		少年法Ⅱ	2				●					
		民法Ⅰ (民法総則)	4	●								
		民法Ⅱ (物権法)	2			●						
		民法Ⅲ (担保物権法)	2					●				
		民法Ⅳ (債権法総論)	4			●						
		民法Ⅴ (債権法各論)	4			●						
		民法Ⅵ (親族法)	2			●						
		民法Ⅶ (相続法)	2					●				
		商法Ⅰ (会社法Ⅰ)	4				●					
		商法Ⅲ (商取引法)	2					●				
		商法Ⅳ (支払システム法)	2					●				
		商法Ⅴ (保険法)	2						●			
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			●						
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				●					
		税法Ⅰ (基礎理論Ⅰ)	2			●						
		税法Ⅰ (基礎理論Ⅱ)	2				●					
		経済行政法Ⅰ	2			●						
		経済行政法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		知的財産法 A (特許・実用新案)Ⅰ	2			●						
		知的財産法 A (特許・実用新案)Ⅱ	2				●					
		知的財産法 B (意匠)	2			●						
		知的財産法 C (商標・不正競争)	2			●						
		社会保障法Ⅰ	2					●				
		社会保障法Ⅱ	2						●			
		法医学Ⅰ	2			●						
		法医学Ⅱ	2				●					
		労働法Ⅰ	2			●						
		労働法Ⅱ	2				●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅶ群 (専門演習関連科目)	—	行政実務演習	2					●				Ⅶ群より、選択必修科目 8 単位以上を修得しなければならない。
		公共政策実践演習Ⅰ	2			○						
		公共政策実践演習Ⅱ	2				○					
		公共政策応用演習Ⅰ	2					○				
		公共政策応用演習Ⅱ	2						○			
		ゼミナール	8						○			
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（74単位）の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より12単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

(2) 公安・自治体コースの選択指針

公安・自治体コースの目的は、公共政策を客観的に評価・分析し、活用・応用できる能力を備えた、実務に強い人材を育成することです。

本コースは、地方自治体の職員（警察官、消防官、教員も含む）をはじめとした地域社会のリーダーとして活躍できる人材を育成します。

したがって、本コースでは特定の領域に限定されず、多様な分野を学ぶことが可能です。幅広い知識と視野を身につけるため、専門科目履修表のとおり公共政策学科には行政から経営、政治、経済、法律など広範な分野に及ぶ多彩な科目が開講されていますが、本コースの学生は比較的自由に履修科目を選択できます。

これらの中から、学生自身が興味のある分野、専門としたい領域を絞り込み、主体的に履修科目を構成できるのが特長といえます。たとえば、公安、労働、教育、環境、まちづくり、国際など専門分野にできる領域は数多くあります。

第1学年では、総合科目や外国語のほか、一部の専門科目を履修しながら教養を高め、基礎能力を身につけていき、第2学年以降で、行政あるいは経営、政治、経済、法律の各科目を履修することによって、本格的に専門的能力を高めていきます。ある程度の専門分野が絞り込めたら、あるいは専門領域を絞り込むために、Ⅵ群Ⅰ類の各種政策系科目やⅡ類の研究科目を履修し、Ⅶ群の演習科目で専門性を深めます。さらに関連するゼミナールに入室して、応用力をみがくことも必要です。また、国や地方自治体での行政実務演習（インターンシップ、ボランティア）も役に立ちます。

なお、公務員として公共の分野で活躍するためには、地方自治法はもちろん、憲法、民法、商法、労働法などの法律知識（Ⅵ群Ⅳ類）が不可欠であることを忘れてはなりません。これが、法学部に公共政策学科が設置された理由です。また、今後は民間の経営管理手法が、「新しい公共」分野においても確実に重視されます。行政管理のほか、経営管理的能力、計数能力、語学力、情報リテラシーなどについて幅広く学修し、身につける必要があることも、履修にあたって認識すべきです。こうして4年間の充実した学生生活により、視野の広い国際感覚にもあふれた人材に成長することが期待されます。

次に、公安・自治体コースの専門科目履修モデルを掲げておくので、参考にしてください。なお、「標準モデル」については科目をやや多く提示してあります。履修登録にあたっては、専門科目以外も含めた履修上限単位数（各学期23単位、各学年46単位）の範囲内で、時間割表上の可能性も考慮しながら選択する必要があります。

〈参考〉

公安・自治体コース標準モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 公共政策基礎演習 法学Ⅰ 経済学Ⅰ・Ⅱ 現代行政論Ⅰ・Ⅱ 経営学Ⅰ・Ⅱ 憲法Ａ・Ｂ	行政学Ⅰ・Ⅱ 地方自治論Ⅰ・Ⅱ 社会保障論Ⅰ・Ⅱ 会計学Ⅰ・Ⅱ 公共経営論 経営管理論 経営組織論 社会情報システム論 労働事情 ○○政策（Ⅵ群Ⅰ類の各種政策科目） 経済史 財政学Ⅰ・Ⅱ 地方自治法Ⅰ・Ⅱ 民法Ⅰ 公共政策実践演習Ⅰ・Ⅱ	社会政策論Ⅰ・Ⅱ 人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ 政策過程論 政策評価論 経営情報システム論Ⅰ・Ⅱ 経営分析論 ○○政策（Ⅵ群Ⅰ類の各種政策科目） 公共経済学Ⅰ・Ⅱ 商法Ⅰ 労働法Ⅰ・Ⅱ 政策研究 公共政策応用演習Ⅰ・Ⅱ ゼミナール	政策法務論 ソーシャル・キャピタル論 ○○政策（Ⅵ群Ⅰ類の各種政策科目） 地方財政論Ⅰ・Ⅱ 国際経済論Ⅰ・Ⅱ 経済政策論 経済行政法Ⅰ・Ⅱ ゼミナール

警察官受験モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 公共政策基礎演習 法学Ⅰ 政治学Ⅰ・Ⅱ 経済学Ⅰ・Ⅱ 現代行政論Ⅰ・Ⅱ 憲法Ａ・Ｂ	行政学Ⅰ・Ⅱ 地方自治論Ⅰ・Ⅱ 政策過程論 社会情報システム論 都市政策 政治学原論 行政法Ⅰ 地方自治法Ⅰ・Ⅱ 刑法Ⅰ 公共政策実践演習Ⅰ・Ⅱ	人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ 行政管理論 行政組織論 政策評価論 少年法Ⅰ・Ⅱ ソーシャル・キャピタル論 地域政策 警察政策 刑法Ⅱ 社会保障論Ⅰ・Ⅱ 政策研究 刑事政策Ⅰ・Ⅱ 公共政策応用演習Ⅰ・Ⅱ ゼミナール	行政広報論 地方財政論Ⅰ・Ⅱ 経済行政法Ⅰ・Ⅱ 法医学Ⅰ・Ⅱ ゼミナール

市町村職員受験モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 公共政策基礎演習 法学Ⅰ 政治学Ⅰ・Ⅱ 経済学Ⅰ・Ⅱ 現代行政論Ⅰ・Ⅱ 憲法Ａ・Ｂ	行政学Ⅰ・Ⅱ 地方自治論Ⅰ・Ⅱ 政策過程論 公共経営論 社会情報システム論 都市政策 地域政策 社会保障論Ⅰ・Ⅱ 行政法Ⅰ 地方自治法Ⅰ・Ⅱ 公共政策実践演習Ⅰ・Ⅱ	社会政策論Ⅰ・Ⅱ 人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ 行政管理論 行政組織論 政策評価論 政策法務論 ソーシャル・キャピタル論 環境政策 観光政策 行政法Ⅱ 政策研究 行政実務演習 公共政策応用演習Ⅰ・Ⅱ ゼミナール	行政広報論 地方財政論Ⅰ・Ⅱ 経済政策論 経済行政法Ⅰ・Ⅱ ゼミナール

このモデルは市役所レベルの試験を想定しているが、各地方自治体によって試験の内容は異なるので、受験希望の自治体に問い合わせる必要がある。

V・Ⅵ・Ⅶ群 公共政策学科専門科目履修表 (◎印＝必修科目 ○印＝選択必修科目 ●印＝選択科目)

【公共・公益マネジメントコース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
				1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
V 群 (専門基幹科目)	I 類	行政学Ⅰ	2	○								I 類より、必修科目 2 単位、選択必修 2 単位を含め、計 8 単位以上を修得しなければならない。
		行政学Ⅱ	2		○							
		経営学Ⅰ	2	◎								
		経営学Ⅱ	2		○							
		政治学Ⅰ	2	●								
		政治学Ⅱ	2		●							
		経済学Ⅰ	2	●								
		経済学Ⅱ	2		●							
		法学Ⅰ	2	●								
	II 類	公共政策論	2	◎								II 類より、必修科目 4 単位、選択必修科目 8 単位を含め、計 18 単位以上を修得しなければならない。
		公共政策基礎演習	2		◎							
		地方自治論Ⅰ	2			○						
		地方自治論Ⅱ	2				○					
		社会保障論Ⅰ	2	○								
		社会保障論Ⅱ	2		○							
		社会政策論Ⅰ	2	○								
		社会政策論Ⅱ	2		○							
		現代行政論Ⅰ	2	○								
		現代行政論Ⅱ	2		○							
		会計学Ⅰ	2			○						
		会計学Ⅱ	2				○					
		人的資源管理論Ⅰ	2			○						
		人的資源管理論Ⅱ	2				○					
		経営情報システム論Ⅰ	2			○						
		経営情報システム論Ⅱ	2				○					
		行政管理論	2			●						
		行政組織論	2			●						
		行政広報論	2			●						
		政策過程論	2			●						
		政策評価論	2			●						
		政策法務論	2			●						
		比較行政論	2				●					
		公務員制度論	2			●						
		ソーシャル・キャピタル論	2			○						
		福祉契約論	2			○						
		公共経営論	2			○						
		経営管理論	2			○						
		経営組織論	2			○						
		社会情報システム論	2	○								
		労働事情	2			○						
		コーポレート・ファイナンス論Ⅰ	2			○						
VI 群 (専門展開科目)	I 類	福祉政策	2			●						I 類より、10 単位以上修得をしなければならない。
		教育政策	2			●						
		都市政策	2			●						
		地域政策	2			●						
		環境政策	2			●						

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅵ 群 (専門展開科目)	Ⅰ 類	農業政策	2			●						
		警察政策	2			●						
		情報通信政策	2			●						
		運輸政策	2			●						
		観光政策	2			●						
		防衛政策	2			●						
		消防政策	2			●						
	Ⅱ 類	行政管理研究	2			●						Ⅱ 類より、選択必修科目 2 単位を含め、計 8 単位以上を修得しなければならない。
		行政組織研究	2				●					
		行政広報研究	2			●						
		社会情報システム研究	2	○								
		経営分析論	2			○						
		コーポレート・ファイナンス論Ⅱ	2			○						
		犯罪心理学	2			●						
		政策研究	2			●						
		西洋社会福祉事業史	2			●						
		日本社会福祉事業史	2			●						
	Ⅲ 類	政治学原論	2			●						Ⅲ 類より、12 単位以上を修得しなければならない。
		現代政治理論	2			●						
		政治哲学Ⅰ	2					●				
		日本政治思想史Ⅰ	2			●						
		日本政治思想史Ⅱ	2				●					
		西洋政治思想史Ⅰ	2			●						
		西洋政治思想史Ⅱ	2				●					
		日本政治史Ⅰ	2			●						
		日本政治史Ⅱ	2				●					
		西洋政治史Ⅰ	2			●						
		西洋政治史Ⅱ	2				●					
		政治制度論	2			●						
		政治過程論	2			●						
		日本政治過程論	2					●				
		国際政治学Ⅰ	2			●						
		国際政治学Ⅱ	2				●					
		国際関係論Ⅰ	2			●						
		国際関係論Ⅱ	2				●					
		国際関係史Ⅰ	2					●				
		国際関係史Ⅱ	2						●			
		ミクロ経済学Ⅰ	2			●						
		マクロ経済学Ⅰ	2			●						
		経済思想史Ⅰ	2			●						
		経済思想史Ⅱ	2				●					
		経済史	2			●						
		財政学Ⅰ	2			●						
		財政学Ⅱ	2				●					
		公共経済学Ⅰ	2					●				
		公共経済学Ⅱ	2						●			
		地方財政論Ⅰ	2					●				
		地方財政論Ⅱ	2						●			

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
VI 群 (専門展開科目)	Ⅲ 類	国際経済論Ⅰ	2			●						
		国際経済論Ⅱ	2				●					
		国際金融論Ⅰ	2					●				
		国際金融論Ⅱ	2						●			
		経済政策論	2			●						
	Ⅳ 類	憲法 A (人権)	2	◎								Ⅳ類より、必修科目 4 単位を含め、計10単位以上を修得しなければならない。
		憲法 B (統治機構)	2	◎								
		行政法Ⅰ	4				●					
		行政法Ⅱ	4					●				
		地方自治法Ⅰ	2			●						
		地方自治法Ⅱ	2				●					
		刑法Ⅰ	4			●						
		刑法Ⅱ	4				●					
		刑事政策Ⅰ	2			●						
		刑事政策Ⅱ	2				●					
		少年法Ⅰ	2			●						
		少年法Ⅱ	2				●					
		民法Ⅰ (民法総則)	4	●								
		民法Ⅱ (物権法)	2			●						
		民法Ⅲ (担保物権法)	2					●				
		民法Ⅳ (債権法総論)	4			●						
		民法Ⅴ (債権法各論)	4			●						
		民法Ⅵ (親族法)	2			●						
		民法Ⅶ (相続法)	2					●				
		商法Ⅰ (会社法Ⅰ)	4				●					
		商法Ⅲ (商取引法)	2					●				
		商法Ⅳ (支払システム法)	2					●				
		商法Ⅴ (保険法)	2						●			
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			●						
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				●					
		税法Ⅰ (基礎理論Ⅰ)	2			●						
		税法Ⅰ (基礎理論Ⅱ)	2				●					
		経済行政法Ⅰ	2			●						
		経済行政法Ⅱ	2				●					
		経済法Ⅰ	2			●						
		経済法Ⅱ	2				●					
		知的財産法 A (特許・実用新案)Ⅰ	2			●						
		知的財産法 A (特許・実用新案)Ⅱ	2				●					
		知的財産法 B (意匠)	2			●						
		知的財産法 C (商標・不正競争)	2			●						
		社会保障法Ⅰ	2					●				
		社会保障法Ⅱ	2						●			
		法医学Ⅰ	2			●						
		法医学Ⅱ	2				●					
		労働法Ⅰ	2			●						
		労働法Ⅱ	2				●					

区分		授 業 科 目	単位	履 修 開 始 年 次								履 修 方 法
群	類			1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	3 年 前期	3 年 後期	4 年 前期	4 年 後期	
Ⅶ群 (専門演習関連科目)	—	行政実務演習	2					●				Ⅶ群より、選択必修科目 8 単位以上を修得しなければならない。
		公共政策実践演習Ⅰ	2			○						
		公共政策実践演習Ⅱ	2				○					
		公共政策応用演習Ⅰ	2					○				
		公共政策応用演習Ⅱ	2						○			
		ゼミナール	8						○			
備考		上記の履修方法により修得しなければならない単位（74単位）の他、全学共通教育科目又はⅠ群からⅦ群より12単位以上を修得しなければならない。（他学科のⅤ群・Ⅵ群・Ⅶ群を含む）										

(3) 公共・公益マネジメントコースの選択指針

公共・公益マネジメントコースは、人々の労働・生活・福祉・教育等の分野に注目し、社会問題として発生する諸事情について分析、研究するとともに、社会全体の利益に貢献できる人材を育成することを目的としています。本コースは、福祉やインフラ（鉄道・ガス・電気・通信・金融等）をはじめとした社会貢献を行う分野で将来の指導層が輩出されることを期待して設立されているのです。

公共・公益マネジメントコースの履修者は、インフラを担う民間企業や国家公務員、地方公務員の社会サービスを担当する部署において、その能力を遺憾なく発揮することが期待されます。また同時に刑務官や更生・矯正施設職員、さらに就労支援機関、団体などの、公務を遂行する、いわゆる司法福祉スタッフとして活躍することも期待されています。もちろん医療、社会福祉法人の経営者やそのスタッフとして、また医療福祉NPOやその他の非営利団体のリーダーとしての活躍も期待されます。

そのほかにも履修によって得られた医療、年金、福祉等の専門的知識と技法を基礎にして生命保険、個人年金、ならびに民間医療保険等を取り扱う金融・保険業のスタッフとしての活躍が期待できるなど、対人社会サービスの知識が生かせる範囲は広いのです。本コースはできるだけ少人数で、コースに集う仲間同士が連帯し、緊密な関係のもとで互いを高めながら学業を遂行できるように設定されているほか、福祉・社会政策に関連した科目も履修できるように配慮されています。まず第一に、法学部学生として基本的に求められる法律の知識を修得する必要があります。すなわちⅥ群Ⅳ類として第1年次に憲法、民法を履修します。2年次以降は、法学部として提供する専門的かつ幅広い各法律科目の履修が求められます。特に本コースにおいては社会保障法、法医学および労働法等の履修が望まれます。

次にⅤ群Ⅱ類において、本コースの基本的認識と専門性を深めるために、第1年次に社会保障論Ⅰ・Ⅱ、社会政策論Ⅰ・Ⅱのうちから1科目を選択必修することとしています。さらに2年次以降では、「新しい公共」をマスターし、この分野で指導的役割を果たすための経営・管理手法を身につけるため、ソーシャル・キャピタル論、その他経営に関する専門的科目などを履修することとしています。

Ⅵ群Ⅰ類では福祉政策をはじめ都市政策、環境政策、教育政策など公共政策学科として独自に用意された専門的政策関連の科目を選択して履修することが求められています。

Ⅵ群Ⅲ類は、政治および経済の専門科目で、これも法学部ならではの専門的かつ豊富な科目が用意されています。

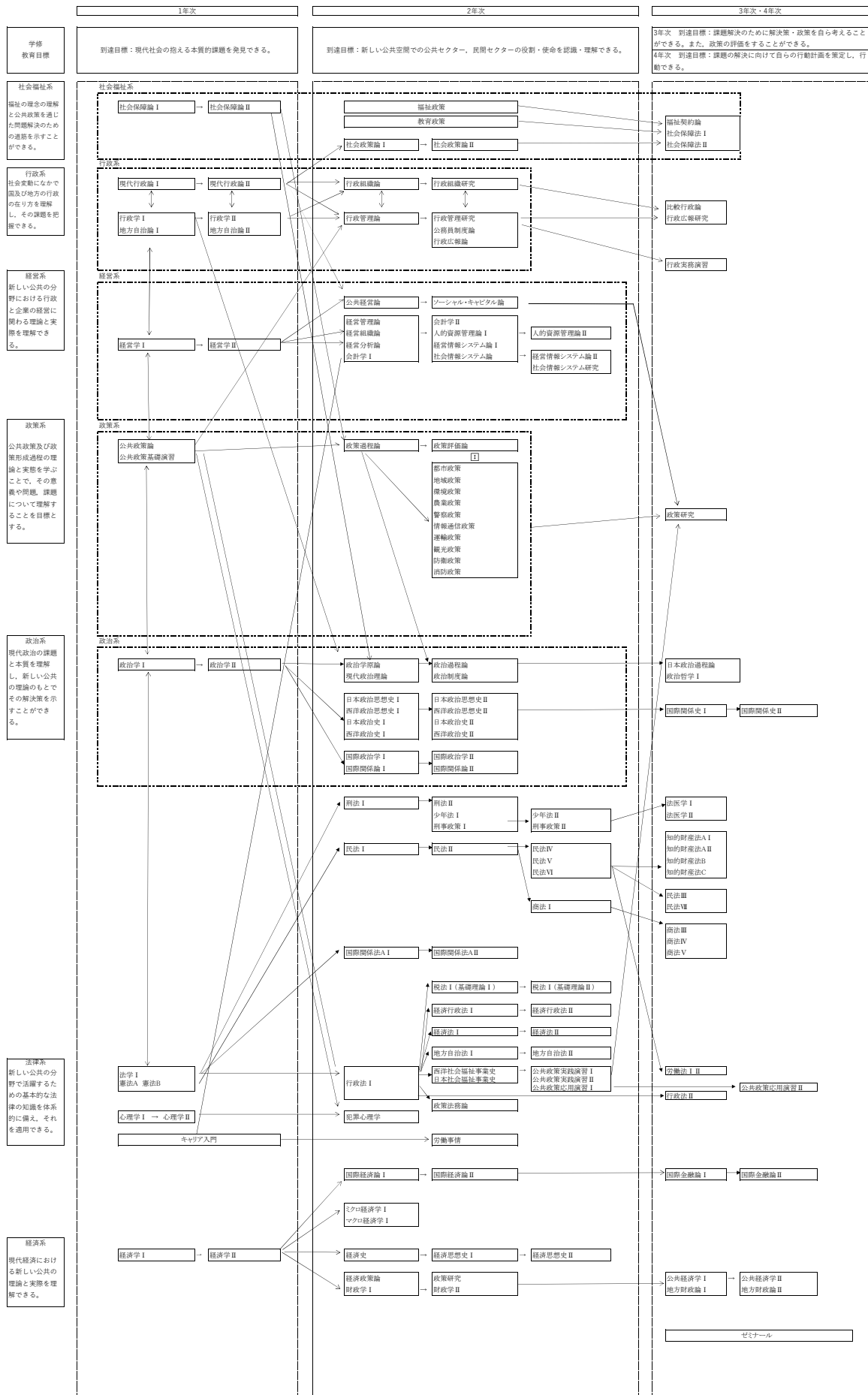
Ⅶ群には行政実務演習、公共政策実践演習Ⅰ・Ⅱ、公共政策応用演習Ⅰ・Ⅱ、ゼミナールがあります。また本コースの専門性をさらに高めるためにも、ゼミナールに入室して薫陶を受けることはもちろん、インターンシップやその他の演習にも果敢に挑戦して、自らの能力を鍛えていただきたいと思います。

〈参考〉

社会保険労務士受験モデル（3年次より受験可能）

1 年	2 年	3 年	4 年
憲法A・B 民法Ⅰ 社会政策論Ⅰ・Ⅱ 経営学Ⅰ・Ⅱ 現代行政論Ⅰ・Ⅱ 地方自治論Ⅰ・Ⅱ 行政学Ⅰ・Ⅱ 公共政策基礎演習	社会保障論Ⅰ・Ⅱ 労働法Ⅰ・Ⅱ 税法Ⅰ 社会保障法Ⅰ・Ⅱ ソーシャル・キャピタル論 経営情報システム論Ⅰ・Ⅱ 西洋社会福祉事業史 日本社会福祉事業史 公共政策実践演習Ⅰ・Ⅱ	福祉政策 労働事情 経営管理論 都市政策 法医学Ⅰ・Ⅱ 公共政策応用演習Ⅰ・Ⅱ ゼミナール	ゼミナール 経営分析論

公共政策学科 履修系統図



ゼミナール

本学部では、各分野の専任教員がゼミナールを担当しています。指導教員の専攻領域と関連して、3・4年次生を対象に2年間、徹底した個人指導がなされています。所属学生は比較的少人数に限定され、そこでの研究活動やゼミナール活動を通じて形成される人間関係は、学問的共同体と呼ぶにふさわしいものです。大学教育の中で、このゼミナールの存在は貴重だといえましょう。

1 履修期間・成績について

ゼミナールは3年次から開講され、4年次にかけて、2年間継続して履修し、4年次の後学期の成績として、はじめて8単位が与えられます。

2 入室試験について

ゼミナールは原則として、学科やコースなどに関係なく応募することができます。たとえば法律学科の学生が政治経済学系のゼミナールや新聞学系のゼミナールに参加することも可能です。ゼミナールへの入室試験の要領は、次の通りです。

- ① 原則として2年次の11月（予定）にゼミナール入室試験を行います。ゼミナール入室試験の詳細は、教務課ゼミナール掲示板及びLive Campus Uで告知します。
- ② 2つ以上のゼミナールに同時に応募することはできません。なお、定員に余裕がある場合は2次募集を行うこともあるので、告知には十分注意してください。
- ③ ゼミナールに入室を許可された者は、3年次より開講時限にゼミナールの授業を受講することになります。
- ④ ゼミナールの実施方法は、ゼミナールごとの特徴があって一定ではありません。開講時限における指導教員の直接指導のほか、サブゼミナールや大学のセミナーハウスにおけるゼミナール合宿なども実施されています。

3 ゼミナール前学期単位認定制度について

ゼミナールは3年次、4年次の2年間継続して学修します。ですが、留学等により、ゼミナールの単位を修得できなかった場合、修業年数が4年を超える学生を対象に、前学期にも「ゼミナール」の単位認定が出来る制度を導入しています。

手続等の詳細については、Live Campus U等により周知いたしますので、それに従い手続をしてください。

ゼミナール数（令和7年度 募集予定）

【第一部】

専攻	ゼミナール数
法律学系	47
政治学系	25
経済学系	7
新聞学系	10
社会文化学系	21

【第二部】

専攻	ゼミナール数
法律学系	27

※2024年11月現在

教職課程の履修について

教職課程の履修にあたって

教職課程とは、『教育職員免許法』に基づく免許状を取得して、教育職員（教諭）となる資格を得るための課程です。

教育職員免許状を取得するためには、『教育職員免許法』および同法関係法に基づく「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」等について、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければなりません。よって、卒業要件の修得単位数を超える単位数を修得しなければならないので、卒業に支障のないように熟慮のうえ綿密な計画を立ててください。なお、原則、3年次以降から教職課程を履修することはできません。

また、基礎資格として「学士の学位を有すること」が必要となります。従って、教職課程の所定の単位を修得しても、大学を卒業しなければ免許状の取得はできません。

法学部が目指す教師像

法学部では、学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及びディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を踏まえたうえで、リーガルマインドと法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育をおさめ、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる教員の育成を目指しています。

1. 取得できる免許状

法学部において取得できる免許状の種類は以下の表(1)のとおりです。

（令和6年度現在）

表(1)

免許状の種類	教 科
中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	社 会
高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	※ 地理歴史
高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	公 民

近年の教育界の動向を考えると、上記三種の免許状すべての取得を勧めます。

※経営法学科の学生は高校（地理歴史）は取得できません。

2. 単位の修得及び履修方法について

教育職員免許状取得に必要な単位数は以下の表(2)のとおりです。

表(2) 単位修得要件

	区分	免許法施行規則に規定された科目	中一種 (社会)	高一種 (地歴)	高一種 (公民)	履修科目
①	免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2単位			表(3)を参照
		体育	2単位			
		外国語コミュニケーション	2単位			
		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位			
②	教育の基礎的理解に関する科目等	・教育の基礎的理解に関する科目等	28単位	24単位	24単位	表(4)を参照
③	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	※ 36～46単位	32単位	32単位	表(5)を参照
		・各教科の指導法	8単位	4単位	4単位	表(7)を参照
	修得すべき単位数		※ 80～90単位	68単位	68単位	

※学科により、修得すべき単位数が違います。表(5)を参照してください。

上記の表(2)は、区分ごとに必要な単位数を記載しています。開講されている科目については、次の①～③に従って履修をしてください。

① 66条の6に定められた科目（共通科目・体育・健康科目・外国語科目・専門基幹科目 など）

『学部要覧』に定める履修方法により、表(3)の科目の単位を修得しなければなりません。修得した単位は卒業所要単位としても認められます。表(3)の科目の中には、学科により履修開始年次が異なったり、他学科の学生の履修を認めない科目もあるので注意してください。

表(3)

法令に規定された科目	区分（群名）	法学部での開設科目名	単位数	履修方法
日本国憲法	共通科目	日本国憲法	2	2単位必修
体育	体育・健康科目	体育スポーツ実習A	1	2単位選択必修
		体育スポーツ実習B	1	
		体育スポーツ実習C	2	
		体育スポーツ健康演習	1	
外国語 コミュニケーション	外国語科目	Communication I A	1	同一種類の外国語 2単位選択必修
		Communication I B	1	
		Communication II A	1	
		Communication II B	1	
		Communication III A	1	
		Communication III B	1	
		Communication IV A	1	
		Communication IV B	1	
		コミュニケーション（独）I A	1	
		コミュニケーション（独）I B	1	
		コミュニケーション（独）II A	1	
		コミュニケーション（独）II B	1	
		コミュニケーション（独）III A	1	
		コミュニケーション（独）III B	1	
		コミュニケーション（仏）I A	1	
		コミュニケーション（仏）I B	1	
		コミュニケーション（仏）II A	1	
		コミュニケーション（仏）II B	1	
		コミュニケーション（仏）III A	1	
		コミュニケーション（仏）III B	1	
		コミュニケーション（中）I A	1	
		コミュニケーション（中）I B	1	
		コミュニケーション（中）II A	1	
		コミュニケーション（中）II B	1	
		コミュニケーション（中）III A	1	
		コミュニケーション（中）III B	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	共通科目 専門基幹科目	コンピュータ・リテラシー	2	2単位選択必修
		社会情報システム論	2	
		経営情報システム論 I	2	

② 教育の基礎的理解に関する科目等

以下の表(4)に従い履修し修得しなければなりません。

なお、表(4)のうち、一部の科目については、10単位を限度に、卒業に必要な単位に算入することができます。

表(4) 〔◎＝必修科目 ●＝選択科目〕

免許法に規定された科目区分等	法学部での開設科目名	単位数	履修 開始 年次	中一種	高一種	中一種 及び 高一種	履修上限 単位数	卒業単位へ の算入
・教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	教育原論	2	1	◎	◎	◎	含まない	10単位を限度に、「Ⅰ群からⅦ群までの中から選択する科目」に算入することができます。
・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	現代教職論	2	1	◎	◎	◎		
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	1	◎	◎	◎		
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習	2	2	◎	◎	◎		
・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	1	◎	◎	◎		
・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2	◎	◎	◎		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	2	◎	◎	◎		
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	2	◎	◎	◎	算入不可	算入不可
・道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2	1	◎	●	◎		
・総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	3	◎	◎	◎		
・特別活動の指導法								
・教育の方法及び技術	教育方法・ICT活用論							
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		2	1	◎	◎	◎		
・教育実習	※1 教育実習事前・事後指導	1	3・4	◎	◎	◎		
	教育実習Ⅰ（3週間以上）	4	4	◎	—	◎		
	教育実習Ⅱ（2週間）	2	4	—	◎	—		
・教職実践演習	※2 教職実践演習（中・高）	2	4	◎	◎	◎		
教育の基礎的理解に関する科目等で修得すべき単位数				28	24	28		

※1 「教育実習事前・事後指導」は、3年次の事前指導（「教育実習特別講座・指導」数回実施）と4年次の事後指導とで特別授業として行われ、1単位が認定されます。

開講に関しては、別途教務課掲示板及びLive Campus Uにて指示するので留意してください。

※2 「教職実践演習（中・高）」は、教員として必要な知識や技能等を修得したことを確認するための科目であり、4年次の後期に履修し修得しなければなりません。また、この科目を履修するにあたっては、「履修カルテ」の作成が必要となります。

③ー1 教科及び教科の指導法に関する科目【教科に関する専門的事項】（学科別科目一覧）

取得する免許状の種類・教科別に、次頁以降の各学科の表(5)により教科必修科目、教科選択必修科目を履修し修得しなければなりません。

また、免許状を取得するための科目は、卒業要件の必修科目とは異なる場合もあるので、『学部要覧』を熟読し、卒業要件を充足するための必修科目等と併せながら、無駄のないように履修してください。

なお、教職課程に関する科目の履修について、時間割に組まれた必修科目と履修時間が重複した場合には、卒業所要科目である必修科目の履修を優先してください。

表(5) 法律学科 [◎＝必修科目 ○＝選択必修科目 ●＝選択科目]

【注意】ガイダンス時やLive Campus U等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		授 業 科 目	単 位 数	中学校		高校			
中学校	高校			社会	地理歴史	公民	公民		
日本史・外国史	日本史	日本法制史Ⅰ	2	●	○	－			
		日本法制史Ⅱ	2	●	○	－			
		日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	－			
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	－			
	外国史	東洋法制史Ⅰ	2	●	○	－			
		東洋法制史Ⅱ	2	●	○	－			
		西洋法制史Ⅰ	2	●	○	－			
		西洋法制史Ⅱ	2	●	○	－			
		法思想史Ⅰ	2	●	○	－			
		法思想史Ⅱ	2	●	○	－			
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－			
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－			
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－			
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－			
		地 理 学 (地誌を含む。)	人文地理学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	－	
				人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	－	
自然地理学概論Ⅰ	2			◎	◎	－			
自然地理学概論Ⅱ	2			◎	◎	－			
地誌	地誌学概論Ⅰ		2	◎	◎	－			
	地誌学概論Ⅱ		2	◎	◎	－			
「法学、政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	憲法Ⅰ(人権)	4	◎	－	◎			
		憲法Ⅱ(統治機構)	4	●	－	○			
		民法Ⅰ(民法総則)	4	◎	－	◎			
		民法Ⅱ(物権法)	2	●	－	○			
		民法Ⅲ(担保物権法)	2	●	－	○			
		民法Ⅳ(債権法総論)	4	●	－	○			
		民法Ⅴ(債権法各論)	4	●	－	○			
		民法Ⅵ(親族法)	2	●	－	○			
		民法Ⅶ(相続法)	2	●	－	○			
		刑法Ⅰ	4	◎	－	◎			
		刑法Ⅱ	4	●	－	○			
		商法Ⅰ(会社法Ⅰ)	4	●	－	○			
		商法Ⅱ(会社法Ⅱ)	4	●	－	○			
		商法Ⅲ(商取引法)	2	◎	－	◎			
		商法Ⅳ(支払システム法)	2	●	－	○			
		商法Ⅴ(保険法)	2	●	－	○			
		民事訴訟法Ⅰ	4	●	－	○			
		民事訴訟法Ⅱ	2	●	－	○			
		刑事訴訟法Ⅰ	4	●	－	○			
		刑事訴訟法Ⅱ	4	●	－	○			
		民事執行・保全法	4	●	－	○			
		法哲学Ⅰ	2	●	－	○			
		法哲学Ⅱ	2	●	－	○			
		ローマ法Ⅰ	2	●	－	○			
		ローマ法Ⅱ	2	●	－	○			
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)	2	●	－	○			
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)	2	●	－	○			
		税法ⅡA(所得税法)	2	●	－	○			
		税法ⅡB(法人税法)	2	●	－	○			
		税法ⅢA(資産税法)	2	●	－	○			
		税法ⅢB(消費・諸税法)	2	●	－	○			
		労働法Ⅰ	2	●	－	○			
		労働法Ⅱ	2	●	－	○			
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2	●	－	◎			
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2	●	－	◎			
「法学、政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	国際関係法〔公法系〕BⅠ	2	●	－	○			
		国際関係法〔公法系〕BⅡ	2	●	－	○			
		比較憲法Ⅰ	2	●	－	○			
		比較憲法Ⅱ	2	●	－	○			
		地方自治法Ⅰ	2	●	－	○			
		地方自治法Ⅱ	2	●	－	○			
		国際関係法〔私法系〕AⅠ	2	●	－	○			
		国際関係法〔私法系〕AⅡ	2	●	－	○			
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2	●	－	○			
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2	●	－	○			
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●	－	○			
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●	－	○			
		知的財産法B(意匠)	2	●	－	○			
		知的財産法C(商標・不正競争)	2	●	－	○			
		知的財産法D(著作権)Ⅰ	2	●	－	○			
		知的財産法D(著作権)Ⅱ	2	●	－	○			
		知的財産法E(関連条約)Ⅰ	2	●	－	○			
		知的財産法E(関連条約)Ⅱ	2	●	－	○			
		経済法Ⅰ	2	●	－	○			
		経済法Ⅱ	2	●	－	○			
		倒産法Ⅰ	2	●	－	○			
		倒産法Ⅱ	2	●	－	○			
		刑事政策Ⅰ	2	●	－	○			
		刑事政策Ⅱ	2	●	－	○			
		経済刑法Ⅰ	2	●	－	○			
		経済刑法Ⅱ	2	●	－	○			
経済行政法Ⅰ	2	●	－	○					
経済行政法Ⅱ	2	●	－	○					
少年法Ⅰ	2	●	－	○					
少年法Ⅱ	2	●	－	○					
外国法A(英米)Ⅰ	2	●	－	○					
外国法A(英米)Ⅱ	2	●	－	○					
外国法A(独仏・EU)Ⅰ	2	●	－	○					
外国法A(独仏・EU)Ⅱ	2	●	－	○					
外国法A(アジア)	2	●	－	○					
外国法B(英米)Ⅰ	2	●	－	○					
外国法B(英米)Ⅱ	2	●	－	○					
外国法B(独仏・EU)Ⅰ	2	●	－	○					
外国法B(独仏・EU)Ⅱ	2	●	－	○					
外国法B(アジア)	2	●	－	○					
金融商品取引法Ⅰ	2	●	－	○					
金融商品取引法Ⅱ	2	●	－	○					
政治学原論	2	●	－	○					
現代政治理論	2	●	－	○					
社会保障法Ⅰ	2	●	－	○					
社会保障法Ⅱ	2	●	－	○					
「社会学、経済学」	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	－	◎			
		マクロ経済学Ⅰ	2	◎	－	◎			
		国際経済論Ⅰ	2	●	－	◎			
		国際経済論Ⅱ	2	●	－	◎			
「哲学、倫理学、宗教学」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論Ⅰ	2	○	－	○			
		哲学概論Ⅱ	2	○	－	○			
		倫理学概論Ⅰ	2	○	－	○			
		倫理学概論Ⅱ	2	○	－	○			
修得するべき単位数				46	32	32			

表(5) 政治経済学科 [◎＝必修科目 ○＝選択必修科目 ●＝選択科目]

【注意】ガイダンス時やLive Campus U等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		授 業 科 目	単 位 数	中学校	高校			
中学校	高校			社会	地理 歴史	公民		
日本史・外国史	日本史	日本政治思想史Ⅰ	2	●	○	－		
		日本政治思想史Ⅱ	2	●	○	－		
		日本政治史Ⅰ	2	●	○	－		
		日本政治史Ⅱ	2	●	○	－		
		日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	－		
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	－		
	外国史	西洋政治思想史Ⅰ	2	●	○	－		
		西洋政治思想史Ⅱ	2	●	○	－		
		西洋政治史Ⅰ	2	●	○	－		
		西洋政治史Ⅱ	2	●	○	－		
		国際関係史Ⅰ	2	●	○	－		
		国際関係史Ⅱ	2	●	○	－		
		経済史	2	●	○	－		
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－		
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－		
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－		
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－		
		地 理 学(地誌を含む。)	人 文 地 理 学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	－
				人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	－
自然地理学概論Ⅰ	2			◎	◎	－		
自然地理学概論Ⅱ	2			◎	◎	－		
地誌	地誌学概論Ⅰ		2	◎	◎	－		
	地誌学概論Ⅱ		2	◎	◎	－		
「法学, 政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	アメリカ政治論	2	●	－	○		
		公共選択論	2	●	－	○		
		選挙制度論	2	●	－	○		
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2	●	－	○		
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2	●	－	○		
		アジア政治論	2	●	－	○		
		地域研究	2	●	－	○		
		政治学原論	2	◎	－	◎		
		現代政治理論	2	◎	－	◎		
		政治哲学Ⅰ	2	●	－	○		
		政治哲学Ⅱ	2	●	－	○		
		政治制度論	2	●	－	○		
		行政学Ⅰ	2	●	－	○		
		行政学Ⅱ	2	●	－	○		
		地方自治論Ⅰ	2	●	－	○		
		地方自治論Ⅱ	2	●	－	○		
		比較政治学	2	●	－	○		
		国際政治学Ⅰ	2	●	－	◎		
		国際政治学Ⅱ	2	●	－	◎		
		日本政治論Ⅰ	2	●	－	○		
		日本政治論Ⅱ	2	●	－	○		
		憲法A(人権)	2	●	－	○		
	「法学, 政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	憲法B(統治機構)	2	●	－	○	
			刑事法Ⅰ	2	●	－	○	
			刑事法Ⅱ	2	●	－	○	
			国際関係法〔公法系〕AⅠ	2	●	－	○	
			国際関係法〔公法系〕AⅡ	2	●	－	○	
			民法総則	2	●	－	○	
物権・担保物権法			2	●	－	○		
債権法総論			2	●	－	○		
債権法各論			2	●	－	○		
民法Ⅵ(親族法)			2	●	－	○		
民法Ⅶ(相続法)			2	●	－	○		
商法Ⅰ(会社法Ⅰ)			4	●	－	○		
立法過程論			2	●	－	○		
国会論			2	●	－	○		
地方自治法Ⅰ			2	●	－	○		
地方自治法Ⅱ			2	●	－	○		
「社会学, 経済学」			アメリカ経済論	2	●	－	○	
			ヨーロッパ経済論	2	●	－	○	
		アジア経済論	2	●	－	○		
		地域開発論	2	●	－	○		
「社会学, 経済学」		「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	産業立地論	2	●	－	○	
			ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	－	◎	
	マクロ経済学Ⅰ		2	◎	－	◎		
	ミクロ経済学Ⅱ		2	●	－	○		
	マクロ経済学Ⅱ		2	●	－	○		
	経済思想史Ⅰ		2	●	－	○		
	経済思想史Ⅱ		2	●	－	○		
	日本経済論Ⅰ		2	●	－	○		
	日本経済論Ⅱ		2	●	－	○		
	財政学Ⅰ		2	●	－	○		
	財政学Ⅱ		2	●	－	○		
	公共経済学Ⅰ		2	●	－	○		
	公共経済学Ⅱ		2	●	－	○		
	国際経済論Ⅰ		2	●	－	◎		
	国際経済論Ⅱ		2	●	－	◎		
	国際金融論Ⅰ		2	●	－	○		
	国際金融論Ⅱ		2	●	－	○		
	地方財政論Ⅰ		2	●	－	○		
	地方財政論Ⅱ	2	●	－	○			
	経済政策論	2	●	－	○			
	「哲学, 倫理学, 宗教学」	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学概論Ⅰ	哲学概論Ⅰ、Ⅱまたは倫理学概論Ⅰ、Ⅱいずれかの組み合わせ 2科目4単位選択必修	2	○	－	○
			哲学概論Ⅱ		2	○	－	○
倫理学概論Ⅰ			2		○	－	○	
倫理学概論Ⅱ			2		○	－	○	
修得するべき単位数				36	32	32		

表(5) 新聞学科 [◎＝必修科目 ○＝選択必修科目 ●＝選択科目]

【注意】ガイダンス時やLive Campus U等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		授 業 科 目	単 位 数	中学校		高校
中学校	高校			社会	地理 歴史	公民
日本史・外国史	日本史	日本ジャーナリズム史Ⅰ	2	●	○	－
		日本ジャーナリズム史Ⅱ	2	●	○	－
		日本政治史Ⅰ	2	●	○	－
		日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	－
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	－
	外国史	外国ジャーナリズム史	2	●	○	－
		メディア史	2	●	○	－
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－
地理学(地誌を含む。)	人文地理学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	－
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	－
		自然地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	－
		自然地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	－
	地誌	地誌学概論Ⅰ	2	◎	◎	－
		地誌学概論Ⅱ	2	◎	◎	－
		「法学、政治学」	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	商法Ⅰ(会社法Ⅰ)	4	●
刑事訴訟法Ⅰ	4			●	－	○
民事訴訟法Ⅰ	4			●	－	○
ジャーナリズム倫理Ⅰ	2			●	－	○
憲法A(人権)	2			●	－	○
憲法B(統治機構)	2			●	－	○
民法総則	2			●	－	○
物権・担保物権法	2			●	－	○
刑事法Ⅰ	2			●	－	○
知的財産法D(著作権)Ⅰ	2			●	－	○
日本政治論Ⅰ	2			●	－	○
政治学原論	2			◎	－	◎
現代政治理論	2			◎	－	◎
国際政治学Ⅰ	2			●	－	◎
国際政治学Ⅱ	2			●	－	◎
地方自治論Ⅰ	2			●	－	○
行政学Ⅰ	2			●	－	○
行政学Ⅱ	2			●	－	○
立法過程論	2			●	－	○
メディアと法Ⅰ	2			●	－	○
メディアと法Ⅱ	2			●	－	○
コミュニケーション政策Ⅰ	2			●	－	○
コミュニケーション政策Ⅱ	2			●	－	○

法令上の区分		授 業 科 目	単 位 数	中学校		高校		
中学校	高校			社会	地理 歴史	公民		
「社会学、経済学」	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	メディアと社会	2	●	－	○		
		メディアと歴史	2	●	－	○		
		メディアと文化	2	●	－	○		
		グローバル・コミュニケーション	2	●	－	○		
		マス・コミュニケーション論	2	●	－	○		
		メディア・コミュニケーション論	2	●	－	○		
		コミュニケーション論	2	●	－	○		
		コミュニケーションとインターネット	2	●	－	○		
		地域社会とメディア	2	●	－	○		
		コンテンツ・ビジネス	2	●	－	○		
		新聞学特論A	2	●	－	○		
		新聞学特論B	2	●	－	○		
		映像ジャーナリズム論	2	●	－	○		
		放送研究	2	●	－	○		
		東アジア・メディア研究	2	●	－	○		
		ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	－	◎		
		マクロ経済学Ⅰ	2	◎	－	◎		
		国際経済論Ⅰ	2	●	－	◎		
		国際経済論Ⅱ	2	●	－	◎		
		メディア産業	2	●	－	○		
		経営学Ⅰ	2	●	－	○		
		経営学Ⅱ	2	●	－	○		
		マーケティング論Ⅰ	2	●	－	○		
		国際マーケティング論Ⅰ	2	●	－	○		
		「哲学、倫理学、宗教学」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論Ⅰ	2	○	－	○
				哲学概論Ⅱ	2	○	－	○
				倫理学概論Ⅰ	2	○	－	○
				倫理学概論Ⅱ	2	○	－	○
		修得するべき単位数				36	32	32

表(5) 経営法学科 〔◎＝必修科目 ○＝選択必修科目 ●＝選択科目〕

【注意】ガイダンス時やLive Campus U等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		授 業 科 目	単 位 数	中学校	高校		
中学校	高校			社会	公民		
日本史・外国史		日本史概論Ⅰ	2	◎	－		
		日本史概論Ⅱ	2	◎	－		
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	－		
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	－		
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	－		
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	－		
地 理 学(地誌を含む。)		人文地理学概論Ⅰ	2	◎	－		
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	－		
		自然地理学概論Ⅰ	2	◎	－		
		自然地理学概論Ⅱ	2	◎	－		
		地誌学概論Ⅰ	2	◎	－		
		地誌学概論Ⅱ	2	◎	－		
「法学, 政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	民法Ⅰ(民法総則)	4	◎	◎		
		民法Ⅱ(物権法)	2	●	○		
		民法Ⅲ(担保物権法)	2	●	○		
		民法Ⅳ(債権法総論)	4	●	○		
		民法Ⅴ(債権法各論)	4	●	○		
		民法Ⅵ(親族法)	2	●	○		
		民法Ⅶ(相続法)	2	●	○		
		商法Ⅰ(会社法Ⅰ)	4	●	○		
		商法Ⅲ(商取引法)	2	◎	◎		
		商法Ⅳ(支払システム法)	2	●	○		
		商法Ⅴ(保険法)	2	●	○		
		民事訴訟法Ⅰ	4	●	○		
		民事執行・保全法	4	●	○		
		憲法A(人権)	2	◎	◎		
		憲法B(統治機構)	2	◎	◎		
		倒産法Ⅰ	2	●	○		
		倒産法Ⅱ	2	●	○		
		刑事法Ⅰ	2	◎	◎		
		刑事法Ⅱ	2	◎	◎		
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)	2	●	○		
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)	2	●	○		
		税法ⅡA(所得税法)	2	●	○		
		税法ⅡB(法人税法)	2	●	○		
		税法ⅢA(資産税法)	2	●	○		
		税法ⅢB(消費・諸税法)	2	●	○		
		企業法務Ⅰ	2	●	○		
		企業法務Ⅱ	2	●	○		
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●	○		
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●	○		
		知的財産法B(意匠)	2	●	○		
		知的財産法C(商標・不正競争)	2	●	○		
		知的財産法D(著作権)Ⅰ	2	●	○		
		知的財産法D(著作権)Ⅱ	2	●	○		
		知的財産法E(関連条約)Ⅰ	2	●	○		
		知的財産法E(関連条約)Ⅱ	2	●	○		
		知的財産政策	2	●	○		
		産学連携と知的財産	2	●	○		
		イノベーションと知的財産	2	●	○		
		労働法Ⅰ	2	●	○		
		労働法Ⅱ	2	●	○		
		経済行政法Ⅰ	2	●	○		
		経済行政法Ⅱ	2	●	○		
		経済法Ⅰ	2	●	○		
		経済法Ⅱ	2	●	○		
		法令上の区分		授 業 科 目	単 位 数	中学校	高校
		中学校	高校			社会	公民
				金融商品取引法Ⅰ	2	●	○
				金融商品取引法Ⅱ	2	●	○
				国際関係法〔公法系〕AⅠ	2	●	◎
				国際関係法〔公法系〕AⅡ	2	●	◎
				国際経済法Ⅰ	2	●	○
				国際経済法Ⅱ	2	●	○
				国際関係法〔私法系〕AⅠ	2	●	○
				国際関係法〔私法系〕AⅡ	2	●	○
国際契約法Ⅰ	2			●	○		
国際契約法Ⅱ	2			●	○		
国際民事紛争処理法	2			●	○		
国際仲裁	2			●	○		
外国法A(英米)Ⅰ	2			●	○		
外国法A(英米)Ⅱ	2			●	○		
外国法A(独仏・EU)Ⅰ	2			●	○		
外国法A(独仏・EU)Ⅱ	2			●	○		
外国法A(アジア)	2			●	○		
外国法B(英米)Ⅰ	2			●	○		
外国法B(英米)Ⅱ	2			●	○		
外国法B(独仏・EU)Ⅰ	2			●	○		
外国法B(独仏・EU)Ⅱ	2			●	○		
外国法B(アジア)	2			●	○		
コミュニケーション政策Ⅰ	2			●	○		
コミュニケーション政策Ⅱ	2			●	○		
「社会学, 経済学」	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	多国籍企業論Ⅰ	2	●	○		
		多国籍企業論Ⅱ	2	●	○		
		会計学Ⅰ	2	●	○		
		会計学Ⅱ	2	●	○		
		簿記論Ⅰ	2	●	○		
		簿記論Ⅱ	2	●	○		
		経営学Ⅰ	2	●	○		
		経営学Ⅱ	2	●	○		
		財務会計論Ⅰ	2	●	○		
		財務会計論Ⅱ	2	●	○		
		原価計算論Ⅰ	2	●	○		
		原価計算論Ⅱ	2	●	○		
		監査論Ⅰ	2	●	○		
		監査論Ⅱ	2	●	○		
		国際マーケティング論Ⅰ	2	●	○		
		国際マーケティング論Ⅱ	2	●	○		
		マーケティング論Ⅰ	2	●	○		
		マーケティング論Ⅱ	2	●	○		
		管理会計論Ⅰ	2	●	○		
		管理会計論Ⅱ	2	●	○		
		ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	◎		
		マクロ経済学Ⅰ	2	◎	◎		
		国際経済論Ⅰ	2	●	◎		
		国際経済論Ⅱ	2	●	◎		
国際金融論Ⅰ	2	●	○				
国際金融論Ⅱ	2	●	○				
「哲学, 倫理学, 宗教学」	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学概論Ⅰ	哲学概論Ⅰ、Ⅱまたは倫理学概論Ⅰ、Ⅱいずれかの組み合わせ2科目4単位選択必修	2	○	○	
		哲学概論Ⅱ		2	○	○	
		倫理学概論Ⅰ		2	○	○	
		倫理学概論Ⅱ		2	○	○	
修得するべき単位数				46	32		

表(5) 公共政策学科 [◎＝必修科目 ○＝選択必修科目 ●＝選択科目]

【注意】ガイダンス時やLive Campus U等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		授 業 科 目	単 位 数	中学校 高校			
中学校	高校			社会	理数	公民	
日本史・外国史	日本史	日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	－	
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	－	
		日本政治史Ⅰ	2	●	○	－	
		日本政治史Ⅱ	2	●	○	－	
		日本政治思想史Ⅰ	2	●	○	－	
		日本政治思想史Ⅱ	2	●	○	－	
	外国史	経済史	2	●	○	－	
		西洋政治史Ⅰ	2	●	○	－	
		西洋政治史Ⅱ	2	●	○	－	
		西洋政治思想史Ⅰ	2	●	○	－	
		西洋政治思想史Ⅱ	2	●	○	－	
		国際関係史Ⅰ	2	●	○	－	
		国際関係史Ⅱ	2	●	○	－	
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－	
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－	
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	－	
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	－	
地 理 学 (地誌を含む。)	人文地理学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	－	
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	－	
		自然地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	－	
		自然地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	－	
	地誌	地誌学概論Ⅰ	2	◎	◎	－	
		地誌学概論Ⅱ	2	◎	◎	－	
「法学, 政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	行政組織論	2	●	－	○	
		行政管理論	2	●	－	○	
		政策過程論	2	●	－	○	
		行政広報論	2	●	－	○	
		比較行政論	2	●	－	○	
		福祉政策	2	●	－	○	
		教育政策	2	●	－	○	
		都市政策	2	●	－	○	
		地域政策	2	●	－	○	
		農業政策	2	●	－	○	
		警察政策	2	●	－	○	
		情報通信政策	2	●	－	○	
		運輸政策	2	●	－	○	
		観光政策	2	●	－	○	
		防衛政策	2	●	－	○	
		民法Ⅰ(民法総則)	4	●	－	○	
		民法Ⅱ(物権法)	2	●	－	○	
		民法Ⅲ(担保物権法)	2	●	－	○	
		民法Ⅳ(債権法総論)	4	●	－	○	
		民法Ⅴ(債権法各論)	4	●	－	○	
		民法Ⅵ(親族法)	2	●	－	○	
		民法Ⅶ(相続法)	2	●	－	○	
		商法Ⅰ(会社法Ⅰ)	4	●	－	○	
		商法Ⅲ(商取引法)	2	●	－	○	
		商法Ⅳ(支払システム法)	2	●	－	○	
		商法Ⅴ(保険法)	2	●	－	○	
		刑法Ⅰ	4	●	－	○	
		刑法Ⅱ	4	●	－	○	
		憲法A(人権)	2	●	－	○	
		憲法B(統治機構)	2	●	－	○	
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2	●	－	○	
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2	●	－	○	
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)	2	●	－	○	
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)	2	●	－	○	
		経済行政法Ⅰ	2	●	－	○	
		経済行政法Ⅱ	2	●	－	○	
		経済法Ⅰ	2	●	－	○	
		経済法Ⅱ	2	●	－	○	
「社会学, 経済学」	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●	－	○	
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●	－	○	
		知的財産法B(意匠)	2	●	－	○	
		知的財産法C(商標・不正競争)	2	●	－	○	
		政治学原論	2	◎	－	◎	
		現代政治理論	2	◎	－	◎	
		行政学Ⅰ	2	●	－	○	
		行政学Ⅱ	2	●	－	○	
		公共政策論	2	●	－	○	
		地方自治論Ⅰ	2	●	－	○	
		地方自治論Ⅱ	2	●	－	○	
		現代行政論Ⅰ	2	●	－	○	
		現代行政論Ⅱ	2	●	－	○	
		国際政治学Ⅰ	2	●	－	◎	
		国際政治学Ⅱ	2	●	－	◎	
		政治哲学Ⅰ	2	●	－	○	
		政治制度論	2	●	－	○	
		地方自治法Ⅰ	2	●	－	○	
		地方自治法Ⅱ	2	●	－	○	
		刑事政策Ⅰ	2	●	－	○	
		刑事政策Ⅱ	2	●	－	○	
		少年法Ⅰ	2	●	－	○	
		少年法Ⅱ	2	●	－	○	
		社会保障法Ⅰ	2	●	－	○	
		社会保障法Ⅱ	2	●	－	○	
		労働法Ⅰ	2	●	－	○	
		労働法Ⅱ	2	●	－	○	
		消防政策	2	●	－	○	
「社会学, 倫理学, 宗教学」	「社会学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	経営管理論	2	●	－	○	
		経営組織論	2	●	－	○	
		経営分析論	2	●	－	○	
		ソーシャル・キャピタル論	2	●	－	○	
		ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	－	◎	
		マクロ経済学Ⅰ	2	◎	－	◎	
		経済思想史Ⅰ	2	●	－	○	
		経済思想史Ⅱ	2	●	－	○	
		財政学Ⅰ	2	●	－	○	
		財政学Ⅱ	2	●	－	○	
		地方財政論Ⅰ	2	●	－	○	
		地方財政論Ⅱ	2	●	－	○	
		国際経済論Ⅰ	2	●	－	◎	
		国際経済論Ⅱ	2	●	－	◎	
		経済政策論	2	●	－	○	
		社会保障論Ⅰ	2	●	－	○	
		社会保障論Ⅱ	2	●	－	○	
		経営学Ⅰ	2	●	－	○	
		経営学Ⅱ	2	●	－	○	
		会計学Ⅰ	2	●	－	○	
		会計学Ⅱ	2	●	－	○	
		公共経済学Ⅰ	2	●	－	○	
		公共経済学Ⅱ	2	●	－	○	
		社会政策論Ⅰ	2	●	－	○	
		社会政策論Ⅱ	2	●	－	○	
		国際金融論Ⅰ	2	●	－	○	
		国際金融論Ⅱ	2	●	－	○	
		福祉契約論	2	●	－	○	
「哲学, 倫理学, 宗教学」	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学概論Ⅰ	2	○	－	○	
		哲学概論Ⅱ	2	○	－	○	
		倫理学概論Ⅰ	2	○	－	○	
		倫理学概論Ⅱ	2	○	－	○	
		修得するべき単位数				36	32

③－２ 教科及び教科の指導法に関する科目【教科に関する専門的事項】（概論系科目）

前出表(5)に掲げる科目のうち教職課程の教科に関する専門科目（概論系科目）は、以下の表(6)のとおりです。

表(6)

科目名	単位数	履修開始年次	履修上限単位数	卒業単位への算入
日本史概論Ⅰ	2	2	含まない	算入不可
日本史概論Ⅱ	2	2		
東洋史概論Ⅰ	2	2		
東洋史概論Ⅱ	2	2		
西洋史概論Ⅰ	2	2		
西洋史概論Ⅱ	2	2		
人文地理学概論Ⅰ	2	2		
人文地理学概論Ⅱ	2	2		
自然地理学概論Ⅰ	2	2		
自然地理学概論Ⅱ	2	2		
地誌学概論Ⅰ	2	2		
地誌学概論Ⅱ	2	2		
哲学概論Ⅰ	2	2		
哲学概論Ⅱ	2	2		
倫理学概論Ⅰ	2	2		
倫理学概論Ⅱ	2	2		

- これらの科目は、卒業所要単位には算入されません。
- これらの科目は、取得しようとする免許によって修得すべき科目が異なるので、前出表(5)を参照し、よく確認して、間違いのないように履修してください。

③－３ 教科及び教科の指導法に関する科目【各教科の指導法】

各教科の指導法は、以下の表(7)のとおりです。免許状の種類・教科別に「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」（各２単位）の科目に区分され開講されます。これらの科目は、卒業所要単位には算入されません。

表(7)

科目名	単位数	履修開始年次	中学校 (社会)	高校 (地理歴史)	高校 (公民)	履修上限 単位数	卒業単位への 算入
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	2	◎	◎	－	含まない	算入不可
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	2	◎	◎	－		
社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3	◎	－	◎		
社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3	◎	－	◎		

3. 履修カルテについて

「履修カルテ」は、教職課程科目履修1年目から教育職員免許状取得まで継続して作成するものであり、「教職実践演習（中・高）」を履修するにあたり、それまでの教職課程の履修状況を把握し、教員として必要な基礎的資質の取得状況を確認・自己評価するために役立つものです。履修カルテの作成については、教職課程ガイダンスにて詳しく説明するので、必ず出席してください。

4. 教育実習について

「教育実習」は、4年次生で教育実習参加の要件を充足した者について、毎年5月中旬から11月下旬までの間に中学校・高等学校において実施されます。教育実習の単位は、中学校の免許状を取得する場合、または中学校と高等学校の両方の免許状を取得する場合、実習校において3週間以上（前出表(4)の「教育実習Ⅰ」を履修したことになる）、高等学校のみの免許状を取得する場合、2週間以上（前出表(4)の「教育実習Ⅱ」を履修したことになる）教員としての実務（授業その他の教育活動）に就き、所定の成績評価を得た場合、修得できます。

近年の教育界の動向を考えると、3週間以上の「教育実習Ⅰ」を履修することを勧めます。

なお、教育実習期間中、大学の授業は欠席を余儀なくされ、また、就職活動の妨げとなったり、公務員採用試験等が受験できなくなる可能性があるため、各自留意してください。

① 教育実習参加の要件

教育実習に参加するには、以下(1)～(3)すべての要件を充足するとともに、意欲的に教職課程の履修に取り組んでいる学生のみ、実習資格が認められます。

- (1) 3年次終了時点で、卒業に必要とされる共通科目、総合科目、外国語科目、体育・健康科目、および専門基幹科目の単位を修得済みの学生。
- (2) 3・4年次に開講される「教育実習事前・事後指導」のうち3年次の「教育実習事前指導」を全て受講した学生。
- (3) 3年次終了時点で、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「現代教職論」を含めて5科目以上の単位を修得済みの学生。

② 教育実習校の選定について

教育実習校は、実習を行う学生本人が実習を希望する中学校あるいは高等学校へ交渉のうえ、3年次の6月末までに本校指定の「内諾書」を教務課へ提出することで決定します。詳細は教職課程のガイダンスで説明を行いますので、必ず出席してください。

5. 教育実習までの諸手続

教育実習を実施するまでには、実習希望者、大学、実習校、教育委員会等の間で綿密な打ち合わせ、事務手続等が要求されます。実習希望者は、自己の立場をよく理解し、教務課掲示板及びLive Campus Uに留意し、期日の厳守、報告等を怠らないようにしてください。また、教育実習ガイダンス（事務手続の説明を含む）が随時行われます。開催日等については、別途教務課掲示板及びLive Campus Uにて指示するので留意してください。

① 教育実習参加予備調査（2年次生、12月）

2年次生を対象に、翌々年度の教育実習参加希望の予備調査を行います。これは、教育実習実施について教育委員会等に届け出を行うための重要な調査ですので、期日を厳守して必ず予備調査書を提出してください。予備調査書の提出を怠った場合、教育実習参加の申込みができないので、注意してください。

なお、実習校から内諾書が提出された後に、学生個人の都合による教育実習辞

退は認められません。

② 教育実習参加申込み（3年次生，10月）

3年次生を対象に，10月中旬に予備調査の手續完了者による正式な教育実習参加の申込みを受け付けます。手続きについては，必要書類の提出の他に，教育実習費が必要となります。

〈教育実習費〉

「教育実習Ⅰ」履修者は，25,000円（うち5,000円は事務手数料），「教育実習Ⅱ」履修者は，15,000円（うち5,000円は事務手数料）を徴収します。実習校によっては，実習費が指定される場合があります。

※実習費を返金する場合，事務手数料を除いた金額を返金します。

6. 介護等体験について

中学校教諭の免許状を取得する要件として，「介護等体験」が義務付けられています。「介護等体験」を行うにあたってのガイダンス開催日，受入れ施設の種類及び手續の方法等詳細については，別途教務課掲示板及びLive Campus Uにて指示するので留意してください。

① 「介護等体験」とは，18歳に達した後，特別支援学校（盲学校，聾学校，養護学校）と社会福祉施設等で行われる，障害者，高齢者等に対する介護，介助の他，話し相手，散歩等の付添などの交流，あるいは掃除・洗濯等の業務の補助など様々な内容（分野）を実体験することを言います。

② 介護等体験の期間は，7日間とします（特別支援学校で2日間，社会福祉施設で5日間の体験。ただし，7日間を超えても差し支えない）。

なお，3年次生で介護等体験を終了してください。

③ 卒業単位修得状況によっては，「介護等体験」を行わせない可能性があります。

7. 教育職員免許状の申請

教職課程科目の単位を充足し，卒業と同時に教育職員免許状取得を希望する学生は，学部で一括して東京都教育委員会に授与申請を行うので，遅滞なく手続きをしてください（4年次生にて6月に事前登録手續，11月に本申請手續を行います）。

本申請手續時には，免許状申請料として，1教科につき3,600円を徴収します。

なお，期間内に手続きをしない学生は個人申請となり，卒業後本人の居住する都道府県各教育委員会で授与申請をすることになります。

8. 教育職員採用試験

現在，教育職員採用は，各都道府県および政令指定都市の教育委員会，私立学校協会等において，各々独自の方式により行われています。詳細は，各自で教育委員会等に問い合わせてください。

9. 教職課程ガイダンスの出席について

教職課程の科目は，1年次生から履修することができます。しかし，教育職員免許状を取得するためには，卒業要件の修得単位数を越える単位数を修得しなければなりません。したがって，この「学部要覧」を熟読して，しっかりと自分の意志を固めてから履修してください。そのために，毎年度4月に開催される教職課程ガイダンス（教職課程履修のための全般的な注意等）を必ず受講し，卒業時に教育職員免許状を取得できるよう計画をたてることが重要です。

また，教職課程ガイダンスについては，「介護等体験に関するガイダンス」や，「教育実習に関するガイダンス」など多くのものが開催されるので，常に教務課掲示板及びLive Campus Uに注意してください。

10. 教職課程に関する年間スケジュール

教職課程履修者は、教職課程科目を履修する以外に、ガイダンス等への出席や手続が必要です。

※下記スケジュールについてはあくまでも予定です。

日程の詳細及び下記以外の連絡事項については、随時Live Campus Uや教職課程掲示板にて確認してください。

学年 月	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生
3 月 ～ 4 月	教職課程ガイダンス	教職課程ガイダンス 教職課程開始最終学年 ※3年次から開始することはできません	教職課程ガイダンス ・教育実習について ・介護等体験について 介護等体験費納入	教職委員会による教育実習参加 要件充足確認 教育実習事前レポート提出
	履修登録（Web上にて）			
5 月			介護等体験ガイダンス	教育実習随時開始
6 月			介護等体験事前指導 介護等体験随時開始 『出身学校等における教育実習 届』（内諾書）の提出締切	
	教職課程特別講座 年間 3 回実施（6 月～3 月の間で実施）			
7 月				教育実習事後レポート提出開始 （実習終了次第） 教育実習日誌提出開始 （実習終了次第） 教育職員免許状一括申請事前登 録手続 ・事前登録書、戸籍抄本の提出
8 月				
9 月			『出身学校等における教育実習 届』（内諾書）提出最終確認	
10 月				
11 月			「教育実習事前・事後指導」 （事前指導）① 「教育実習事前・事後指導」 （事前指導）②	教育職員免許状一括申請手続 ・宣誓書等の作成 ・出願申込金の納入
12 月	教職課程ガイダンス	教職課程ガイダンス ・教育実習について ・介護等体験について	「教育実習事前・事後指導」 （事前指導）③ 教育実習費納入	「教育実習事前・事後指導」 （事後指導） 教育実習報告会
	教職課程履修カルテの作成及び提出			
1 月		介護等体験参加申込書提出 教育実習参加予備調査書提出		
2 月			「教育実習事前・事後指導」 （事前指導）④	
3 月				卒業式 教育職員免許状授与

【注意事項】

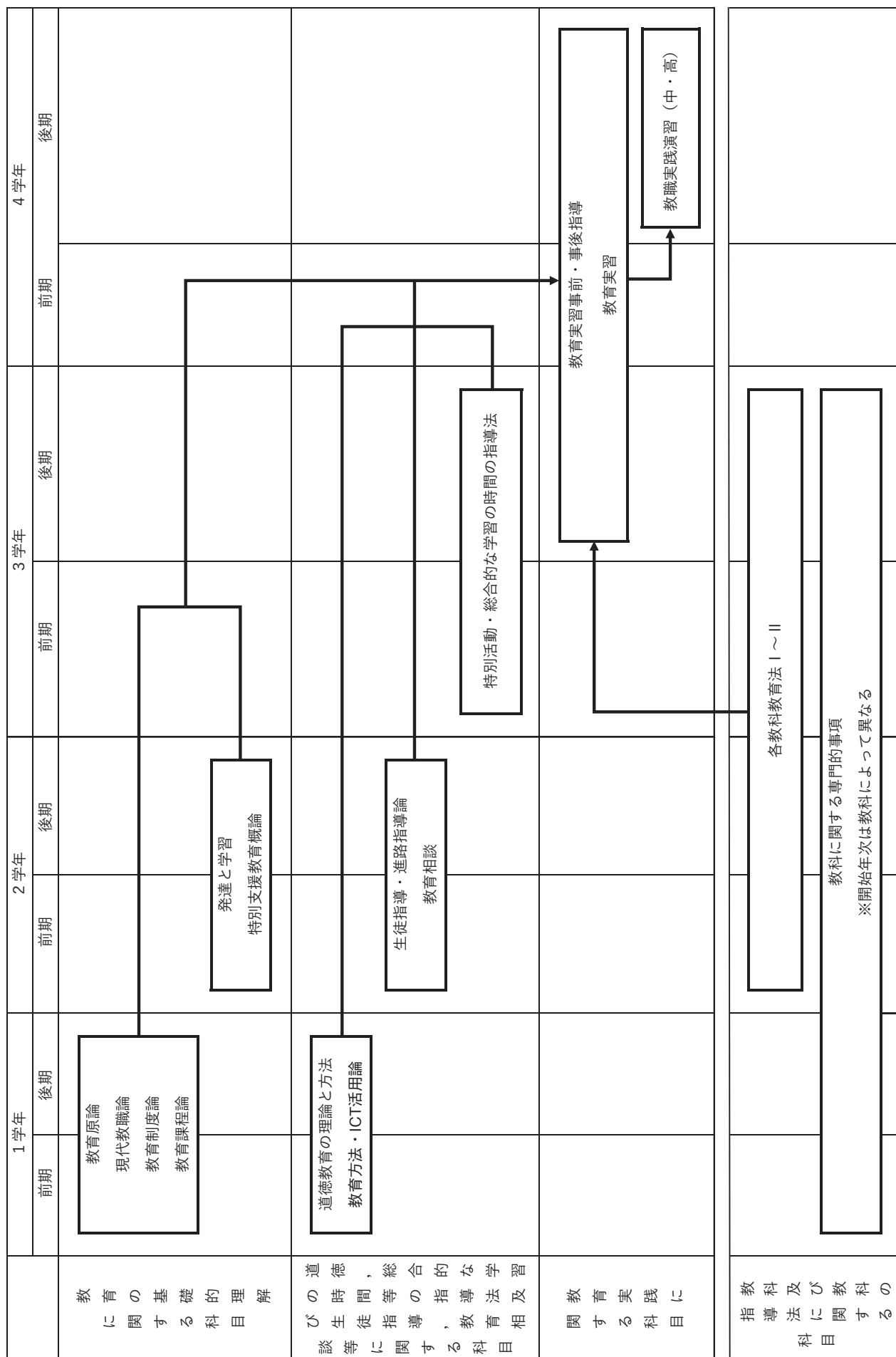
※各種ガイダンスの欠席、提出書類の未提出や各種手続を怠った場合、教育実習・介護等体験に参加できなくなります。

十分注意してください。

※教育実習内諾取得後の教育実習のキャンセル、介護等体験申込書提出後の介護等体験のキャンセルは認められません。

11. 教職課程 履修系統図

教職課程 履修系統図



1. 学生証

学生証は、日本大学法学部学生の身分を証明するものです。また、図書館の入館証も兼ねています。学生証は、各課の窓口で、諸手続を行う時や定期試験を受験する時、その他、さまざまな機会で見せられることがあるので、常に携帯しなければなりません。学生証は、極めて大切なものなので、紛失・破損のないように注意してください（スマートフォンケースのマグネット部分など、磁気の強いものへは近づけないようにしてください）。

- ① 学生証は、入学時に交付したものを在学期間中継続して使用します。ただし、裏面のシールは毎年度、貼り替えます。
- ② 学生証を他人に貸したり、使用させてはいけません。
- ③ 学生証を不正な目的に使用してはなりません。
- ④ 学生証を紛失・破損した場合は、学生課にて拾得物の確認後、速やかに教務課に届け出て、再交付の手続きを行ってください。
- ⑤ 記入事項（現住所）の変更があった場合は、学生課に届け出て裏面シールの交換をしてください。
- ⑥ 卒業時、退学時等には、学生証を必ず返還しなければなりません。

2. 学籍

入学手続時に登録した学籍内容は、学生の身分に関する事項を含む重要な内容なので、在学中はもちろんのこと、卒業後も大学に保管されます。

したがって、在学中に現住所・氏名・保証人（父母）に関する事項などに異動があった時は、速やかに事務局に変更の届出をしなければなりません。

（14. 各種手続を参照）

3. 学生番号

学生番号は、入学時に決定されます（学生証に記載された番号）。

- ① 学生番号は、転部・転科等の異動がない限り卒業まで変わりません。
- ② 在学中の学内における諸手続は、学科・学年・氏名に加え、必ず学生番号を明記しなければなりません。
- ③ 学生番号は7桁で構成されています。

（例）法律学科 2410999番の場合

24	1	0	999
↑	↑		↑
入学年	学科番号		個人番号

学科番号

[	第一部	法律学科… 1	政治経済学科… 2	新聞学科… 3
		経営法学科… 4	公共政策学科… 5	
	第二部	法律学科… 6		

4. 伝達事項

（1）学生の皆さんに対する連絡事項等は原則としてLive Campus Uによって行いますので、必ず確認してください。

（2）日本大学法学部Live Campus U

「日本大学法学部ホームページ」(<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

トップページより、「在学生の方へ」→「総合ポータルシステム」をクリック
事務局からのお知らせや、授業連絡・休講情報・補講情報など、学外からでもパソコンやスマートフォンなどから様々な情報を得ることが可能です。

科目を担当する教員や事務局からのお知らせ・呼び出しなど、重要な事項を配信しますので、必ず利用してください。

※Live Campus Uはスマートフォン・タブレット端末等でもアクセスすることが可能ですが、添付ファイルのダウンロード等、一部の機能は利用できない場合があります。

5. 学費の納入

(1) 授業料等学費の納入期限

学部第一部・学部第二部の授業料等学費の納入期限は、前学期は4月30日、後学期は9月30日です。

※納入期限が銀行休業日の場合は前営業日となります。

(2) 授業料等学費の納入方法

学費の振込は、前学期は4月上旬、後学期は9月上旬に学費支弁者宛に郵送する学費納入に関する案内を熟読の上、期限内に納入してください。

(3) 納入が困難な場合は、必ず期限前に会計課に申し出てください。

6. 休 学

病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態の者は、願い出により許可を得て、休学することができます。

① 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、「休学願」（教務課備付けの本学部所定用紙）（※1）に保証人連署の上、教務課に提出し、許可を得なければなりません。

② 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限（※2）の半数を超えることができません。許可される休学期間は当該学期末もしくは年度末（3月31日）までです。

③ 原則として、入学年度は休学することができません。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由がある場合に限り休学を認めることがあります。

④ 休学期間は、修業年限（※3）には算入されません。

⑤ 休学期間中の授業料等学費は、減免されます。減免額についてはその願い出た日により異なります。

⑥ 休学期間が満了する時は、「復学願」を提出しなければなりません。更に休学する場合は、「復学願」を提出の後、再度「休学願」を提出し、許可を得なければなりません。

⑦ 休学者は、学期の初めでなければ復学することができません。

※1 「休学願」は、前学期・通年休学の場合、前年度2月末から、後学期休学の場合、当年度8月末からの配布となります。

※2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間をいい、8年となります。

※3 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいい、最低4年となります。

休学中の学費については、以下のとおりです。

【通年休学の場合】

休学願の提出日		4/1～5/31	6/1～11/30
前学期分学費	在籍料	納 入	—
	授業料	—	納 入
	施設設備資金	—	納 入
	後援会費（第一部）	納 入	納 入
	校友会費（準会員）	—	—
後学期分学費	在籍料	納 入	納 入
	授業料	—	—
	施設設備資金	—	—
	後援会費（第一部）	納 入	納 入

【前学期半期休学の場合】

休学願の提出日		4 / 1 ~ 5 / 31
前学期分学費	在籍料	納 入
	授業料	—
	施設設備資金	—
	後援会費（第一部）	納 入
	校友会費（準会員）	—

【後学期半期休学の場合】

休学願の提出日		10 / 1 ~ 11 / 30
後学期分学費	在籍料	納 入
	授業料	—
	施設設備資金	—
	後援会費（第一部）	納 入

1. 在籍料は半期 6 万円です。
2. 通年休学の場合、前学期納入済過納学費は、後学期に振替えて充当します。
半期休学の場合、当該学期納入済過納学費は返還します。
3. 退学等により学籍を失った場合、納入済学費は返還しません。
4. 後援会費については、第一部のみ必要で、第二部は不要です。

7. 復 学

休学期間が満了する時に、再び修学する場合は、「復学願」を提出し、許可を得なければなりません。

- ① 休学期間が満了する前に、教務課より復学に関する手続要項とともに、「復学願」を送付します。復学する場合は、「復学願」を保証人連署の上、所定の期間内に教務課に提出し、許可を得なければなりません。
- ② 復学が許可された場合は、翌学期の 1 日付の復学となります。
- ③ 所定の期間内に「復学願」を提出しない場合、修学の意思がないものとみなし、除籍となることがあるので注意してください。

8. 退 学

病気その他やむを得ない事由のため、退学しようとする者は、「退学願」（教務課備付け）に保証人連署の上、学生証を添えて、教務課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 退学勧告

日本大学学則第28条第 2 項より、年度の終了時点で以下のすべての基準に該当する学生に関しては、退学勧告を行います。

- ① 入学後（編入学・学部間転部・転籍学生は法学部への転入後）、3 年以上連続して GPA が 1.50 未満であり、個別指導の対象となっている。
- ② 個別指導を経ても改善が見込まれない、または、個別指導への呼出に応じない。

10. 除 籍

日本大学学則第30条より、所定の期間内に学費を納入しない者、故なくして欠席が長期にわたる者、在学年限が 8 年を超える者は除籍となり、本学学生の身分を失います。

11. 再入学

正当な理由で退学した者が、再び学業を続けようとする時は、定められた期間内に所定の手続きをし、選考を受けて再入学することができます。再入学を希望する場合は、出願資格等が定められているので法学部入学センターへ問い合わせてください。

12. 転科・転部（第一部・第二部間）

転科とは、本学部第一部内での学科の学籍異動をいいます。

転部（第一部・第二部間）とは、本学部の第一部より第二部、又は第二部より第一部への学籍異動をいいます。

- ① 転科又は転部（第一部・第二部間）希望者の選考は、1年次から2年次及び2年次から3年次になる時に行われます。
- ② 選考時の後学期末試験までの成績（累積）が、選考に重要な条件となるので、日常の勉学に励むようにしてください。
- ③ 転科・転部（第一部・第二部間）を希望する場合は、出願資格等が毎年定められるので、法学部ホームページ（<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>）にて確認してください。問い合わせ先は入学センターです。

13. 懲戒

学生の本分にもとめる行為があった場合は、退学その他の処分が行われます。定期試験における不正行為（カンニング等）も処分の対象です。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

14. 各種手続き

各種届（願）出一覧

種 別	担当課	本人・保証人 署名捺印	備 考
休 学 願	教務課	要	休学せざるをえない事実を証明する書類の提出を求める場合がある
復 学 願		要	
退 学 願		要	
氏 名 変 更 届		不要	氏名を確認できる記載事項証明を添付すること
保 証 人 氏 名 変 更 届		不要	氏名を確認できる記載事項証明を添付すること
学 生 証 再 交 付 願		要（本人のみ）	

※各種届（願）の用紙は、教務課にあります。

なお、この他の各種届については「各種手続・配布物一覧表」を参照してください。

※「本人住所の変更」「保証人・緊急連絡先住所の変更」「学費支弁者情報の変更」は、Live Campus Uにて修正・登録してください。

注意事項

※学生への連絡は「Live Campus U」によって行いますので、常に確認するように心掛けてください。

※特に、履修登録、受験届、レポート、ゼミナール論文、学籍に関する諸届のLive Campus Uでのお知らせについては、注意深く確認して提出期限を厳守するようにしてください。

※個別の連絡、急を要する連絡を電話で行うことがあります。学校の電話番号を登録し、学校からの電話には必ず出るようにしてください。

窓口事務取扱時間（通常時）

窓口の事務取扱時間は、特別の場合（夏季休業期間等）を除き次のとおりです。

なお、変更する場合は事前に法学部ホームページ等により周知します。

	教務課・学生課	教務課・学生課 (時間外総合受付)	会計課	就職指導課
月～金曜日	9:00～18:00	18:00～20:00	9:00～18:00	9:00～18:00
土曜日	9:00～13:00	13:00～16:00	9:00～13:00	9:00～13:00

15. 証明書自動発行機

在学証明書・成績証明書・卒業見込証明書・学割証・健康診断証明書については、本館1階事務局に設置されている証明書自動発行機にて発行が可能です。

また、英文の証明書、学力に関する証明書等は発行に日数がかかります。日数については、巻末の証明書発行等手数料一覧を参照してください。なお、卒業見込証明書を発行するには、発行時期により以下のとおり必要単位数が定められていますので注意してください。

発行時期	必要単位数
4年次前学期	3年次終了時点で最低88単位
4年次後学期	4年次前学期終了時点で最低102単位

証明書自動発行機を使用する際は、学生証・手数料・パスワードがそれぞれ必要です。手数料については、巻末の証明書発行等手数料一覧を参照してください。また、パスワードの初期値は生年月日の下4桁に設定されており、必ず、初回操作時に任意の数字4桁に変更するようにしてください（誕生日が4月10日の人のパスワードは『0410』に設定されています）。

16. 通学定期券

(1) 購入方法

通学定期を購入する場合は、学生課にて裏面のシールを発行してもらう必要があります。事前に、Live Campus Uに通学区間を登録し、学生課窓口にて「通学定期乗車券発行控」を記入・提出のうえ、学生証裏面シールを発行してもらいます。学生証裏面シールが通学証明書となりますので、JR・私鉄各線等の駅係員に学生証を提示することで、通学定期券を購入することができます。

（経路確認印のないもの、手書きで修正されているものは無効です）

また、以後、同一年度内に継続して同じ経路を購入する場合は学生証裏面シールのみで購入することができます（年度内の経路変更は、住所変更の場合を除き認めていません。効率的な経路を年度の初めに設定し「通学定期乗車券発行控」を届け出てください）。なお、都営線・新幹線・バス等を利用する場合は、別途、学生課にて「通学証明書」を発行しています。

さらに教育実習などのために大学最寄駅以外の区間の「実習用通学定期券」が必要な場合、実習開始の3週間前までに学生課で手続きをする必要があります。

(2) 通学区間

通学が認められる区間及び経路は、大学へ届け出ている現住所（1人につき1箇所のみ）の最寄駅から大学最寄駅（原則として、水道橋・後樂園・神保町）までの区間で、最短営業距離・最安運賃・最短時間のいずれかに該当する場合のみに限られます。なお、アルバイト及び課外活動（クラブ活動）等、卒業（修了）に必要な単位修得以外の目的で通学定期券を購入することはできません。

(3) 通学定期が無効となる場合

適正でない区間の通学定期券を購入・使用した場合や以下に挙げる事象が発生したとき、鉄道会社の定める旅客営業規則（運送約款）に基づき、旅客運賃・増運賃を請求されるとともに、当該学生は通学定期券の発行停止及び学則により処分の対象となります。

- ① 事実を偽って購入したとき。
- ② 定期券の表面に表示された事項を消去、または改変して使用したとき。
- ③ 使用資格を失った後（学籍を消失した後）に使用したとき。
- ④ 通学定期券を記名人以外の者が使用したとき。
- ⑤ 学生証を携帯していないとき。
- ⑥ 区間の連続していない2枚以上の定期券を使用しその各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき（キセル乗車）、または片方が普通乗車券、または回数券の場合も無効となります。
- ⑦ 有効期間外に使用したとき。
- ⑧ その他、不正乗車の手段として使用したとき。

(4) 年度を跨ぐ場合の通学定期券の購入について

以下の要件を満たす場合、3月中に4月からの通学定期を購入することが出来ます。

- ① 購入時の学年が1年～3年生であり、進級が確定していること。
- ② 学生証裏面の内容（住所及び通学経路）に変更がないこと。

学生証及び手元にある通学定期券を持参して、係員のいる駅窓口で購入してください。これにより4月の駅窓口混雑時を避けることができますので、在学生はこの制度を利用して下さい。（一部鉄道会社を除く）

17. 通学手段についての注意

法学部神田三崎町キャンパスは市街地にあり、自動車・自動二輪車等での通学は、車両事故、騒音公害、道路混雑の原因となり、他の学生、地域住民への迷惑となるので禁止しています。また、自転車通学についても同様に車両事故の危険が高く、駐輪施設もないことから禁止しています。

ただし、法学部大宮キャンパスは、交通の利便性を考慮し、体育実技及びサークル活動における自転車通学のみ許可します（自動車・自動二輪車は引き続き禁止とします）。

18. 学生旅客運賃割引証

通常「学割」と称されている割引証は、旅客鉄道会社等が指定した学校の学生が、実習または帰省等で利用区間（鉄道と航路を含む）の片道が、101キロ以上ある場合、運賃が2割引（特急料金は対象外）となります。なお、学割は自動発行機により、次の使用目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り発行されます。

- (1) 休暇，所用による帰省
- (2) 正課教育活動
- (3) 正課外教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

- ① 一度に発行できる枚数は2枚までです。3枚以上の発行を希望する場合，3枚目以降は手発行になりますので学生課に申請してください。また，1週間を経過しないと次回の発行を受けることができません。
- ② 有効期間は発行の日から3か月間です。
- ③ 「学割」は，申請者のみ使用することができ，他人への譲渡は認められません。万一，不正使用した場合，使用者は割増運賃を科せられ，大学に対しては，割引制度の取消し並びに大学保管の「学割」回収等の処分がなされます。大学及び学友に多大な迷惑を掛けることになるため，不正利用は絶対にしないようにしてください。

19. 保 健 室

看護師が常駐し，学内でのけがや急病に対して応急的な処置を行います。

① 開室時間

曜日	開室時間	場所
平日	9：00～18：00	本館1階
土曜日	9：00～13：00	

② 週2回学校医が来校します。

医師との面談（相談）を希望される場合は看護師までご相談ください。

保健室では診断や治療（市販内服薬含む）は行ないません。

医師が必要と判断した場合は医療機関を紹介します。

※医師の在室時間と保健室開室時間を変更する場合は，保健室前に掲示します。

20. 学生支援室

学生支援窓口

障がい学生支援

学生支援室では，皆さんが学生生活を送るにあたり直面する学業問題，経済問題，人生問題，就職問題，家庭問題，アパート問題などの広い領域にわたって担当教職員とカウンセラーが相談に応じます。場所は本館2階に設置されています。開室時間は学生支援室入口に掲示するので確認してください。

法学部ホームページ カウンセラーへの相談（学生支援室）

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/life/consult/counseling.html>



学部その他に日本大学学生支援センターでも相談やカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを受けることができます。

日本大学ホームページ 学生支援センター

https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/



学生支援窓口では，学生生活を送るうえで「なんとなく困っているが，どこに問い合わせれば良いか分からない。」など，皆さんのちょっとした困りごとへの対応や，臨床心理士によるカウンセリングの予約もおこなっています。

また，障がい学生支援として，障がいを持つ学生が安心して学修を進められるよう，学生課・教務課・就職指導課・保健室・授業担当教員・カウンセラーと連携し

て、学生への支援をおこないますのでご相談ください。学生支援窓口は、学生支援室と同じ本館2階にあります。（受付時間：平日10時～17時/土曜9時～12時）

法学部ホームページ 障がい学生支援

https://www.law.nihon-u.ac.jp/life/consult/ds_support.html



日本大学ホームページ 障がい学生支援（特別配慮支援）

https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/



21. 定期健康診断

全学生を対象とした定期健康診断の実施は、学校保健安全法で定められています。毎年必ず全員受診しなければなりません。定期健康診断を受診できなかった場合は、自己負担にて医療機関で健康診断を受診することになります。

- ① 詳細な日程は、掲示・Live Campus Uでお知らせします。
- ② 定期健康診断の結果が「異常なし」の場合は、5月中旬より自動発行機で健康診断証明書の発行ができるようになります。何らかの理由で発行できない場合は、保健室で相談してください（医療機関の受診が必要等の理由で、健康診断証明書発行に時間がかかる場合があります）。
- ③ 定期健康診断の結果が「要精密検査」等の場合は、学校医による面談や、医療機関の紹介等を行い、健康増進のためのお手伝いをします。
- ④ 定期健康診断の結果は、6月中旬頃に学生本人住所宛てに郵送予定です。

22. 傷害事故

正課中や課外教育中あるいは課外活動中の傷害事故等について、学生が次に掲げる事故により負傷した場合、治療費の全額又は一部が支給されます（ただし、その原因が故意または重過失による場合を除く）。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院・学部を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科・ゼミナール等が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外教育中に発生した事故
- ④ 正式に団体届をした団体が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外活動中の事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

そうした事故に遭った場合は、事故の状況等について速やかに学生課へ報告してください。

なお、詳細については、学生課へ問い合わせてください。

23. 学生教育研究災害傷害保険について

法学部では、大学院を含む全学生について、日本大学法学部並びに法学部後援会の補助により、公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に一括加入しています。この保険は、以下の場合に発生した事故により、学生が死亡、または怪我をした場合に適用される補償制度です。

- ① 正課中
- ② 学校行事に参加している間
- ③ 上記以外で学校施設内にいる間
- ④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間
- ⑤ 通学中
- ⑥ 学校施設等相互間の移動中

そうした事故に遭った者は、事故の状況等について速やかに学生課へ報告してください。また、事故発生日から30日以内に、保険会社へ通知する必要があるので留

意してください。

なお、詳細については、学生課へ問い合わせてください。

24. 健康保険証

けがや病気で医療機関を利用する場合に必要となります。

国民健康保険制度では、住所地の市区町村の国民健康保険に加入することになりますが、修学のため転出する場合は、特例として転出前の市町村の国民健康保険に加入できます。国民健康保険の場合は、扶養者の住んでいる市区町村役場に、社会保険の場合は扶養者の勤務先に申請をしてください。

25. 厚生施設・セミナーハウス

大学本部及び各学部が管理・運営する厚生施設及びセミナーハウスは、所定の申込手続きを経て使用できる施設です。法学部学生がこれらの施設の使用を希望する場合は学生課まで申し出てください。（個人での申込みはできません。グループ単位のみとなります。）

〔使用手続き〕

(1) 予約

使用申込者は、使用したい施設名称を申し出て、「厚生施設予約申込書」を受領し、その場で必要事項（使用期間・男女別人数等）を記入のうえ提出し、予約を行います。

(2) 予約の内定

予約の内定ができた段階で、学生課から申込者に連絡を行います。

(3) 使用申請

申込者は、「厚生施設使用申請書」を受領し、必要事項を記入（引率教職員連署）のうえ、使用期日の10日前までに、使用者全員の名簿及び使用料金を添えて学生課で手続きをしてください。

なお、教職員が引率しない場合は、学生の中から1名の責任者を選出し、その者の署名をもって申し込んでください。ただし、本部以外の各学部が管理する施設は、引率教職員がいなければ使用できません。

他施設等詳細は、「日本大学厚生施設案内」（学生課窓口にて参照可）を参照してください。

なお、申請時期により抽選となる場合がありますので、注意してください。

26. サークル活動

法学部には公認・準公認サークルが所属しており、団体ごとに活動内容・活動場所を決めて活動を行っています。毎年11月に開催する法学部祭「法桜祭」では、サークル参加団体が模擬店等の出店や出し物の披露などを行っています。

学内だけでなく学外でも交友関係を広げ、豊かな人間関係の形成を図ることもできるものであり、大学生活がより一層有意義なものになるものと思います。各サークルについての詳細はキャンパスガイドをご覧ください。

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/student/campusguide/html5.html#page=1>

27. キャンパス内における政治・宗教活動の禁止について

キャンパス内において、特定の政治活動や、あらゆる宗教団体の伝道・布教活動は禁止されています。もしも、大学構内にて勧誘された場合は速やかに学生課まで報告・相談してください。

28. 住まいの紹介

一人暮らしを希望する学生に対して、法学部ホームページにて情報提供しています。
日本大学学生寮を始め、株式会社共立メンテナンスが展開する日本大学提携学生寮や、株式会社学生情報センター、株式会社毎日コムネットの学生マンションを紹介しています。

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/life/dormitory.html>

29. アルバイトの紹介

法学部生に募集が来ているアルバイト先を、バイトネット (<https://www.aines.net/>) にて確認することができます。

アルバイトをする際は、学業や健康面を十分考慮してください。

また、明らかに怪しいアルバイトを紹介された場合等は、トラブルに巻き込まれる前に直ちに学生課まで相談してください。

学校には相談しにくいような、労働条件・給料等の悩みや相談がある人は、最寄りの【労働基準監督署】や【労働条件・相談ホットライン0120-811-610】という相談先もあります。

30. 遺失物・拾得物

大学構内で物品・金銭を拾得した場合は、直ちに学生課へ届け出るようにしてください。届け出られた物品・金銭は、学生課で拾得日より原則3か月間保管しています。また、拾得物の有無の確認は電話ではなく直接窓口にお問い合わせください。

31. 分煙について

タバコは「完全分煙」を実施しています（電子タバコを含め）。受動喫煙防止のため、喫煙者は非喫煙者の立場で考えて、ルールを遵守してください。

また、千代田区は生活環境条例により路上喫煙禁止区域です（2000円の過料処分です）。近隣のビル等に勝手に立ち入り喫煙することも不法行為です。以下の学内喫煙場所を利用してください。

法学部神田三崎町キャンパス	2号館：1階北側屋外広場 10号館：9階屋上テラス
法学部大宮キャンパス	屋外の指定喫煙場所

32. 振り込め詐欺・悪徳商法等に注意

電話等で相手をだまし金銭を要求する【振り込め詐欺】、『忘れ物を届けるだけだから』と言われ、気が付かないうちに関与してしまっていたという例があります。気が付かなくても犯罪です。

また、契約に関するトラブルが増加しています。学生を狙った悪質な手口として以下があげられます。

会員になって商品を販売すればマージン（紹介料）がもらえる【マルチ商法】、よくある例として、友達や先輩に誘われるパターンで、断れずに契約してしまう事例が多いです。お金が無いと言うと、学生ローンや消費者金融を紹介されます。

〇〇の資格が必ず取得できる、と一般よりかなり高額な教材を売りつける【資格商法】、SNSや出会い系サイトなどで知り合った異性に誘われて、断れずに契約を結ばされる【デート商法】、身に覚えがない「架空請求」や安易にクリックしたら契約終了の画面が出て、不当に高額な金額を請求する【不当請求】等の被害やトラブルが急増しているので十分に注意するようにして下さい。

簡単に、短時間で大金を稼げる「おいしい話」は絶対にありません。親しい間柄でも怪しいと感じたらきっぱりと断りましょう。悪徳商法は、多額の借金をしたうえ友人に被害を与え加害者になる事例もありますので十分に注意してください。

不審なことがあれば、学生課・学生支援室に連絡してください。

万が一規約に関するトラブルで困ったときは、1人で悩まず直ぐに【消費者センター 03-3235-1155】へ相談してください。

33. SNSの利用に注意

X (旧Twitter)、Instagram等のSNSの利用において、不適切な表現で特定個人・団体等に対して予想外の誤解を与え、その軽率な言動の結果として、自分自身に不利益を招くケースが発生しています。

それは、あなた自身の思いやりの無さ、口の軽さ、表現力の乏しさ、想像力の貧しさ、危機管理能力の低さを全世界に発信しています。

他人事とは思わず、日本大学の学生として、責任を持って利用してください。

34. 設備、備品類の保全

大学の建物、設備、机、椅子、その他の備品類は、全学生が利用するものです。大切に利用し、保全を心掛けてください。これらを破損、汚損したときは、直ちに事務窓口に出してください。なお、故意による破損等の場合は、その補修費の弁償を求めることがあります。

35. 携帯電話等の使用

携帯電話・スマートフォン・タブレット等を使用する場合は、他人の迷惑にならないように注意してください。また、学習・研究目的で使用するPC、タブレット等（出席管理アプリ使用のためのスマートフォン含む）の充電は、許可された場所の電源コンセントのみ利用を認めています。

【利用可能場所】

- ① 各教室及び教室周辺の休憩スペース等
(本館、2号館、5号館、6号館、10号館、14号館、15号館)
- ② 学生ホール（本館、2号館、10号館）
- ③ 食堂（本館）
- ④ 図書館（閲覧ブース、演習室、ラーニング・コモンズ）

【利用禁止電源】

- ① 利用不可の表示があるコンセント
- ② 館内機器等で使用中の電源コンセント

【利用にあたっての注意事項】

- ① 利用が禁止されている電源コンセントは使用しないでください。
- ② 館内で充電しながらの「オンライン授業参加、視聴」はご遠慮ください。
- ③ デバイスやアダプタ等の破損、盗難、紛失について、大学は一切責任を負いかねますので、コンセント利用中は所持品から離れないようにしてください。
- ④ 電源ケーブルが他者の通行の妨げにならないよう、周囲に配慮してください。

36. パソコンの利用

図書館2階メディア教育センターには、法学部生・大学院生などが利用できるパソコンがあります。利用を希望する者は、各場所の受付係員に利用方法を確認のうえ、利用してください。なお、大学の行事等により、利用時間の短縮または利用できない場合もあるので掲示等で確認してください。

法学部情報ネットワーク (COLNet) について

COLNetとは

法学部には、COLNet (College Of Law Network) という情報ネットワークがあります。COLNetは、単にパソコンを利用した授業に対応するためだけのものではなく、法学部におけるすべての学生と教職員の教育・研究活動を支援促進するために設けられたコンピュータ・ネットワークを通じたコミュニケーション・ツールです。これを通じて、学部内外で、パソコンやインターネット・電子メール等の利用ができます。詳しくは、学部内サイト上に掲載されている『COLNet利用規定』及び入学ガイダンスの際に配布される資料を熟読してください。

「日本大学法学部情報ネットワーク利用内規」

COLNetの利用に際しては、刑罰法令に触れる行為をしてはいけません。それが、ネットワーク全体に迷惑を及ぼすことがあることを肝に銘じた上で、各自の目的に応じて積極的に活用してください。また、このことは、LINEやX (旧Twitter) などのSNSを利用する場合も同様です。法学部では、法令違反に反する行為の予防と、ネットワークの適正な管理、運営及び利用の確保のために、「日本大学法学部情報ネットワーク利用内規」(以下、「利用内規」) を定め、COLNet設置の趣旨目的に反する行為を行った利用者に対して利用停止の措置をとるなどの厳しい態度でのぞんでいます。この「利用内規」は、学部内サイト上に掲載の『COLNet利用規定』を参照してください。

利用できるサービス

COLNet上で利用できるサービスは、以下のようにさまざまです。

COLNetの利用

コンピュータを利用するにはユーザIDが必要です。「利用内規」においてユーザIDの貸借を禁止しているので厳守してください。

電子メールの利用

メールシステムはWebメールを採用しているので、学部内外を問わずインターネットが利用可能な環境であればどこからでも、メールを送受信できます。課題の送受信や就職活動などにぜひ利用してください。

ネットワークドライブの利用

データの保存には、NUドライブ (総容量 5 GBのクラウドストレージ) 及び、BOX (容量無制限) のクラウドストレージを利用してください。

無線LANの利用

無線LANは、「Nichidai」と「eduroam」の2種類があります。「Nichidai」は、電子ジャーナルやデータベース等の利用が可能な学内回線で、「eduroam」は、国内外の他大学や教育機関で利用可能な、国際的相互利用ローミングサービスです。

接続方法は機器によって異なりますので、以下のQRコードから参照してください。

Android接続方法



iPhone接続方法



パソコン接続方法



印刷枚数

本学部内のプリンタによる印刷については枚数制限 (毎年度500枚) があります。枚数を減らすよう工夫しながら印刷してください。また、1台のプリンタを複数のパソコンで共有しているので、大量の印刷、同一資料の複数印刷など、他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。

利用できる場所

パソコンを利用できる場所

パソコンは、2号館、10号館、図書館にあります。これらは原則として授業用に使用されます。このうち、学生が自習等で自由に利用できるパソコンは、図書館 (2階メディア教育センター / 3階～6階の個人ブース / 7階ラーニング・コモンズ) にあります。

奨学金制度

1. 日本大学特待生制度

特待生制度とは、学業成績が優秀で、品行方正な学生（1年次生を除く）を選考して特待生として奨学金を授与するものです。

- ① 特待生の選考については、1次選考として学業成績の優秀な者を選考し、2次選考にて、その人物を選考しています。選考対象となるためには、最低、以下の単位数を修得する必要があります。また、特待生選考対象者は毎年4月に、Live Campus U（対象者のみ）にて発表します。

学年	2年次生	3年次生	4年次生
修得単位数	34単位	68単位	102単位

- ② 特待生は甲種と乙種の2種類があり、甲種は授業料1年分相当額の半額及び図書費、乙種は授業料1年分相当額の半額の奨学金が授与されます。
- ③ 特待生の選考に合格した者の発表は、毎年6月頃の予定です。

2. 法学部奨学金 第1種

【目的・資格等】

学業成績が優秀（特待生に準ずる成績の者）で、人物が優れている者。

【募集時期】

公募制ではありません。候補者に対し、学部から連絡があります。

例年、5月に選考、6月に採用されます。

【奨学金額】

授業料1年分相当額の40%

3. 法学部奨学金 第2種

【目的・資格等】

優良な資質を持っており、経済的理由により学費の支弁が困難な者。

【募集時期】

例年、6月に募集があり、7月に採用されます。

【奨学金額】

第一部生：年額30万円

第二部生：年額15万円

4. 法学部奨学金 第3種

【目的・資格等】

学業成績が優秀で、人物が優れている者。

法学部の派遣交換留学に正規留学生として許可され、専門的研究を志す者。

【募集時期】

交換留学決定時に受け付けます。

【奨学金額】

往復航空運賃（エコノミークラス）を上限とする。

5. 法学部永田奨学金

【目的・資格等】

第5代総長、故永田菊四郎博士からの寄付金を基金として運用されている奨学金で、昭和34年度に設置されました。

国家試験（司法試験・国家公務員採用総合職試験等）の受験を志す者。

学業成績が優秀で、人物が優れている者。

6. 法学部山岡奨学金

【募集時期】

例年、4月に募集があり、5月に筆記試験、6月に採用されます。

【奨学金額】

年額12万円

【目的・資格等】

第3代総長、故山岡萬之助博士のご遺族からの寄付金を基金として、また、山岡記念文化財団からの寄付金により運用されている奨学金で、昭和62年度に設置されました。

国家試験（司法試験・国家公務員採用総合職試験等）の受験を志す者。

学業成績が優秀で、人物が優れている者。

【募集時期】

例年、4月に募集があり、5月に筆記試験、6月に採用されます。

【奨学金額】

年額12万円

7. 法学部杉林奨学金

【目的・資格等】

元法学部教授、故杉林信義博士のご遺族からの寄付金を基金として運用されている奨学金で、平成27年度に設置されました。

弁理士試験の受験を志す者。

学業成績が優秀で、人物が優れている者。

【募集時期】

例年、4月に募集があり、5月に筆記試験、6月に採用されます。

【奨学金額】

年額12万円

8. 日本大学小澤奨学金

【目的・資格等】

元本部常任幹事、故小澤三男氏のご遺族からの寄付金を基金として運用されている奨学金で昭和60年度に設置されました。

国家試験（公認会計士試験・税理士試験等）の受験を志す者。

学業成績が優秀で、人物が優れている者。

【募集時期】

公募制ではありません。候補者に対し、学部から連絡があります。

例年、5月に選考、6月に採用されます。

【奨学金額】

年額12万円

9. 法学部校友会奨学金

【目的・資格等】

法学部校友会からの寄付金により運用されている奨学金です。

日本大学校友会年会費（準会員）を納入している者。

また、卒業後も校友会活動に貢献できる者。

第1種

【目的・資格等】

優良な資質を持っており、経済的理由により学費の支弁が困難な者。

10. 法学部後援会奨学金

【募集時期】

例年、6月に募集があり、7月に採用されます。

【奨学金額】

第一部生：年額30万円

第二部生：年額15万円

第2種

【目的・資格等】

日本大学大学院法務研究科（法科大学院）に入学を許可され、次年度に入学する者。

【募集時期】

例年、9月から募集を開始し、2月に採用されます。

【奨学金額】

年額24万円

（司法試験予備試験短答式試験合格者は年額48万円）

【目的・資格等】

法学部後援会からの寄付金により運用されている奨学金です。

法学部後援会費を納入している者。

第1種

【目的・資格等】

優良な資質を持っており、経済的理由により学費の支弁が困難な者。

【募集時期】

例年、6月に募集があり、7月に採用されます。

【奨学金額】

授業料1年分相当額の半額

11. 日本大学創立130周年記念奨学金

【目的・資格等】

意欲と能力のある学生が、経済的理由により修学を断念することなく、安心して学べるよう家計困窮者の支援を目的とした奨学金です。

第2種

【目的・資格等】

修学意欲が堅固で優良な資質を持っており、経済的理由により学費の支弁が困難な者。

【募集時期】

例年、6月に募集があり、8月に採用されます。

【奨学金額】

年額30万円（後学期の授業料に充当されます）

12. 日本大学創立100周年記念外国人留学生奨学金

私費外国人留学生を対象とした制度で、学業成績が優秀で人物が優れており、特待生その他の本学の奨学金を受けていない者、また、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生でない者に対し選考のうえ、授業料1年分相当額の半額が給付されます。公募制ではありません。

13. 日本大学私費外国人留学生授業料減免

私費外国人留学生を対象とした制度で、授業料を一部減額することにより、経済的負担を軽減し、学業が継続され、留学の実を上げることを目的とした制度です。学業成績及び経済状況等の基準があり、審査を通過した者に対し授業料1年分相当額の20%が減額されます（後学期の授業料に充当されます）。例年、前学期中に申請を受付けます。

14. 日本学生支援機構奨学金（学外機関・給付／貸与）

日本学生支援機構では、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の給付（授業料減免含む）・貸与を行っています。貸与奨学金は卒業後、定められた期間内に割賦の方法で返還しなければなりません。

(1) 奨学金の種類

- ・給付型奨学金、授業料減免
- ・貸与第一種奨学金（無利子）
- ・貸与第二種奨学金（有利子（年利3%を上限））

(2) 募集の時期

毎年4月、9月に申込みに関する説明会を行います。掲示・Live Campus U等を注意してください。

(3) 予約採用者

高校で大学奨学生採用候補者として決定通知を受け取っている者（進学届・確認書の提出）は大学の指定期日までに「採用候補者決定通知」等の必要書類一式を学生課に提出してください。期日までに手続きされない場合は、採用取り消しになるので注意してください。

家計の急変等があった場合は、臨時採用を行いますので、学生課に相談してください。

詳細については、ホームページを参照してください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

15. その他の奨学金（学外奨学金）

地方公共団体や民間団体が、独自の方針に基づいて実施している奨学金で、各団体の選考によって奨学金が貸与または給付されます。その他、留学生を対象とする奨学金もあります。本学部へ募集のある奨学金については、本館1階東口の掲示板で案内をします。なお、奨学金によっては、他の奨学金との併給を認めない場合があるので注意してください。

16. 国の教育ローン（日本政策金融公庫）

奨学金ではありませんが、日本学生支援機構奨学金と同じく、国が運営する機関です。ローンですので返済しなければなりません。日本学生支援機構奨学金との併用も可能です。学校を経由した手続きではありませんので、詳しくは、教育ローンコールセンター【0570-008656】まで問い合わせてください。

ホームページも参考にしてください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

※奨学金制度については、学生課へ問い合わせてください。

1. はじめに

海外留学が一部の限られた人を対象としたものであった時代は昔のことであり、現在では多くの若者が海外の大学へ留学しています。若い時期に海外留学で得た貴重な経験は、決してお金で買うことのできない、将来にわたっての貴重な財産となります。学部時代の海外留学をきっかけとして、海外の大学院へ進学して国際機関などで活躍し、あるいは企業へ就職して海外勤務に就いている卒業生も多数存在しています。

日本大学（本部）及び法学部では、多数の留学希望者の要望に応えるべく、様々な形で海外留学や外国語の修得をサポートする制度を用意しています。本学は世界の各地域に協定校を有しており、各自の希望に応じた留学先の選定が可能となっています。大学間の協定に基づいた交換留学では、受け入れ大学による手厚いサポートが用意されており、留学先で修得した単位の卒業単位認定制度も設けられています。

歴史、文化そして風習などの異なる海外での留学経験は、日本を見直す良いきっかけとなり、留学で得られた語学力や国際的なセンスは、自分の将来の選択肢を幅広いものとしてくれます。特に語学力は、若ければ若いほど上達も早いといわれており、若き日のパスポートは、皆さんの可能性を無限大のものとする可能性を秘めていると言えるでしょう。

就職活動の開始時期が早まり、それに乗り遅れることをおそれて留学をためらう人もいることと思います。しかし、就職戦線を勝ち抜く上で、外国語能力、海外での経験をもとにしたものの考え方やセンスは、確実に強力な武器になることは間違いありません。

外国語を話せるようになりたいという希望を持つ人は多いのですが、言葉はあくまでもコミュニケーションのツール（道具）であって、そのツールを利用して何をしたいのが大事です。単なる挨拶だけではなく、外国語を使って専門的な話題をディスカッションできるようになるには、文法を含んだ基礎的な学習の継続が不可欠といえます。

大学とは関係なく自分で留学先を選定して留学する場合のみならず、大学が用意している交換留学制度による留学であっても、相当の語学力が要求されます。例えば、アメリカ・イギリス留学であればTOEFL (Test of English as a Foreign Language)、または、IELTS (International English Language Testing System) において、一定の成績を収めることが条件とされています。本学では、TOEFL学習やIELTS学習などのための正規授業を設けており、将来留学を希望する皆さんは、このコースを選択して学修すると共に、各国の留学に際して必要とされる語学試験に関する情報を早めに収集し、練習のつもりでこれらの試験を受けてみることもよいでしょう。

若き日は二度とやって来ませんし、大学卒業後に留学のチャンスに恵まれることはあまりありません。自分の可能性を信じて語学の修得に努めて欲しいと思います。皆さんの夢を実現するために、そして皆さんが持つ可能性を無限大のものとするために、本学は支援を惜しみません。Where there is a will, there is a way. (意志あるところに道は拓ける)。

2. 海外学術交流

日本大学及び法学部では、現在、以下の海外の主要な大学と学術交流協定等を結び、様々な形で交流を展開しています。また以下に掲載されている以外にも、日本大学本部では法学部以外の15学部が個別的に締結する多数の大学との交流協定を所管しています。最新情報は、日本大学又は法学部ホームページ等で確認してください。

(1) 日本大学海外学術交流協定校数（参考）

国名	協定校数	国名	協定校数
アメリカ	10校	アイルランド	1校
カナダ	1校	フィンランド	1校
ブラジル	1校	スウェーデン	1校
ガーナ	1校	イギリス	1校
中国	12校	ドイツ	2校
台湾	3校	オーストリア	1校
韓国	3校	スイス	1校
ロシア	2校	フランス	1校
オーストラリア	3校	スペイン	2校
シンガポール	1校	アイスランド	1校

(2) 法学部海外学術交流提携校数（参考）

国名	提携校数
アメリカ	1校
アメリカ及びカナダ	1校
韓国	1校
中国	1校
台湾	1校
フランス	2校
ドイツ	1校
アイルランド	1校
オーストリア	1校

3. 海外留学制度

(1) 日本大学交換派遣留学・派遣留学制度

日本大学では、学術交流協定に基づき、以下の大学と留学生を交換及び派遣しています。（参考）

	プログラム区分	国名	学校名	留学期間	対象
(1)	英語圏	中国（香港）	香港教育大学	9月から約1年間	日本大学 国際化推進室
(2)		アメリカ	ワシントン州立大学	8月から約1年間	
(3)			エリザベスタウン・カレッジ	8月から約1年間	
(4)			ウェスタンミシガン大学	8月から約1年間	
(5)			アラバマ大学バーミングハム	8月から約1年間	
(6)			ケント州立大学	8月から約1年間	
(7)			ウェスト・アラバマ大学	8月から約1年間	
(8)			モンタナ州立大学ビリングス校	9月から約1年間	
(9)		カナダ	トロント大学	9月から約1年間	
(10)		アイルランド	メイヌース大学	9月から約1年間	
(11)		オーストリア	クレムス応用科学大学	9月から約1年間	
(12)		スイス	北西スイス応用科学・芸術大学	9月から約1年間	
(13)		スウェーデン	ストックホルム大学	8月から約1年間	
(14)		フィンランド	LUT大学	8月から約1年間	
(15)		オーストラリア	ニューカッスル大学	約1年間	
(16)	ドイツ	ドイツ	ヨハネス・ゲーテンベルク大学	10月から約1年間	
(17)			ベルリン自由大学	10月から約1年間	
(18)	フランス	フランス	アヴィニオン大学	9月から約1年間	

	プログラム区分	国名	学校名	留学期間	対象
(19)	中国語圏	台湾	国立台湾大学	9月から約1年間	日本大学 国際化推進室
(20)			国立中興大学	9月から約1年間	
(21)	韓国	韓国	慶熙大学校	2月から約1年間	
(22)			高麗大学校	2月から約1年間	
(23)			延世大学校	2月から約1年間	

詳細については、日本大学本部学務部国際化推進室まで問い合わせてください。

(2) 日本大学法学部交換派遣留学制度

日本大学法学部では、学術交流協定に基づき、以下の大学に交換留学生を派遣しています。

(参考)

	国名	学校名	留学期間	問合せ先
(1)	アメリカ	ジョージ・メイソン大学アントニン・スカリア・ロースクール	8月上旬から約1ヵ月	日本大学 法学部教務課
(2)	ドイツ	ヨハネス・グーテンベルク大学	10月から約1年間	
(3)	フランス	アヴィニョン大学	9月から約1年間	
(4)	台湾	中国科技大学	9月から約1年間	
(5)	韓国	新羅大学校	3月から約1年間	

詳細については、教務課まで問い合わせてください。

(3) 認定校留学制度

認定校留学とは、「日本大学派遣交換留学制度及び日本大学法学部派遣交換留学制度によらず、学生個人が留学先の大学を選定し出願して、入学許可を取得した上で、本学に留学を願い出て、公式な許可を受けて留学する」ことを言います。

認定校留学制度は、学籍や履修科目等について派遣留学制度に準じた取り扱いを提供することによって、本学学生の海外留学を支援することを目的としています。

詳細については、教務課まで問い合わせてください。

(4) 国費・私費留学制度

多くの国家が日本を初めとする諸外国から国費による留学生を募集しています。たとえば、アメリカにはフルブライト奨学金、イギリスにはブリティッシュ・カウンシル奨学金、ドイツにはドイツ学術交流会（DAAD）奨学金による留学制度があります。このような国費による留学は希望者が多く、一般的に相当高度な語学力を求められます。

私費留学であっても、とくに留学先が先進諸国の大学である場合には、大学が独自の奨学金制度をもっていたり、その国の国内の民間の奨学団体もあるので、それらを利用することも可能です。

国費または私費による留学については、図書館や市販の留学関係の書籍、留学希望先の国の在日大使館や所管の在日の機関などを利用して調べることができます。

4. 海外語学研修制度

日本大学では、イギリス・ケンブリッジ大学の中の名門校の1つであるペンブルックカレッジにおいて、サマースクールを実施しています。法学部では独自に、ダブリンシティ大学（英語）、ウィーン大学（ドイツ語）、アヴィニオン大学（フランス語）、中国科技大学（中国語）、高麗大学（韓国語）において語学研修を実施しています。（参考）

	学部	国名	大学名	研修期間	問合せ先
(1)	全学部	イギリス	ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジサマースクール	夏期約4週間	日本大学 国際化推進室
(2)		アメリカ	エリザベスタウン・カレッジサマースクール	夏期3週間	
(3)		オーストラリア	ニューカッスル大学スプリングスクール	春期約3週間	
(4)	法学部	アイルランド	ダブリンシティ大学語学研修	夏期約4週間	法学部教務課
(5)		オーストリア	ウィーン大学語学研修	夏期約4週間	
(6)		フランス	アヴィニオン大学語学研修	春期約4週間	
(7)		台湾	中国科技大学語学研修	春期約4週間	
(8)		韓国	高麗大学語学研修	夏期約3週間	

詳細については、各問い合わせ先に問い合わせてください。

5. 外国人留学生

日本大学には全体で約1,600名の外国人留学生が在籍しており、法学部には約200名の留学生が在籍しています。留学生と学部生との交流を積極的に進め、学生時代から国際交流に関する豊富な知識と経験を得ることを期待しています。

図書館の利用と概要

1. 法学部図書館とは

※ 公式名称は日本大学図書館法学部分館

図書館は法学部の神田三崎町キャンパスにおいてランドマークとしてのシンボル性を持った建物です。外観のランダムなストライプは、書籍が積み重なっている様子をイメージしています。

図書館は「大学の心臓である」「頭脳である」とも言われています。それは、大学における教育や研究活動を支える重要な機関であるからです。図書館では、学習に必要な資料（図書・雑誌・データベース等）を体系的に収集、保管し、利用者に提供しています。現在、法学部5学科の専門分野の学術書を中心に約48万冊を所蔵しています。

2. 利用者支援

図書館利用ガイダンスやデータベース講習会等を開催し、よりよい図書館利用のために様々な支援をしています。

レファレンスサービスは、図書館の利用方法や学習、研究上のさまざまな問題の相談に応じます。資料の探し方・図書館の利用の仕方・あるテーマについてどんな文献があるのか知りたい等、わからないことがあれば、カウンターへお越しください。

3. ラーニング・コモンズ

図書館の7階には、図書館資料や個人のPCを持ち込んで個人学習・グループ学習など行えるラーニング・コモンズが設置されています。

ラーニング・コモンズは、本学学生が自主学習・グループ学習などを行える場所として、また、授業・ゼミナールなどのために活用できる場所として、利用することを目的にしています。互いにコミュニケーションを図りながら、自主的に学修するための空間として活用してください。

4. 学修支援

授業・講義の勉強をサポートして、今後の学生生活に役立つ学修支援相談窓口「学修サポートコーナー」をラーニング・コモンズに解説し、大学院生の先輩が論文・レポートの書き方など勉強に役立つ学修の進め方を支援しています。気軽にご相談ください。

5. 利用上の注意

図書館への入・退館は、学生証のバーコード部分を入・退館ゲートの読み取り機にかざしてください。

貸出など各種図書館サービスを受ける時には学生証が必要です。利用の詳細については、「図書館利用案内」を通読してください。

6. 開館日時

開館時間

平日 8:45~21:45（ラーニング・コモンズ 10:00~20:00）

土曜日 8:45~20:45（ラーニング・コモンズ 10:00~19:00）

日曜日 10:00~17:00（特定日）※開館の場合。ラーニング・コモンズは閉室。

※休館日は、日曜日（特定日）、祝日（授業実施日を除く）、創立記念日、休業中の一定期間です。なお、夏季・春季休暇期間、行事およびその他の事情により臨時に休館や開館時間を変更する場合があります。

7. 図書館情報

図書館の開館日程や講習会などは、カウンター上のプラズマモニターや館内の掲示、また、年4回発行している「ライブラリーニュース」でもお知らせしています。「ライブラリーニュース」は、図書館内や校舎入口に設置しているラックに置いてあります。

図書館に関する情報は、法学部図書館ホームページやLive Campus Uにも掲載しますので、確認してください。

法学部図書館ホームページ▶

(URL: <https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/>)



就職（進路）について

皆さんが法学部を卒業した後の進路には、就職、進学、留学、自営、起業などさまざまなものがあります。卒業後に自活し、さらに実りある豊かな生活を営んでいくためには、しっかりした経済的基盤が必要であり、こうした生活基盤の確保のために最も有効な手段の一つが「就職」なのです。「就職」は皆さんのこれからの生活に大きな影響を与えるものといえます。

仕事の選択は、卒業後の長い社会生活にとって重要な要素となります。どのような職業を選択するのか、本当に自分に向いた仕事は何か、そうした仕事に就くためには、どのような知識や技能や資格などが求められているのかなどを理解することが大切です。皆さんには、今日から「就職」を意識して、自分に合ったキャリアプランを作成し、将来に向かって進んで行ってください。

1. 学生生活と進路決定

皆さんは、法学部への入学を決めた時から、何かしら自分の将来について考えてきたことと思います。「自分の将来の夢」をどのようにして実現するかは、皆さん自身で決めていかなければなりません。皆さんの就職に向けた最初の活動が「授業の選択と履修」です。大学でどのようなことを学ぶかは、皆さん自身で決めていくことになります。法学部では、各学科の特性を考えた科目を配置するとともに、人格の育成に向けた幅広い総合科目の選択や、学科横断的な履修も可能です。自分に適した時間割を組んでください。なお、中学校や高等学校の教員資格取得ができる教職課程も配置しています。

法学部では、知識や資格が進路決定に大きな影響を与えることから、多くの学生研究室（p185参照）や課外講座を配置し、授業以外での知識習得、研究や学習、資格取得、自己啓発の機会などを提供しています。

法学部では、法曹（裁判官・検察官及び弁護士）や司法書士、行政書士、弁理士、経営などに関連する公認会計士、税理士、社会保険労務士などのほか、様々な資格取得のための支援を行っています。留学や就職などに役立つものとして、TOEICやTOEFLをはじめとする語学検定のための講座も開講しています。幅広い知識が求められる公務員の職種に応じた学習を支援するために、これらの学生研究室や課外講座を活用してください。

各種資格取得や語学などの高スコア獲得のためには、授業で基礎学力や知識を身に付け、そのうえで、各種試験などに向けた勉強に集中していく必要があります。強い意志と意欲で、希望を叶えるための努力をしてください。

皆さんの就職先ではさまざまな活躍の場があります。職種や役割は多種多様であり、就職先は、これらに対応できる能力や知識を求めています。グローバル化や技術革新がより加速される社会においては、こうした要求がされることは必然です。さらに皆さんには、主体性や創造性、適応性なども求められています。

このような能力や知識などは、授業だけで身につくものではありません。ゼミナールでの共同研究やプレゼンテーション、ディベートなども大いに役立つはずです。また、サークル活動を中心とした課外活動も皆さんを鍛えてくれるはずです。大学での交友や社会での交流などを通じて自分自身を磨き、個性と人間性の豊かな自己を確立していきましょう。

大学は、皆さんが社会に羽ばたく最後の準備段階です。知識やスキルのみならず、豊かな個性や人間性を身につける必要があります。多くの機会を活用すること

で、実りある人生に向けた準備をしてください。法学部では全組織を通じて、多様なプログラムで皆さんの就職活動を支援しています。

2. 社会で要求される資質

社会において要求される資質は、おおむね次のようなものが挙げられます。

- ① 主体性や目的意識：自らの進路を決定する上で、自分はなぜそうしたいのかについての明確な目的を有していることが要求されます。
- ② 行動力・実行力：目的を実現するためにはどのようにすればよいかを熟考し、それを実際に行動に移すことのできる積極性が必須です。
- ③ 自己表現力・コミュニケーション能力：社会は多様な人びとで構成されています。自分の目的を達成するためには、他者の理解と協力が不可欠です。自らの考えを明確に相手に伝える表現力、相手の意見をよく聴き、周囲の人々とのコミュニケーションを通じて、協働していくことが大切です。
- ④ 柔軟性・協調性：自分の信念を持つということは大切なことです。しかし、日々変化する社会において固定観念にとらわれることは危険です。周囲の状況を見て、その場において何が最善の策かを見出すためにも、常に様々な変化に対して柔軟に対応できる能力が必要です。

以上の4点は個人差もありますが、大学生活における交友関係、ゼミナール、サークル活動、その他様々な教職員との交流によって身に付けることも十分可能です。ゼミナールやサークル活動への加入は仲間と共感できる感受性を持ち、役割分担を学び、自主性や協調性を養うためにも、是非、加入することをおすすめします。

3. 就職その他進路決定の支援体制

就職活動期間は早期化かつ長期化が顕著となっており、早期に内定を得る学生がいる一方、準備不足から出遅れてしまう学生が出ていることも事実です。志望企業から内定を得るためにはもちろんのこと、入社後のミスマッチを防ぐためにも就職活動にむけての準備が大変重要となります。社会に出るにあたり、今後一層進んでゆくグローバル化に対応した語学力や環境適応力が大変重要であり、前向きに挑戦する事が大切です。企業が採用するにあたり、皆さんに期待するのは、大きく開花・飛躍すると期待させる潜在能力を身につけているか、企業の未来を変える人材となる可能性を有しているかです。企業は皆さんに対してより高い能力を要求しており、漫然と学生生活を送っていたのでは、就職する際に思わぬ困難に直面することになりかねません。

このことは、公務員採用試験にも当てはまります。法学部では、就職（進路）指導委員会と就職指導課の協力のもと、皆さんの就職やその他の進路決定についての相談に応じています。

就職活動においては、学生生活をどのように送ったかを一層重視するようになり、皆さんは、入学と同時に自分の将来の進路について真剣に考え始めなければなりません。そのためにも、授業科目の履修登録も慎重に考慮する必要があります。

就職（進路）指導委員会と就職指導課では、就職やその他の進路決定のために様々な行事を企画しており、皆さんがより多くの情報やスキルを取得できるよう全面的に支援をしています。各種ガイダンス・適性試験の実施、キャリア支援サイト、パソコン（インターネット使用環境）、テレキューブ（Web面接等に利用できる個室ブース）及び「キャリア相談」の設置などがそれです。ただし、自己の進路を決定するのはあくまでも皆さん自身です。就職指導課などで得た情報やスキルを

基に自己啓発・自己実現に努めてもらいたいと思います。また、就職・進路で疑問や迷いが生じたら、「キャリア相談」を積極的に活用してください。

〔就職（進路）関係資料〕

- ① 進路ガイド（１年次生・４月配布）
- ② 就職活動ガイドブック（３年次生・６月配布）

〔就職（進路）関連行事〕

- ① 通年で就職活動のサポートとなる行事を開催しています。
- ② 法学部校友会との共催で以下のような行事の開催を予定しています。
 - (1) マスコミ・メディア就活セミナー
 - (2) 法学部就活セミナー
 - (3) 資格・検定・公務員試験合格者褒賞授与式

各種課外講座について

法学部では、学生の皆さんの進路選択の幅を広げ、将来の多様なキャリアデザインに対応すべく、課外講座として各種資格試験講座や就職対策講座を開講しています。この課外講座は、全学科の学生が低廉な受講料と教材費で受講可能です。資格には大別して「国家資格」「公的資格」「民間資格」の３種類があり、下記のとおりに開講しています。

分 野	講 座 名	開講月
法律分野	司法書士講座	５月
	社会保険労務士講座	10月
	行政書士講座	５月
	宅地建物取引士講座	５月
会計分野	簿記（日商２級）講座	４月
	ファイナンシャル・プランニング技能士（２級）講座	５月
情報分野	ＩＴパスポート講座	５月
	基本情報技術者講座	９月
公務員	スタートアップ講座（１年次生対象）	11月
	入門コース（２年次生対象）	５月
	地方上級・国家一般職コース（３年次生対象）	４月
	地方公務員・教養コース（３年次生対象）	４月
	警察官・消防官コース（３年次生対象）	５月
教員	教員採用試験対策講座	５月
就職対策	秘書技能検定（準１級、２級）講座	４月
	筆記試験対策講座	５月・10月
	就活ゼミ	９月～11月 12月～２月

※上記は、令和６年度の内容となります。

〔課外講座案内資料〕

- ① 資格・検定・公務員試験サポートガイド
- ② 課外講座案内

上記、課外講座とは別に、海外留学や語学の修得を望む学生の増加に応じて、次頁のとおりに課外講座を実施しています。開講等の詳細については、毎年異なりますので、Live Campus Uより配信するお知らせを適宜確認してください。

4. キャリア支援サイト及び NU就職ナビ

①キャリア支援サイト

就職指導課からのお知らせは、「キャリア支援サイト」とLINE公式アカウントから行いますので、日頃から確認するようにしてください。

【キャリア支援サイト】

(URL : <https://sites.google.com/g.nihon-u.ac.jp/law-career-support/>)

※Live Campus Uのトップページからもアクセスできます。



②NU就職ナビ

日本大学生のための就職支援サイトです。必ず登録してください。

日本大学の学生向けに求人情報や、インターンシップ情報を得ることができるサイトです。卒業生が活躍する企業や体験談を閲覧できるほか、希望進路登録、進路決定登録もこちらでできます。

【NU就職ナビ】

(URL : <https://uc-student.jp/nihon-u/>)

※スマートフォン・パソコンからアクセス可能です。



	講 座 名	開講期間
(1)	英検/IELTS集中課外講座	5～6月, 10月
(2)	TOEIC集中課外講座	7月, 11～12月
(3)	TOEFL課外講座	5～7月
(4)	留学・研修のための英語課外講座	5～7月, 10～12月
(5)	留学・研修のためのドイツ語課外講座	5～7月
(6)	ドイツ語検定試験対策課外講座	11～12月
(7)	留学・研修のためのフランス語課外講座	11～12月
(8)	中国語検定試験準4級直前対策講座	11月
(9)	ドイツ語短期集中課外講座	2～3月

※上記は、令和5年度の内容となります。

詳細についてはLive Campus Uよりお知らせしますので、確認してください。

学生研究室について

法学部には資格取得・公務員試験対策のため、以下の学生研究室が設置されています。各研究室の詳細は、Web上で配布している「学生研究室案内」を参照してください。入室を希望する場合は、研究室ごとに実施する説明会に参加してください。

司法科研究室（法科大学院進学・司法試験予備試験・司法試験対策）

法学研究所学生研究室部門

- ① 司法書士科研究室（司法書士試験対策）
- ② 税理士科研究室（税理士試験対策）

政経研究所学生研究室部門

- ① 行政科研究室（国家公務員採用試験〔総合職〕・国家公務員採用試験〔一般職〕・地方公務員採用上級試験対策）
- ② 公認会計士科研究室（公認会計士試験対策）

国際知的財産研究所研究室部門

- ① 弁理士科研究室（弁理士試験対策）

大学院法学研究科の概要

大学院法学研究科は、社会科学を主な研究対象とし、現代における多様な社会現象を、高度な学理をもって法学・政治学的に究明すると同時に、幅広い教養を身につけた専門性豊かな研究者の養成、社会の要請に応えた高度専門職業人の養成をなし、社会人の再教育によるキャリア・アップを目指すための高度な教育を提示しています。専攻は公法学・私法学・政治学の3専攻があり、博士前期課程（2年）と博士後期課程（3年）の2つの課程に分かれています。

博士前期課程は専攻科目を主として32単位以上を修得し、学位論文を提出して最終試験に合格した者に対し、それぞれの専攻により修士（法学）、修士（政治学）の学位が授与されます。博士後期課程は博士前期課程を修了した者が選考により入学を許可され、必要な単位を修得したうえで専攻科目につき所定の研究指導を受け、独創的研究に基づく学位論文を提出して最終試験に合格した者に対し、専攻により博士（法学）、博士（政治学）の学位が授与されます。また、学位論文が法学または政治学の分野に関連する学際的研究である場合には、博士（学術）の学位が授与されます。

一般入学試験は、9月（博士前期課程）と2月（博士前期課程）に2回実施されます。また、本学部卒業見込で一定の推薦基準を充足している者については、一般入学試験と同時期に2回実施される推薦入学試験（博士前期課程）を受験することができます。選考内容は、一般入学試験が書類審査、筆記試験（外国語・論文）、及び口述試験、推薦入学試験が書類審査及び口述試験によって行われます。博士後期課程の入学試験は、3月に実施され、書類審査及び修士論文等の審査並びに筆記試験（外国語・論文）、口述試験によって行われます。

また、博士前期課程には社会人特別入学試験があります。この社会人特別入学試験は、第1期：11月・第2期：3月の2回実施され、選考内容は筆記試験（論文）と口述試験です。さらに、社会人特別入学試験には、政治学専攻公共政策コースとして、標準コースと1年制コースがあり、後者は出願資格に該当したものは1年間で修了が可能です。両コースの選考は、書類審査と口述試験のみで行われます。

さらに、本研究科に進学を希望する学部4年次生で一定基準を充足した者を対象として、入学前の4年次在学中に大学院博士前期課程科目の履修を行うことができる大学院科目早期履修生制度があります。

なお、本大学を卒業した方は、入学金が免除となります。

この他大学院についての詳細は、教務課まで問い合わせてください。

専攻別入学定員

研究科名	専攻別	前期課程定員	後期課程定員
法学研究科	公法学専攻	30名	4名
	私法学専攻	30名	4名
	政治学専攻	15名	4名

※上記入学定員は、本研究科で行われる全ての入学試験の合計定員です。

大学院新聞学研究科の概要

1. 本研究科の目的

本研究科は「高度情報化された民主的社會におけるジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み、新聞学のより専門的な知識及び実践能力の涵養に努め、もって民主主義および民主的社會の發展に資する」という理念に基づき開設された日本で唯一の「新聞学」との名称を冠した研究科です。新聞学専攻博士前期課程（平成22年4月開設）と新聞学専攻博士後期課程（平成25年4月開設）によって構成されています。ここでいう新聞学とは、ジャーナリズムの訳語であり、その基盤は本学法学部新聞学科にあります。

本研究科の研究対象は、ジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域であり、学際的・融合的な体系及び学理を構成する領域も、文学、社会学、政治学、社会心理学、文化人類学などとても多岐にわたっています。このように現代新聞学の射程は大きな広がりを持っています。

近年、デジタル化を原動力とするメディア技術の急速な發展、それがもたらすジャーナリズムやメディア環境の変化は、関連する政策、法制、諸制度のパラダイムを転換させ、公共性の再考と新たな倫理構築という課題を研究者や研究機関などに突きつけています。それゆえ、ジャーナリズムやメディアの研究・実践に関わる者にとって、さまざまな課題に対する批判的思考力に基づく洞察力、分析能力及び解決能力の涵養が求められているのです。そうした能力を礎にして、新たな公共性原理を構想し、現実に実現可能なパラダイムへと変換し、新たな倫理観を構築することは、高度な専門知や実践知の發現であり、それはジャーナリズム及びメディアの質の改善・向上に寄与することになります。

2. 博士前期課程

① 養成する人材

博士前期課程においては①「新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者、教員を養成すること」②「新聞学に基づく高度な専門知識・実践能力を持つ高度専門職業人を養成すること」を目的としています。後者はマス・メディアなどで活躍するジャーナリストを意図していますが、そこにはすでにマス・メディアなどで働いている方たちに対するリカレント教育なども含んでいます。

② 定員と学位

博士前期課程（2年間）は入学定員10名（収容定員20名）。専門科目などを中心に32単位以上の学科目を修得し、予備審査を通過した後に学位論文を提出して本審査に合格した者に対して、修士（新聞学）の学位が授与されます。

③ 入学試験

入学試験については、博士前期課程は一般入学試験第1期（11月下旬）と第2期（2月中旬）の2回実施されています。同時期に社会人特別入学試験、留学生試験、推薦入学試験も実施されます。一般入学試験の選考方法は書類選考と筆記試験（母国語を除く外国語・新聞学に関する論文）及び口述試験です。

社会人特別入学試験選考方法は書類選考と小論文及び口述試験です。

留学生試験の選考方法は書類選考と筆記試験（日本語・新聞学に関する論文）及び口述試験を行います。

推薦入学試験の選考方法は書類選考と口述試験です。

3. 博士後期課程

① 養成する人材

博士後期課程では前期課程で養成する人材に加えて教育・研究機関のみならず、企業、行政及び国際機関などの中核的ポジションへの奉職を目指し、「新聞学に基づく高度な専門知識の開発と蓄積によって培われた洞察力、分析力及び問題解決能力を有した人材」を養成することを目的としています。

② 定員と学位

博士後期課程（3年間）は入学定員3名（収容定員9名）、上述の講義12単位以上を修得し、レフェリー制のある学術雑誌への関連論文の掲載など論文提出に必要な条件を満たしたうえで提出された学位論文の学位論文審査に合格した者に、博士（新聞学）の学位を授与します。

③ 入学試験

博士後期課程入学試験の選考方法は、①書類審査 ②修士論文もしくは研究レポート ③筆記試験（外国語（留学生は日本語）・論文）の審査 ④口述試験です。博士後期課程の入学試験は、博士前期課程第2期一般入学試験（2月中旬）と同時期に実施される予定です。

4. 受験生へのメッセージ

本研究科は、ジャーナリスト志望の学生に対して、現場で働くジャーナリストを講師に招いて、理論などの学術的な研究と共に実践的な事柄についても学べる教育を行っています。また、日本という地域特性を踏まえて、ジャーナリズム教育の伝統と歴史のある西欧諸国に限定することなく、広くアジア諸国などの留学生に対しても門戸を開いています。

また都心部にあるという地理的利便性、夜間にも講義を開講している点などから、ジャーナリズム・メディア関連の実務経験者や在職者のスキルアップ、これらに興味のある社会人の方々の入学も歓迎致します。

大学院法務研究科の概要

1. 法曹養成制度の中核としての法科大学院

本研究科は、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院（法科大学院）です。法曹（裁判官・検察官・弁護士）となるには司法試験に合格することが必要ですが、司法試験の受験資格は、原則として法科大学院の課程を修了した者に与えられます（司法試験法第4条第1項第1号）。なお、令和5年より、一定の条件を満たした場合、法科大学院在学中の最終年次に司法試験を受験することも可能になりました。

修了には、原則3年間の在籍が必要です（未修者）。ただし、法学の基礎を学んだと認定された者は、2年間で修了することができます（既修者）。

	既修者	未修者
標準修業年限	2年間	3年間

修了の認定を受けた者に対し、法務博士（専門職）の学位が授与されます。

司法試験は、修了後5年間（在学中受験をした場合は受験年数分を減じた年数）受験することができます。司法試験合格後、1年間の司法修習を終えると、晴れて法曹として活躍することができます。

2. 法務研究科での教育

本研究科では、研究者と実務家からなる教員により、双方向の少人数教育を実施しています。入学定員を60名と絞った上、法律基本科目（講義科目）では1クラス20～30名程度、法律基本科目（演習科目）や法律実務基礎科目や演習科目では、15名程度の規模で徹底した少人数授業による、個別指導を含めたきめ細かい教育に努めています。

法律基本科目を十分に修得すれば、他の関連科目に十分対応できるとの認識の下、司法試験に合格し実務法律家になるために必要とされる法律基本科目に重点を置いたカリキュラムを編成しています。

なお、本研究科は夜間開講もしており、働きながら法曹を目指すことが可能です。

3. 充実の支援体制

本研究科では、専用図書室や、朝7時から夜12時まで利用可能な自習室を設置しており、学習環境の充実に努めています。弁護士である助教による学習相談も行っており、入学前の研修や、修了後の学修環境の継続（研修生制度）と併せ、継続的に学ぶ環境が整っています。

また、経済的支援（独自の給付奨学金等）も充実させており、学部時代にきちんと法律の基礎を身に着けた方が集中して学べる環境を提供しています（本学出身者は入学金が免除となります）。

出身法曹による校友組織（日本大学法曹会）にも、就職支援を含めた各種支援を行って頂いています。

4. 進学に当たって

本研究科では、法学部と法曹養成に向けた緊密な連携を取りつつも、独自の方針に基づき入学試験を実施しています。従って、法学部を卒業しただけでは、自動的に既修者となるものではない点について留意してください。

なお、本学法学部には、法曹コースがあり大学院進学者を対象とした早期卒業制度を利用することで「学部3年＋法科大学院2年」の5年間（在学中受験をした場合は最短4年間）で司法試験受験資格を得ることも可能ですので、積極的にチャレンジしましょう。

法曹養成の仕組みや本研究科について詳しく知りたい方は、進学説明会・相談会に参加されるか、大学院事務課までお問い合わせください。

一人でも多くの方が本研究科で学び、法曹として広く社会で活躍されることを期待しています。

各種手続・配布物一覧表

※各種手続の際には学生証を呈示してください。

また、*印については手数料が必要となるので次頁一覧を参照してください。

項 目	受付及び手続場所	備 考
履修登録（含、相互履修）	教 務 課 (Live Campus Uを含む)	履修登録の手引き及び時間割表をLive Campus Uにて配信
時間割表		〃
追試験受験願		
再試験受験届		
成績通知書		Live Campus U（教務）より印刷可
休学願		
復学願		
退学願		
卒業延期手続		
学生証再発行		
* 在学証明書の発行		証明書自動発行機で発行可
* 成績証明書の発行		証明書自動発行機で発行可
* 卒業（見込）証明書の発行		卒業見込証明書の発行 前学期発行：88単位以上修得済の4年次生のみ 後学期発行：102単位以上修得済の4年次生のみ
* 人物考査書発行（教員志願用）		
氏名・通称名等に係る手続きについて		提出方法は教務課に確認
保証人変更届		
語学分野課外講座		
学割証発行	学 生 課	証明書自動発行機で発行可
通学証明書発行		
* 健康診断証明書発行		証明書自動発行機で発行可
現住所変更		Live Campus Uにて変更
奨学金制度に関すること		
海外渡航に関すること		
拾得物・遺失物		
アルバイト等紹介・アパート等紹介		
大学の施設使用手続・大学の物品使用手続		
厚生施設の利用（学生）		
学費支弁者情報変更		Live Campus Uにて変更
学費の納入	会 計 課	
厚生施設利用料等の納入		
推薦書発行（就職試験用）	就 職 指 導 課	
履歴書配布（就職試験用）		
NU就職ナビ（進路希望）		
卒業・修了後の進路決定届		
就職に関すること		
課外講座（語学分野を除く）に関する事項		
資格・検定・公務員試験合格者褒賞制度に関する事項		
司法科研究室に関する事項	学生研究室事務室 (研 究 事 務 課) 5号館2階	
司法書士科研究室に関する事項		
弁理士科研究室に関する事項		
税理士科研究室に関する事項		
行政科研究室に関する事項		
公認会計士科研究室に関する事項		
図書館の利用に関すること	図 書 館	
転科・転部（第一部・第二部間）に関すること	入 学 セ ン タ ー	
COLNetに関すること	メディア教育センター	

証明書発行手数料等一覧

種 類	摘 要	金 額	手 続 先	作成に要する日数	備 考
在学証明書	1 通につき	100円	教 務 課	即日	証明書自動発行機で発行可
成績証明書	〃	200円		即日	〃
卒業見込証明書	〃	100円		即日	4 年次生のみ 証明書自動発行機で発行可
英文証明書（オリジナル）	〃	600円		7 日	申込 1 回につき 1 通目をオリジナル
英文証明書（コピー）	〃	200円		7 日	申込 1 回につき 2 通目以降をコピー
教育職員免許状取得見込証明書	〃	100円		3 日	
学力に関する証明書（社会・地歴・公民 各）	〃	200円		7 日	
人物考査書（教員志願用）	〃	100円		面接後 7 日	
学生証再発行	—	1,000円		1 日	
健康診断証明書	1 通につき	100円	学 生 課	即日 ※発行は 5 月中旬～ 3 月中旬まで	証明書自動発行機で発行可

各 種 連 絡 先

本 館

庶 務 課 03-5275-8501
 教 務 課 03-5275-8502
 入 学 セ ン タ ー 03-5275-8503
 会 計 課 03-5275-8504
 学 生 課 03-5275-8505
 管 財 課 03-5275-8507

5 号館

司 法 科 研 究 室 03-5275-8757
 学生研究室事務室 03-5275-8670

10号館

就 職 指 導 課 03-5275-8509

図書館

図 書 館 事 務 課 03-5275-8620

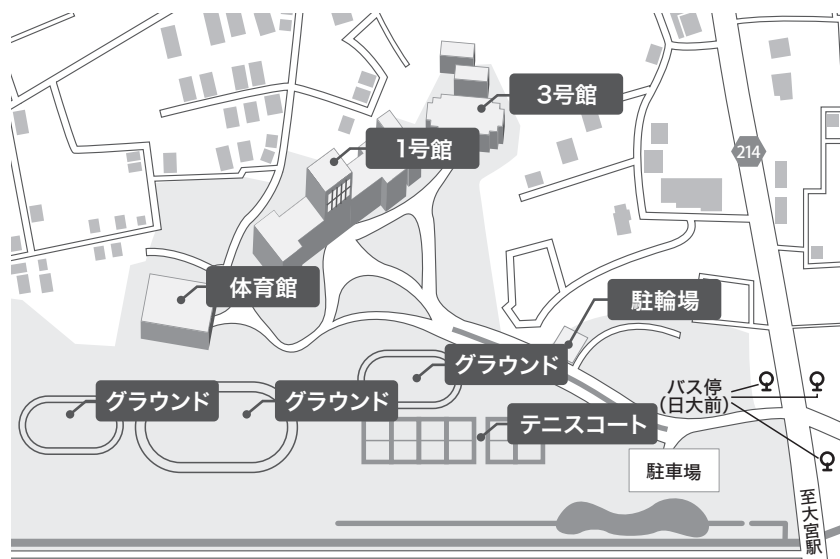
校舎案内図

神田三崎町キャンパス



[住所] 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1

大宮キャンパス



[住所] 〒337-0032 埼玉県さいたま市見沼区東新井541

